



# HW

**human welfare**

**VOL. 18 NO. 1**

**Special Issue:  
A Tribute to Our Retiring Professor**

表紙について

---

片時も一つの姿にとどまらず、刻一刻と形をかえていく砂漠。  
その砂漠のように、実体をつかむことが難しい現代社会で  
「福祉」がどのような役割を果たすことができるのかを  
見る者に問いかける。

## 互いに鍛え合う良き仲間として

人間福祉学部長 山 泰 幸

関西学院のスクールモットー、“Mastery for Service”は、「奉仕のための練達」と訳されますが、この言葉は、隣人や他者を思いやり、世の中に仕えて生きる人間の姿を理想として、人類に対してよりよい働きができるように自ら鍛錬し、人間的な成長を求め続ける生き方を表していると思います。言い換えれば、人や世の中に仕える、ということは、簡単なことではなく、自ら取えてする鍛錬が必要とされるほど、とても難しいことを意味しています。また、鍛錬するためには互いに鍛え合う良き仲間が必要であると思います。

人間福祉学部は、このようなスクールモットー“Mastery for Service”にふさわしい、隣人や他者を思いやり、世の中に仕えて、よりよい働きができる人間を目指して、社会福祉、社会起業、スポーツ科学、死生学などの分野を中心に、2008年の創設以来、学生と教職員が互いに鍛え合う良き仲間として、ともに歩みを続けてきました。

今年度の主な行事として、6月にDean's Brown Bagを開催いたしました。初代学部長であった芝野松次郎名誉教授の発案で始まりましたが、コロナ禍のため中断されて以来、昨年じつに5年ぶりに再開され、引き続き今年も開催いたしました。学生と教職員が学部長室に集まり、ランチを一緒にしながら和気藹々と歓談し、久しぶりに楽しい時間を持つことができました。人間福祉学部の恒例行事として再び定着することになりそうです。

また、12月には関学では、人間福祉学部ならではの恒例行事である「クリスマス祝会」が今年も開催され、人間福祉学部の教職員や学生を中心に約100名が参加しました。第1部では、嶺重淑先生の司式のもとクリスマス礼拝が行われ、今年は数年ぶりに教員クワイアが復活し、讃美歌を演奏いたしました。第2部では、関西学院交響楽団による演奏、人間福祉学部の学生による木管・金管楽器の演奏、甲斐知彦先生とゼミ生によるギターの弾き語り、ウィメンズ・グリーククラブによる合唱など、盛りだくさんの祝会となりました。最後に、学部長がサンタクロースになって、トナカイと一緒に登場するプレゼントコーナーがあり、サンタがくじ引きの当選番号を読み上げる度に、会場は歓声に包まれ、たいへん盛り上がりました。

1月には、今年度をもってご退職される桜井智恵子先生の最終講義が行われました。桜井先生の学生時代のご経験から、どのように問題意識が芽生えて、現在のご研究に至ることになったのか、最終講義ならではの内容で、多く参加者が感銘を受けたと思います。学生にたいへん人気のある桜井先生がご退職されるのは寂しい限りではありますが、新たな門出を心よりお祝いするとともに、長年に渡る桜井先生の人間福祉学部へのご貢献に対して、この場を借りて、心より感謝したいと思います。また、今年度は、小林亮哉先生、竹森美穂先生、頼政良太先生、相川聖先生が転出されることになりました。新天地でのご活躍を心より祈念したいと思います。一方、うれしいニュースとして、社会福祉学科に畠山由佳子先生、平尾昌也先生を、社会起業学科に川中大輔先生

を、学科共通に池名友先生をお迎えすることができました。お世話になりますが、よろしく願いいたします。

人間福祉学部は 2025 年度で創設 18 年目を迎えました。関西学院大学のなかでは、比較的新しい学部になりますが、前身としての社会学部社会福祉学科、さらに古くは文学部社会事業学科以来の長い伝統があります。今後とも、“Mastery for Service” の理念にふさわしい、隣人や他者を思いやり、世の中に仕えて、よりよい働きができる人間を目指して、学生、教職員一同、互いに鍛え合う良き仲間として歩みを続けていきたいと思っています。より一層のみなさまのご理解、ご協力を心よりお願いいたします。

最後に、コロナ禍のたいへん厳しいなか学部長を務めてくださった武田丈先生のあとを受けて、力不足に関わらず学部長に就任しましたが、先生方、職員の方々、学生の皆様のご理解とご支援、ご協力のおかげさまで、2 年間の任期を無事に終えることができました。心より感謝いたします。2026 年 4 月から 2 期目に入ることになりますが、引き続き、よろしく願いいたします。

目次

2026. 3 第 18 卷 第 1 号

---

◆巻頭言	山 泰幸	1
------	------	---

---

◆特集 退職記念		
桜井智恵子教授 略歴・主要業績		5
〔記念論文〕		
それは「排除／包摂」「機会の平等」「発達」という課題か —研究枠組みにおける社会問題を読み替える体系—	桜井智恵子	11
桜井智恵子先生のご退職に寄せて	嶺重 淑	21
桜井智恵子先生のご退職によせて	今井小の実	27

---

◆論文		
障害者の雇用創出と地域社会参加を促進するソーシャル・ファームの検討 —A 型事業所の地域とのつながり意向と利用者の地域生活の変化に着目して— .....	平尾 昌也	33
がん医療におけるソーシャルワーク実践の再構成 —Be-TOMO (Beppu Together for Oncology Mindful Outreach) の 生成と展開をめぐる協働オートエスノグラフィー— .....	井上 祥明、玉野緋呂子、池埜 聡	47
韓国における介護保険制度と外国人介護人材確保に向けた政策動向に関する研究 .....	金 慧英、澤田有希子、大和 三重	69
実子をもつ里母の母親役割に関する探索的研究 —里親家庭における実子と里子をはぐくむ母の語りから—	高橋 昌子	83
子どもの貧困と学力形成における社会関係資本の役割 .....	牧野 花音、安藤 幸	103

---

◆研究ノート		
アクティブ・シニアと福祉専門職との連携の可能性 —地方のシニア住民が都市部の大学生と地域・世代を超えて 協働したオンライン・スタディツアーを例に—	安藤 幸、西川ハンナ	115

社会福祉系進路希望学生に対する就職支援：福祉系キャリアナビの取り組みから .....竹森 美穂、平井亜里砂、織田 佳晃	125
--	-----

◆2025 年度人間福祉学部報

社会福祉学科.....	135
社会起業学科.....	137
人間科学科.....	138
言語教育.....	140
チャペル.....	141
外国人留学生懇談会.....	144
Dean's Brown Bag ブラウン・バッグの集い.....	145
人間福祉学部優秀卒業研究賞「あじさい賞」.....	146

◆2025 年度人間福祉研究科報

博士学位論文・修士学位論文.....	147
人間福祉研究科優秀修士論文賞「駒草賞」.....	148

◆新任教員紹介..... 149

◆退職教員紹介..... 151

◆人間福祉学部研究会

研究会.....	155
諸行事.....	160

◆関西学院大学人間福祉学部研究会会則..... 165

◆関西学院大学人間福祉学部研究会名誉会員制度規則..... 166

◆「Human Welfare」編集内規..... 167

◆編集後記..... 169

◆会員名簿..... 169

桜井智恵子教授 略歴・主要業績



— 略 歴 —

学 歴

- 1977年3月 The University of the Philippines, the Social Welfare and Community Development 留学
- 1992年3月 大阪女子大学学芸学部人間関係学科卒業
- 1994年3月 大阪市立大学大学院生活科学研究科 前期博士課程修了（修士）
- 1997年3月 大阪市立大学大学院生活科学研究科 後期博士課程満期退学
- 2008年3月 大阪市立大学大学院生活科学研究科（博士）

職 歴

- 1997年4月 頌栄短期大学専任講師
- 2000年4月 頌栄短期大学・専攻科助教授
- 2005年4月 大谷女子大学教育福祉学部助教授
- 2007年4月 大阪大谷大学教育学部・専攻科教授
- 2017年4月 関西学院大学人間福祉学部人間科学科・人間福祉研究科教授

— 学会及び社会における活動等 —

所属学会

- 1994年4月 日本教育学会会員（至2018年6月）
- 1995年12月 日本保育学会会員（至2010年）

1996年7月 日本社会福祉学会会員（至2011年3月）  
1999年6月 日本教育政策学会会員（至2004年）  
1999年7月 日本教育社会学会会員  
2000年11月 日本子ども社会学会会員（至2011年）  
2002年6月 日本教育政策学会理事・紀要編集委員（至2004年5月）  
2009年7月 日本子ども社会学会評議員（至2011年6月）  
2020年5月 社会思想史学会会員  
2020年6月 福祉社会学会会員

### 社会活動

1992年4月 大阪市生野保健センター心理相談員（至1997年3月）  
1992年4月 障害児通園施設「生野こどもの家」スーパーバイザー（至1997年3月）  
2004年4月 兵庫県教育委員会 学校評価システム検討委員会幼稚園部会長（至2005年3月）  
2005年4月 大阪府東大阪市社会福祉審議会委員、児童福祉部会副会長（至2008年3月）  
2006年4月 兵庫県川西市子ども的人権オンブズパーソン（至2012年、2011年～2012年代表）  
2006年9月 『ちいさい・おおきい・よわい・つよい』編集委員（2009年～2016年3月編集代表）  
2007年8月 堺市人権施策推進審議会 副委員長（至2013年7月）  
2009年2月 大阪府社会教育委員（至2013年1月）  
2010年5月 （公社）子ども情報研究センター理事（至2014年5月）  
2012年5月 兵庫県川西市子ども的人権オンブズパーソン調査相談専門員（現在に至る）  
2012年8月 静岡県社会教育委員（至2014年7月）  
2012年10月 大阪府門真市教育委員（至2018年9月）  
2013年4月 大津の子どもをいじめから守る委員（至2015年3月）  
2015年5月 奈良県橿原市いじめ防止対策委員（至2016年3月）  
2018年5月 大阪府八尾市児童福祉審議会副委員長（至2020年4月）  
2018年9月 （福）三光事業団理事（至2021年6月）  
2019年12月 （学法）水口幼稚園評議員（現在に至る）  
2022年4月 （学法）きのくに子どもの村学園理事（至2025年3月）  
2023年6月 （一社）市民セクター政策機構理事（現在に至る）  
2025年4月 （学法）きのくに子どもの村学園評議員（現在に至る）  
2025年5月 （学法）自由学園理事（現在に至る）  
2025年8月 European Journal of Mental Health, Editorial Board Member（現在に至る）  
2025年10月 丹波市こどもの権利擁護委員会委員長（現在に至る）

### —主要業績—

#### 著書

1. 『学校という交差点』（共著）インパクト出版会、1994年4月
2. 『子どもの生活世界と人権』（共著）柘植書房、1995年11月
3. 『砂場の人間関係—「子育てをめぐる人間関係」に関する研究』（共著）（社）子ども情報研究センター、1996年5月
4. 『転換期の教育政策』（共著）八月書館、1998年6月
5. 『人権問題を考えよう』（単著）大阪府河内長野市教育委員会、1999年3月

6. 『あすの学校 子どもの未来』(共著) アドバンテージサーバー、2000年11月
7. 『子ども・権利・これから』(共著) 明石書店、2001年9月
8. 『よくわかる子ども家庭福祉』(共著) ミネルヴァ書房、2002年4月
9. 『子どもの権利と社会的子育て』(共著) 信山社、2002年10月
10. 『市民社会の家庭教育』(単著) 信山社、2005年5月
11. 『子どもの声を社会へー子どもオンブズの挑戦』(単著) 岩波書店、2012年2月
12. 『幼児教育学実践ハンドブック』(共著) 風間書房、2013年2月
13. 『揺らぐ主体／問われる社会』(共著) インパクト出版会、2013年12月
14. 『いじめ防止のチェックポイントーその考え方と活用方法』(共著) アドバンテージサーバー、2014年7月
15. 『戦争への終止符ー未来のための日本の記憶』(共編著) 法律文化社、2016年5月
16. 『希望への陰謀』(共著) 現代書館、2016年6月
17. 『主権者はつくられる』(共著) アドバンテージサーバー、2018年7月
18. 『災害大国 子連れのがまえ』(共著) ジャパンマシニスト社、2019年1月
19. 『「民意」と政治的態度のつくられ方』(共著) 太田出版、2020年5月
20. 『自立へ追い立てられる社会』(共著) インパクト出版会、2020年7月
21. 『教育は社会をどう変えたのかー個人化をもたらすリベラリズムの暴力』(単著) 明石書店、2021年9月
22. 『日英の孤独政策』(共著) 光生館、2024年3月
23. 『ボンコツでいこうー反開発主義による社会の再生産』(単著) いのちのことば社、2025年9月
24. 『日常的抵抗への招待ー後期新自由主義における子どもと教育』(単著) 洛北出版、2026年3月(予定)

## 論 文

1. 「子どもの権利条約における意見表明権と具体化の原則ー子どもの自由を保障する視点から」(共著) 『大阪市立大学生生活科学部紀要』第41巻、1993年10月
2. 修士学位論文「近代教育思想における子どもの権利の研究ー『子どもの権利条約』の思想基盤の分析を中心にして」(単著) 大阪市立大学大学院生活科学研究科人間福祉学専攻、1994年3月
3. 「人権と『教育への権利』ー『子どもの権利条約』のもうひとつの思想基盤」(単著) 『関西教育学会紀要』第18号、1994年8月
4. 「『教育への権利』の系譜ー『子どもの同意』の排除と『教育』への関心」(単著) 『大阪市立大学生生活科学部児童・家族相談所紀要』第11号、1994年12月
5. 「子ども政策にみる『主体性』」(共著) 『大阪市立大学生生活科学部紀要』第44巻、1996年12月
6. 「『京阪神連合保育会雑誌』にみられる自由保育論の構造」(単著) 『大阪市立大学生生活科学部児童・家族相談所紀要』第13号、1997年3月
7. 「養護内容、教育・保育内容と権利論の統合」(単著) 『頌栄短期大学紀要』第29巻、1998年3月
8. 「養護論にみる自立に関する論点」(単著) 『大阪府青少年問題研究』第47号、1998年3月
9. 「児童養護施設における新しいシステムづくりー『学童保育』による地域への発信」(単著) 『子ども情報研究センター研究紀要』第15号、1998年5月
10. 「権利という思想」試論ー「子どもの生活世界」と「人権」の距離(単著) 『子ども情報研究センター研究紀要』第16号、1999年5月
11. 「権利思想と公共性」(単著) 『頌栄短期大学研究紀要』第30巻、1999年10月
12. 「家庭の近代化と子どもの権利論の結合」(単著) 『頌栄短期大学研究紀要』第31巻、2000年3月

13. 「『基礎学力と人間関係力』という意味」(単著)『教育と文化』第24号、国民教育文化総合研究所、2001年7月
14. 「児童保護システムにおける『母性』理解」(単著)平成13年度厚生科学研究(子ども家庭総合研究事業)報告書、2002年3月
15. 「大阪市『0歳からのジェンダー教育推進事業』実施報告書(共著)大阪市教育委員会、2002年3月
16. 「1960年代家庭教育ブームの生成」(単著)『子ども社会研究』第8号、日本子ども社会学会、2002年6月
17. 「国家と家庭が結んだ関係～家制度と家族教育」(単著)『教育と文化』第28号、2002年7月
18. 「1970年前後にみる家庭教育論の史的総括－家庭主義の普及」(単著)『頌栄短期大学研究紀要』第36巻、2005年3月
19. 「A Study of the Inevitable Explosion of the Family Education in Japan: Inspired by Ronald Dore's The Diploma Disease」(単著)『教育福祉研究』第31号、大谷女子大学教育福祉学部、2005年12月
20. 「高度成長期初頭の家庭における学歴の高度化－学卒労働市場の継時的変化をてがかりに－」(単著)『生活科学研究誌』vol.4、大阪市立大学大学院生活科学研究科、2006年3月
21. 「家庭教育政策における『地域社会の中の子ども』という論点の登場－1983年 OECD・CERI 家庭教育国際セミナーを中心に－」(単著)『保育学研究』第44巻第1号、日本保育学会、2006年8月
22. 「公的第三者機関における『調整機能』という価値」(単著)『子どもオンブズ・レポート2006』川西市、2007年3月
23. 「子どもをとりまく状況－子どもの権利の視点から」(単著)『ヒューマンライツ』231号、部落解放・人権研究所、2007年6月
24. 「個別救済のもうひとつの意味－公的第三者機関から見る社会－」(単著)『子どもオンブズ・レポート2007』川西市、2008年3月
25. 博士学位論文「家庭の教育責任の重視に関する構築過程－教育関心の焦点化から家庭主義の普及へ」(単著)大阪市立大学大学院生活科学研究科、2008年3月
26. 「教育と労働をめぐって－『学力を叩き込むしかない』のか?」(単著)『教育と文化』第56号、国民教育文化総合研究所、2009年7月
27. 「学校とオンブズパーソンの共通の敵は?－カナダ・Saskatchewan州オンブズの決断」(単著)『子どもオンブズ・レポート2009』川西市、2010年3月
28. 「3つのエピソード～関係再生職人チームの実際」(単著)『子どもオンブズ・レポート2010』川西市、2011年3月
29. 「教育のこれから～生徒指導論の再構築」(単著)『教育と文化』第64号、2011年8月
30. 「就学前の『保障』とは」(単著)『安心の子育ち・子育てシステムを』幼保システム研究委員会報告書、国民教育文化総合研究所、2011年11月
31. 「幼保一体化制度構想の課題－望ましい子どもの育ちと産業構造・働き方の転換」(単著)『大阪大谷大学教育福祉学部幼児教育実践研究センター紀要』第2号、2012年3月
32. 「教育改革論争～藤田栄典『教育改革』VS. 尾崎ムゲン『日本の教育改革』」(単著)『教育と文化』第67号、2012年4月
33. 「働き方や暮らしを変えることと教育のありよう」(単著)『オランダ・ドイツ調査報告書』、2012年10月
34. 「子どもの人間関係のつくられ方－川西市子どもの人権オンブズパーソンの実践から」(単著)『生活教育』第64巻12号、日本生活教育連盟、2012年10月
35. 「卒・個人モデル」インクルーシブな成熟社会へ－何が分断・競争を進めたか(単著)『福祉労働』第138号、現代書館、2013年3月

36. 「公的第三者・子どもオンブズの挑戦－道德教育・厳罰化より『関係の編み直し』を」(単著)『ウィーラン』第719号、日本女性学習財団、2013年5月
37. 「分かち合うかたちを仕組みに」(単著)都市政策研究会 国民教育文化総合研究所、2013年6月
38. 「個別救済から社会を問う－子どもの人権オンブズパーソンの実践をてがかりに」(単著)『世界の児童と母性』Vol.75、資生堂社会福祉事業財団、2013年10月
39. 「都市政策を支えるこれからの原理－『授業力』向上から『存在承認』へ」(単著)都市政策研究会 国民教育文化総合研究所、2013年12月
40. 「必要な二つの実践」～「道德」の教科化を前に(単著)『部落解放』700号、解放出版社、2014年10月
41. 「それ自体で価値がある、という度をすぎたこと～フレイザーとホネットの承認論から能力を考える」(単著)『年報 教育の境界』第12号、教育の境界研究会、2015年3月
42. 「教育がつくる障害者排除と優生思想－モンスターは誰か」(単著)『季刊 福祉労働』第153号、現代書館、2016年12月
43. 「『母役割プレッシャー』のつくられ方－ケアをとりこむネオリベラル」(単著)『こころの科学』第193号、日本評論社、2017年4月
44. 「『自立した個人』という福祉国家の原理的課題－『子どもの貧困』対策としてのワークフェア子ども版：学習支援を問う」(単著)『人間福祉学研究』第10巻第1号、2017年12月
45. 「公教育における別々の『教育機会確保』という問題－1980-90年代岡村達雄の『養護学校義務化』・『不登校政策』論をてがかりに－」(単著)『教育と文化』第91号、2018年8月
46. 「『子どもの貧困』という隠蔽－釜ヶ崎の社会史から、格差と資本の構図に－」(単著)『ボランティアリズム研究』第3号、2018年12月
47. 「変貌する日本の公教育の姿」(科研『平等と卓越性のバランス政策を軸とする自律的公設学校の国際比較』)(共著)『平成27-30年度科学研究費補助金基盤研究最終報告書』、2019年3月
48. 「子どもの人権と教師の人権－対立している場合じゃない」(単著)『こころの科学』特集増刊、2019年11月
49. 「資本制社会が求めた道德教育」(単著)『唯物論研究』149号、2019年12月
50. 「EdTech コロナショック－『なんと素晴らしい瞬間』」(単著) Covid-19 コンセプトペーパー (関西学院大学人間福祉学部 HP)、2020年9月
51. 「こども家庭庁の『こどもまんなか』政治－『ウェルビーイング』を中心に」(単著)『現代思想』第50巻第4号、2022年3月
52. 「取り出される『ケア』－ヤングケアラーの構築」(単著)『現代思想』第50巻第14号、2022年11月
53. 「〈われわれ〉への叛逆－子ども・若者の全体性と自由」(単著)『福音と世界』2023年2月号、新教出版社、2023年2月
54. 「戦後民主主義教育とこども家庭庁のつながり」(単著)『現代思想』第53巻第4号、2025年3月
55. 「なぜケアが問題化されるのか」(単著)『総合人間学』19号、総合人間学会、2025年4月
56. 「声の統治と再生－現状を支える／支えない主体」(単著)『福祉社会学研究』22号、福祉社会学会、2025年5月



## 〔記念論文〕

# それは「排除／包摂」「機会の平等」「発達」という課題か

## —研究枠組みにおける社会問題を読み替える体系—

桜井 智恵子

### はじめに

問題を把握しようとするとき、どのような論点でその問題を扱うかで、現在の研究者の位置取りが見て取れる。研究の理論的枠組みにおいて倫理や射程やどのような原理を前提としているかが問われることになる。

資本主義は、「価値の創造」とそれによる資本の蓄積と歴史的に示されてきた。植民地主義などの資本主義の本源的蓄積は現在、テロをめぐるグローバル戦争や世界各国でのジェントリフィケーションなどの形を取りつつ、新形態で進められている。資本主義は、非資本主義的世界という外部が必要で、本源的蓄積を推進する暴力がそれを切り開き、開発主義を進めてきた。非資本主義的世界としての「主体」部分という外部を切り開き、資本主義に結ばれる「価値」、能力主義を進めてきたとも言えよう。

資本主義が内部に主体を取り込むと、能力主義を前提とした論理となる。問題が個人化される。「能力主義的な分配のしくみ」に私たちはいともたやすく誘われるのである。なぜそこに注目が集まるのであろうか。

「選抜と配分」の研究は資本主義を大いに前提にしていると思われるが、社会学はその状況を相対化できる視点を持っている。福祉国家における相対的平等論と結んで、読み解いていきたい。

### 1. 経済的問題から排除／包摂への読み替え

世界全体が一つの市場になるグローバル資本主義社会では、専門的・高技能職が優遇されてきた。一方で、不熟練低技能労働の需要は低賃金に依存し、非正規的で不安定な仕事が助長されるようになって久しい。その中でいかなる権力関係の構築が進展したのであろうか。

資本主義の「価値の創造」、そのひとつが教育機能であり、個の能力を高めるとともに、競争を招き寄せ、結果的に社会的排除を生み出してきた。日本の場合は高度経済成長とそれからみついた知の制度が結びついていた。

「社会的排除」という言葉は、もともとフランスの社会運動の現場から欧州規模へ広まったものである。「社会的排除」は1980年代には社会変動の結果として生じた新しい社会問題として認識され、1990年代以降、発展途上国の社会変動の説明にも有効なグローバルな概念として急速に普及した（菊地2006, p.80）。

「社会的排除」という用語は、1960年代半ばのフランスで貧困者救助活動を行っていた社会カトリック運動団体「ATD 第4世界」などによって使われ、1974年刊行のルネ・ルノワール（René Lenoir）『排除された人びと、フランス人の10人に1人（Les Exclus: un Français sur dix）』で注目されるようになった。

本書が社会的に排除された人びととして取り上げたのは、施設入所児童、非行者、アルコール・薬物依存者などで、「社会的不適応」の問題として語られた。当時、排除は「経済成長と福祉国家の恩恵が届かない人びと」の問題とされた（福原2007, p.12）。

1980 年代以降の「福祉国家の危機」の背景には、グローバリゼーションの進行とポスト工業社会への移行という大規模な社会的・経済的な変容があった。「工場労働者に見られるような安定した長期的雇用を特徴とする経済から、フレキシブルで移動性が高く不安定な労働関係を特徴とする経済への移行」(Hardt, M. and A. Negri 2004 = 2005, p.190) である。

フォーディズムからポスト・フォーディズムへの移行は、「同化と統合」を基調とする包摂社会から「分離と排除」を基調とする排除型社会への移行であった (Young, Jock 2007 = 2008, p.30)。次第に、排除の意味は、社会的紐帯の不安定性の増大に関するものとして拡大するようになった。経済的問題を超えて、人びとの社会生活からの排除の問題として取り上げられるようになった。経済的問題から排除の問題へと読み替えられたのである。

1990 年代には「社会的排除」の概念は、欧州の政策の場で広まった。フランス社会党出身のジャック・ドロール欧州委員会委員長が、EU レベルでの「社会的排除」対策を提案し、各国の社会政策のなかでこの概念が取り入れられた (川野 2016, p.395)。

1994 年からは、欧州共同体の統計事務所 (Eurostat) が、「ヨーロッパ共同体世帯パネル (ECHP)」を開始した (宮崎 2014, p.37)。調査が実施されるようになると、今度は EU レベルでの「社会的包摂」政策の方向性が提示されるようになった。

英国のブレア政権は、労働市場への「社会的包摂」を積極的にめざし、柔軟性に富んだ労働市場構築のため、非正規労働者や低賃金労働者といった周辺労働市場を積極的に拡大した。「社会的排除」を反転させた「社会的包摂」の原理は研究分野でも一般化されるようになった。

## 2. 社会的包摂の研究－機会の平等で包摂する

### (1) 教育社会学者のバラ & ラペール理解

酒井朗は、バラ & ラペール『グローバル化と社会的排除：貧困と社会問題への新しいアプローチ』を用いて主張する。「多くの先進産業諸国では、さまざまなセクターが相互の連関に問題を生じさせており、十分な社会的統合が達成されなくなっている。」「社会的包摂にとりくむ上で学校教育がなし得ることは、リスクの高い子どもに対して関心を高め、関係機関が連携していくことや、社会的排除の観点から教育制度を精査して改革を図ることである」(酒井 2015, p.5)。これは、社会的統合のために社会的包摂に取り組むという論理であり、教育学研究ではメインストリームの研究枠組みのように思われる。酒井は次のようにも言う。

バラ & ラペール (2005) では、社会的排除は「社会的統合を保證すべき諸制度の機能不全」(p.19) が生じていることに起因すると指摘されている。ここに端的に示されているように、社会的排除の議論が問題だとしているのは、教育を含めたさまざまなセクターが相互の連関に問題を生じさせていることで、社会的統合が十分に達成されなくなってきた社会の状況である (酒井 2015, p.7)。彼らによれば、「貧しい生育環境や脆弱な出身集団の子どもたち」が、「とくに社会的排除のリスクを抱えていることが多いために、EU では教育上の不利益と学校プログラムへの再統合に対する包括的なアプローチを発展させることに、とりわけ重点が置かれている」(p.143)。このようにとくに社会的に弱い立場の人びとに対する教育支援の手だてが、重点的に求められることとなっている (酒井 2015, p.8)。

社会的排除は、教育を含めたセクターの連関が問題という。果たして、バラ & ラペールはそういう意味合いで述べているのであろうか。バラ & ラペール『グローバル化と社会的排除：貧困と社会問題への新しいアプローチ』を見てみよう。

バラ&ラペールは、EUにおける社会的排除と闘う政策の特徴は、早期の介入によって長期失業を予防するとともに、雇用政策の中で「(市民を) 活性化する (activation)」政策の比重を高めることが追求されている点にある」と分析している (Bhalla and Lapeyre 2004=2005, p.138)。そして以下のように批判する。

この新しい政策の枠組みがかかえているリスクのひとつは、社会的排除の個人的な次元と、社会への(再) 統合過程に参加するという失業者や排除された人びとの義務とを強調しすぎていることである。この見方からすると、[市民を] 活性化する政策は、社会的排除の構造的要因をないがしろにし、長期失業者に烙印を押す一因となる。それというのも、長期失業者が(再) 参入するには実際に構造的な障壁があるにもかかわらず、彼らがかかえている諸問題は彼ら自身のせいになってしまうからである。(Bhalla and Lapeyre 2004=2005, p.139)

バラ&ラペールは、アクティベーション政策の問題点として「社会的排除」の個人的な次元と、社会的包摂のために失業者や排除された人びとの義務を強調しすぎていると指摘している (Bhalla and Lapeyre 2004=2005, p.138)。

バラ&ラペールの本を翻訳した中村健吾氏が主宰する研究会に筆者は所属しており、社会的排除に関する議論について改めて確認することができた<sup>1)</sup>。酒井の理解と異なり、バラ&ラペールはEUの経済戦略、社会的包摂を批判している。

バラ&ラペールは、社会的排除の構造を重視しない社会的包摂戦略を問題としているのであり、すなわち、社会的排除は教育を含めたセクターの連関が問題とした酒井氏の「社会的に弱い立場の人びとに対する教育支援の手だてが、重点的に求められる」(酒井 2015, p.8) という認識は彼らの論旨とは重なっていない。誤読的とされるこの認識だが、酒井だけが、社会的に排除された人々に対する教育支援を重点的に考えたわけではない。むしろ教育学研究における教育制度への認識としてはメインストリームでもある。

次に、日本教育社会学会会長や中央教育審議会委員も担い、教育政策に関わった藤田英典の「教育で乗り越えよう」とした教育改革論と、その認識に対して根源的な問いを投げた尾崎ムゲンの論争について見ておこう。

## (2) 教育改革論争：藤田英典 VS. 尾崎ムゲン

本節で取り上げる「教育改革論争」とは、藤田英典『教育改革－共生時代の学校づくり』(岩波新書、1997年) に対して上梓された、尾崎ムゲン『日本の教育改革－産業化社会を育てた一三〇年』(中公新書、1999年) との論点のぶつかりを指す(桜井 2013)。

『教育改革』と『日本の教育改革』とテーマも似通う両新書には、決定的な違いがある。それは、現在の教育改革の構造分析に直結する論点でもある。藤田英典氏の新書を読み、論点の違いを認識し、その違いを世に問おうと執筆したと尾崎ムゲン氏から筆者は聞いている。

藤田の議論では機会均等＝平等が重要と注目し、一貫して平等原理が前提にくる。

「六〇年代後半以降、総合選抜制や学校群制度が導入されることになった。そこには、機会均等・平等という価値のある種の先鋭化があった」(藤田 1997, p.22)。「学校教育の拡大と展開をリードした価値については、まず最初に優勢になったのは民主主義・平等という価値である」(藤田 1997, p.19)。

「『自己実現＝自由』という価値は、『効率』や『平等』という価値と矛盾する傾向を持っている。」「『平等』は近代市民革命以降の政治的発展を支えてきた価値であり、そして、『自己実現』は現代の文化的状況を支配しつつある価値である」(藤田 1997, p.10) と、自由と平等という原理を並列し論じる。その上で、効率と平等が優先という。

中等教育の「編成の仕方を左右する中軸原則が『効率』と『平等』という価値である。学校教育は前段

階の教育の内容を習得したことを条件に進級・進学するシステムになっているから、『効率=能力主義』がその編成の中軸原則になるのは構造的必然である。また、その編成の仕方によって人びとの教育機会、進路選択の機会が左右されるから、『平等』もまた中軸原則として重視される」（藤田 1997, p.97）。「日本やアメリカの単線型の制度のほうが、進路選択の機会が開かれているという意味で、はるかに平等な制度である」（藤田 1997, p.113）。学校教育は教育の内容を習得したことを条件に進級・進学するシステムであるから、能力主義が「編成の中軸原則になるのは構造的必然」とし、平等も中軸原則と重視する。

「『個性重視の教育』『個性の尊重』という主張にも異論はない」（藤田 1997, p.46）としたうえで、「『自己実現』という価値は、その制度的基盤に支えられて、日々の実践・生活のなかで達成され高められていくものだといえるだろう」（藤田 1997, p.58）。「自由」は「自己実現」と認識され、制度の中で把握される。

藤田は機会均等という平等原理を重視し、「教育」への信頼が厚く、結論では教育（学校）で問題を乗り越えようとする。また、思想のベースに、勉強すれば社会の水準が上がると捉えていることが見て取れる。藤田は、教育と経済は共に進展する個別の事象として分けて捉え、教育と経済の「つながり」を深刻には捉えない立場である。

それに対して尾崎は、子ども存在、人間存在が前提にあり、教育と経済の「つながり」の必然が問題を続出させてきたと指摘する。それだから、教育で乗り越えるのではなく、その必然であった近代の「経済成長」中心という流れをこそ問う。

「日露戦争後、『産業化』は一層加速した」。「それまで、法体制や社会秩序においては、どちらかといえば『伏流的』であった、個人主義的な原理が堂々と市民権を得るようになってきた」（尾崎 1999, p.85）。

「国民生活のありかたも個人主義化や消費の高度化がすすんでいたが、これらの源泉は、近代諸産業の圧倒的な拡大に由来するものであった。ひとことでいえば、資本主義的価値によって多くが決まっていくようになったということである」（尾崎 1999, p.94）。

戦後、教育の基本原則を提案したアメリカ教育使節団報告書は「『個人の能力に応じて、性と人種と信条と皮膚の色との如何にかかわらず、すべての人々にひとしくあたえられるべきもの』として教育を組織することが必要だ」、「教育課程については、それが個人を出発点とし、『生徒の個人差を認め、個人のもつ潜在的能力の開発に力点を置き、そして適当な社会集団に効果的に参与せしめる』ことを目標に編制されなければならないと強調」した（尾崎 1999, pp.159-160）。

産業化と個人化という二つのキーワードにより貫かれた尾崎の新書は、それが教育編成において個人の能力に着目するようになったことを歴史的に裏づける。

「子供をとりまく環境の変化、さらには能力主義的原理によって動いている学校そのものが、子供にとっては抑圧的で、ストレスを与える場でもあった」（尾崎 1999, p.222）。「このような家庭的環境や地域的環境は日本近代、ことに戦後の経済的・社会的発展の必然的帰結であり、産業化や個人主義化を推し進めてきた教育の『成果』でもあった」（尾崎 1999, p.217）。

尾崎は、教育運動は国家による政治的な「包摂」をよく食い止めていたが、政策転換によって解決できない問題が存在しており、その存在を意識することが重要と指摘した（尾崎 1991, p.91）。「教育改革をさらに背後からゆり動かしてきた社会的動向を浮き彫りにする」（尾崎 1999, p.238）と教育制度での改革の限界を述べた。

尾崎は価値原理のあれかこれかの「選択」自体を問題とする。藤田の提示する自由か平等かと原理を並列するのではなく、人間存在の自由がそのベースにまず置かれ、その上に平等原理が乗るという構造を、人間社会の論理として位置づけた。機会の平等で包摂するのではなく、存在の自由という思想基盤の上に、制度や政策が設計される必要を主張した。「発達理論」を問い、教育改革は教育の内部で完結してはならないという尾崎の議論は、まず人間の生きる自由を位置づける必要を強調したのであった。

それでは、そもそも自由と平等の原理を論じたジョン・ロールズはいかにそれらを位置づけていたので

あろうか。表面的に理解されがちなロールズの機会の平等の議論を、次節で改めて確認したい。

### 3. 後期ロールズの変容と「自尊」概念

ロールズは、社会の条件の一つを、実質的な機会の平等とした。そこで本節では、ロールズの正義構想について見ていこう。

ロールズは、公的な手当といった経済的な補助も含め、成功への道のりのスタート地点を等しくしようとした。ロールズは才能も社会の共通資産とし、才能が生み出す便益を国家の諸制度を通して困窮する人々に分配すること（格差原理）も条件の一つとした。

努力はどうか。ロールズは、努力を可能とする優秀な性格を持てるかどうかも家庭環境などの偶発性と考える。

ロールズ自身、公正な機会の平等は、それのみでは不十分なことを認めている。メリトクラシーは「人々を社会的偶発性のくびきから解放しつつ、もう一方で、生来のめぐり合わせとしての才能という別種の偶発性へと縛りつける」（児島 2015, p.43）。そこでロールズは、「機会の平等の保障や教育資源の優先的分配を通し、能力の欠如という自由の制限要因を除去するという実行的な自由の促進」（児島 2015, p.43）に展望を見出した。

ロールズの正義構想における機会の平等論について、彼自身それは不完全なままに終わる原理と認識していたため、才能を共通資産と位置づけ、その分配を構想した。

ロールズ正義論の二つの原理は次のようである（Rawls, J. A 1971=2010, pp.402-403）。

#### 第一原理

各人は、平等な基本的諸自由の最も広範な全システムに対する対等な権利を保持すべきである。ただし最も広範な全システムといっても（無制限なものではなく）すべての人の自由の同様（に広範）な体系と両立可能なものでなければならない。

#### 第二原理

社会的・経済的不平等は、次の二条件を充たすように編成されねばならない。

- (a) そうした不平等が、正義にかなった貯蓄原理と首尾一貫しつつ、最も不遇な人々の最大の便益に資するように。
- (b) 公正な機会平等の諸条件のもとで、全員に開かれている職務と地位に付帯する（ものだけに不平等がとどまる）ように。

第一原理は、言論の自由や信教の自由といった基本的自由をすべての人がもつというものである。この原理は、第二原理の全体の福祉よりも優先される。

二原理のうち優先されるべきとされる第一原理は「自尊」である。第一原理で、ロールズは「自尊の社会的基礎を確立するためには、まず基本的諸自由が保障されねばならないと主張している。それゆえ同様に、誰もが自尊を保つために機会の保障を通して除去すべき自由の制限要因とは何かを、自尊の成立条件を問い直しつつ究明することが、平等な自由の再定義への道筋」とロールズ研究者の児島博紀は述べる（児島 2015, p.44）。

ロールズは、基本財としての自尊は「正義にかなった制度の公共的な承認を通じて満たされる」（Rawls, J. A 1971=2010, p.714）と言う。

正義にかなった社会における自尊の基礎は、当人の所得上の取り分ではなく、基本的な権利および

自由の公共的に確証・肯定された分配におかれる。(略)

そこで秩序だった社会にあっては、〈対等な市民としての暮らし〉という地位を全員に付与することが公共的に確約されることを通じて、自尊が確保される (Rawls, J. A 1971 = 2010, pp.714-715)。

ロールズの第一原理の含意するところは、自尊の社会的基礎を保障する自由を備える平等である。しかし、ロールズは、資本主義を大きく問うことなく、公共概念に信頼を起し、制度的手続きに注目をした。制度的手続きの確立のために見出した「能力の欠如」の除去という論点自体に、「能力」への注目を集めるといふ能力主義に導く制度設計への道が埋め込まれていたとも言えるのではないであろうか。

川本隆史は、『正義論』後のロールズについて次のように言う (川本 1997, p.220)。

『正義論』第43節は、民主制を〈市場を通じた資源配分過程を正義になかったものとするための、後ろ盾となる制度〉というおおまかな特性しか与えていないが、1980年代のロールズは、レーガン＝サッチャーの反福祉政策に抵抗すべく「福祉国家」との差異を際立たせる以下のような書き方でもって「財産所有の民主制」の内実を詳細に描き出すようになる。

このタイプの民主主義はそうした目標を達成するため、一定期間が終わるごとに所得の一部をより所得の少ない人々に再分配するという〔福祉国家流の〕やり方を採らず、むしろ一定期間の始めから生産手段の所有を分散し、能力や才能の教育によって生み出される人的資本 (human capital) の所有を広い範囲に振り分けることを保証する。そしてこれらの分散はすべて、基本的諸自由の平等および機会の公正な均等によってこそ可能となる。こういった理念の含意は、自己や不運のために不利益をこうむっている人びとを助けることだけでなく (もちろんそれもなされるべきだが)、あらゆる市民が、平等という条件下での相互尊重に基づいて、一身上の事柄を自分で取りしきりつつ社会的協力体制 (social cooperation) に参与できるようにするところにある。

機会の公平な均等を保証するためにさまざまな努力がなされるにしても、富の不均衡とそれが与える政治的影響力を考えると、そうした (福祉国家における所得再分配の) 努力は不十分で実効性の乏しいものにとどまるだろう。

社会を、自由かつ平等な市民間の世代を超えた協力体制からなる公正なシステムとして思い描くならば、そうした社会にとって実際大切なのは、〔福祉国家が目指すような最低生活水準の保障ではなく〕互恵性もしくは相互性という原理なのである (Rawls, J. A 1971 = 1993, pp.6-7)。

ロールズは『正義論』での強調点を動かしたのである。1980年代に入ると、ロールズは機会均等という原理よりもむしろ「相互性という原理」の方向を目指すべきと考えようになっていた。

ただ、ロールズは制度の原理へ注目するあまり、政治的なものを取りこぼすことになってしまった。「正義を実現しうる制度への強いこだわりは、その『中立性』ゆえに、(不)正義と深い関係のある『政治的なもの』を後退させ、(不)正義問題の脱政治化を推し進めてしまう危険性がある。」(土佐 2012, p.308)

「新しい動きは、理論的な地平においても、社会的正義の概念を拒否するハイエク的なネオリベラリズムに対する新たな挑戦というだけでなく、ロールズ的なリベラルな正義 (理) 論に対する批判も含意している」(土佐 2012, pp.305-306) と言われるように、現在、リベラリズム批判は広がってきた。

マリオン・ヤングは、ロールズの議論に対して言う。所有物に焦点を当てた場合、人々が何をいかなる制度的な規則に従って行うか、人々の地位を構成する制度的関係によって人々の行動や所有物がいかに構造化されるか、人々の行動の集積的な効果が人間の生活にいかなる効果を与えるか、といった問題に関する考察は排除されがちになる (Young, Iris Marion 2011 = 2020, p.14)。

さらに、ヤングはロールズを指摘する。文化的文脈で言えば、仮に同量の資源が教育に投入されたとし

ても、全員の能力を等しく伸ばしてくれるような教育の機会が得られることなど減多にない。ロールズは、分配的な枠組みこそが自尊心を抱くための背景的な条件を提供すると明言しているが、ヤングは言う。

「自尊心の確保には、分配的な枠組みのあり方に還元され得ない多くの非物質的な条件もまた不可欠であることも事実である」。非物質的な条件とはなんだろうか。「今日私たちの社会で多くの人々の自尊心を傷つける文化帝国主義の諸要因…それは、人々の行為が埋め込まれた関係や過程として把握されるべきである。」(Young, Iris Marion 2011=2020, p.37・38)。ヤングは、分配とともに、人々や関係を傷つける諸要因となっている文化帝国主義を問う条件が不可欠と指摘するのである。

#### 4. 社会的排除を生み出す文化

第2章で見たように、藤田の場合は「自由」と「平等」は矛盾すると「平等」を重視する。いっぽう、尾崎は価値原理のあれかこれかの「選択」自体を問題とする。人間存在の自由がそのベースにまず置かれ、その上に平等原理が乗るという構造である。学校制度だけを改革しても限界があると、存在の自由という思想基盤の上に制度や政策が設計される必要を主張する。

ロールズ自身も平等論よりも重視した第一原理の自由の前提があった。後期は「相互性の原理」に重きを置くようになるという重要な点が余り知られていないロールズであるが、機会の平等論は手放さなかった。そこで、以下のように指摘された。機会の平等論の本質的な問題は「配分論自体がそうであるように、人間の存在を共同性においてみるのではなく、人間を個別的存在としての差異においてみる点に特徴がある。それは、相対的平等論、正義論の本質的な人間認識における限界を示しているものである。」(岡村 1980, pp.111-112)

不正義を概念化する主要な用語は抑圧と支配と考えるヤングは言う。「分配的パラダイムで前提とされている、実体化 (reification)、個人主義パターン指向は、しばしば支配や抑圧という争点を隠蔽してしまう」(Young, Iris Marion 2011=2020, p.9)。財の分配的正義についての制度的ルール・手続きの確立を強調することによって、他の社会的次元も含めた支配と抑圧といった不正義の構造や文脈を逆に隠蔽する。権力関係を除外する脱政治化した機会の平等論は「社会的包摂」として機能するのである。

社会的排除概念は、経済的な側面から「排除」を強調するものへ変化し、社会的排除に対する政策では、労働市場が包摂の場として第一義的になった。それは経済成長の達成という目的も併せ持っていた。排除と包摂はコインの裏表のように政策の上でつながっている。

労働市場への社会的包摂をめざす政策では、なぜ特定の人びとが労働市場への参入が困難かという社会構造的な要因が忘れられている。社会的排除は、原因ではなく結果に焦点が当てられ、排除を生み出す構造は隠されている。

マリオン・ヤングによると「社会構造とは、社会全体を特定のやり方でみること、人々間の関係や、お互いの関係性のなかで人々が占める立場のパターンに対する見方を含み、つまり、その見方によって可視化されていくものである。」(Young, Iris Marion 2011=2014, p.99)

戦間期に登場した新自由主義が個人をひとり企業家にし、完全競争市場という原理を社会にもたらした。グローバリゼーションの進行が社会的排除を生み出す構造として無視できないもので、労働市場と福祉国家の中には「排除を生み出す文化」が埋め込まれている。

労働市場への包摂を目指す政策においては、排除されている個人に焦点が当てられ、形式的な排除が強調される。特定の人びとが「排除されたもの」として包摂されているのである。結果としてある人びとが排除されること背景には、排除を生み出す文化が存在している。「社会的排除を生み出す文化」とはなんだろうか。

「社会的排除を生み出す文化とは、福祉国家のインスティテューションのなかに歴史を通じて埋め込ま

れてきたものであり、社会的排除と闘う政策において包摂の場として捉えられている労働市場のなかに強固に存在するものである。」(宮崎 2014, p.43)

フーコーは「労働は、人間の具体的本質とか人間の具体的生における本質とかではまったくない」と言う。「人間が実際に労働のうちにおかれ、作業に縛られるためには…ある政治的権力によって操られた操作や総合が必要」(Foucault 1974=2006 pp.145-146) と述べる。

「子供たちの統治の問題、これは教育論の大問題群」(Foucault 1978=2006 p.247) というフーコーによると、人々の倫理とは、自らに働きかけることによって自らのあり方を形成していく。そこにはたらきかける権力とは、制度でも構造でも、誰かに備わる力のことでもなく、社会における複雑に入り組んだ戦略的状况のことである(箱田 2022, p.24)。

この戦略的状况を支えるひとつが能力主義である。権力の主要なはたらきは、何かを禁止することではなく、生産することであるから、まさに怠けている人は生産的でないという自らのあり方も、他者のあり方も倫理づけられる。

能力主義は、機会の形式的平等だけでなく、教育の機会均等を実現することで、成功への障害を取り除き、貧しい家庭の子も恵まれた家庭の子も恵まれた家庭の子と同じ条件で競えるようにする。現在、福祉の教育化とも言える状況が進展している。この考えに従えば、自由市場は所得と富の正義にかなう分配を実現するということになる。しかし、これは「社会的排除を生み出す文化」を強化しているということにもなる。

排除と包摂は、二項対立的に分けられるものではなく複雑に入り組んでおり、その現実には、個人に焦点があてられる限り隠される。排除を、排除されている人々個人に注目して論じる限り、排除の構造的な要因は見えなくなると同時に、排除の責任は排除されている人びとに帰される。

## 5. 理論的な地平

市場社会では、市場が必要とする才能の持ち主には出世の機会が開かれる。市場が必要とする才能の持ち主ということになる。富裕層が自分たちの子どもに文化的資本を投入し、子どもたちは学歴を得て、高い収入を手にする。結果、階層が継続され、富裕層は自分たちの成功の理由を教育と勤勉とし、成功しなかったものを怠け者とみなすようになる。

土佐は、正義を実現する完全な制度を構想するよりも、ナンシー・フレイザーを援用して「制度化された不正義」という状況を正す実践が重要という。「制度的不正義状態は常に温存され、グローバル社会における(例えば主権国家体系と資本主義の矛盾という)制度化された不正義状態の解消はますます遠のくことになるのではないだろうか。」(土佐 2012, p.309)

脱政治化された機会の平等は能力主義を招き、分配のあり方と結びつくことにより、自由な人々のあり方を阻害してきた。制度化された不正義となっているのである。

教育は、現状の社会のままに機会の平等を置くことにより、排除を生み出す文化に深く関わっているだけでなく、社会的包摂の役割も担っている。能力主義は排除を生み出す価値を作り出しながら、社会的排除の構築を行なっている。労働市場に包摂されたとしても、そこは排除の文化が埋め込まれた場である。排除は包摂と明確に分けられるものではない。特定の人びとを、社会的排除を生み出す文化、たとえば能力主義により「排除されたもの」として包摂している。

マリオン・ヤングは、ロールズの正義論に対して脱政治化されており、支配と排除を見逃すと指摘した。それは尾崎が、藤田や教育社会学のメインストリームに対して述べた問題設定と重なる。バラ&ラベールも、社会的排除の構造を重視しない社会的包摂戦略を問題としていた。これらの脱政治化された原理の組み立てこそが、冒頭の個人の分配、能力に問題解決を求める「制度化された不正義」を形作ってきた。

ロールズの第一原理の含意するところは、自尊の社会的基礎を保障する自由を備える平等である。この「自尊」概念は、筆者が用いてきた「存在承認」という概念、自分で自分を承認できる社会的条件と多少重なる<sup>2)</sup>。ただし、ロールズは、資本主義を大きく問うことなく、制度的手続きに注目をしたのであった。

自由と生存が両立する要求をいかに位置づけたらよいだろうか。排除／包摂をめぐる平等論は、社会的排除を生み出す文化を撃つことができないこと。排除／包摂に引き付けられ、その脱政治化を見逃さないこと。各人に現実的な自由と生存を保障しながら、自分と環境とのあいだのより豊かで、より柔軟な関係に道を開く設計が求められる。これは現代社会における諸原理に影響する重要な論点だ。私たちが共同的に存在するための価値観や制度は、たとえば「生活共同性の共有を前提とした教育保障のありかたを実現する」(岡村 1979, p.280) というところに求められるであろう。

経済社会の不具合が、排除／包摂に読み替え、すり替えられたように、それらは移民問題にも読み替えられ、福祉や教育の分野では「差別」や「発達」という言葉にすり替えられているように思われる。

本論で展開してきたように、相対的平等論などで経済合理性を支え、根本的な社会問題を読み替える体系が見受けられる。その体系こそが、政治・経済・文化を横断して秩序をつくってきた。それは制度の形成にも浸透し、思想を通じて再生産されてきた。これらの複雑に絡み合う構造は、意図的につくられたというよりも、制度や思考に染み込み、継続してきた。そこで、この体系への問いという視点から考えてきた。

本稿で導いてきたように、機会の均等を前提に分配を結ぶ福祉や教育研究は、原理を問い直すことができる。社会的排除でもなく、現状への社会的包摂でもない原理を研究する理論的枠組みという可能性を社会学的研究はもっている。

## 注

- 1) 中村健吾先生は 2025 年 10 月 21 日に闘病の末、昇天された。社会思想をめぐる研究領域を中心にたいへん優れた研究者であり続けた。
- 2) 私が用いてきた「存在承認」は、あなたの存在を認めるよといった承認論ではないことを明確にし、「共同的なものを基底に、自分を自分で承認しうる所得配分を前提にした状況」と整理した。桜井智恵子 (2021) 『教育は社会をどう変えたのかー個人化をもたらしベラリズムの暴力』(明石書店) に詳しい。

## 引用文献

- Bhalla, Ajit S. and Lapeyre, Frédéric, 2004, *Poverty and exclusion in a global World*, Second Revised Edition, Palgrave Macmillan, Basingstoke (=2005、福原宏幸・中村健吾訳『グローバル化と社会的排除：貧困と社会問題への新しいアプローチ』昭和堂)。
- Foucault, Michel, 1974, 《A verdade e as formas jurídicas》 (=2006、小林康夫・石田英敬・杉浦寿輝 (訳) 筑摩書房)。
- Foucault, Michel, 1978, 《La “gouvernementalité”》, in *Dits et écrits, III*, Gallimard. (=2000、蓮見重彦・渡辺守章監修、小林康夫・石田英敬・松浦寿輝編『ミシェル・フーコー思考集成Ⅶ 知／身体』筑摩書房)。
- 藤田英典, 1997, 『教育改革－共生時代の学校づくり』岩波新書。
- 福原宏幸編, 2007, 『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社。
- 箱田徹, 2022, 『今を生きる思想 ミシェル・フーコー 権力の言いなりにならない生き方』講談社。
- Hardt, M. and A. Negri, 2004, *Multitude: War and Democracy in the Age of Empire*, London: Penguin Books. (=2005、幾島幸子訳『マルチチュード〈帝国〉時代の戦争と民主主義(上)(下)』日本放送出版協会)。
- 川本隆史, 1997, 『現代思想の冒険者たち ロールズー正義の原理』第 23 卷。
- 川野英二, 2016, 「訳者解題」セルジュ・ボーガム『貧困の基本形態－社会的紐帯の社会学』新泉社。
- 菊池英明, 2006, 「書評 アジット・S・バラ／フレデリック・ラペール著(福原宏幸／中村健吾監訳)『グローバル化と社会的排除－貧困と社会問題への新しいアプローチ』(昭和堂、2005)』『海外社会保障研究』No.155。
- 児島博紀, 2015, 「ロールズのメリトクラシー批判－機会の平等論の転換に向けて」『教育学研究』第 82 卷第 1 号。

- 宮崎理, 2014, 「ヨーロッパにおける社会的排除概念 ポストコロナルな議論との関連において」北星学園大学大学院社会福祉学研究科 北星学園大学大学院論集, 第5号.
- 岡村達雄, 1979, 「『校区』の論理と人権論への問題提起-近代義務教育制度における差別構造」『教育学研究』第46巻第4号.
- 1980, 「近代公教育における別学体制の論理」『戦後特殊教育-その構造と論理の批判』社会評論社.
- 尾崎ムゲン, 1991, 「日教組運動と『平和と民主主義』」『戦後教育史論-民主主義教育の陥穽』インパクト出版会.
- 1991, 「発達理論を論ず」『戦後教育史論-民主主義教育の陥穽』インパクト出版会.
- 1999, 『日本の教育改革-産業化社会を育てた一三〇年』中公新書.
- Rawls, J. A, 1971, *A Theory of Justice*, Harvard University Press (=2010 川本隆史ほか訳『正義論(改訂版)』、紀伊国屋書店).
- 1993, 「『正義論』 フランス語版序文」川本隆史・米谷園江(訳)『みすず』4月号、みすず書房.
- 酒井朗, 2015, 「教育における排除と包摂」『教育社会学研究』第96集.
- 桜井智恵子, 2013, 「教育改革論争-藤田英典『教育改革』VS. 尾崎ムゲン『日本の教育改革』」国民教育文化総合研究所編『ふり返り教育理論講座』アドバンテージサーバー(『教育と文化』第67号、2012初出).
- 2021, 『教育は社会をどう変えたのか-個人化をもたらすリベラリズムの暴力』明石書店.
- 土佐弘之, 2012, 『野生のデモクラシー-不正義に抗する政治について』青土社.
- Young, Iris Marion, 2011, *Responsibility for Justice*, Oxford University Press (=2014, 岡野八代・池田直子訳『正義への責任』岩波書店).
- 1990, *Justice and the Politics of Difference*, Princeton University Press (=2020, 飯田文雄、菊田真司、田村哲樹ら監訳『正義と差異の政治』法政大学出版局).
- Young, Jock, 2007, *The Vertigo of Late Modernity*, SAGE Publications, London. (=2008, 木下ちがや・中村好孝・丸山真央訳『後期近代の眩暈: 排除から過剰包摂へ』青土社.

# 桜井智恵子先生のご退職に寄せて

関西学院大学人間福祉学部教授・宗教主事 嶺 重 淑

## はじめに

この度、『Human Welfare』の桜井智恵子先生退職記念号に寄稿させていただくことになりましたが、正直なところ、最初に依頼された時にはかなりの戸惑いと驚きがありました。それは何より、私がそのような原稿の執筆者として適任であるとは到底思えなかったためであり、それにも増して、果たして真つ当に原稿を書き上げることができるのかどうか、まったく自信がなく、不安に感じたからでした。それというのも、先生が専門とされている教育学、心理学、こども学等の学問分野は私にとっては明らかに専門外の分野であり、先生の研究内容や主要業績等についても、その時点ではほとんど何も理解していなかったからです。確かに、桜井先生と私は同じ人間科学科に所属しており、月一回オンラインで開催される人間科学科の学科会議では（一応）顔を合わせていましたが、ZOOMでの会議であるため、その際にちょっとした雑談をするわけでもなく、また授業やゼミを共同で行なうようなこともなく、日常的に関わる機会はほとんどありませんでした。実際、『Human Welfare』の過去の退職記念号を確認してみても、寄稿されている方の多くは、その先生の教え子や研究仲間等、かなり近い関係にあった人たちばかりであり、やはりそういう関係の人でないと、先生のお人柄や研究姿勢等についての確に書き記すのは難しいように思えたのです。

ただ、桜井先生とまったく接点がなかったかという点、そういうわけでもなく、何より、桜井先生と私は、日本キリスト教団の教会に所属するキリスト者同士です。また、そのこともあって、2021年度以降、先生には人間福祉学部のキリスト教教育委員（チャペル委員）を務めていただきましたが、その関わりの中で、学部のチャペル委員会や年末の学部のクリスマス祝会等を通して関わる機会は時々あり、また後述するように、先生にはしばしば学部チャペルで奨励を担当していただきましたが、先生の奨励をすぐ横で拝聴する機会に何度も恵まれました。

そこで以下の部分では、私の目に映った桜井先生の間人像について、あくまでも私の主観に基づいて述べさせていただこうと思います。

## 1. 最初の出会い—前島宗甫先生を通して

桜井先生と初めてお会いしたのは、2017年度春学期初日（4月1日）の夕刻の新任教職員歓迎会の場であったと記憶していますが、先生のことについては、それ以前に前島宗甫先生（元関西学院宗教センター宗教主事、宗教総主事）から伝え聞いていました。その歓迎会の一月ほど前のことだったと思いますが、何かの機会に前島先生とお会いしたときに、「そう言えば今度、あなたの学部に桜井智恵子という人が赴任するんやけど、昔からの知り合いやねん。なんでよろしく頼むわ」と言われていたのです。そしておそらく桜井先生の方も、前島先生から私のことを聞かれていたのでしょう。その歓迎会の終了直後に、同じテーブルの向かいに座っておられた桜井先生の方から声をかけて頂き、挨拶を交わしたのが、先生との最初の会話であったと記憶しています。その意味では、前島先生が桜井先生と私を最初に結びつけてくれた人物（キーパーソン）ということになるかと思っています。

そこで、少し脱線しますが、前島先生と私との個人的な関わりについて簡単に述べておきます。前島先生と最初に会ったのは大学4年生の時でした。当時私は東京で学生生活を送っており、就職のことでいろいろ悩んでいたのですが、牧師をしていた父が前島先生と同様に関学神学部の卒業生で、親しくしていた

ということもあり、当時 NCC（日本キリスト教協議会）の総幹事を務めておられた先生のところに相談にいくように父から勧められ、会いに行ったのが最初の出会いでした。その後、私はいろいろな経緯を経て関学神学部の3年次に編入学することになり、その4年後に修士課程を終え、大阪の堺市にある日本基督教団泉北梅教会に伝道師（担任教師）として赴任しました。そしてその3年後、スイスでの留学を控えていたためにその教会を辞任した際、後任牧師が就任するまで約3箇月間、主任牧師不在の時期ができてしまったのですが、その時には関学の宗教センター宗教主事に就任したばかりの前島先生がその教会の代務主任担任教師を引き受けてくださり、助けていただきました。その後、留学を終えて帰国した後、私は2002年4月より1年間、当時は宗教センター宗教主事に加えて学院の宗教総主事を務めておられた前島先生のもとで宗教センター宗教主事補佐（嘱託職員）として働くことになり、この1年間は直属の上司として前島先生と密に関わることになりました。その翌年、私は神学部の専任教員になりましたが、前島先生との付き合いはそれ以降も、先生が定年退職される2025年3月まで続きました。

一方、桜井先生と前島先生との関わりはより長期におよび、小学生の頃から日本基督教団南住吉教会の日曜学校に通っておられたとのことですが、当教会の牧師を務めておられた前島先生から、何年にもわたって指導を受けられたとのこと。その後も桜井先生は、大学生の時に前島先生に誘われてフィリピンを訪れたり、さらにフィリピンの大学に留学する等、先生の影響を強く受けてこられたようで、その親しい関係は今に至るまで続いているご様子です。

その意味でも、桜井先生と私は前島先生を通して繋がっている部分が多いように思われ、そこにも不思議な縁を感じている次第です。そしてそのように、私自身はまず前島先生から桜井先生のことをお聞きしたという経緯があったためか、当初より桜井先生の印象は「前島先生の教え子（愛弟子）」というイメージが強かったのですが、この印象はその後ほとんど変わることはありませんでした。おそらくそれは、その後の桜井先生の振る舞いや言動からも、前島先生の影響を強く感じる事ができたためであろうと思います。

## 2. チャペルでの奨励から

そのように桜井先生が前島先生の影響を強く受けていると感じたのは、何より人間福祉学部で何度も担当していただいたチャペルでの奨励を通してであったように思います。前述したように、桜井先生には何年にもわたって学部のチャペル委員を務めて頂いていたこともあって、頻繁に学部チャペルでの奨励を担当していただきました。その概要は以下の表に示した通りです。

【桜井先生の人間福祉学部チャペルでの奨励】

	日時	奨励題	聖書箇所
1	2017年10月11日	「マルタとマリア」	ルカ 10:38-43
2	2018年11月14日	「すべての人にほめられる時」	マタイ 6:25-26
3	2020年10月7日	「能力に応じて、必要に応じて」(オンライン)	マタイ 20:1-14
4	2021年5月13日	「分割するものは何か」	マルコ 6:35-42
5	2021年11月4日	「いろいろ話をして」	使徒言行録 2:40-45
6	2022年5月11日	「9条とイエス」	マタイ 26:47-52
7	2022年10月19日	「無知という罪」	詩編 107:17-18
8	2023年5月18日	「苦しみを受けることがないように」	Iペトロ 4:15
9	2023年10月11日	「ディズニーの光と影」	マタイ 13:12-14

10	2024年5月1日	「どのようにしてイエスを殺そうか」	マタイ 12:9-16
11	2024年10月16日	「祈りの家・強盗の巣」	マルコ 11:17
12	2025年5月1日	「たたかうこども」	ルカ 11:9-12
13	2025年10月13日	「ほめ合いましょう」!?	マルコ 2:6-8
14	2025年12月18日	「起きなさい」	ルカ 7:12-15

このように桜井先生には、9年間の在任期間中に人間福祉学部のチャペルで計14回、奨励を担当していただきました。宗教主事や宣教師は別として、これだけ頻繁にチャペルでの奨励を担当された専任教員はまずおられないと思います。それとともに注目すべきことに、この表の奨励題からも明らかのように、奨励の内容は常に新規のものであり、同じ内容の話を繰り返されることはありませんでした。また、奨励題の付け方もありきたりでなく、「どのようにしてイエスを殺そうか」や「たたかうこども」等、インパクトが強く、記憶に残るオリジナルなタイトルがしばしば付けられています。

これに加えて、チャペルでの奨励の際に用いる聖書箇所も常に異なる箇所選ばれており、新約聖書の福音書（特にマタイ福音書）の記事を選ばれることが多かったようですが、同じ聖書箇所を繰り返して用いられることはありませんでした。さらにこの聖書箇所の選定に関して一言付け加えるなら、聖書本文に付けられている小見出しに沿って聖書箇所を選ぶのが通例なのですが、先生の場合は、邦訳聖書の小見出しの区分や段落の切れ目にあまり囚われることなく、ご自分のお話の内容との関連から聖書箇所を厳密に選定しておられ、そのことから聖書の内容をそれだけ深く読み込んでおられることがよく伝わってきました。

そのように桜井先生は、チャペルの奨励を担当される際には、その度ごとに新しいテーマを選ばれていたわけですが、その一方で、語られるメッセージについては、「人権」、「平和」、「子どもと教育」等の主題が常に中心軸になっており、一貫した視点が認められるように思います。まさにそのような視点の多くは前島先生から受け継がれたものと推察しますが（実際、奨励の中で直接前島先生に言及されることもありました）、それとともに、後述するような、専門分野において先生が強調されている主張や訴えが、そのままチャペルのメッセージとしても語られていることに気づかされました。

また、その奨励の語り口についてですが、先生はいつも聴衆の学生たち一人ひとりに問いかけるように語りかけ、そこから学生たちの注意を引き、その上で率直な言い方によってかなり踏み込んだメッセージを語っておられたように思います。その意味でも、先生のメッセージは、「～しましょう」的な型通りの奨励というよりは、学生に問いを投げかけて考えさせ、新しい観点に気づかせるという逆説性を含んだメッセージであり、それだけに学生たちにも強い印象を与えていたようで、この点は、先生のチャペル奨励を聞いた学生たちが提出したコメントの記述内容からも窺い知ることができました。換言するなら、先生の奨励は、聖書のテキストを通して現実の社会の問題に切り込んでいき、今日の様々な社会の問題について聴衆である学生の目を見開かせ、そのような問題の本質を見極めさせようとする点に特徴があったように思います。

なお、桜井先生は2021年度の学院のチャペル週報のNo.20（2021. 11. 8～12）に「必要に応じて」というタイトルで小文を寄稿されていますが、おそらくこれは同年11月4日の人間福祉学部チャペルでの奨励（「いろいろ話をして」）の要点を文章化したものと思われる。そこで先生は今日の社会の経済的貧困とごく一部の富裕層に集中する財の配分のあり方を問題にされ、カール・マルクスの「必要に応じて」という言葉に言及しつつ、使徒言行録2章44-45節に記されている「おのおの必要に応じて」分かち合う暮らし方の大切さについて訴えられています。まさにこのような点に先生の主眼点がはっきりと示されているように思われます。

また、これはチャペルでの奨励の時だけに限りませんが、語っている時の先生は、（ベテランの教育者

らしく)いつも堂々としていて余裕が感じられました。話し方も常に落ち着いていて、学生たちの反応を確認しながら、言葉を一つ一つ選びながら話しておられるという感じで、その意味では、入念に準備され、計算し尽くされたような語り口調でした。

### 3. 朝日新聞のインタビュー記事から

2025年7月15日の朝日新聞の朝刊に「しんどさ増す子ども」というタイトルで桜井先生のインタビュー記事が掲載されました。私は毎朝、朝食を摂りながら朝日新聞の記事にパラパラと目を通すのを日課にしているのですが、その日はそのページをめくった瞬間に、先生の写真が目飛び込んできて、即座に桜井先生の記事だとわかりました。この記事のなかで先生は、「あなたががんばれ」とせまる成長主義が個人化されていくなか、家庭と個人に子育てや教育の責任が押し付けられるようになる状況下においては、子どもがしんどくなるのは『必然』であると、個人に頑張ることを強いる今日の社会の在り方を問題視されています。そしてこのような事態を改善するためにも、個人ががんばらねばという発想から自由になり、まず大人たちが、現状をもたらした社会の仕組みを知って成長主義のゆがみに気づくことが肝要であり、公的なお金を必要な暮らしに分けるように制度設計する必要があると訴えられています。もちろん、このような主張に対しては、そうは言っても現状においては親が子どもの将来を心配するのはやむを得ないことであり、親は自分の子どもを自立させるためにも学力をつけさせることに懸命にならざるを得ないのではないかという反論も出てきそうですが、個人にがんばらせるのではなく社会を変えていかねばならないと断固として主張されている点に強いインパクトを感じました。

因みにこの記事に対しては大きな反響があったようで、それ以降、書籍や原稿、講演等のオファーが一気に増えたとのことです。

### 4. 『ポンコツでいこう』

最後に、先生の近著である『ポンコツでいこう—反開発主義による社会の再生産』（いのちのことは社、2025年）についても触れておこうと思います。何とも興味深いタイトルですが、本書には、桜井先生のお考えの要点が、一般読者にも十分に理解できるようにわかりやすくまとめられています。ここでの「ポンコツ」とは、本書の説明によると、能力やスキルが不足しているという意味に留まらず、地球や人の開発を無理強いしようとする今日の社会のあり方に迎合せず抵抗する存在を指しています。そして本書は、資本主義社会のもと、開発主義による非人間的な原理（自己責任と競争）によって支配されている現状の社会の誤りに気づき、それとは真逆の価値観（反開発主義）によって、ポンコツでも堂々と生きていくことができる社会を再生産していくことを提言しています。まさに私たちもしばしば、「しょうがない」、「がんばるしかない」という思いの中で、いつの間にか、その価値観に巻き込まれ、翻弄されていることに気づかされますが、本書においては、そのような逆説的な真理が繰り返し語られているように感じました。特に「置かれている状況のしんどさをちゃんと感じたり、微妙だなと思ったら拒否する。あるいはごまかす、やめる、ずらす、なんていうのは、人間としてとてもポジティブな生き方です」（122頁）という一節を読んだとき、私自身も何かホッとした気持ちになり、救われたように感じました。

因みに、本書のあとがきに「現実的じゃない」という批判に関する先生のコメントが記されていますが（155頁）、この部分を読んで私はマーティン・ルーサー・キング牧師の言葉を思い出しました。それは、「敵を愛しなさい」というイエスの教えを真正面から受け止めるべきだと訴える彼の考えを「現実的でない」と批判した人々に対して彼が応答した言葉でしたが、その時彼は、人はすぐに「そんなものは理想論に過ぎない、もっと現実を見よ」と言うが、今日の世界に見られる争いと混乱は、人々が現実的にならないう事を考えられなくなったことの結果ではないかと反論したのです。まさに今日の私たち自身にも、理想を

追い求めることをやめて現実的にのみ生きようとする傾向があるわけですが、混迷を深める今日の世界と日本の社会の現状を思う時、ありきたりの「常識」を疑ってみるところから始める必要があるように思われました。

## 結びにかえて

冒頭で述べたように、非常に不安な思いでこの原稿の執筆を引き受けたのですが、曲がりなりにも何とかここまで書き進めてくることができました。事実、ここまで述べてきた内容は、私個人の主観に基づいた桜井先生の人物像であり、その意味でも桜井智恵子像の一面に過ぎず、不正確な部分も多々あるかもしれませんが、その点をご容赦いただければと思います。そしてまた今回、桜井先生の人物像について、これまでの先生とのやりとりやチャペル奨励や著作等を通して自分なりに考察してみて、他者と協調しつつも、周囲に流されることなく、またいたずらに群れることなく、ご自分の生き方を貫いておられる先生の生き様を改めて確認できたように思います。

なお、先生は今現在も各方面から講演等の依頼があり、また原稿もいろいろと抱えておられるようで、退職後の来年度以降も本の執筆等で予定が詰まっているご様子です。これからもますますお元気に、持ち前のパワーを発揮されて、いろいろな場で活躍されることを心から期待しています。



# 桜井智恵子先生のご退職によせて

関西学院大学人間福祉学部教授 今井 小の実

## 1. 桜井先生との思い出

桜井智恵子先生、ご定年退職おめでとうございます。そしてその記念号に執筆者としてご指名をいただいたことを大変光栄に思います。同時にそのような大役を担うことができるのか、最後まで迷いがありました。

といいますのも、私と桜井先生の出会いは、先生が本学に着任された2017年4月からで、ちょうどその年、私は急遽、日本学術振興会より学術システム研究センター研究員の任を受け、3年間は東京と関西の往復で大学にじっくり腰を落ち着ける時間がなかったからです。ようやくその業務から解放された矢先には、今度はコロナに見舞われて、オンライン授業が主流となる時代を過ごすことになりました。完全に対面授業が実施されるまでには2年近くの時間が必要でしたが、その一年後には特別研究期間をいただいたので、私が桜井先生とともにした時間は本当に短いのです。

ただそのような限界があるなかでも、先生とはその間隙を埋めるべく濃密な時間を過ごさせていただきました。理由は色々あったのですが、なかでも大きかったのは博士課程の学生たちが副指導教員としてお世話になったことでした。論文指導の相談に院生とともにお部屋に伺い、先生のご研究の一端を伺うことが楽しみでした。私は女性史と社会福祉の歴史の交差点を追究することを主な研究手法としてきましたが、社会福祉学の原論の担当者でもあり、理論や思想、哲学にも興味がありました。しかし本来なら当然蓄積しておかなければいけない、社会思想史の知識が浅く、表面的な理解に終わっていました。一般企業に就職し、結婚してからは専業主婦、子育てをしながらパート勤務などを経てこの世界に入った私にとっては巨大な壁で、自ら蓋をしてきました。ですので、実は桜井先生が赴任される前から先生と一緒に働けることを心待ちにしていました。教育学をベースにしつつ社会思想家としてご活躍されている先生から、学ぶことがたくさんあると思ったからです。桜井先生の現在の問題を古今東西の研究者の研究蓄積のもとに鋭く切られていく研究方法は自分には手の届かない、眩しいものでした。桜井先生も私と同じようなご経歴の持ち主だったと知ったのは、ずいぶんあとのことです。

現大阪公立大学大学院の時代から明確な現代社会への問題意識をもとに、着実に研究を積み重ねられ、その成果が広く研究界、また教育実践の場でも評価されて、なかでも筆者が羨望を隠せなかったのは、『現代思想』で発信された複数の論文です。歴史研究の手法をとってきたとはいえ、事象の分析、また福祉の価値を考えるうえで、「思想」は常に検討の射程内にありました。その時に信頼できる雑誌として、真先に脳裏に浮かぶのが『現代思想』だったからです。

とにかく、院生の指導相談と称して、先生のととても清潔で整頓の行き届いたお部屋にお邪魔して、その時々のご関心、ご主張をお伺いするのが好きでした。その桜井詣でのたまものが二人の院生の博士号取得です。原田理子さん、そして畠中耕さんは、副指導教員、また博士論文の審査の際には、副査として多大なご指導ご教授をいただきました。原田さんの研究は女性同性愛者が不可視化されている現実に対する問題意識から、主に大正時代の言説を分析、考察し、その原因の根底に何があるのか追究するもので、ポストモダンの流れを汲んだ研究でした。畠中さんの研究は報徳思想と社会福祉の発展の関係を大日本報徳社の誕生の地である静岡県を事例に検証するもので、史資料を足で集めて事実を確定していくという実証主義に基づくものでした。その双方の研究に対して、桜井先生は豊富な知識と問題意識からの確にご意見、指導くださり、思想面が弱い私のかけている部分を丁寧な指導で補ってくださいました。おかげで二人の博論はそれぞれ、社会思想の学説史を踏まえた分厚い研究になり、無事に博士号の取得ができませんでした。

この場を借りて御礼申し上げます。

桜井先生とは学内業務でも、複数の委員会をご一緒させていただき、桜井先生の人となりを知ることができました。また同じフロアだったこともあり、良くお昼を一緒にいただきました。とはいえ、お互いに次の授業があって、なかなかゆっくりはできなかったのですが、その時には時事問題や歴史に対する認識、などその時々に関心で議論をしたり意見交換をしたりしましたね。帰りも一緒になる機会も時々あり、その時にはじめて桜井先生がとても料理が上手なことを知り、意外な一面を発見できたことをうれしく思いました。国内外を飛び回っておられる先生に、いつそのような時間があるのか、今でも七不思議のひとつです。

私は室田保夫先生（本学名誉教授）のもとで、長らく大阪にある児童養護施設博愛社の史資料整理に携わってきましたが、並行して行ってきた研究成果が刊行された記念に、博愛社で講演会を開催していただいたときは、会場に桜井先生がいらっしゃって驚いたのを覚えています。あとで桜井先生のご主人もキリスト者でキリスト教系の施設に貢献されていると知り、思いがけない新たな接点に喜びました。

このような点描のような記述しかできず、どうしたらよいか、迷っていたのですが、桜井先生が本学に赴任されてからの先生のご研究を紹介して、自分の研究と接続してみたいと考えました。それは桜井先生と語り合ったり、ときには論争した思い出、それをこの誌面を借りて行うような試みだと思ったからです。このエッセイを書くにあたり、改めてその業績の多さに感嘆しましたが、入手できる限りの本を取り寄せました。図書館に足を運び、最近の論文も複写しました。ですがあまりにも豊富な研究業績を前に思想家桜井の全貌をとらえることは不可能ですので、本学に赴任後という枠を設定させていただきました。私が出会ったあとの桜井先生との対話ですから、必ずしも荒唐無稽な枠組みではなく、ご理解いただけたと思います。複数の論文、著書を集めたうえで、私が選んだのは2021年に上梓された単著です。ここに桜井先生のご研究のエッセンスがぎゅっと詰まっていると考えたからです。

以下、先生のご研究について紹介し、そこから自分の研究と接続してみたいと思います。文体は、研究者同志の対話ということで、ここからは「である調」に変更します。

## 2. 研究者桜井智恵子との対話

桜井智恵子は2021年、明石書店から『教育は社会をどう変えたのか—個人化をもたらすリベラリズムの暴力—』（全286頁）を上梓している。初版第一刷が出てから1年にも満たない2022年6月には第三刷が出ていることから、教育界、社会思想界などから大きな期待を寄せられ、また実際にそれに応えた評価の高い一冊であることがわかる。本書、あるいは近年の業績から見えた研究者桜井智恵子は、新自由主義と闘う（社会）教育思想家であった。むろん研究者桜井の魅力はそれだけにとどまらない。たとえば菊池（2023）は桜井の本を書評し、この生きづらい社会をつくってきた「個人化を行う権力としてのリベラリズム」にこそ根源的な背景があると読み解き、規律権力論の生成の場としての教育や福祉領域について具体的に考究していくが、「新自由主義だから」という形で語られがちな批判をもう一步深く掘り下げ、リベラリズムが私たちの日常に巣食うありさまを描き出し（た（菊池2023、p46）と評価している。確かにその通りだと思う。だがそれを百も承知で単純化するのは、多くの示唆に富んだ本書を通じて、社会福祉の歴史研究者である筆者が桜井と対話するには必要な作業だったからである。

さて本書に貫かれているのは、新自由主義が及ぼした教育界、特に子どもへの深刻な影響、「生きづらさ」という言葉、概念によって、本当はその背景に社会構造的な問題があるはずなのに、すべて個人に還元され、内面的にも自己責任として引き受けさせられている現状への告発である。新自由主義がもたらした「個人化」の傾向に対して、現実を正しくとらえ、「連帯」につなぎ、抵抗していく回路を覆い隠していると、警鐘を鳴らしている。この主張は同時期に発表された単発の諸論文、共著でもそのベースに一貫して流れている。そして発達障害などのラベリングによって子どもたちを細分化し、複雑な現代社会を支

えるための技術を修得できない者を排除していくシステムに抗議している。ただそのような教育が資本主義に利するだけの新自由主義に加担するものだという主訴には賛同するものの、実際には、子どもたちは学校を出たら丸裸の人間として社会に放り出される、まして彼らの親がこの世を去ったあとを考えたら、少しでもこの社会に適応できるような教育を施すことが彼らの福祉に資する面も否定できないのではないか、社会福祉界に身を置いてきた私にはインタビューやアンケート調査などで知った親たちの想いもわかる。また重症心身障害児施設「びわこ学園」の創設者糸賀一雄の「この子らを世の光に」の言葉に代表される「発達保障」という理念も捨てきれないのであった。

多くの研究はここで終る。だが本書の、桜井の素晴らしいところは、否定の先にある理想の景色を本書で描いているのである。私の懐疑的な感覚は終章で見事に打ち砕かれ、自省することになった。つまりデヴィッド・グレーバーを引用して「各人が能力に応じて、各人にはその必要に応じて」という原理から出発することを勧めた文章から、終章の「希望のありか」を「能力が個人のものではなく、いつも共同ではたらいでいて、競争をしなくても必要に応じて分かち合う論理こそ、現代社会システムの稼働に対して、大きな痛手となるだろう。それは資本主義社会に対する破壊的な論理だからである」(p252)とした結論に全面的に賛同したい。そして自分の浅慮をあらためて恥じたのである。桜井の「希望のありか」を私も強く支持する。それは日ごろ感じてきた認識、さらに社会福祉の理想とも重なる。

戦後、英国ではベヴァリッジ報告をもとに福祉国家の建設が進み、日本を含め多くの国がそれをモデルに福祉国家を形成してきた。その前提は自律した個人であり、ジェンダー規範を内面化した家族を標準としてきた。社会福祉の対象者はそこから零れ落ちた人たちであり、福祉サービスは行政による一方的な措置によってのみ受けられるという限界あるものであった。その欠点の克服を前面に出して、対象は全国民、国家による一方的な措置ではなく利用者が選択して契約を行うというビジョンを描き、1990年代前後から徐々に布石をうち、後半から2000年代にかけて具体的に進められたのが社会福祉基礎構造改革であった。

以前、私はある本の書評で、この社会福祉基礎構造改革について新自由主義との関係で批判したことがある(今井2023)。先に紹介したように桜井の研究への姿勢には、一貫して新自由主義批判が流れている。桜井と同じ危機意識を共有し、同じ方向を向いていること、いわば同志であることを、「消費者」という概念の誕生と新自由主義との関係を歴史的に検証して明らかにした林凌(2023)に対する書評から一部抜粋して、明らかにしたい。

評者の記憶を刺激したのは、近代的な〈消費者〉概念を形成する端緒となった consumer という言葉だ。評者が大学院に進学した1990年代中葉、社会福祉の世界では基礎構造改革が進行していて、恩師の一人が授業でたびたびこの言葉をひきあいに出されていたのだった。最終的に利用者という用語が定着するが、今まで行政から措置されてきた福祉制度の対象者が主体者としてサービスを選択できる「措置から契約へ」というパラダイムシフトを支える重要な概念だったからだ。この改革がすべて失敗だったと糾弾するつもりはない。スティグマを伴った選別的な福祉制度を、全国民を対象とした普遍的なものに転換させるという目標は介護保険制度創設の推進力の一つともなった。だがその一方で、社会福祉事業の「市場」化にはリスクが伴い、応能負担から応益負担への移行は生活困難な利用者負担を強いるものとなった。今、振り返ると、この福祉の新自由主義化ともいえる改革を後押ししたのは consumer の概念だったのである。／筆者が明らかにしたのは、これまで個々の属性によってばらばらにカテゴライズされてきた人びとをひと塊の「人口」として統治できる概念が生成される歴史でもあった。だが社会福祉の基礎構造改革が進行する際の consumer 喧伝の記憶は、それが新自由主義的政策を福祉の分野にまで浸食する概念装置にもなったことを示唆する。この記憶に筆者の研究を重ねると、より鮮やかな輪郭が浮かび上がる。なぜなら利用者主体、利用者の権利擁護という理念はそのまま二つの消費者像のそれと符合するからであり、〈消費者〉概念が日本社会における新

自由主義の定着に利用されてきたことが認識できたからである（今井 2023）

この本の作者の理論的ベースにはあるのは、フーコーの「生権力」であり、桜井のそれと同じだ。つまり社会福祉の展開と新自由主義は共犯関係にあった時期があること、それに対する批判を、書評を通じて展開したのである。この意味において、桜井と私は同志なのだ。社会福祉基礎構造改革のキーワードは、「選択」「契約」「利用者本位」、そして福祉供給の「多元化」。だがそこに前提としてあるのは主体的に選択できる近代的個人の存在であり、浸透したのは憲法に保障された国民の生活を護るための公的責任を相対化する論理であった。つまり基礎構造改革は桜井が糾弾した「個人化」と「多様性」を推進したのである。その結果、現在うつしだされる社会福祉は、生存権保障の具体化したものとして準備されるべき高齢者、障害者、子どもたちの施設が民間にゆだねられ、劣悪な労働環境と利用者の生存権さえ脅かす姿である。そして貧困も生活困難な状況も個人の責任に還元され、「個人化」された私たちに「連帯」への回路はつながらない。

社会福祉には本来、優先されるべき存在があるはずだったのに、それが国民一般へと門戸が開かれたときに見えなくされてしまった。そして今日も、弱い人たちが切り捨てられていく。社会福祉は、「強い個人」ではなく、社会的に弱い立場に置かれた人びとの側から、社会保障や社会福祉における権利を主張してきたはずであった。それが一般化、普遍化の論理で、見えなくされてしまったのである。もちろん、新自由主義政策を押し進めるための戦略として、社会福祉の対象からスティグマを払拭したいという内なる願いに付け込まれたと言っても良いかもしれない。だが社会事業史学界を牽引してきた永岡正巳（2015）がいうように、「痛みや弱さを担う一人ひとりの側から論理を組み立て、社会に訴え、異議申し立て」を行うことがもっとも大切で、忘れてはならないことなのである。そしてまさに、このような認識と枠組みこそが「強い個人」を想定してきた新自由主義や国民国家論に共通する人間像への対抗軸、「抵抗」となる。

桜井は、この「抵抗」をみずからの研究とそれを発信することで続けているように見える。そして私の「抵抗」は社会福祉の歴史を研究することだ。世界人権宣言の序文、そして憲法に明記されているように、現在ある価値、特に社会福祉のなかでもっとも重要な人権尊重という価値が人類の不断の努力で勝ち取られてきたものなら、永岡（2014）も主張した「権利を論じるための確かな視座は、このような歴史の変遷を通してとらえることが必要」なのである。つまり現在の福祉の基本的な価値や権利が歴史のなかで勝ち取られてきたものだとすることをたえず確認し、検証していくことこそが、それらを守っていくことにつながっていく。その視点がなければ、せっかく得た権利も簡単に奪い去られることを歴史は教えるからである。筆者の社会事業史研究者としての使命感はそこにある。

桜井先生の去られた大学は、同志を失った職場だ。私もすぐに続くが、桜井先生が教えてくださったもう一つの示唆、生涯、自分も社会福祉の歴史研究者として、この世界のカオス、暴力化に向けて、抵抗し続けて行かなければならないと思っている。

最後に余談となるが、この本で知ったことがある。それは教育現場の管理体制が強化される過程で生れた「無言清掃」の存在だ。娘が小学2年生になった時、面談で担任にいわれたことがある。あなたの娘は黙って掃除をするように指導してきたのに、歌をうたいながら掃除をしている、変わっていると断じられたのである。私はすぐさま、それは良かった、人と違う個性ある子どもに育ててほしい、それが親としての願いだったからと返した。この記憶が今も頭から離れないのは、その背景にある管理体制にうすうす気づき、嫌気がさしていたからだったと今では思う。桜井先生に、「良く言い返した！」と褒めてもらえるかな。

## 参考文献

- グレン・D. フック／桜井智恵子編（2016）『戦争への終止符－未来のための日本の記憶－』法律文化社。
- 今井小の実（2023）「新自由主義批判のための新たな〈武器〉となるか：消費者を新たな思索へといざなう挑戦的研究」〔林凌『〈消費者〉の誕生－近代日本における消費者主権の系譜と新自由主義－』以文社，2023年5月15日〕（『図書新聞』No.3613）。
- 今井小の実（2025）「社会福祉の歴史研究の視点と方法」古川孝順監修『エンサイクロペディア』中央法規出版。
- 菊池栄治（2023）「桜井智恵子著『教育は社会をどう変えたか－個人化をもたらすリベラリズムの暴力』」『大原社会問題研究所雑誌』No773。
- 工藤宏司／桜井智恵子／広瀬義徳編著（2020）『「民意」と政治的態度のつくられ方』太田出版。
- 永岡正己（2014）「社会福祉における権利の思想的変遷」『社会福祉研究』第120号。
- 永岡正己（2015）「一番ヶ瀬社会福祉研究における歴史研究の起点とその展開」『社会福祉学』Vol.55-4号。
- 桜井智恵子（2005）『市民社会の家庭教育』信山社。
- 桜井智恵子／広瀬義徳編（2013）『揺らぐ主体／問われる社会』インパクト出版会。
- 桜井智恵子（2020）「自律的な「主体化」という政治的態度」工藤宏司、桜井智恵子、広瀬義徳、柳沢文昭、水岡俊一、堅田香緒里著『「民意」と政治的態度のつくられ方』太田出版。
- 桜井智恵子（2021）『教育は社会をどう変えたのか－個人化をもたらすリベラリズムの暴力－』明石書店。



# 障害者の雇用創出と地域社会参加を促進する ソーシャル・ファームの検討

—A 型事業所の地域とのつながり意向と利用者の地域生活の変化に着目して—

平 尾 昌 也\*

## 要約：

本研究は、障害者就労継続支援 A 型事業所をソーシャル・ファームとして位置づけ、A 型事業所の地域社会とのつながり意向が、利用者の人間関係、外出機会、地域住民との関わりに与える影響を分析したものである。重回帰分析の結果、A 型事業所の地域関係行動量は利用者地域住民との関わり増加に有意な正の影響を示した一方、地域組織との連携意向のみでは利用者の人間関係拡大や社会参加の向上に直結しないことが明らかとなった。また、商工団体志向は人間関係拡大に負の影響を及ぼす可能性が示され、業務偏重の地域連携への不安要因が示された。これにより、A 型事業所が障害者の社会的孤立の解消と地域参加を促進するためには、継続的かつ実質的な地域との関わりが重要であることが示唆された。

キーワード：ソーシャル・ファーム、A 型事業所、地域社会参加

## 1. 研究の背景と問題意識

本研究は、障害者が働くことを通して地域社会へ参加する方法について検討を行うものである。障害者はこれまで、伝統的に経済的自立や身辺自立が求められてきた中で、障害者は自立困難な存在として、隔離的且つ被保護的に施設に収容されての生活を余儀なくされてきた（福原、2005）。また、産業革命と資本主義の勃興によって労働力は商品化され、障害者は質の悪い労働力として労働市場から放逐されてきたとした（東、2010）。これらのことから、障害者は地域社会からの排除と労働市場からの排除という2つの社会的排除を受けてきた存在として捉えることができる。

このような状況から、社会福祉基礎構造改革を経て2000年に社会福祉法が施行され、社会福祉はこれまでの行政による措置制度から本人がサービス利用主体として契約を結ぶ制度へと転換された。さらに、これまで中心であった入所施設を縮小して地域社会での生活を重視する脱施設化の方

針が示された。2011年の障害者基本法改正では障害の有無に関わらず、基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されることが明文化された。2013年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害を理由とした差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の不提供も禁止した。加えて、2013年の「障害者の雇用促進等に関する法律」の改正では、障害者への差別の禁止及び合理的配慮の提供義務、法定雇用率の算定基礎の見直しなどが行われた。これらの国内法制度が整備され、2014年に「障害者の権利に関する条約」が批准されたことで障害者を取り巻く社会環境は大きく変革されたと言える。

とりわけ障害者福祉サービス体系においては、2005年の障害者自立支援法で「障害者をもっと働ける社会の実現」がスローガンとして掲げられ、2013年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、障害者総合支援法）に改正された。これらの法改正では、一般就労へ向けた訓練と位置付けられる形で就労支援サービスが体系的に整備され、脱施設化

\* 関西学院大学人間福祉学部助教

を推進する形で地域生活移行が進められてきた。法制度改革からも分かるように、障害福祉サービスでは就労支援と社会参加支援に重点が置かれている。特に、障害者就労継続支援 A 型事業（以下、A 型事業）においては、2021 年の法改正で基本報酬の算定方法の見直しが行われた際、「地域連携活動」の項目が設置されるなど、より地域社会との関わりを強化しようとする傾向が見られる。その一方で、就労継続支援 A 型事業所として加算対象となるのは「企業等と連携した生産活動を行うこと」と規定されていることから、地域との関わりが限定的になってしまうことが懸念される。

他方で、2000 年に厚生労働省・援護局によって「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討報告書」が取りまとめられ、社会的孤立がこれからの社会福祉における政策的課題として明確に示された。これ以降、高齢者領域を中心に社会的孤立に関する実態調査や研究が進められたが、障害者に関しては十分な実態把握や対策は行われていないのが現状である。何より、合法的に地域社会から排除されてきたことや、いまだに差別や偏見を受けている状況を考慮すれば、障害者も社会的孤立に陥るリスクは大きいと考えられる。このような状況の中で、限定的ではあるが障害者の置かれている状態を調査した結果をもとに、障害者の生活実態や社会参加ニーズについて概観した上で、就労と社会参加を促進するための検討を進めていく。

## 2. 障害者の生活実態と参加ニーズ

### 2-1 障害者の生活実態

2016 年に厚生労働省が実施した「平成 28 年生活のしづらさに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」（以下、しづらさ調査）では、「日中の過ごし方の状況」に関して「家庭内で過ごしている」の回答が 34.9% と最も高い結果を示した。就労に関連する内容について、65 歳未満の障害者は正職員もしくは正職員以外で働いている割合が合わせて 26.7% であった。2022 年に総務省統計局が実施した労働力調査の結果を見ると 15 歳～64 歳における労働力人口比率の 80.6% が

就労している状況と比較すると、明らかに障害者の就労率が低いことがわかる（総務省、2023）。

ちなみにしづらさ調査において、「外出時に支援が必要であるか」という問いに対して 50% 以上が「必要である」と回答し、その時に行われている支援は「家族の付き添い」が 70% を超える結果が示された。このことから、多くの障害者は家族の支援を得られなければ外出することが困難な状況に置かれていることが推測される。さらに、「困ったときの相談相手」についても「家族」の回答が 70% を超えて最も高く、障害者福祉の専門機関である「相談支援事業所」が 10% 程度にとどまり、「障害者団体・患者会」といったいわゆる当事者団体や地域社会における相談者としての役割を持つ「民生委員、障害者相談員」は 10% 未満と非常に低い結果を示している。

この結果から、障害者の多くは日中を自宅等で過ごし、外出する際には家族の支援が不可欠となっている。つまり、自由な外出が難しいことで地域社会への参加が制限され、他者とのつながりや関係づくりが難しい環境であることが、結果として家族以外とのインフォーマルで日常的なつながりが希薄になっていると考えられる。松岡（2019）は、障害者の社会的孤立の特徴について、家族と専門職に社会的ネットワークが限定され、偏在化して且つ密度の高さを指摘し、障害者の多くは社会的孤立の一步手前の「薄氷状態」にあるとの指摘とも一致する。しかしながら、困ったときの相談相手として、福祉サービス提供事業者や相談支援機関と答えた割合が低い傾向が見られた。この点について「しづらさ調査」で福祉サービスの利用状況についての回答を見てみると、65 歳未満全体でサービスを利用しているのは全体の 32.0%、65 歳以上で 22.7% と半数以下の回答結果となっている。加えて、「福祉サービスを利用したくない」の回答が 65 歳未満では 33.3% で 65 歳以上でも 23.9% となっていることから、専門職や専門機関とのつながりを望んでいない障害者も一定数存在していることが分かる。これらの結果だけで社会的孤立の状況であると判断することはできないにしても、障害者の社会的ネットワークの特徴とは異なる現実が存在していると推測することができる。障害者にとって重要な社会的ネ

ットワークの一つである専門職とのつながりが無いとすれば、家族への依存度はさらに高まり、より孤立しやすい状況にあると考えることができる。

## 2-2 障害者の社会参加ニーズ

次に、社会参加ニーズに関して「しづらさ調査」では、今後の日中の過ごし方の希望については「正社員として働きたい」と32.4%が回答し、正職員以外を含めると60.5%が働きたいと回答している。障害者の社会参加ニーズとして「就労」は重要な要素であることが理解できる。

基礎自治体における実態調査としては、2020年に神戸市が実施した「神戸市障がい者生活実態調査」（以下、神戸市調査）がある。神戸市調査では、障害者の社会参加として地域活動を取り上げ、地域活動への参加にあたり必要な条件に関して回答を得ている。その条件には、「障害者だからといって差別したり、無視したりしないこと（24.0%）」「家族以外で一緒に活動してくれる人がいること（23.0%）」「地域で気軽に利用できる趣味の場があること（20.1%）」「施設や地域の交流イベントで地域の人と交流し、顔見知りになること（19.5%）」と続いている。差別や偏見については、障害者手帳所持者全体の25.5%が差別等を受けたことがあると回答し、学校や職場や病院といった日常的に利用する場所で経験していることが明らかとなった。また、地域の人たちとの関わりが無く、家族以外との社会的なつながりは希薄であることが窺える。さらに、今後参加・協力したい地域活動については、「地域の人たちの交流行事」が20.3%で最も高く、「自分たちと同じ障害のある人の話し相手・相談相手、支援活動」（14.7%）、「家の前や地域の清掃活動」（13.3%）で続いている（神戸市、2020）。

これらの結果から、障害者は地域活動への参加を通して地域社会の一員として交流し、当事者同士での支え合いや地域社会の中で役割を持ちたいと考えていると考えられる。その一方で、日常的に差別や無視されるといった経験から地域活動への参加に対する不安があることも読み取ることができる。そのため、地域社会が障害者を一人の尊厳ある存在として受けとめることが不可欠であ

り、その環境を整えることは障害者が安心して地域社会に参加するためには重要である。

## 2-3 A型事業所の利用実態と障害者の就労ニーズ、所得状況と生活実態

ここまで、障害者の生活における課題や自治体規模での生活実態調査結果をもとに、障害者の就労率の低さや暮らしにおける課題点、地域社会の一員として役割を持った参加に関するニーズについて概観してきた。次に、就労ニーズや所得状況と生活実態に焦点を絞って論点整理を行う。ここで着目するのは障害者総合支援法に規定されている障害者就労継続支援A型事業である。A型事業は、原則として障害者と雇用契約を結びながら一般就労に向けた訓練を行う事業である。障害者のA型事業所の利用実態と就労ニーズに関して、厚生労働省が行なった「就労継続支援A型事業における就労継続及び一般就労へ移行支援の実態把握に関する調査研究」（厚生労働省、2021）を参照する。A型事業所を利用する経緯をみると、一般就労からA型事業所を利用する人の割合が27.8%で最も高く、他のA型事業所からの利用の18.6%と合わせると46.4%という結果となっている。また、一般就労を希望する利用者が0%のA型事業所が16.2%で一般就労希望率が20%以下のA型事業所と合わせると49.1%と高い割合を示している。そして実際にA型事業所から一般就労をする障害者は2人以下が76.8%と高い割合を示しており、A型事業所から一般就労はハードルが高い状況であることがわかる。先にも述べたように制度上、A型事業所は一般就労を目指す就労訓練の場として位置付けられているが、利用者の多くはそれを望んでいない様子や移行実態としても困難な状況であると言える。また、A型事業所からの評価として、コミュニケーション能力、職場のルールやマナー、体調管理や安定した出勤などといった基本的労働習慣に課題があると認識されていることから、一般企業から求められる水準に達していない状況も窺える。

次に、障害者の所得状況と生活実態に関してきょうされんが行なった「2023年度障がいのある人の地域生活実態調査」（きょうされん、2024）

がある。この調査は「障害のある人の所得状況と生活状況を把握し、それを国民生活基礎調査等の統計調査などと比較して、格差の実態を明らかにすること」を目的として実施され、きょうされん加盟の福祉事業所を中心に関連する福祉団体を調査対象とし、5,890人から得られた回答をもとに分析が行われている。日中活動の実態として一般就労が1.8%、A型事業所が2.6%で合計しても4.4%となっており、調査対象が福祉事業所を中心としている点を考慮しても非常に低い割合だと言えるだろう。また、暮らしの状況として、親と同居している割合が49.0%で一人暮らしをしている人が8.3%となっている。年代別に見ると40歳前半までは半数以上が親と同居している状況で、年齢が高くなるにつれて共同生活（グループホーム等）や一人暮らしが増加する傾向にある。この点についてきょうされんは、親の加齢や他界に伴い同居生活が困難となり、生活スタイルが変化しているのではないかと推察している。そして、障害者の収入状況に関連する内容では、生活保護受給者の割合が国民全体の受給率が1.63%であるのに対して11.5%と高くなっているだけでなく、78.6%の障害者が相対的貧困（年収127万円）以下の収入状況となっている状況が明となった。さらに、居住状況と年収との関連では、収入が低い人ほど親との同居の割合が高いことが示されている。

## 2-4 小括

これらの結果から、障害者は家族以外との日常的な関わりは薄く、フォーマル・インフォーマルな社会的ネットワークに関しても希薄であることが明らかとなった。その一方で、障害者は地域社会とのつながりや参加に関して高い関心を示している。つまり、ニーズはあるが、現実的にはニーズを満たすことができないことを意味していることが明らかとなった。また、就労に関しても積極的な意向が示されており、「働きたくても働くことができていない」状況であることが理解できる。また、障害者の多くは低収入な状況にあり、親や家族の支えがなければ生活することが難しい実態があると言える。つまり、障害者に関する法や制度が整備され、サービスの充実化が図ら

れているとはいえ、生活実態レベルでのニーズの充足や環境改善に至っているとは言い難い状況であると考えられる。

本研究で中心的に取り扱う障害者の就労支援に関して、「一般就労」を目指すことが強調されている点については注意が必要であると考ええる。この点について土屋（2017:113）は障害者が地域で自立した生活を安定的に維持するためには地域住民との連帯や相互援助的関係が重要であるとした上で、「地域コミュニティにおいて、帰属意識を感じられる承認の場と労働参加とどちらか一方があれば良いということではない」とした。もちろん一般労働市場への参加を目指すことを否定するものではないが、一般労働市場の中で労働者となることが障害者の社会参加のゴールではないと考ええる。就労はあくまでも自立した地域生活を送るための経済的基盤を確保するためのものであり、生活を送るために必要な収入を得るための手段の一つであるはずである。

つまり、経済的に安定することが可能な収入と地域社会とのつながりを同時に確保することができる方法があれば、障害者の持つ2つの大きなニーズに応えることができる。それはすなわち、障害者が安心して地域社会の中で孤立せずに自立生活を送ることができる可能性を高めることへとつながると考えられる。

## 3. ソーシャル・ファームと障害者就労継続支援 A 型事業

### 3-1 ソーシャルファームの可能性

そこで、安定した収入と地域社会とのつながりづくりを一体的に行うことができる可能性を持つものに社会的企業の一つに分類されるソーシャル・ファーム概念がある。欧州の社会的企業研究グループネットワークである EMES (Emergence of Social Enterprise in Europe) は試論的な定義として、社会的企業を経済的側面（4項目）と社会的側面（5項目）から定義している。具体的には経済的側面として、①財・サービスの生産・供給の継続的活動、②高度の自律性、③経済的リスクの高さ、④最少量の有償労働を、社会的側面として①コミュニティへの貢献という明確な目的、②

市民グループが設立する組織、③資本所有に基づかない意思決定、④活動によって影響を受ける人々による参加、⑤利潤配分の制限を挙げている(Defourny、2004)。さらに社会的企業には対人社会サービスの提供を目的するものと、障害者や長期失業者といった一般労働市場で雇用されることに不利のある人々の労働統合を目的とするもの(労働統合型社会的企業)の2つに分類される。もちろん、ソーシャル・ファームは労働統合型社会的企業(Work Integration Social Enterprise: 以下、WISE)となる。WISEについて「労働市場における多様な不利を抱えた人々を、生産活動を通じて『労働や社会に再統合する』ことを目指した事業領域である」とされており、単に職場であるだけでなく、関係性のリハビリテーションの場にもなり得ること。経済的な自立だけでなく社会的な自立を回復できる場であるとした(Borzaga and Loss 2006: 170-173)。つまり、WISEは労働市場で不利を受ける人々への雇用を生み出すことで経済的側面を支えるだけでなく、社会とのつながりの再構築する社会的側面の両面を射程に入れた概念であることが分かる。米澤(2011)は、Davister et al. (2004)が多様な取り組みを行う欧州のWISEを4つに類型化したものを「移行型」と「継続型」の2類型に整理した。前者は、一般労働市場への移行(一般就労)を目的とするのに対し、後者はWISE内での継続的雇用を目的とした。さらに、塩津(2014)は継続型を「一般就労環境とは別の対象者に適した就労環境を創出し、継続的に提供する型」としソーシャル・ファームを位置付けている。

Social Firms Europe (CEFEC)はソーシャル・ファームを「ソーシャル・ファームは社会的企業の一つで、その目的は障害者あるいは労働市場において、大変不利な人々のために、有給の雇用を創出する事業である。これらは市場志向型の製品・サービスの提供を通じて、社会的使命を果たす事業である」とした上でその基準として、①障害者等労働市場で雇用されることに不利のある人々へ雇用を生み出すこと、②事業所の収入の50%以上は事業から得ること、③従業員の最低30%以上は障害者等であること、④すべての労働者は市場相場の賃金が支払われていること、⑤

全ての従業員は同等の権利と義務を持つこととして定義している(CEFEC、2024)。

このソーシャル・ファーム概念に関して、日本における概念受容をスコoping・レビューした平尾(2020)はその特徴として「雇用を生み出すだけでなく、地域社会の課題に取り組むことを通じて地域とのつながりを意識的に生み出すこと」が意識的に取り組まれる傾向が強いことを明らかにした。塩津(2016b:20)はソーシャル・ファーム概念を掲げて実践するA型事業所の事例研究の結果からその特徴の一つに、「事業体として財・サービスの供給を通じて、積極的に社会や地域への貢献が目指されていることが特徴である」としている。また、継続型WISEの特徴として事業所単位での労働市場への統合を実現しようとする試みと理解されたとした(塩津、2016b:16)。労働市場への統合と限定した表現になっているが、日本のソーシャル・ファーム概念受容と合わせると地域社会への関わりについても事業所単位での取り組みが展開されていると推察することができる。これらのことから、障害者の就労や雇用への支援を検討する際に、ソーシャル・ファーム概念を取り入れることで、障害者が安定した一定の収入を得ること、暮らしと関連づいた地域社会への参加という2つの課題を解決する役割が期待されると考える。

### 3-2 ソーシャル・ファームと障害者就労継続支援 A 型事業

近年、ソーシャル・ファームはA型事業所との関連の中で注目されている。A型事業は、障害者総合支援法第71条に示されている基本方針において「就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら規則第六条の十第一号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。」と記載されている。つまり、制度的枠組みの中で障害者の雇用を促進することが目的とされており、社会福祉サービスの中で他と異なる位置付けとなっている。障害者総合支援法に規定されている障害福祉サービスにおいて、利用者と

サービス利用契約だけでなく雇用契約を締結する唯一の事業となっている。これは、A 型事業を利用する障害者は就労継続のために必要な支援を受ける同時に、労働基準法など労働関連法が適用されることで労働者としての権利と義務を負うことを意味する。つまり、A 型事業を利用する者は、福祉サービスの利用者であると同時に労働者であるという 2 つの側面における主体となる。労働関連法が適用されることで、原則として最低賃金以上の給料を支払うことが求められていること。積極的に生産活動を行うことで収益を生み出すことが必須であり、事業を通して得られた収益を賃金という形で障害者に分配する構造を持っていること。これらは、他の障害福祉サービスと大きく異なる特徴であると言える。これまでの非営利性に基づいて実施されてきた伝統的な福祉事業の持つ性格とは大きく異なることから、A 型事業を従来の福祉事業として捉えようとするとは正確に捉え切ることができないとの指摘（塩津、2016b）と、独自の実践モデルとして概念化が必要であるとした（塩津、2016a）。そこで近年、WISE であるソーシャル・ファーム概念を用いて A 型事業を捉える研究が進められている（米澤、2011 塩津、2016b）。先にも述べたように、A 型事業所は欧州のソーシャル・ファームの基準との比較において、障害者の雇用を目的としている点、生産活動を行い利益を配分する点、最低賃金以上の給与が原則として支払われる点、他の職員と同様に労働者としての義務と権利を有する点からも、A 型事業はソーシャル・ファームとの親和性が高いと言える。また、就労継続支援 A 型事業所全国協議会（以下、全 A ネット）の「就労継続支援 A 型事業の課題と今後のあり方についてー就労継続支援 A 型事業所全国実態調査報告書ー」（全 A ネット、2017）において、A 型事業所の運営方針に基づく類型に、「生涯就労型」「一般就労移行型」と合わせて「ソーシャルファーム型」が配置されていることから、現場実践においても A 型事業をソーシャル・ファームとの関連の中で捉えようとする実態が見受けられる。

以上のことから、本研究では暫定的に A 型事業をソーシャル・ファームとして捉え、研究対象として着目したい。

#### 4. 研究の目的

本研究の目的は、A 型事業所の地域社会とつながろうとする意向が障害者と地域社会とのつながりの変化との関係を明らかにすることである。それにより、A 型事業所が障害者の社会的孤立の解消及び予防及び社会参加の促進に関する役割について検討を行うことである。

障害者の社会的孤立の解消に必要とされているのは、無作為に社会的ネットワークを広げるのではなく、「意味のある社会的なつながり」の広がりが求められている（Meeuwesen、2006）。障害者にとって「意味のある社会的なつながり」は生活スタイルや身を置く環境によって意味するものは異なるものであると想定されるが、地域社会の中で自立して生活していくことを目指すのであれば、地域社会や地域住民とのつながりを持つことは重要な意味を持つと考えられる。

障害者の地域社会への参加は、A 型事業に限らず障害者福祉において重要な要素であることは間違いない。障害者就労継続支援 B 型事業所（非雇用型）やその他の事業においても、利用者である障害者と地域社会とのつながりづくりを念頭に置いた取り組みが行われている可能性や、事業者がその重要性を意識して積極的な取り組みを意識的に展開することは求められているし、重要な視点であることは説明するまでもない事実である。

そのような前提がある中で、なぜ「A 型事業所の地域社会とのつながり」に着目する必要があるのか。その理由はまず、障害者の社会参加ニーズにおいて「就労したい」「働きたい」という意識が高い結果を示していることである。先にも述べたとおり、A 型事業は他の障害福祉サービスと異なり、サービス利用契約と合わせて雇用契約を締結して福祉的支援を受けながら労働を行う場であるという特徴がある。もちろん、障害者就労継続支援 B 型事業所であっても A 型事業所と遜色ない高い工賃を実現している場合、収入面はクリアできるが、雇用契約は結ばれないため一般社会における労働者とはみなされない。現行の障害福祉サービスにおいて「働いて収入を得たい」と

いうニーズに応えることができるのは A 型事業に限定されるということになる。また、利用開始から 1 年後の職場定着率でも A 型事業所は 67.2% と比較的高い定着率を示していることから安定した就労の場であることがわかる（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センター、2017）。

## 5. 調査方法及び分析方法

### 5-1 分析に使用するデータについて

本研究では、地域再生研究グループが 2013 年および 2016 年に実施した調査データの 2 次分析を行う。筆者は 2016 年の第 2 回調査において質問項目の検討に参加しており、データの提供を受けた。

2013 年に実施した第 1 回調査は、「就労継続支援事業 A 型事業所における運営実態に関する基礎調査」として地域社会において障害者を雇用する A 型事業所の運営実態の現状と課題を明らかにし「労働による社会参加」の実現に向けた検討を進めることを目的とした。調査対象は、WAMNET に掲載されている A 型事業所名簿全て（1,378 ヶ所、2012 年 11 月時点\*香川県を除く）に対して、郵送法による質問紙調査として実施された。有効回答は 552 件（回収率 40.1%）であった。

第 2 回調査は 2016 年に実施され、第 1 回調査で回答を得られた全国の A 型事業所中から宛先不明及び一部事業終了・休止中が確認できた事業所を除外した 548 件を対象として郵送法による質問紙調査を実施した。第 2 回調査では、A 型事業所が地域社会とどのような関わりを持っていて、それが事業所運営とどのように関連づいているのかを明らかにすることを目的に実施され、有効回答は 196 件（回収率 38.1%）であった。

本研究では、実施された 2 回の調査への回答を得られた 196 件に限定して取り上げることとした。また、その中でも第 1 回調査項目である A 型事業所の地域とのつながりに対する意向と利用者の地域社会とのつながりの変化に関連のある項目に焦点化して分析を行った。

第 1 回調査に関しては、地域社会とのつながり

意向に関する項目の単純集計による分析を行った。第 2 回調査に関しても、利用者と地域社会とのつながりの変化に関する項目の単純集計による分析を実施した。その上で、独立変数には「地域社会とのつながり意向」（11 変数）と「法人設立経過年数（2016 年時点）」、主な設立法人をダミー変数化した「設立法人種別」（3 変数）と第 2 回調査で A 型事業所が地域社会とのつながりづくりのためにとった行動を示す指標を点数化した「地域関係合計」を、従属変数に利用者の地域社会とのつながり変化（3 変数）として重回帰分析を実施した。なお、統計分析には Mac 版の SPSS（バージョン 29.00）を用いて行なっている。

2 次分析の実施にあたり、新たにデータを収集するコストが削減されるというメリットがある一方で、関心ある変数が測定されていない等のデメリットがあると指摘されている（国見、2021）。そのため、従属変数および独立変数について、変数選択の理由について説明する。

### 5-2 従属変数の選択

まず、従属変数の選択理由について述べる。A 型事業所で雇用されている利用者である障害者が働くことを通して社会参加している状況を示す指標として第 2 回調査の項目である「利用者の人間関係の幅が広がった」「利用者が仕事以外で外出する機会が増えた」「利用者地域住民が関わる機会が増えた」の 3 変数を「利用者の地域社会とのつながり変化」として採用した。社会的孤立が客観的概念であることから、利用者の社会とのつながりの状況を A 型事業所が客観的に見たことを示す変数として採用した。

はじめに、「利用者の人間関係の幅が広がった」は、A 型事業所が利用する前の時点で把握されている利用者他者とのつながりの変化を客観的に示すものであると考えることができる。この人間関係の広がり事業所内の人間関係も含む可能性は否定できないが、福祉サービスを利用する形での社会参加と捉えれば重要な参加と言え。次に、「利用者が仕事以外で外出する機会が増えた」については、家族と福祉サービス提供機関（専門機関）以外に出かける場所が増えたか否かを客観的に示すものである。外出先が増えることで参加

の機会の増加と関連があると考えることができ、障害者の余暇の充実にもつながる可能性を持つものだと考えられる。最後に「利用者と地域住民が関わる機会が増えた」であるが、この項目は最も具体的に地域住民との関わりやつながりを示すものであり、地域住民と関わることで地域の一員として地域社会に参加していることを示すものであると考えられる。

### 5-3 独立変数の選択

独立変数には「地域社会とのつながり意向」として、第1回調査で今後つながりを深めていきたい団体・機関として「その他」を除く「都道府県・政令指定都市」「市区町村」「都道府県・政令指定都市社会福祉協議会」「市区町村社会福祉協議会」「民間企業」「地縁組織」「家族会などの当事者組織」「教育機関」「地域や大学などのボランティア組織」「商工団体」「類似サービスを提供する他の組織・事業所」に対し「1-あまり思わない」から「4-強く思う」で4段階評価の回答結果を用いた。これは、地域の組織や団体に対してA型事業所がどのような意識をどの程度向けているのかを示すものとなっている。どの組織・団体への意向が利用者の地域社会とのつながり変化に影響するのかを明らかにするために用意した。次に「法人設立経過年数（2016年時点）」は、第1回調査で回答を得た法人設立年から2016年時点の経過年数を算出したものである。A型事業所を運営する法人の時間的経過が利用者の地域社会とのつながりの変化に影響があるかを測る変数である。これは、A型事業所が地域社会からの認識や関係構築にも時間を要すると考えられることから、法人自体の地域社会への定着が利用者の地域社会とのつながり変化に関連があるかを検証することができる。第1回調査で回答を得た「設立法人種別」はA型事業所を運営する法人格による利用者の地域社会とのつながり変化に関係しているかを検証するために、主な設立法人である「株式会社」「社会福祉法人」「NPO法人」をダミー変数化したものを用意した。最後に「地域関係合計」についてである。第2回調査時にA型事業所の地域社会との関わり実態について聞き取った項目で「地元の祭りに参

加している」「地元の会合に出席している」「地元の清掃活動等の行事に参加している」「地元自治体の自立支援協議会のメンバーになっている」「小～高校の福祉教育（学習）のプログラムの受け入れを行なっている」「中学校のトライアルウィーク（職場体験）の受け入れを行なっている」「ボランティアの受け入れを行なっている」「広報誌を発行している」「HPやSNSを活用し、情報発信を行なっている」「地元住民を対象とした行事やイベントを行なっている」に当てはまると回答したものを「1」、当てはまらないと回答したものを「0」として合計点数（10点満点）を算出したものを変数として用意した。これは、A型事業所として地域社会とのつながりづくりのための行動を示すものであると考え、A型事業所の行動実態と利用者の地域社会とのつながり変化との関係について検証する変数として準備した。

### 5-4 倫理的配慮

地域再生研究グループとして調査を実施するにあたり、日本地域福祉学会倫理規定（2010）を遵守して実施された。また、得られたデータは研究目的にのみ使用し、数値化して管理保管されている。調査票には事業所名や法人名を公表することは一切ないことを付記するとともに、分析においてもそれらの情報が特定することができないよう、統計的な手法を用いで処理を行った。

## 6. 調査分析の結果

重回帰分析の結果は表1の通りである。「利用者の人間関係の広がり」「利用者の外出機会の増加」「利用者の地域住民との関わり増加」のモデルに、それぞれ全ての独立変数を投入している（強制投入法）。いずれのモデルも分散分析の結果F値は全て有意であった。また、VIF値に関してもいずれのモデルも5以下となっており、多重共線の問題はないことが確認された。

図表 1 重回帰分析の結果

	利用者の人間関係の広がり (n = 145)			利用者の外出機会の増加 (n = 143)			利用者の地域住民との関わり増加 (n = 145)		
	標準化係数	t 値	VIF	標準化係数	t 値	VIF	標準化係数	t 値	VIF
都道府県__政令指定都市とのつながり意向	.080	.771	1.813	.088	0.847	1.804	.044	.044	1.821
市区町村とのつながり意向	-.044	-.442	1.691	-.015	-0.149	1.660	.075	.075	1.638
都道府県__政令指定都市社会福祉協議会とのつながり意向	-.183	-1.161	4.155	<b>-.357*</b>	-2.25	4.242	-.255	-.255	4.233
市区町村社会福祉協議会とのつながり意向	.189	1.191	4.223	<b>.322</b>	2.031	4.230	.273	.273	4.208
民間企業とのつながり意向	-.052	-.525	1.645	-.027	-0.276	1.584	.062	.062	1.593
地縁組織とのつながり意向	.110	.065	1.786	.113	1.102	1.777	.134	.134	1.787
当事者組織とのつながり意向	.155	1.513	1.774	<b>.347**</b>	3.432	1.719	.035	.035	1.74
教育機関とのつながり意向	.021	.209	1.662	.080	0.809	1.628	-.092	-.092	1.653
ボランティア組織とのつながり意向	.159	1.275	2.615	-.140	-1.102	2.725	.008	.008	2.679
商工団体とのつながり意向	<b>-.285*</b>	-2.247	2.704	.018	0.137	2.769	.101	.101	2.715
類似サービス提供団体とのつながり意向	-.084	-.845	1.650	<b>-.256*</b>	-2.562	1.672	-.085	-.085	1.654
法人設立経過年数 (2016 年時点)	.031	.322	1.559	<b>.200*</b>	2.089	1.544	.175	.175	1.554
株式会社設立 (ダミー)	.180	1.462	2.553	.182	1.469	2.590	.018	.018	2.522
社会福祉法人設立 (ダミー)	-.254	-1.803	3.335	-.081	-.565	3.422	-.090	-.090	3.327
NPO 法人設立 (ダミー)	.134	1.106	2.472	.119	.973	2.495	.023	.023	2.472
地域関係合計	.147	1.685	1.276	.141	1.622	1.267	<b>.358**</b>	.358	1.251

\*p<.05, \*\*p<.01

調整済み R2 乗値 利用者の人間関係の広がり .137、利用者の外出機会の増加 .149、利用者の地域住民との関わり増加 .160

「利用者の人間関係の広がり」について、自由度調整済み重決定係数は .137 であり、1% 水準で有意な値であった。「商工団体とのつながり意向」から「利用者の人間関係の幅が広がった」への標準偏回帰係数は 5% 水準で有意な負の係数であった。商工団体とのつながり意向以外の変数はいずれも有意な係数は抽出されなかった。

次に、「利用者が仕事以外で外出する機会が増えた」では、自由度調整済み重決定係数は .149 であり 1% 水準で有意な値であった。「都道府県\_\_政令指定都市社会福祉協議会とのつながり意向」、「類似サービス提供団体とのつながり意向」から「利用者が仕事以外で外出する機会が増えた」への標準化回帰係数は 5% で有意な負の係数であった。一方で、「市区町村社会福祉協議会とのつながり意向」と「設立経過年数」では 5% 水準、「当事者組織とのつながり意向」では 1% 水準で有意な正の係数となっている。

最後に、「利用者の地域住民との関わり増加」では、自由度調整済み重決定係数は .160 であり、1% 水準で有意な値であった。「地域関係合計」から「利用者と地域住民が関わる機会が増えた」への標準化回帰係数は 1% 水準で有意な正の係数となった。他の独立変数との間には、統計的に有意な係数は認められなかったことから、つながりに関する意向と利用者の地域住民との関わる機会増加との間には関連が無い事が明らかとなった。

## 7. 分析結果の考察と本研究のまとめ

利用者の人間関係の幅が広がることに関して、商工団体とのつながり意向が強くなると負の影響を与える結果となったことについて、A 型事業所がつながろうとする背景にビジネス的な意図がある事が考えられる。仕事の受注や請負などビジネス的な広がりを通じて事業を拡大しようとする

目的がある場合、利用者と商工団体との直接的な関わりが無い、仕事を通したつながりに留まってしまう事が考えられる。また、業務の拡大に意識を傾斜することで利用者の生活全体への意識が弱まってしまうことも考えられる。仮にビジネスを拡大することで利用者の仕事が増えたとしても、A 型事業所へのコミットメントが強くなることに繋がり、職場以外での人間関係に広がりには負の影響をもたらす可能性を示唆しているとも考えられる。つまり、障害者特有の家族と専門職や専門機関に偏ったつながりを強化する結果となる可能性が潜んでいることを認識する必要があると考えられる。

また、それ以外の独立変数は従属変数に対して統計的に有意な関連は認められなかった。この結果について、着目するのは「地域関係合計」との関連である。「地域関係合計」は、A 型事業所が実際に地域社会と関わっている取り組みを得点化したものである。つまり、A 型事業所として地域社会との関わりを積極的に行うことだけでは、利用者の人間関係を広げることにつながらないことが示唆されていると考えられる。この背景には、地域のイベントや行事に事業所として参加しても、障害者本人と他の参加者との間に継続的な関わりが生じにくい事が考えられる。障害者という存在を知ってもらう機会としては重要ではあるが、社会的孤立解消や予防や地域社会への参加に向けた取り組みとしては、もう一段階別のステップとして継続的かつ直接的な関わりが生まれる取り組みを行う事が求められると考えられる。

次に利用者の外出機会の増加に関して、「市区町村社会福祉協議会とのつながり意向」と「当事者組織とのつながり意向」に関して上述した結果となったことについて、市区町村社会福祉協議会は当該地域に密着した福祉的なネットワークを広く持っており、地域福祉を推進する役割を担っている。そのため、市区町村社会福祉協議会と積極的に関わろうとすることは地域社会へ関心を向けることにつながり、利用者である障害者の地域社会での自立生活を意識することにつながっているのではないかと考えられる。また、「当事者組織とのつながり意向」についても同様に、当該地域の当事者組織（親の会など）とのつながりを意識

することは、仕事や業務に限定されない関わりを地域社会の中で生み出すことにつながっていると考えられる。最後に「設立経過年数」についてである。設立経過年数が大きくなると障害者の外出機会の増加に影響を示していることは、A 型事業所が地域社会の中で認知され、障害者の存在が受容されることにつながっているのではないかと考えられる。

これらのことから、A 型事業所が仕事や業務とは異なる視点で近接する機関や団体とのつながりを意識することで、運営されている地域社会が障害者にとって安心して外出する事ができる環境づくりにつながっているのではないかと考えられる。

いずれにおいても、外出機会がどのような事象を指しているのかが不明確であることは否めない。ここで外出が生活必需品などを購入するための買い物なのか、職場以外の時間を過ごすための場所であるのかを正確に把握することはできない。しかしながら、家と職場の往復以外に出かける場所や機会が増加することは、社会的なつながりを広げる可能性を高めることが期待される。

最後に利用者地域住民と地域住民と関わる機会の増加については、A 型事業所が他の機関や団体とつながろうとする意向は、利用者である障害者が直接的に地域住民と関わる機会が増えることと関連が認められず、地域社会との実際の関わりを積極的に行うこととのみに関連している事が明らかとなった。利用者がどのような関わりを地域住民と持つのかは不明確であるものの、つながりを意識するだけでは直接的な関わりまでには至らないことを示唆する結果といえる。つながろうとする意向や意識を持つことで地域社会とのつながりのきっかけを得て、つながりの中から実際に事業所単位で地域社会に参加することを通して、利用者地域住民と関わる場面を増やすことができるのであろうと考えられる。

それぞれの分析結果を踏まえて、A 型事業所が事業所単位で地域社会とのつながりを意識することは、部分的ではあるものの、障害者の社会的孤立の解消や予防につながる社会参加に関連が見られた。しかし、地域社会組織や団体とつながりに対する意向が直接的に障害者の地域社会とのつ

ながり変化に大きくプラスに働く結果は示されなかった。ただし、事業や業務との関連が高い場合には負の影響を与える可能性があることは新たな発見だと言える。仕事を得ることを主な目的として地域の社会資源とつながりを求めることは、そのつながりは業務的なつながりに留まる可能性が高くなると考えられる。また、障害者の仕事を通じた A 型事業所（専門機関）とのつながりを強化することになるとも考えられる。結果として障害者の地域生活におけるつながりの広がりには限定的になってしまうということが懸念される。冒頭で示した就労を社会参加のゴールとする傾向への問題意識との関連でいえば、障害福祉サービスとして運営されている A 型事業所であっても、事業の拡大や業務の受注増に意識が向き過ぎると障害者と地域社会とのつながりを妨げるリスクを抱えている。一般就労先の多くは株式会社であることを踏まえると組織の性格上、A 型事業所での就労よりも障害者の地域社会とのつながりはより限定的になってしまうのではないかと懸念される。

また、地縁組織やボランティア団体といった地域性が高いと考えられる対象へのつながり意向は、いずれの従属変数との間に関連が認められなかった。しかし、分析 3 の結果から、実際に地域社会との関わりを示す変数である「地域関係合計」と「利用者地域住民が関わる機会が増えた」に関連が見られた。これは地域性の高い組織や団体といった特定の対象へのつながり意向とは別に、積極的に地域社会とのつながろうとする A 型事業所の行動が結果として障害者と地域住民との直接的な関わり増加につながったとも考えられる。

## 8. 本研究での限界と今後の課題

本研究では、2013 年の調査時点で A 型事業所の持つ地域社会とのつながり意向が 2016 年時点で、障害者の地域社会とのつながりに関連し、影響を与えているかを分析するものであった。A 型事業所が地域社会とのつながりを意識することで、障害者と地域社会とのつながりに影響する点があることが明らかになった。しかし、A 型事

業所がどのような意図で地域社会とのつながりを意識していたのか。また、地域社会とのつながりを構築するために、どのような取り組みを行ったのか。などについては明らかになっていない。つまり、地域社会とつながりたいという意向がどのようにして行動や利用者の変化に結びついたのかという具体的なプロセスまでを明らかにすることはできていない点は今後の課題である。より具体的に事例研究を進めることで A 型事業所と地域社会との関係づくりや地域参加、A 型事業所で働く障害者が働くことを通して社会参加を実現していくのかを明らかにすることが必要であると考えられる。

また、A 型事業所を取り巻く社会資源へのアプローチも必要である。地域社会の中で、他の機関や団体にとって A 型事業所がどのように受け止められているのか。さらに言えば、A 型事業所とのつながりを通して、利用者である障害者の存在を捉えているのか。その認識にはどのような変化があったのか等を含めた調査研究の必要性が明確化されたと言える。今後は、これらの課題からさらなる研究を進めることとしたい。

さらに近年、A 型事業所を労働統合型社会的企業（Work Integration Social Enterprise）に位置付けられるソーシャル・ファーム（Social Firm）として捉える研究が進められている（米澤、2011：塩津、2016a, 2016b, 2018）。平尾（2020）は日本におけるソーシャル・ファームの特徴について、「地域社会とのつながりを強く意識する」「地域社会の課題を仕事化する」ことを挙げており、ソーシャル・ファームとして実践している A 型事業所はより地域社会とのつながりを強く意識する傾向が見られる。

一方で、「A 型事業所＝ソーシャル・ファーム」であると断定することはできない点は課題である。本研究においてもあくまで暫定的に位置付けたものであり、日本におけるソーシャル・ファームあり方や定義について追求していくことが必要である。この点においては、東京都が 2019 年に制定した「都民の就労支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」（通称：ソーシャルファーム条例）に基づく認証制度の実態と動向を注視したい。2026 年 1

月 23 日時点で 71 事業者が認証を受けている。認証制度における認証条件等の内容だけでなく、認証事業者が実施している事業や取り組みと地域社会とのつながりや関係性に着目することを通してあり方や定義について検討を進める。

今後の研究において、ソーシャル・ファームとして運営されている A 型事業所や東京都の認証事業者などを研究対象にしながら、運営主体等と地域社会とのつながり、障害者と地域社会とのつながり、働くことを通した障害者の社会参加を実現するためのソーシャル・ファームについて研究を進めることが不可欠である。

#### 参考文献一覧

- Borzaga, C. and Loss, M. (2006), "Profiles and Trajectories Work Integration Social Enterprise". Nyssens, M. (ed) *Social Enterprise: At the Crossroads of Market, Public Policies and Civil Society*, Routledge, pp.29-49.
- Davister, Carlo, Defourny, Jacques, and Gregoire, Olivier (2004) 'Work Integration Social Enterprise in the European Union: an Overview of Existing Models' Working Papers Series, 04/04, Liege: EMES European Research Network.
- 厚生労働省 (2016) 「平成 28 年生活のしづらさなどに関する調査 (全国在宅障害児・者実態調査) 結果」, 厚生労働省.
- 厚生労働省 (2022) 「就労継続支援 A 型事業における就労継続及び一般就労への移行支援の実態把握に関する調査研究」, 厚生労働省.
- 神戸市 (2020) 「神戸市障がい者生活実態調査 調査結果報告書」, 神戸市.
- きょうされん (2024) 「2023 年度障害のある人の地域生活実態調査結果報告」 (<https://www.kyosaren.or.jp/wp-content/uploads/2024/08/1842c2af2d51c3c33cc4596ba8771140.pdf>; 2025 年 12 月 10 日閲覧)
- NPO 法人就労継続支援 A 型事業所全国協議会 (2017) 「就労継続支援 A 型事業の課題と今後のあり方について - 就労継続支援 A 型事業所全国実態調査報告書 -」 (<https://zen-a.net/wp-content/uploads/2017/09/reporth2908.pdf>; 2025 年 12 月 10 日閲覧)
- 松岡克尚 (2019) 「障害者の社会的孤立と地域福祉の支援の方向性」『人間福祉学研究』 12(1), pp43-56.
- Meeuwesen, L. (2006) 'A typology of social contacts', Roelof Hortylandus eds. *Social Isolation in Modern Society*. Routledge advances in sociology: 37-59.
- 塩津博康 (2014) 「障害者の保護的就労に関する実証研究の動向と課題 - 文献レビュー」, 『職業リハビリテーション』 27(2), 2-11.
- 塩津博康 (2016a) 「就労継続支援 A 型事業所における効果的な実践方法の検討: 成果と関連性の高い実践の要素は何か」『社会福祉学』 56(4), pp105-116.
- 塩津博康 (2016b) 「障害者就労支援事業所の社会的企業化: 新たな実践動向のモデル化の試み」『社会福祉学』 56(4), pp14-25.
- 塩津博康 (2018) 「労働統合型社会的企業としての障害者就労継続支援事業所における実践モデルの形成 - 多面的な成果の両立を実現している事業所における実践の特徴探索を通して -」, 『長野大学紀要』 40(1), pp1-8.
- Social Firms Europe CEFEC (2024) Definitions (<https://socialfirmseurope.eu/social-firms/definition/>, 20240828)
- 総務省統計局 (2023) 「労働力調査 (基本集計) 2022 年 (令和 4 年) 平均」.
- 土屋耕平 (2017) 「地域コミュニティと福祉的就労」『中央学院大学法学論叢』 31(1), pp97-117.
- 東俊裕 (2010) 「障害者の権利条約から見た日本障害法の構造的問題」『社会関係研究』 15(1), pp1-63.
- 平尾昌也 (2020) 「ソーシャル・ファーム (Social Firm) 概念は日本でどのように受容されているのか - スコーピング・レビューを通して -」『ノンプロフィット・レビュー』 21(1+2), pp109-123.
- 福原宏幸 (2005) 「日本における自立支援と社会的包摂: 社会的困難を抱える人々への支援をめぐる」『経済学雑誌』 106(2), pp59-83.
- 米澤旦 (2011) 「労働統合型社会的企業の可能性 - 障害者就労の社会的包摂へのアプローチ」ミネルヴァ書房.

# A Study on Social Firms that Promote Job Creation and Local Community Participation for People with Disabilities: Focusing on the Intention of Type A Businesses to Connect with the Community and Changes in Users' Local Life

Hirao Masaya\*

## ABSTRACT

This study positioned Type A continuing employment support businesses for persons with disabilities as social firms and analyzed the impact of Type A businesses' intention to connect with the local community on users' relationships, opportunities for outings, and interactions with local residents. Multiple regression analysis revealed that while the amount of community-related activities conducted by businesses had a significant positive impact on increasing interactions between users and local residents, an intention to collaborate with local organizations alone did not directly lead to expanding users' relationships or improving their social participation. Furthermore, it was shown that a preference for business associations may have a negative impact on expanding relationships, highlighting the limitations of business-oriented community collaboration.

These findings suggest that continuous and substantial community collaboration is important for Type A businesses to eliminate social isolation and promote community participation for people with disabilities.

**Key words:** Social Firm, Type A businesses, Local community participation

\* Assistant Professor, School of Human Welfare Studies, Kwansei Gakuin University



# がん医療におけるソーシャルワーク実践の再構成

## —Be-TOMO (Beppu Together for Oncology Mindful Outreach) の 生成と展開をめぐる協働オートエスノグラフィ—

井 上 祥 明\*<sup>1</sup>、玉 野 緋呂子\*<sup>2</sup>、池 埜 聡\*<sup>3</sup>

### 要約：

本研究は、国立病院機構別府医療センターで展開されているがん患者へのアウトリーチ実践——Be-TOMO (Beppu Together for Oncology Mindful Outreach) が、日本のがん診療連携拠点病院という制度的文脈のもとでどのように生成・展開されてきたのかを明らかにすることを目的とした。研究方法として、Be-TOMO の開発および実践に関与してきた医療ソーシャルワーカー (MSW) と研究者による協働オートエスノグラフィ (Collaborative Autoethnography: CAE) を採用し、実践当事者の省察と対話にもとづく質的分析を行った。分析の結果、退院支援を中心とする制度的要請との緊張のなかで生じた違和感、不確実性を引き受けるアウトリーチ実践、患者・医師・MSW の三者関係における役割の再編、意思決定を結果ではなく過程として支える実践、そして専門職アイデンティティの再構成という5つのテーマが抽出された。これらの結果から、Be-TOMO は制度への適応や抵抗としてではなく、制度と実践のあいだに生じる緊張を引き受けながら多層な関係性のなかで実践の射程を再構成していくプロセスであることが示された。本研究は、日本のがん医療における医療ソーシャルワーク実践を、実践生成と専門職変容の視点から理論的にとらえ直す知見を提供する。

キーワード：医療ソーシャルワーク、オンコロジー・ソーシャルワーク、アウトリーチ、協働オートエスノグラフィ

## 1. 序論

がんの診断告知に伴う心理的衝撃、治療選択をめぐる葛藤、生活や就労への影響、家族関係の変化など、がんの罹患は医学的問題にとどまらず、個人の生き方や社会関係に深くかかわる出来事である。そのため、心理社会的支援はがん医療の質を構成する不可欠な要素として位置づけられてきた (AOSW, 2026; Institute of Medicine, 2008)。

日本においても、がん対策の基本方針のなかで心理社会的支援の重要性は明示されてきた。たとえば、厚生労働省が2023年に策定した「第4期がん対策推進基本計画」では、がん患者および家族に対する相談支援体制の整備や治療と生活の両

立支援の充実が重要施策として位置づけられている (厚生労働省, 2023)。また、全国のがん診療連携拠点病院 (以下、がん拠点病院) に設置されているがん相談支援センターは、診断時からの情報提供や生活支援を担う中核的機能として制度化されている (厚生労働省, 2025)。

一方で、心理社会的支援を担う医療ソーシャルワーカー (以下、MSW) がいつ、どのようなかたちでがん患者に関与するのかという実践の具体像については、依然としてばらつきが存在している。とくに、支援が「具体的な問題が顕在化してから」あるいは「患者自身が支援を求めてから」開始される場合、治療初期や急性期の段階で援助関係が十分に構築されず、その後の治療理解や意思決定のプロセスに MSW が寄り添えない可能

\*1 国立病院機構別府医療センター・医療福祉相談室長・医療ソーシャルワーカー

\*2 国立病院機構別府医療センター・がん専門相談員・医療ソーシャルワーカー

\*3 関西学院大学人間福祉学部教授

性がある。

国際的には、診断初期からがん患者の心理社会的ニーズを評価し、必要に応じて支援につながる早期介入・アウトリーチ型支援の重要性が強調されてきた。全米総合がん情報ネットワーク (National Comprehensive Cancer Network: NCCN) の「苦痛の管理 (Distress Management)」ガイドラインでは、診断直後を含む複数の時点で心理社会的苦痛を評価し、MSW などの専門職と連携することが推奨されている。この考え方は、心理社会的ケアを医療の質保証の観点から統合すべきであるとする立場とも一致している (Institute of Medicine, 2008)。

しかし日本のがん医療の現場では、MSW と患者や家族の接点が退院支援や制度調整の局面に集中しやすい現実がある。制度や組織の文脈において、MSW が診断初期や外来段階から継続的に関与することは必ずしも容易ではない。この構造的な制約はソーシャルワーク実践の幅広い展開を困難にしている。

国立病院機構別府医療センター (以下、別府医療センター) の「別府型がん支援アウトリーチ実践 (Beppu Together for Oncology Mindful Outreach: Be-TOMO)」は、こうした問題意識のなかから生まれた。Be-TOMO は、がん拠点病院において、現場の違和感や葛藤、試行錯誤を通じて形成されてきたソーシャルワーク実践の1つの形であり、制度と実践のあいだで生じた不全感のなかでそのあり方が問い直され、改訂されてきた発展途上の実践枠組みである。

本研究は、がん医療の現場で実践を担ってきたMSW 自身が積み重ねてきた問いを手がかりに、Be-TOMO がいかなる文脈と関係性のなかで立ち上がり、変化し続けてきたのかを描き出す。がん拠点病院という枠組みのなかで、MSW が患者との援助関係を重視し、長期にわたるがん医療に伴走しようとしてきた実践は、MSW にどのような経験をもたらし、意味が生成されてきたのかを明らかにする。

## 2. 研究目的

本研究は、がん患者への早期アウトリーチ実践

である Be-TOMO が MSW のどのような経験と関係性のプロセスを通じて生成され、いかにソーシャルワーク専門職としての自己理解や役割意識と関連しているのかについて明らかにすることを目的とする。リサーチ・クエスションは、①Be-TOMO は、日本のがん拠点病院におけるどのような組織的文脈のなかで生成されてきたのか、そして②Be-TOMO の生成・展開過程において、MSW は葛藤や違和感にどのような意味を付与し、役割理解と実践上の姿勢を含む専門職としての自己理解をどのように変化させてきたのか、という2つを設定した。

この目的を達成するため、本研究では Be-TOMO の開発と展開に関与してきた複数の MSW と長年共同研究を行ってきたソーシャルワーク研究者が主体となり、省察する方法論として「協働オートエスノグラフィ (Collaborative Autoethnography: CAE)」(Chang et al., 2016) を採用した。CAE を用いることで、多くの制約のなかで MSW が経験してきた葛藤や違和感そして試行錯誤を深く描写し、理解できると考えた。これらの課題を通じて、本研究は Be-TOMO をがん拠点病院の組織的文脈とソーシャルワーク機能との相互作用のなかで生成・展開してきた実践のプロセスとしてとらえなおし、日本のがん医療における医療ソーシャルワークの実践的理解を深化させることを目指す。

## 3. 先行研究

### 3.1. オンコロジー・ソーシャルワークの射程

オンコロジー・ソーシャルワーク (Oncology Social Work: OSW) は、がん患者およびその家族が治療過程や療養生活において直面する心理社会的課題に対し、専門的に関与するソーシャルワーク実践として発展してきた。アメリカを中心とする国際的な文脈においては、全米オンコロジー・ソーシャルワーク協会 (Association of Oncology Social Work: AOSW) がその専門的枠組みを提示しており、OSW は包括的かつ継続的な心理社会的支援を担う専門領域として位置づけられている。

AOSW が示す「実践的射程と専門職基準

(Scope and Standards of Practice)」では、OSW の役割として、①心理社会的アセスメント、②治療および意思決定の支援、③患者・家族への継続的な心理支援、④多職種チームとの協働、⑤アドボカシーおよび教育的役割などが明示されている (AOSW, 2026)。注目すべき点は、OSW が「特定の治療段階」に限定された支援ではなく、がんの診断初期から治療、再発、終末期に至るまで、その医療プロセスに沿った関係性にもとづいて構想されている点である。

換言すると、OSW は心理社会的支援の担い手として早期から患者や家族と援助関係を構築し、治療や生活上の意思決定を支えることが期待されている。すなわち、OSW の専門性は「生活上の問題や心理的な困難さが顕在化した後に対応する支援」ではなく、「困難が生まれてくる過程に伴走する支援」に本質がある。この点は、後述する早期介入・アウトリーチ型支援の意義を検討するうえで、重要な理論的前提となる。

### 3.2. OSW におけるアウトリーチと早期介入

がん医療において心理社会的支援を早期から統合する必要性は、国際的に繰り返し指摘されてきた。2008年にアメリカの医学研究所 (Institute of Medicine) から発表された報告書、「全人的がん医療 (Cancer Care for the Whole Patient)」は、がん患者の心理社会的ニーズが十分に評価・支援されない場合、治療理解や意思決定、治療継続、さらには生活の質に深刻な影響を及ぼすことを示した (Institute of Medicine, 2008)。見方を変えれば、心理社会的支援は、「診断初期から医療に統合されるべき実践」であると考えられる。

がん医療では心理社会的ニーズを早期に把握し、必要な支援に接続する仕組みが制度化されてきた。その代表例が、NCCN による「ディストレス・スクリーニング (distress screening: DS)」である。DS は、診断直後を含む複数の治療段階で患者の心理的苦痛を評価し、ソーシャルワーカーなどの専門職につなぐことを目的とした枠組みである。

White et al. (2021) は、がん患者を心理社会的支援サービスへとつなぐ多様な仕組みを比較検討した系統的レビューにおいて、医療者からの紹介

や郵送による案内と比べ、ソーシャルワーカーなど支援者側からのアウトリーチ型アプローチが、より多くの患者に支援利用の機会を提供しやすいことを示している。

アウトリーチの有効性は、特定の患者集団を対象とした研究においても実証されている。思春期・若年成人 (AYA) のがん患者を対象としたカナダの研究では、AYA オンコロジー・ナビゲーター (AYA Oncology Navigator) による早期の能動的な関与が、心理社会的支援サービスの活用率を有意に高め、MSW などの専門職と出会うまでの期間を短縮したことが報告されている (Kirk et al., 2021)。この研究は、専門職が早期に関与することで、患者自身が支援を求める以前の段階から支援への導線を開くことが可能であることを示している。

Shama & Lucchetta (2007) は、同じくカナダの小児専門病院において、14～19歳の思春期がん患者を対象に実施されたアウトリーチ・プログラム (Teenage Outreach Program: TOP) を報告している。本研究は、主として白血病およびリンパ腫の治療中にある患者を対象とした実践報告であり、同世代の患者同士の交流や健全な友人の参加を可能とする外出型イベントを通じて、社会的孤立の軽減や心理社会的適応への影響を検討している。参加者は各プログラムに10～16名程度で、介入後に質問紙による評価が行われた。その結果、同世代とのつながりや「通常的生活」に近い体験が肯定的に受けとめられており、著者らは、患者の生活世界や関係性に直接働きかける実践がアウトリーチの重要な特質であることを示している。

さらに近年の OSW 研究では、ソーシャルワーカーが担う介入内容の広がりや複雑性が整理されつつある。Pockett et al. (2016, 2022) は、オーストラリアの多機関のデータにもとづき、心理社会的アセスメント、カウンセリング、サービス調整、アドボカシーといった多層的な介入ががん医療のなかで行われていることを明らかにした。とくに、ソーシャルワーカーが医師や看護師からの依頼を受けて対応する存在にとどまらず、自ら患者の社会的文脈に積極的に働きかけ、患者との援助関係を構築していく専門職としてのあり方が浮

き彫りにされている。

以上、心理社会的支援を早期から有効に機能させるためには、紹介や送致の仕組みだけでなく、MSW が主体的に患者との接点をつくるアウトリーチ型の関与が重要であることがわかる。この実践的な原理は OSW の専門的な視点と親和性があり、Be-TOMO の理論的背景を提供している。

### 3.3. OSW における介入の可視化と早期支援の位置づけ

近年では、OSW の実践内容を体系的に可視化しようとする試みも進められている。その代表例が Oktay らによって開発された OSW 介入インデックス (OSW Intervention Index: OSWii) である (Oktay et al., 2021)。OSWii は、OSW が日常的に行っている介入を複数の領域に分類し、心理社会的アセスメント、感情的支援、意思決定支援、医療チームとの調整、社会資源調整など、ソーシャルワーク実践の構成要素を明らかにしようとしている。

OSWii の重要な意義は、OSW の実践が「制度説明」や「退院調整」といった限定的な役割に還元されるものではなく、患者とその家族との関係を基盤とした多層的介入から成り立っていることを浮き彫りにした点にある。とくに、OSWii においては患者の心理社会的ニーズを早期に把握し、継続的に関与するプロセスが OSW の中核的介入として位置づけられており、早期介入やアウトリーチによる関与が専門職実践の一部として想定されている。

このような OSW における介入の可視化は、早期から OSW が関与する実践が個々の MSW の臨床判断や経験則のみに依存するものではなく、国際的に共有されつつある専門的实践として位置づけられることを示している。以上の国際的な潮流は、日本の医療ソーシャルワークのがん支援において、早期介入型支援をどのように位置づけ直すかを検討する際の重要な参照軸となる。

### 3.4. 日本の医療ソーシャルワークにおける制度的な制約

日本の医療ソーシャルワークを取り巻く環境に目を向けると、こうした早期アウトリーチ型実践

を展開しにくい構造的な問題が存在している。

日本における医療ソーシャルワークは、2002 年に厚生労働省健康局長通知として示された「医療ソーシャルワーカー業務指針」によって長くその役割が規定されてきた。同指針では、MSW は医師の監督下で患者・家族の社会的問題に対応する専門職として位置づけられ、制度利用の援助、関係機関との連絡調整、退院に向けた支援など、医療提供体制の円滑化に資する役割が整理されている。

この枠組みは、医療機関における MSW の立場を制度的に保障する一方で、医療従事者からの依頼を起点とする支援を生み出してきた。支援開始が他職種の判断に依存しやすく、入院時にスクリーニングは行うものの詳細な心理社会的アセスメントは困難であり、患者との継続的な関係形成を前提とした支援がしづらくなる傾向にある。支援は個別の課題対応に限定されやすく、治療経過全体を通じた関係性の積み重ねが確保されにくい。すなわち、MSW の心理社会的支援は局所的な実践にとどまる状況が生じている。

この傾向を強めた要因として、診療報酬制度の変遷が指摘されている。高山 (2019) は診療報酬改定の動向を分析し、在院日数の短縮や医療機能分化を背景として、MSW の業務が次第に退院支援・転院調整と結びつけられていった過程を明らかにした。その結果、MSW の関与は入院後期や治療終了段階に集中しやすく、診断初期や外来段階から継続的に関与する実践は、制度上の評価や業務配分の観点から日常業務になりにくい状況が生まれてきた。

近年では、退院支援看護師の配置や多職種による退院支援体制の強化が進み、退院支援業務をめぐる職種分化も進展している。影山 (2022) は全国の急性期医療機関を対象とした調査にもとづき、退院支援における職種ごとの役割差を示している。すなわち、医療的ケアと生活のつながりや意思決定支援は退院支援看護師の得点が高く、保健医療福祉サービスの調整は MSW の得点が高いという職種間の差が確認されている。この知見は、MSW の専門性が「サービス調整」によって評価されやすい一方、心理社会的支援や関係形成といった機能が制度的に十分位置づけられていな

い状況があることを示唆している。

以上の先行研究は、日本の医療ソーシャルワークが制度的制約の下で、退院支援や制度調整を中心とする実践に収斂しやすく、診断初期からの早期アウトリーチを展開しにくい構造を明らかにしている。一方で、こうした制約を受けつつも、MSWの試行錯誤や専門職としての価値判断を通じて形成されてきたさまざまな試みについては十分に検討されていない。本研究が対象とするBe-TOMOは、そのような構造的条件のもとで立ち上がってきたソーシャルワーク実践の一例であり、既存の評価枠組みではとらえにくい、実践の生成過程や専門職としての関与のあり方を可視化するものとして位置づけられる。

## 4. 方法

### 4.1. 研究デザイン

本研究は、協働オートエスノグラフィ（CAE）を用いた探索的質的研究である。CAEは、複数の研究者の経験を一次データとし、対話的・再帰的な省察と共同分析を通じて、研究対象が組織的な文脈のなかでどのように生成され変容してきたのかを明らかにする方法論である（Chang et al., 2016; Phillips et al., 2022; Noel et al., 2023; Hornsby et al., 2021）。近年、CAEはソーシャルワーク、教育学、社会学、組織研究などの領域において、専門的実践やアイデンティティ形成、制度的文脈に埋め込まれた経験をとらえる研究手法として用いられている（Cohen et al., 2009; Geist-Martin et al., 2010; Gant et al., 2019; Miyahara & Fukao, 2022）。

CAEは、自己を研究対象とするオートエスノグラフィを基盤としつつ、単独の自己省察にとどまらず、複数の研究者あるいは実践者間の対話的・批判的検討を通じて意味生成を行う点に特徴がある。本研究で取り上げるBe-TOMOは、がん拠点病院で試行錯誤を重ねながら形成されてきたソーシャルワーク実践の枠組みであり、その成立過程や意味づけの変化をとらえるためには、外部評価ではなく当事者の視点から実践の生成過程を描き出す研究枠組みとしてCAEが有効である

と判断した。

### 4.2. Be-TOMOの概要

Be-TOMOは、別府医療センターにおいてMSWが診断または治療転換期から患者に能動的に接触し、外来・入院・診察前後・多職種カンファレンスを横断して継続的に関与するアウトリーチ型ソーシャルワーク実践である。本研究では、Be-TOMOを特定の介入プログラムとしてではなく、MSWが関与の時期・頻度・深さを調整しながら、患者・医師・医療チームとの関係性に働きかける実践の総体として位置づける。

Be-TOMOは、2016年頃より構想・試行が開始され、2018年に現在の枠組みへと整えられた。開発初期は婦人科がん患者への関与から始まり、心理社会的支援の必要性に応答する形でアウトリーチが試行された。その後、実践の枠組みは段階的に拡張され、現在では消化器系がん、肺がん、膵がん、前立腺がん、頭頸部がんなど複数のがん種を対象として展開されている。

対象患者は入院・外来患者であり、診断期から治療継続期、治療転換期、さらには終末期に至るまでの各段階において関与が行われている。近年の年間対応件数は約150件にのぼり、外来・入院を横断した継続的関与が実施されている。

Be-TOMOの基本構造は、①治療導入期または治療転換期におけるアウトリーチ、②断続的な援助関係の構築、③患者の語りや変化を医療チームと共有する関係調整的支援、そして④援助関係の醸成と医療チームとの信頼から生まれる多職種間共有意思決定支援（Interprofessional Shared Decision Making: IP-SDM）（Légaré et al., 2011a, 2011b; Montori et al., 2023）から成る。IP-SDMとは、治療や療養の選択をめぐって患者の価値観や生活背景をふまえながら、多様な専門家と患者が対話を通して判断を共有していく意思決定のプロセスである。がん種やステージ、介入目的によってアウトリーチの時期はさまざまであるが、両立支援などにおいては、外来問診票に職業欄を設けることで就労状況や生活背景を把握し、治療開始後の比較的早い段階からMSWが患者と接点をもつ体制が構築されてきた。

具体的には、入院初日にあらかじめ設定した対

象患者の病室に足を運び、挨拶をしたり、患者の来院予定日を把握し、診察前後の待合スペースや会計動線上で患者の様子を確認しながら、短時間の声かけを行っている。この関与は、制度説明や支援提案を目的とするものではなく、患者に「必要になったときに話せる支援者として存在を示すこと」を主眼としている。診察前や診察直後の患者に対して、あらかじめ面接の約束を取りつけるだけではなく、患者の反応やタイミングを尊重しながら関係を継続していくところに特徴がある。

MSW は、外来での短時間の接触や面接を通じて患者の治療への理解度や感情の揺れ、あるいは言語化されていない不安や迷いを把握する。これらの情報は、看護師や医師と共有され、診察の場が拙速な意思決定の場とならないように活用されてきた。患者が化学療法や手術などで入院された場合は病室で、外来化学療法の場合は化学療法室に向向いて心理支援や代弁機能を果たし、援助関係を維持している。

Be-TOMO では、週 1 回実施される MSW 主導の IP-SDM カンファレンスを通じて、入院・外来アウトリーチで得られた患者の語りや価値観、生活上の関心を多職種で共有し、次回診察や意思決定支援の方向性を検討している。このカンファレンスは退院調整を目的とするものではなく、患者が判断を迫られる前段階から「どのように過ごしたいのか」を医療チームで共有するための場となる。

このように Be-TOMO は、入院・外来という医療空間において援助関係を深化させ、長期的なスパンで治療経過に伴走しながら患者の意思決定プロセスを支える点に特徴がある。本研究では、Be-TOMO を開発・従事してきた MSW らと共同研究者による CAE を実施し、この実践ががん拠点病院の文脈でどのように生まれ、変容してきたのかを分析した。

### 4.3. 研究チーム

本研究の CAE 参加者は、本稿の執筆者である Be-TOMO の開発および展開に主体的に関与してきた実践者 2 名と共同研究者 1 名の計 3 名である。CAE の枠組みに従い、研究目的と研究対象との適合性にもとづき、Be-TOMO に継続的に関与し、その立ち上げや変化の過程に当事者としてかかわってきた筆者らで構成された。本研究はこの 3 名のチームで実施され、問いの設定からデータ生成、分析、解釈、執筆に至るまで、全員が関与する CAE を実施した。

井上は、20 年以上の MSW 経験を有し、がん相談支援センターのがん専門相談員として、がん拠点病院である別府医療センターでがん患者および家族への心理社会的支援に従事してきた Be-TOMO の創始者である。

玉野も同様に、20 年以上の MSW 経験をもつ。別府医療センターにて井上と協働して Be-TOMO の開発に携わり、がん専門相談員としての役割に加え、がんサロンのファシリテーションにも従事してきた。

池埜は、ソーシャルワーク実践および研究に 30 年以上従事してきた研究者であり、井上および玉野と約 10 年にわたり共同研究を行ってきた。臨床ソーシャルワーク、マインドフルネス、トラウマケアを専門とし、本研究では Be-TOMO の実践現場には直接関与しない立場から、グループ・インタビューの進行、分析枠組みの設計、理論化における批判的省察を担った。この関与は、実践を外在的に評価・検証するためのものではなく、実践当事者との対話を通じて経験の意味を共同で生成・再構成することを目的としたものである<sup>1)</sup>。

### 4.4. データ収集法

データ収集は、CAE に特有の複数のデータを組み合わせる形で行われた。主なデータは、①病

1) 共同研究者の池埜は、MSW としての Be-TOMO の実践当事者ではないが、3 年以上にわたってこの実践の生成過程において継続的に井上や玉野とともに問い返しや概念化を行ってきた立場にあり、本研究においては省察促進者および共同分析者として CAE に参画した。CAE では、研究者が研究対象であると同時に分析主体となる「研究者＝参加者」という立場が方法論的前提とされており (Chang et al., 2016)、異なる立場からの関与が外在的評価ではなく、実践の意味を共同で生成・再構成するプロセスを豊かにすることが指摘されている。本研究においても、池埜の参加は MSW の語りを外在的に評価するものではなく、共同で実践の意味を再構成するプロセスの一部として位置づけられると判断した。

院組織構造の文脈に照らし合わせた Be-TOMO の成り立ちと発展経緯、そして実践の実態の記述、②実践者自身の記憶や省察にもとづく自伝的データ、そして③上記3名による対話・ディスカッションの逐語記録である。本研究では、上記データ収集を6ヶ月間（2025年7月～12月）に行い、その間4回の協働的省察とディスカッション（計310分）を録音・逐語録化した。

自伝的データは、共通の「個人リフレクション記述フォーマット」を用いて個別に作成した省察文および回想的記述から構成された（Chang et al., 2016）。このフォーマットでは、Be-TOMO 開発以前の支援観や価値観、開発動機、実践過程における出来事や工夫、やりがいや葛藤、自己理解や専門職アイデンティティの変化などについて、自由記述形式で振り返ることが求められた。これらの記述は、研究者が現在の視点から自身の経験をどのように意味づけているかを表す情報として位置づけられる。

3名の対話は、個別の省察を持ち寄り、相互に問い返しや補足を行う場として設定された。これらの対話は記録・逐語化され、分析対象となった。データ生成過程は、個別の省察と共同の対話を反復的に行き来する形で進められており、CAEにおけるデータ生成プロセスを踏襲した（Chang et al., 2016; Bissett et al., 2018; Noel et al., 2023）。

#### 4.5. データ分析法

データ分析は、CAEの方法論にもとづき、データ収集・分析・解釈を厳密に分離しない、反復的かつ対話的なプロセスとして実施された（Chang et al., 2016; Gant, 2022; Noel et al., 2023）。CAEにおける分析とは、語りをあらかじめ設定した枠組みに分類・整理する作業に限定されない。本研究では、各自の省察的記述を持ち寄り、相互に問い返しや語り直しを行うことを通じて、Be-TOMO で得た経験の意味や専門職としての理解がどのように形成・変容してきたのかを共同で再構成していく過程そのものを分析として位置づけた。

分析の初期段階では、各自が作成した省察文および研究者間の対話記録を共有し、経験のなかで強調されている出来事、感情の動き、判断の転

機、実践上の違和感などに着目した。この段階では、あらかじめ設定された分析枠組みや理論、あるいは概念を当てはめることは行わず、語りのなかから浮かび上がる意味を探索的に把握することが重視された。

次に、3名で対話的な検討を行い、各自が着目した経験の焦点や解釈を持ち寄った。この過程では、共通して語られる経験だけでなく、解釈のずれや評価の相違、意見の対立も分析対象として扱った。CAEでは、研究者間の合意形成そのものを分析の目標とはせず、むしろ複数の視点が並存する状況を維持しながら、経験がどのように異なる意味を包含しているのかを検討することが重要とされるためである（Chang et al., 2016）。

このように、個別省察と共同省察を相互に行き来させながら、語りのなかに現れる実践上の特徴や関係性の変化、制度的制約との相互作用について、3名の著者が逐語記録全体を参照しつつ対話的に検討し、意味のまとまりとして焦点化していった。この焦点化の過程は、結果として質的研究におけるコード化やカテゴリー化と類似した機能を果たしているが、本研究では語りを意味単位に分解して概念化する手続きは採用していない。代わりに、逐語の文脈や関係性を保持したまま、語りのなかで繰り返し立ち現れる経験の特徴や意味のつながりに注目し、執筆者間の対話を通じて整理を行った。

各焦点については解釈の妥当性を相互に確認し、相違が生じた場合には逐語に立ち返って再検討を行った。最終的に、これらの分析過程を通じて、Be-TOMO がMSWにもたらした経験と、それが患者や医療従事者との関係のなかでどのように形成されてきたのかを示す複数のテーマが構成された。

以上のように、本研究のデータ分析は、CAEの理論的前提にもとづき、Be-TOMO にかかわる実践経験を分析対象としつつ、個別省察と共同省察を反復することで、多声的な意味生成の過程を可視化することを目的として実施された。

#### 4.6. 倫理的配慮

本研究は、第3執筆者が所属する関西学院大学の「人を対象とする行動学系研究倫理審査部会」

の承認を得て実施した。なお、第 1、第 2 執筆者の所属する別府医療センター倫理審査委員会からは、当該承認結果をもってセンター独自の倫理審査は必要ないと判断された。

CAE は、研究者が同時に研究参加者であり、また相互に関係性をもつソーシャルワークの専門家でもあるため、個人の語りが他の研究者や第三者との関係に影響を及ぼし得るという倫理的課題を含んでいる (Lapadat, 2017)。本研究では研究開始にあたり、研究目的、データの扱い、成果公表の方法について研究者間で十分な協議を行い、相互の尊重と配慮にもとづく合意形成を行った。

また、研究過程においても、語りの共有や分析を進めるなかで生じる心理的負担や違和感について随時確認し、必要に応じて記述内容の修正や省略を行うなどの配慮を重視した。また、語りのなかに CAE を構成する 3 名以外の第三者 (同僚、患者、医療者等) が含まれる場合には、個人や組織が特定されないよう、表現の抽象化や文脈の調整を行い、関係性への影響が最小限となるよう配慮した。とくに語りのなかに含まれる医師・看護師・患者等の第三者が特定されないよう、職種以外の固有名詞や診療科名、日時や属性などの特定につながる情報を削除または抽象化し、文脈の調整を行ったうえで記述した。

## 5. 結果

ここでは、Be-TOMO の生成と展開をめぐる CAE 分析の結果を示す。焦点化された意味のまとめりは、相互に区別可能でかつ RQ に応答す

る説明単位として 5 テーマに収束した。

テーマ 1 は、日本の急性期病院およびがん拠点病院における組織的文脈のなかで生じた制度的要請とソーシャルワーク実践との葛藤を示し、主として RQ①に対応する。テーマ 2 および 3 は、不確実性を伴うアウトリーチ実践や患者・医師・MSW の 3 者関係で展開された試行錯誤を通じて、MSW の役割理解がどのように再編されていたのかを示し、RQ②への応答を構成している。さらにテーマ 4 は患者の意思決定を「過程」として支える実践の形成を、テーマ 5 は専門職アイデンティティの再構成を示しており、いずれも RQ②に対応する (表 1 参照)。

なお CAE では、筆者ら自身が研究対象であると同時に分析主体でもあるため、語りを匿名化することは必ずしも適切ではないとされている (Chang et al., 2016)。この方法論的特性を踏まえ、本研究では以下の逐語引用において、実践の担い手である 2 名 (井上・玉野) の実名を明示し、一人称による語りを保持している。

その一方で、分析的叙述において用いている「私たち」は、主として Be-TOMO の実践を担ってきた井上・玉野を指しつつ、同時に 3 名の執筆者による共同省察の主体を表す。すなわち本結果では、逐語引用によって個別の実践経験の具体性と多声性を示すとともに、分析叙述においては、それらの経験が 3 名の対話と省察を通していかに生成・再構成されていたのかを、「私たち」という共同の主語のもとで記述する。

表 1 抽出されたテーマと RQ との関係

テーマ #	テーマ名	主な内容の焦点	対応 RQ
テーマ 1	退院支援の論理に淘汰される違和感	急性期病院・がん拠点病院における制度的要請とソーシャルワーク実践とのあいだの葛藤、Be-TOMO 生成以前の組織的文脈	RQ①
テーマ 2	不確実性のなかで越境するアウトリーチ	外来・診断初期からの関与に伴う不確実性、恐れ、試行錯誤を引き受けるアウトリーチ実践の立ち上がり	RQ②
テーマ 3	患者・医師・MSW の 3 者関係のなかで編み直されていく役割	患者・医師・MSW の相互行為を通じた役割理解の再編、関係調整的実践の形成	RQ②
テーマ 4	意思決定が成熟していく過程を支える実践	意思決定を結果ではなく過程として支える実践、IP-SDM につながるプロセス志向の支援の形成	RQ②
テーマ 5	自己一致へと向かう専門職アイデンティティの変容	Be-TOMO の継続的実践を通じた専門職アイデンティティの再構成と自己理解の変容	RQ②

## 5.1. テーマ1：「退院支援の論理」に淘汰される違和感

Be-TOMO が立ち上がる以前、私たちは、別の総合病院で退院支援や制度調整など組織から要請を受けるなかでソーシャルワーク実践を行ってきた。その流れは、地域連携が主流となってきた2010年ごろから変化し始めた。2016年に新設された退院支援加算（現在の「入退院支援加算」）の制度化によって在院日数の短縮や業務の効率化が暗黙の前提とされ、徐々にではあるがMSWの関与は「ケースを回す＝ベッドの回転率を高める」役割として了解されるようになった。この職場環境のもとで、私たちは、ソーシャルワーク専門職として患者との援助関係を通じた心理社会的支援を中心とする臨床的なかわりを継続することの重要性を実感しつつ、そのようなかわりを正面から正当化しづらくなっていった。

退院支援を中心とする業務構造のなかで、手続きや制度運用にとどまらない心理社会的支援を志向する感覚が病院組織の期待と噛み合わなくなっていった経験は、当時の実践を振り返る玉野の語りが具体的に示している。

「入職当初は、とにかく何十件も回り続ける感じの仕事だったから、それを処理しないといけないっていうのが、病院としてのソーシャルワーク部署に課せられているミッションだったんですよね。でも、人とかわり出すと、やっぱり継続して会っていかないと、その患者さんはこの病院から縁そのものが切れちゃうとか、孤独になるとか、そういう感覚は肌では分かってたから、外来のたびに会いましょうっていうふうにしていたんです。ただ、立場上、ケースをとにかく回していくことが表向きの仕事なので、関係をつなぐために会っているっていうことは、なかなか堂々とは言える雰囲気ではなかったと思います。」

この経験から浮かび上がるのは、MSWによる患者への継続的な関与そのものが制度的に否定されていたわけではないにもかかわらず、それを実践するにはまわりから何らかの理由づけや説明が求められていたという状況である。私たちは、患

者との援助関係を保ち続けるために、業務上受け入れやすい言葉に翻訳して自分の関与を語り直さざるを得ず、専門職として「何をしているのかわからなくなる感覚」をもっていた。

さらに、退院支援という組織上の役割が、MSWのかかわりを特定の患者群に限定してしまう構造についても互いの省察のなかで繰り返し言及された。たとえば、玉野は次のように語った。

「退院支援って、入院されて、リハビリも予定されて、ある程度治療過程をたどっていきける患者さんを念頭においています。さらにそうじゃないところ、病院という場のなかで排除されていく人たちがいる、ということが、私にはどうしても許せなかったんだと思います。「もう外来に来なくていい」「救急車は呼ばないでください」と言われてしまう患者さんたちは、理解されづらくて、病院との関係もつなぎにくくなってしまいます。だから、そういうところにかかわるのがソーシャルワーカーとしての自分の役割なんじゃないか、という感覚は、最初からありました。私はそういった方々にもかわりたかったんですよ。そうすると、どうしても余分なことをしているようになる。『あなたが優しくしたら、この人はまたお酒飲んで救急車で来るんだよ』って言われることもあって。それでも、そこをやるのが本当のソーシャルワークだと思ってた。そこはずっと闘いだったと思います。」

このように、病院組織が「価値ある支援」としてとらえる実践と、私たち自身が「本来のソーシャルワーカーの仕事」と感じている実践とのあいだに容易には埋まらない「ずれ」が存在していた。それは個々のMSWの姿勢や力量によって埋まるものではなく、急性期病院という場に内在する規範的枠組みと関係した葛藤であった。

こうした構造的な変化は、退院支援の要請が強まる以前から生じていた。井上は、退院支援加算制度が導入される以前、医療ソーシャルワークの役割がまだ明確に制度化されていなかった時代を振り返り、当時の実践の手応えと、その後が生じ

た変化にとまどいを感じていた。

「最初の頃は、退院調整が主体というより、どう患者さんとかかわっていくのかをずっと考えていた感じでした。毎回制度の説明をして終わり、では十分ではないと。でも、病院の急性期化が進んでいくなかで、だんだんと退院調整が主体になっていって、そこをこなしながら患者さんとできるだけ援助関係を作っていく、心理社会的な援助をやる、という形に変わっていった。残業しながらカバーするしかない時期が続いて『このままでいいのかな』っていう感覚は、ずっとありました。」

井上は、心理社会的支援が試行錯誤のなかで模索されていた時代から、退院支援を中心とする業務構造へと移行していくプロセスを現場で見続けてきた。医療機関の急性期化と業務の可視化・効率化が進むなか、MSW の退院支援が保険加算の対象となったことは専門職としての役割を明確にし、病院組織のなかでの評価や正当性を高める契機となった。その一方で、評価や算定に結びつく業務が優先され、臨床的関与の側面は次第に可視化されにくくなり、実践の中心から外れていく感覚が生じていた。

この点について、私たちは相互の語りを通じて問題意識が個人的なものではないことを確認している。

「玉野さんが話していた、病院から「もう外来に来なくていい」とか「救急車は呼ばないでください」と言われてしまうような患者さんたちの話を聞いていて、『そういう人を見捨てないことこそソーシャルワークだよな』って思うところがすごく多かった。自分も同じ認識をずっと持ってきたし、このままでいいのかな、という感覚は共有していたと思います。」

このように、Be-TOMO 以前のソーシャルワーク実践における違和感は、特定の個人の問題ではなく、日本の急性期病院における組織的文脈の変化のなかで生じた構造的な問題であったことが浮

かび上がる。

以上から、退院支援を中心とした業務構造が形作られていくなかで、私たちは臨床的なかかわりにもとづく心理社会的支援を実践の中心に据えにくい立場に置かれていった。この立場や役割への違和感の蓄積が、後に Be-TOMO が形作られていく土壌となっていった。

## 5.2. テーマ 2：不確実性のなかで越境するアウトリーチ

前節で示した制度的転換が現場にもたらされたとき、私たちは臨床的関与をベースとした実践感覚を携えたまま、新たな問いの前に立たされることになった。すなわち、2016 年の退院支援加算制度の導入に伴う退院支援看護師の配置が進むなかで、「MSW とは何を担う専門職なのか」という自分たちの存在意義にかかわる問いである。

井上は、このときに生じていた感覚を忘れな

「退院支援加算によって退院支援の看護師を配置するって決まったときに、じゃあソーシャルワーカーはどうするのかっていうのは、正直、まだ何も見えてなかったんですね。そのときに、じゃあ自分たちは何で専門性を出すのか、そこをちゃんと考えないと制度が変わっただけで仕事がなくなる感覚もありました。」

制度が変わることは、私たちにとって必ずしも専門性が守られることを意味しなかった。むしろ、これまで暗黙のうちに担ってきた役割が解体され、「自分たち MSW は何を根拠に患者とかかわるのか」という問いを突きつけられることになった。退院支援から距離を取ろうとすればするほど、空白地帯に立たされる感覚があった。

こうした不確かさのなかで浮上してきたのが、診断や治療の早期段階から患者に関与する医師主導による外来介入型のかかわりであった。この転換の背景には、医師の直面する困難さに由来する MSW への要請があった。

「がん患者の場合、治療終盤になってからの MSW の関与では遅いのではないか。患者の不安

や意向を早い段階から受けとめてほしい」「早くかかわって後方病院を見つけてほしい」という医師の声が、外来診療の場から聞かれるようになった。ある医師は、在宅調整が進まないまま患者が入院し、結果として看取りまでを担うことになった経験を振り返り、「もっと前からソーシャルワーカーがかかわってもらえれば」と疲弊感とともに思いを吐露された。

こうした医師の負担感に応答する形で、医師主導による外来・治療継続期からMSWが関与する外来介入型のかかわりが試行的に始められていった。しかしその出発点は、あらかじめ理念に導かれた構想があったというよりも、私たちにとっては戸惑いや恐れを抱えながらの「手探りの実践」であった。

井上は、医師から外来からの関与を求められた当初の感覚を憶えている。

「最初、先生から『もっと外来からソーシャルワーカーが入って行って』って言われたとき、正直、ピンと来なかったんですね。外来から入って行って、結局それって退院調整と同じような、ある意味ベッドの回転を効率化するだけの支援になるんじゃないかっていう思いもあったし、何をしに行くのか、患者に何を話せばいいのか、自分たちでもよく分からなかった。だから、これは本当に手探りで、怖いなと思いながら始めた感じでした。」

ここで語られている「怖さ」は、未知の実践に対する漠然とした不安というよりも、既存の退院支援と同じ論理をより早い段階で患者に持ち込んでしまうのではないかという逡巡に近い。私たちにとって外来での介入は、MSWの支援を早める試みであると同時に、従来の心理社会的支援、そして臨床的関与に根ざすソーシャルワークの価値や方法が通用するのかをあらためて問う「越境的」な実践でもあった。

外来段階で患者と出会うことをめぐる同様の緊張感は、玉野も感じていた。

「正直、結構苦しかったです。私たちが入るといことは、患者さんにとってのバッド・

ニュースの始まりであるにとらえられるので、患者さんのどんな構えがそこにあるのか、全然考えていなかった。診察のときに、急に“知らない相談員”がそこにいるわけじゃないですか。患者さんからしたら『何、この人?』ってなるのは当たり前で、どんな反応が返ってくるか分からない怖さは、最初はすごくありました。」

外来でのMSWによる介入は、患者にとっては予期しない出会いであり、私たち自身もまた、その場でどのような役割を引き受けることになるのか確信をもてないままかかわるようになった。そこには、支援者としての善意だけでは乗り越えられない関係性の不確かさが存在していた。

実際、患者から明確な拒否や違和感を示される場面も少なくなかった。玉野は次のような経験をしている。

「(転院や在宅ケアなど)『まだそんなこと考えるつもりはない』とか『今から治療を頑張ろうと思ってるのに、なんでそんな話をするの?』って、はっきり言われることもあります。何?あなたは?っていう感じですよ。口に出さない人の方が多くだけで、そう思われている前提でかかわらないといけないうのは、すごく神経を使います。」

この経験は、外来からの介入が一部の医師から推奨されたとしても、現場では常に不確実性と緊張感を伴う実践であったことを示している。私たちは、患者との関係が損なわれる可能性を引き受けながら、それでもかかわる意味を手探りで模索していた。その後、医師主導による「外来介入型」から、MSW主導による「アウトリーチ型」へと支援の軸足を移すことで、実践の進め方は徐々に変化していった。

医師主導の「外来介入型」では、医師の判断やタイミングを起点として私たちが関与し始めた。しかし、私たちは患者の語りや生活状況を把握するための適切なタイミングを模索しながら、主体的に介入する「アウトリーチ型」へのシフトを徐々に模索するようになった。

医師にとっての第一義的な目的は後方病院の選定であり、医師と私たちの介入目的は必ずしも同一ではなかった。しかし、医師の立場を尊重しつつ、私たちが患者の不安や生活背景に継続的にかかわることで、支援の流れが滞ることなく進む場面が次第に増えていった。結果として、アウトリーチ型の支援が、患者の納得と医師の負担軽減の側面から有効であると実感できるようになった。

以上のように、Be-TOMO 初期段階のアウトリーチは、2016年度診療報酬改定における退院支援加算の導入によって自明に導かれた実践ではなく、退院支援という既存の枠組みから踏み出すことへの不安と逡巡を伴いながら始められた試行であった。その不確かさを引き受けることを通して、私たちの実践は医師や患者との関係性を再構築する実践の可能性を開いていった。

### 5.3. テーマ3：患者・医師・MSWの3者関係のなかで編み直されていく役割

不確実性と緊張感を抱えた試行として始まった外来時の介入から私たち主導の「アウトリーチ型」へ舵を切ったことで、患者・医師・MSWの3者関係に変化が見られるようになった。

私たちの関与は、個々の患者への支援にとどまらず、患者・医師・MSWからなる関係性に働きかける実践へと次第に広がっていった。その過程では、私たちの役割はあらかじめ定義されたものではなく、日々のやり取りや調整を通じて徐々に形づくられていった。

とくに重要な転換点となったのが、私たちに対する要請の背後にある医師の負担感や焦りに気づき、それをBe-TOMO改訂のきっかけにしたことである。私たちは、医師の言葉や依頼を業務指示としてのみ受けとめるのではなく、その背後にある困惑や切迫感に目を向けるようになった。

「医師の業務負担と命を預かるプレッシャーは想像を超えたものがあります。及ばずながらですが、その一部分でも私たちがだんだん分かるようになってきたんだと思います。何を急がせたいのか、私たちに何を期待しているのかといった医師側の状況をこちらが落ち

着いてとらえられるようになるにつれて、『ここはこちらで支えます』と伝えながら、患者さんの状況やペースに即したかわりを重ねていく。その立ち位置の取り方が、少しずつ身についてきたと感じています。」

玉野は、医師の指示をそのまま受けとめて実行する補助的役割から、より協働的な関与へとアップデートしていく過程をこのように振り返る。私たちは、医師からの要請の背後にある負担感や迷いを受けとめながら、どのように医師との関係を構築することが適切かを探っていくようになっていった。そして患者に対するかわり方を含め、やがては3者関係のなかで役割や距離を調整しながら支援を組み立てていく実践が生まれてきた。

こうした私たちの関与は、診察の同席やカンファレンスといった場面を通じて、より具体的になっていく。井上は、医師が抱える負担感がどのような条件で緩和されるのかについて、理解を深めていった。

「医師にとっては、とくに患者の次の行き先がまだ決まっていないとどうしても先の対応を考えざるを得なくなって負担が増します。でも、カンファレンスの場で『この段階までは本人と共有できていますよ』とか『患者さん、まだ言葉にはなっていませんが、考えを深めているところです』といった情報を伝えると、『じゃあそこは任せていいんだね』と、医師の受けとめ方が少し変わるのを感じます。」

私たちの実践が医師の意思決定を代替するものではなく、決定を下すための前提条件を整える実践として機能していった。転院先や療養方針といった具体的な結論を提示するのではなく、患者が今どのような過程をたどり、どの地点に立っているのかを共有することによって、医師の「決めなければならない」という切迫感が緩和され、患者・医師・MSWからなる3者関係の緊張が緩やかに調整されていた。

こうした関係性は、一度のやり取りで成立するものではなかった。私たちは、即時的な反応や成

果を医師に求めることを前提とせず、関与を重ねていくなかで関係を醸成させていく姿勢を大切にしました。

玉野は、医師との関係形成を「応答を急がずに関与を重ねていく実践」と表現する。

「こちらから何かを差し出しても、すぐに医師から明確な反応が返ってくるとは限りません。本当に目まぐるしくお忙しいので『そうなんだね』と受けとめられるにとどまることも多いです。それでも、かかわりを重ねていく。医師もそれぞれの考え方やペースがある、とこちらが理解したうえでやり取りを続けていくと、ある時ふと医師から『この患者さんはこういうところがあるよね』といった言葉が出てくるようになる。その小さな変化を関係が少しずつ深まってきた手応えとして感じています。」

このように、即時的な決定を前提としない関与が積み重ねられるなかで、医師の側から患者の背景や人となりを目を向けた語りが共有されるようになり、専門職間の関係が徐々に深化していった。

このような経過をたどるなか、私たちは医師から寄せられる依頼の仕方が変化していることに気づくようになった。井上は、従来のように明示的な業務依頼だけでなく、あらかじめ目的や成果が定められていない、いわば「余白を含んだ依頼」が増えてきたと感じている。

「最近、転院調整といった具体的な業務内容が明確にされないまま『ソーシャルワーカーがかかわった方がいいかもしれない』という依頼を受けることがあります。それは患者さんの状況を一度整理して、お互いの関係のなかで共有したほうが良いという医師の判断が生じてきていると理解しています。」

MSW が退院手続きや資源提供といった制度運用を担うだけでなく、患者の状況や背景を関係のなかで整理・共有する専門職として、まわりから求められるようになった。医師の依頼内容が具

体化されていないという特徴は、即時的な対応や判断が困難な局面において、私たちが患者の状況や背景を整理し、医療チームと共有しながら関係調整していく役割を期待されていることを示している。

以上、Be-TOMO の展開過程における私たちの役割は、患者への直接支援にとどまらず、患者と医師の関係性に働きかける実践へと徐々に広がっていった。この役割の拡張は、あらかじめ定義された専門職機能を遂行することで成立したのではなく、日々の相互行為のなかで医師や患者との関係のあり方を模索しながら少しずつ形づくられていったものであった。

#### 5.4. テーマ4：意思決定が成熟していく過程を支える実践

Be-TOMO の展開過程において、私たちによる患者と医師の関係性そのものに働きかける取り組みは、看護師を含む多様な医療従事者や地域ネットワークにも波及していった。そのなかで、私たちが MSW としてとくに重視するようになったのが、患者やその家族の「意思決定を急がせない」という態度である。この態度は、治療方針や転院先といった決定を先延ばしにするような消極的対応を意味しない。むしろ、患者の語りが生まれ、変化していく過程そのものを支えるかかわりとして意識されるようになった。

医療現場では、患者の意思決定はしばしば「決まった／決まっていない」という二分法でとらえられる。とくに急性期病院においては、在宅あるいは転院先の確定が医師に安心感をもたらす。そのため、患者の行き先が未定の状態は「停滞」や「未達成」として理解されがちである。これに対して私たちは、意思決定が言語化される以前の段階において、患者の語りの揺れや態度の変化に目を向けながら、その過程自体に意味を見いだすかかわりを行うようになった。

結果として、患者と医師、そして他職種が医療をめぐる判断を共有していくプロセスが生まれるようになった。

玉野は、この共有プロセスに臨床的意義を見いだしていた。

「『この人はこうしたいそうです』っていうのは、分かりやすい患者さんの意思決定の共有だと思うんですけど、実際にはそこまでまだ言えない段階の人の方が多いです。診察でも、私たちの面接のなかでも、まだ言葉には出てきてないものが確かにそこにあるっていう感じのときがあって。それを、『今はまだ出てきてないものがあるみたいです』って医師や看護師と共有すること自体に、意味があると思っています。」

意思決定がまだ明確になっていない段階であっても、患者の内側では何らかの変化が進行している。私たちは、そうした変化を「決まっていない」「足りていない」状態として評価するのではなく、まだ言葉になっていない過程として受けとめ、その存在を医療チームと共有するようになった。

このようなかかわりは、意思決定が成されたかどうかにかかわらず、医療とは異なる時間の流れを作り出す。

「患者さんの行き先が決まっているかどうかは、治療上大切な目安として意識されることが多いと思います。ただ、私たちから見ると、患者さんのなかでは、前回と今回で様子が違っていたり、考えが少しずつ進んでいると感ぜられることがあります。まだ意思が決まっていない段階でも、プロセスとして進んでいると受けとめられることはあると思います。」

井上は、意思決定という結果だけではとらえきれない、患者の理解や思考が時間をかけて形成されていくプロセスがあると確信する。患者の語りや態度の変化は、数値や選択肢としてはとらえにくい。しかし私たちは、患者の変容過程を医療者と共有することによって、患者の状況に応じた多面的な対話が生まれていることを察知していた。

実際、私たちの関与は、診察の前段階で医師と状況を共有し、診察が判断を下す場になるのか、それとも状況を確認しながら進める場になるのか、その方向づけそのものにかかわるようになって

ていた。

「患者さんの理解や受けとめがまだ十分に追いついていない段階では、診察の場で患者さんに判断を求めること自体が患者さんにとっても医師にとっても負担になることがあります。そうした状況のときに、『今はまだ判断の段階ではありません』と診察の前に医師と共有しておく、診察の場が結論を急ぐ場にならずに済むことがあります。そんな前提を整えるための一つのクッションをつくること、私たちの大事な役割だと思っています。」

ここで玉野が担っていたのは、患者に代わって意思決定を行うことではない。むしろ、患者が自分の状況を整理し、言葉にしていくための時間が確保されるように、また診察の場が結論を急ぐ雰囲気にならず、状況を確認しながら進められるようになるためのかかわりである。

この実践は、患者の語りや理解が少しずつ形づくられ、それが医師や看護師とのやり取りのなかで整理され、結果としてさまざまな判断が患者と共に担われていく過程としての IP-SDM の姿を映し出す。

「皆で共有しながらやりましょう、っていうより、患者の語りにちゃんと寄り添った結果として IP-SDM が生まれている、そんな感じなんだと思います。患者の意思決定を急がせないこと自体が、支援になっているという感覚はあります。」

井上は、Be-TOMO が理論を先に据えて設計された実践ではないと振り返る。患者や医療者とのかかわりのなかで生じた判断のタイミングや距離感を手がかりに、徐々に現場で組み立てられてきた実践的枠組みなのである。「急がせない」という態度は、患者が自分の状況を整理し、考えや迷いを言葉にしていく過程に伴走するための足場になっていった。

以上から、Be-TOMO の展開過程において、私たちは意思決定そのものを操作するのではなく、

患者の語りが育つプロセスを支える実践へと役割理解を深化させていった。このプロセス志向の関与を基盤にして、早期に結論を求められやすい急性期病院の現場で、患者の経験を一度の決定に回収してしまうことなく、緩やかな変化の過程に目を向け続けるソーシャルワーク実践として Be-TOMO を発展させていった。

#### 5.5. テーマ5：自己一致へと向かう専門職アイデンティティの変容

Be-TOMO の実践が形成されていくなかで、私たちは MSW として患者に結論を出してもらうことよりも、考えや思いを言葉にしていく時間を大切にするかかわりへと再帰していった。このような実践の積み重ねは、患者との援助関係の質のみならず、私たち自身の専門職としての自己理解にも変化をもたらした。それは、「嘘をつかなくてよくなった」という井上の感覚に象徴されるソーシャルワーク専門職としての自己一致の回復を意味する。

「Be-TOMO をやるようになってから、一番大きく違うのは、患者さんに嘘をつかなくてよくなったっていう感覚なんです。自己決定を尊重しますって言いながら、でも“長くはここにはいられない”っていう前提が最初からある。それは自己決定を支援しているようで、条件付きの自己決定支援だったと思います。今は、あなたのことを心配している、あなたの人生のことを一緒に考えたい、という純粋で正直な思いをもって患者さんに会えるようになった。その違いは、自分にとってすごく大きいと思っています。」

ここでの「嘘」とは、意図的な虚偽ではない。患者には急性期病院における制度や組織の前提を伝えてはいるものの、暗黙のうちに選択肢を制限したまま自己決定を尊重しているかのように振る舞わざるを得なかった自分の姿を指している。退院にまつわる急性期病院の論理を前提としながら患者にはそれを十分に言語化しないままかかわることは、私たちにとって、とりわけ井上自身にとってソーシャルワークの価値とのジレンマを伴う

経験であった。Be-TOMO によって関与の入口が変化し、持続的なかかわりが実現したことで、私たちは患者に対して「何を大切にしたいのか」を正面から語り合える立場へと移行していったのである。

この変化は、実践スタイルの転換としても経験されている。玉野は、過去の自分の実践スタイルを「戦闘モード」と表現し、現在との違いを実感している。

「前は、ないものを作らなきゃとか、病院ではなかなか認められないような支援でも無理にでも形にしなきゃいけないとか、今はまだ叶っていない患者さんへのかかわりを何とか実現しなきゃいけないとかっていう、すごく戦闘モードだったと思います。でも今は、叶っていないことはたくさんあるけど、患者さんを見捨てないかかわりや、ちゃんと向き合うソーシャルワークに、いつか必ずつながっていくっていうことを前より信じられるようになった。その分、患者さんと一緒に“待つ”ことができるようになった、って感じになります。」

ここでの「ないもの」とは、病院にたどりつきにくい患者をも見捨てず、全力で支え続けるソーシャルワーク実践を指す。以前の実践において、そうしたかかわりを何とか実現しようする姿勢は「戦闘モード」として経験されていた。それに対して、「患者さんと一緒に待つ」という感覚は、患者の立場に立った継続的なかかわりをこれからもっと展開していけるという希望に支えられている。このように Be-TOMO は、急いで成果を生み出そうとする姿勢から患者の思いに寄り添いながら関係を保ち続ける姿勢へと私たちを導いた。

また、Be-TOMO がもたらした患者に長く伴走する実践を通じて、私たちは自らの役割を特定の職務や枠組みに回収する必要性を感じにくくなっていった。役割意識の変化について、玉野は次のように述べた。

「がん相談支援センターの私とか、アウトリーチの枠としての私とか、そういうのを、

あまり意識しなくなりました。モデルとか枠組みはソーシャルワークを展開するためには大事だけど、それ自体が自分そのものじゃない。どんな役割や患者さんの問題への入り方でも、自分はそんなに変わらないっていう感覚が、今はあります。』

私たちは、専門職アイデンティティが「役割を果たすことを軸とする臨床」から、「関係のなかで自分がどう在るかを軸とする臨床」へと移行していることを今も感じている。私たちは制度や実践モデルに抗うのでも、そこに回収されるのでもなく、それらを道具として用いながら、専門職としての自分自身をそこに重ねすぎない距離感を身につけていった。

Be-TOMO がもたらす長期的な援助関係が展開されるなかで、個人としての自己と専門職としての自己を切り分けて扱う必要性そのものが次第に薄れていく経験も互いに共有された。

「長く伴走していると、いつも“ソーシャルワーカーっぽい私”で出会うのは、正直しんどい。でも、その人とずっと長くかかわるなかで、個の私とソーシャルワーカーとしての私との中間地点みたいところで患者さんと出会えるようになってきた。それができるようになったのは、Be-TOMO によって実現した長期のかかわりがあったからだと思いません。』

玉野のこの言葉に象徴されるように、専門職としての役割を演じ続けることによって自分を保つのではなく、援助関係が成熟するなかで個人としての自己と専門職としての自己が相互に行き来し、重なり合いながら共に現れてくる感覚を私たちは経験している。Be-TOMO による継続的で援助関係志向の実践は、自らの個人的な感受性や人間性を切り離すことなく、それらを専門性の一部として統合することを可能にした。その結果、専門職として「こう振る舞わなければならない」という緊張が緩み、より自然で持続可能な臨床的プレゼンスをもって患者と向き合えるようになった。

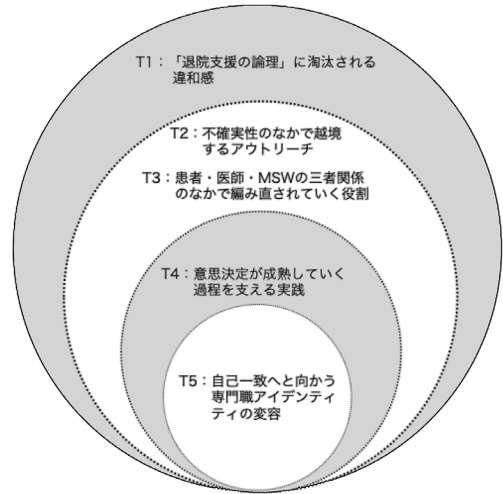


図 1 Be-TOMO の生成と展開を構成する 5 つのテーマの層的関係\*

\*この図は、本研究で抽出された 5 つのテーマが、直線的な発達段階ではなく、同時に存在する層として実践と専門職としての自己を形づくっている関係性を示したものである。中心に位置づけた自己一致は固定的な到達点ではなく、外側の層から常に影響を受けながら、その都度揺れ動き、更新されていく状態を表す。

以上、Be-TOMO の生成および展開過程は、私たちにとって新たな実践の可能性を見いだすと同時に、専門職としての自己理解を再構成するプロセスでもあった。この再構築された MSW としての専門職アイデンティティは、完成された状態として固定されているわけではない。むしろ、私たちが形成してきた専門職アイデンティティは、制度や組織の論理とせめぎ合いながらもその都度問い直され、更新され続けながら Be-TOMO のなかに息づいている。

## 5. 6. 結果の総括

以上の 5 つのテーマは、独立した経験の断片ではなく、日本のがん拠点病院という制度的文脈のもとで相互に関連しながら生成されてきた実践を示している。制度的要請との不全感（テーマ 1）は、不確実性を引き受けるアウトリーチ実践（テーマ 2）と結びつきながら、患者・医師・MSW の三者関係のなかで役割の再編（テーマ 3）へと展開していった。こうした関係性を考慮した実践の積み重ねは、患者の意思決定を支えるプロセス志向の実践（テーマ 4）を形成し、専門職と

しての自己理解やアイデンティティの変容（テーマ5）として経験された。これらのテーマは互いに重なり合いながら、Be-TOMOの生成と展開を構成している（図1参照）。

## 6. 考察

### 6.1. Be-TOMOの生成を支えた組織的文脈

研究結果は、Be-TOMOが理念や制度改革を起点として計画的に構築された実践モデルではなく、日本の急性期病院やがん拠点病院において支配的であった「退院支援の論理」とソーシャルワーク実践とのあいだに生じた葛藤のなかから、実践者の違和感と試行錯誤を通じて生成されたことを示している。

日本の急性期病院において、MSWは長らく退院支援や制度調整を中心に制度化され、業務の可視化や効率性が重視されてきた。この枠組みは、MSWの役割を明確化する一方で、患者との継続的な援助関係や心理社会的支援を実践の中核にしばらく構造も生んでいる。

本研究で示された違和感は、特定の制度改定や個人の志向に還元されるものではない。それは、ソーシャルワーク実践が退院支援や制度調整といった明示的に説明可能な業務に回収され、患者との継続的な援助関係にもとづく実践が正当化されにくいものにされてきた組織的文脈に由来する。

Be-TOMOの生成は、この構造的な制約を否定したり回避したりするのではなく、その渦中に身を置いたまま、医療ソーシャルワークの意味を問い直しながら進行していった。退院支援を丁寧に行いつつ、診断初期や治療転換期・外来段階から患者との関係を築き、治療経過に伴走する関与を重ねることで、私たちは制度的役割に還元されないソーシャルワーク実践の射程を広げていったといえる。

このように見ると、Be-TOMOは日本のがん拠点病院という制度的文脈のもとで、ソーシャルワーク実践がいかに立ち上がり、形作られていくのかを示す1つの実践的応答として位置づけられる。それは、制度に適應する実践でも、制度に抗する実践でもない。制度とソーシャルワーク実践のあいだに生じる葛藤を私たち自身が引き受けな

がら、関係のなかで実践のあり方を再構成していく過程として理解される。

### 6.2. 不確実性を引き受けるアウトリーチ実践の専門性

研究結果は、Be-TOMOにおけるアウトリーチ実践はあらかじめ定義された役割や介入技法を遂行するものではなく、不確実性を内在した関係性のなかから生まれたことを示している。Be-TOMOにおいて私たちが担っていたのは、医師や看護師から提示される課題や要請に即応する役割だけではなかった。むしろ、患者と医療チームのあいだに生じる見解のずれや判断の未確定な状況を拙速に整理したり結論づけたりすることなく、その推移を見守り続ける関係の維持に注力しようとしていた。

一般に医療現場における専門職は、業務内容や介入範囲が事前に規定され、それに応答するかたちで役割が遂行される。しかし本研究で示されたアウトリーチ実践では、「何をする専門職なのか」という役割理解そのものが患者や医療チームとの相互行為を重ねるなかで徐々に形成されていった。この点においてBe-TOMOは、役割遂行型の専門職モデルではなく、関係生成型の専門職実践として位置づけられる。

とくに注目したいのは、Be-TOMOにおけるアウトリーチが、状況の不確実性や患者の拒否、反応の不透明さといった要素を克服すべき障害としてではなく、実践の始まりとして引き受けていた点である。支援の必要性や関与の意味が明確でない段階においても、私たちはかかわりの可否を即断せず、その曖昧さを保持したまま医師や患者との関係にとどまり続けた。このような態度は、成果や効率を重視する医療組織の論理から見れば非合理的に映り得る。しかし、このあいまいさを排除せずに関係を維持することこそ、患者とのあいだに信頼を生み、その後の支援や意思決定につながっていった点にBe-TOMOにおけるアウトリーチ実践の中核があった。

その意味で、MSWの専門性は固定的な知識や技法としてではなく、関係の変化に応じて自らの立ち位置や関与の仕方を更新し続ける能力として現れる。Be-TOMOにおける専門性は、「早期に

介入すること」それ自体にあるのではなく、不確実な関係のなかで即時的な成果を求めず、関与の意味が立ち上がるまで関係にとどまり続ける点に見いだされた。この発見は、がん医療における医療ソーシャルワークの専門性を役割遂行や業務分担の枠を超えて再考するための理論的示唆となる。

### 6.3. 意思決定を「過程」として支える実践の意義

Be-TOMO で重視されていたのは、意思決定を「成立したか否か」という結果で評価する視点ではなく、判断に至るまでの患者の意味生成のプロセスを支えるという関与のあり方であった。

Be-TOMO における意思決定支援は、患者に代わって判断を行うことでも、判断を急がせないために結論を先延ばしにすることでもない。むしろ、患者の語りはまだ十分に言語化されていない段階を含め、その変化の過程を医療チームと共有可能なものとして可視化し、判断が拙速に求められる状況を調整する実践として機能していた。このかわり、患者の意思決定を個人の問題として完結させるのではなく、医療チームとの関係のなかで成熟していく「過程」としてとらえ直す視点を含んでいる。

このように見てくると、Be-TOMO における意思決定支援は、臨床の相互行為のなかから立ち上がったプロセス志向の実践であった。意思決定は、患者の理解や価値が関係のなかで少しずつ編み直されていく動的な過程として扱われた。それゆえ、患者の語りと理解が育つ過程を支える Be-TOMO は、がん医療における意思決定支援をプロセス重視の専門的実践として再考するための理論的示唆を与えている。

### 6.4. Be-TOMO がもたらした MSW の再構成

さらに本研究の結果は、Be-TOMO の展開過程が私たち自身の MSW としての専門職アイデンティティを再構成していくプロセスにつながっていたことを示した。この変容は、制度的要請とソーシャルワーク専門職としての価値観とのあいだに生じていた緊張を問い直し、専門職アイデンティティのあり方そのものが再編されていくという質的な変化といえる。

私たちは退院支援を中心とする役割期待と、援助関係を重視するソーシャルワーク専門職としての価値とのあいだで自己理解の揺れを経験してきた。この揺れは、MSW として自らの実践の意味や価値を十分に言語化・正当化しにくい立場に私たちが置かれていたことに深く関係している。

しかし、Be-TOMO は、私たちに「何を大切にしているのか」を改めて問い直す機会をもたらした。関係志向の継続的関与を通じて、私たちは制度的な役割を遂行する存在としてのみ MSW としての自己を理解するのではなく、患者の経験の全体に関与しうる専門職として実践の意味そのものを問い直すようになった。

本研究で明らかになった専門職アイデンティティの変容は、「役割をどのように果たすか」という問いを中心とした自己理解から、「どのような姿勢や関与の仕方であらうか」という問いを軸とする自己理解への移行から生まれた。Be-TOMO は、特定の職務や制度的な枠組みに自らを当てはめることなく、患者や医療チームとの関係や状況に応じて関与の仕方を柔軟に調整しながら、ソーシャルワークの価値を体現していくことを可能にした。

このような自己一致の感覚は、何らかの指標や業務量によって直接測定されるものではない。しかし、ソーシャルワーク専門職としての実践を持続可能なものとし、患者との関係において誠実であり続けるためには不可欠な要素である。この点において、Be-TOMO はがん患者へのアウトリーチ実践にとどまらず、MSW としての自己理解を再構成し、自己一致へと向かうプロセスを内包した実践として位置づけることができる。

### 6.5. CAE を用いたことの意義と限界

本研究が対象とした Be-TOMO の生成および変容の過程は、あらかじめ枠組みづけられた介入モデルの効果や成果を検証する方法では十分にとらえきれない性質をもっていた。ソーシャルワーク実践が制度的文脈との緊張関係のなかでどのように立ち上がり、MSW 自身の意味づけや専門職としてのあり方と相互に影響し合いながらいかに変化してきたのかを明らかにするためには、開発者の経験そのものを分析対象とする CAE が適し

た研究方法であったといえる。とくに本研究で示された、違和感の蓄積や関係性の変化、そして専門職アイデンティティの揺らぎと再構成は、実践の成果に回収されない MSW としての経験を CAE の記述によって可視化することができた。

また、CAE を用いることで、本研究は、実践者が日常的に抱えてきた違和感や葛藤、判断の揺れを個人的経験としてではなく、組織や専門職の文脈のなかで位置づけ直すことを可能にした。さらに、分析叙述において「私たち」という主語を用いることで、個々の実践者の経験を越えて、制度・組織・専門職価値が交錯する実践の手触りが伝わるように記述することが可能となった。BeTOMO が生成され、意味づけられていく過程そのものをその開発と実践に従事してきた当事者の視点から具体的に描き出せた点に、本研究の方法論的意義がある。

一方で、本研究は特定の実践現場に長期的に関与してきた少数の実践者の省察にもとづくものであり、得られた知見が直ちに他の医療機関や実践に一般化できるものではない。さらに本研究は、実践当事者による再帰的省察に依拠しており、患者や医療者の視点を直接含んでいない。この点は今後の研究課題となる。

しかし、本研究の目的は、普遍的な実践モデルを提示することではなく、日本のがん医療という制度的文脈のもとで、ソーシャルワーク実践がいかに生成され、専門職としての自己理解と結びついてきたのかを理論的視座を加味しながら描き出すことにあった。本研究は、日本の急性期病院あるいはがん医療における医療ソーシャルワークの実践を理解するうえで、MSW の経験に根ざした実践知の重要性を改めて示したといえる。

## 引用文献

AOSW (2026). *Scope and Standards of Oncology Social Work Practice*. (<https://aosw.org/resources/scope-and-standards-of-practice/>: 2026/1/3 閲覧).

Bissett, N., Saunders, S., & Bouten Pinto, C. (2018). Collaborative autoethnography: Enhancing reflexive communication processes. In T. Vine, J. Clark, S. Richards & D. Weir (Eds.), *Ethnographic research and analysis: Anxiety, identity and self* (pp.253-272). Palgrave Macmillan.

Chang, H., Ngunjiri, F. W., & Hernandez, K. A. C. (2016). *Collaborative autoethnography*. Routledge.

Cohen, L., Duberley, J., & Musson, G. (2009). Work-life balance? An autoethnographic exploration of everyday home-work dynamics. *Journal of Management Inquiry*, 18(3), 229-241.

Gant, V. (2022). Collaborative autoethnography and social work. *Social Work & Social Sciences Review*, 18(1), 15-30.

Gant, V., Cheatham, L., Di Vito, H., Offei, E., Williams, G., & Yatosenge, N. (2019). Social work through collaborative autoethnography. *Social Work Education*, 38(6), 707-720.

Geist-Martin, P., Gates, L., Wiering, L., Kirby, E., Houston, R., Lilly, A., & Moreno, J. (2010). Exemplifying collaborative autoethnographic practice via shared stories of mothering. *Journal of Research Practice*, 6(1), M8-M8.

Hornsby, E. R., Davis, A., & Reilly, J. C. (2021). Collaborative autoethnography: Best practices for developing group projects. *InSight: A Journal of Scholarly Teaching*, 16, 104-114.

Institute of Medicine. (2008). *Cancer care for the whole patient: Meeting psychosocial health needs*. National Academies Press.

影山康博 (2022) 「医療ソーシャルワーカーと退院支援看護師の退院支援実践力の構成因子と職種間の差異：2 職種における専門スキルの強み」『日本在宅ケア学会誌』25(2), 155-164.

Kirk, J., Jespersen, J., & McKillop, S. (2021). Early Psychosocial Contact for Adolescents and Young Adults (AYAs) with Cancer: The Impact of the AYA Oncology Navigator. *Journal of Adolescent and Young Adult Oncology*, 11, 240-244.

厚生労働省 (2023) 『第4期がん対策推進基本計画について』 (<https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/001091843.pdf>).

厚生労働省 (2025) 『がん診療連携拠点病院等の整備について』 (<https://www.mhlw.go.jp/content/001553972.pdf>).

Lapadat, J. C. (2017). Ethics in autoethnography and collaborative autoethnography. *Qualitative Inquiry*, 23(8), 589-603.

Légaré, F., Stacey, D., Pouliot, S., Gauvin, F.-P., Desroches, S., Kryworuchko, J., Dunn, S., Elwyn, G., & Graham, I. D. (2011a). Interprofessionalism and shared decision-making in primary care: A stepwise

- approach from theory to practice. *Journal of Interprofessional Care*, 25 (1), 18-25.
- Légaré, F., Stacey, D., Gagnon, S., Dunn, S., Pluye, P., Frosch, D., Kryworuchko, J., Elwyn, G., Gagnon, M.-P., & Graham, I. D. (2011b). Validating a conceptual model for an inter-professional approach to shared decision making: A mixed methods study. *Journal of Evaluation in Clinical Practice*, 18 (3), 554-564.
- Miyahara, M., & Fukao, A. (2022). Exploring the use of collaborative autoethnography as a tool for facilitating the development of researcher reflexivity. *System*, 105, 102751. <https://doi.org/10.1016/j.system.2022.102751>
- Montori, V. M., Ruisen, M. M., Hargraves, I. G., Brito, J. P., & Kunneman, M. (2023). Shared decision-making as a method of care. *BMJ Evidence-Based Medicine*, 28 (4), 213-217.
- National Comprehensive Cancer Network (NCCN). (2024). *NCCN clinical practice guidelines in oncology: Distress management*. NCCN. (<https://www.nccn.org/guidelines/guidelines-detail?category=3&id=1436:2026/1/3> 閲覧).
- Noel, T. K., Minematsu, A., & Bosca, N. (2023). Collective autoethnography as a transformative narrative methodology. *International Journal of Qualitative Methods*, 22, 1-9.
- Oktay, J. S., Rohan, E. A., Burruss, K., Callahan, C., Schapmire, T. J., & Zebrack, B. (2021) Oncology social work intervention index (OSWii): An instrument to measure oncology social work interventions to advance research. *Journal of Psychosocial Oncology*, 39 (2), 143-160.
- Phillips, L., Christensen-Strynø, M. B., & Frølund, L. (2022). Thinking with autoethnography in collaborative research: A critical, reflexive approach to relational ethics. *Qualitative Research*, 22 (5), 761-776.
- Pockett, R., K. Hobbs, R. Araullo, & K. Dave. (2022) Social Work Interventions in Cancer Care. *Australian Social Work*, 75 (2), 137-151.
- Pockett R, Peate M, Hobbs K, Dzidowska M, L Bell M, Baylock B, & Epstein I. (2016) The characteristics of oncology social work in Australia: Implications for workforce planning in integrated cancer care. *Asia Pacific Journal of Clinical Oncology*, 12 (4), 444-452.
- Shama, W., & Lucchetta, S. (2007). Psychosocial issues of the adolescent cancer patient and the development of the Teenage Outreach Program (TOP). *Journal of Psychosocial Oncology*, 25 (3), 99-112.
- 高山恵理子 (2019) 「医療ソーシャルワーカーの業務に医療政策が及ぼした影響－診療報酬の動向と医療ソーシャルワーカーの『退院支援』業務との関わり」『上智大学社会福祉研究』43, 10-30
- White, V. M., Pejoski, N., Vella, E., Skaczkowski, G., Ugalde, A., Yuen, E. Y. N., Livingston, P., & Wilson, C. (2021). Improving access to cancer information and supportive care services: A systematic review of mechanisms applied to link people with cancer to psychosocial supportive care services. *Psycho-Oncology*, 30 (10), 1603-1625.

# Reconstruction of Social Work Practice in Cancer Care: A Collaborative Autoethnography of the Foundation and Development of Be-TOMO (Beppu Together for Oncology Mindful Outreach)

Yoshiaki Inoue\*<sup>1</sup>, Hiroko Tamano\*<sup>2</sup>, Satoshi Ikeno\*<sup>3</sup>

## ABSTRACT

This study aims to elucidate how Be-TOMO (Beppu Together for Oncology Mindful Outreach), an outreach-based social work practice for cancer patients developed at the National Hospital Organization Beppu Medical Center, has emerged and evolved within the institutional context of Japanese acute-care designated cancer hospitals. Employing collaborative autoethnography (CAE), the study analyzes reflective narratives and dialogical accounts generated through sustained collaboration between medical social workers (MSWs) and a researcher who have been directly involved in the development and practice of Be-TOMO. Qualitative analysis identified five interrelated themes: tensions arising from institutional demands centered on discharge planning; outreach practices that deliberately engage with uncertainty; the reconfiguration of roles within the triadic relationship among patients, physicians, and MSWs; practices that support decision-making as an ongoing process rather than as an outcome; and the reconstruction of professional identity. These findings suggest that Be-TOMO should not be understood simply as adaptation to or resistance against institutional frameworks, but rather as a dynamic process through which practitioners negotiate and inhabit institutional tensions while rearticulating the scope of practice within multilayered relational contexts. This study contributes to a theoretical reconceptualization of medical social work practice in Japanese oncology settings by foregrounding processes of practice formation and professional transformation.

**Key words:** medical social work, oncology social work, outreach practice, collaborative autoethnography

\* 1 Director of Medical Social Work Services, Medical Social Worker, National Hospital Organization Beppu Medical Center

\* 2 Medical Social Worker, Cancer Consultation and Support Center, National Hospital Organization Beppu Medical Center

\* 3 Professor, School of Human Welfare Studies, Kwansei Gakuin University



## 〔論 文〕

# 韓国における介護保険制度と外国人介護人材確保に向けた 政策動向に関する研究

金 慧 英\*<sup>1</sup>、澤 田 有希子\*<sup>2</sup>、大 和 三 重\*<sup>3</sup>

### 要約：

2026年に超高齢社会を迎える韓国では、介護人材の不足に直面しており、外国人介護職員への期待が高まっている。韓国保健福祉部は2024年に「介護職員養成指針」を改正し、外国人介護職員の養成を拡大すると発表した。韓国内の大学を卒業した他国籍の若年層にも介護現場の門戸を広げ、人材の多様化を図っている。本稿では、実際に外国人介護職員を採用した訪問介護事業所の所長や外国人介護職員のインタビュー調査を通じて、外国人介護職員の受け入れの実情を明らかにした。調査の結果、外国人介護職員の職務能力は現場で一定の評価を得ている一方、文化や習慣の違い、歴史的背景の影響により、利用者や家族の受け入れ姿勢には差異が生じていることが確認された。また、採用時の短時間の面接では介護能力や韓国の文化・風習に対する理解度は十分に把握できず、ミスマッチのリスクが高いことが課題として浮上した。今後は、外国人介護職員の教育課程の整備と利用者側への多文化共生に関する啓発を進め、外国人介護職員の定着と効果的な活用を図る必要がある。

キーワード：韓国介護保険制度、外国人介護職員、外国人介護職員の雇用状況、採用意向

## 1. はじめに

急激な高齢化が進む韓国社会は、2025年現在の高齢者人口は1,051万人、高齢化率は20.3%になり、30年後には世界一の超高齢社会になることが見込まれている。少子化も深刻で合計特殊出生率は0.75となり、今後、介護の担い手が不足する深刻な状況に至ることが予測される。

このような状況を受け、韓国保健福祉部は2024年に「介護職員養成指針」を改正し、外国人介護職員の養成を拡大すると発表した。具体的には、2024年以前までは、介護職員という職種において在留資格が付与されるのは、韓国籍の親族を有する韓国にルーツをもつ外国人に限定していたが、2024年からは韓国内の大学を卒業した外国人にも在留資格を付与するように対象を拡大した。また、韓国の行政安全部が人口減少地域と

指定している89の市郡区において介護職員として働けば、勤務期間に応じて長期滞在資格を与えることを検討している。人口減少地域で3年以上勤務すれば居住ビザ(F-2)を、5年以上勤務すれば永住ビザ(F-5)の申請資格を与える案が検討されている(ハンギョレ新聞2023)。

韓国法務省は、2025年「第30次外国人政策委員会」で外国人介護職員の養成および導入法案を発表した。現在、介護職員は64.6万人いるが、外国人は約5,600人のみであり、全体の1%に満たない。2028年には介護職員が約11.6万人も不足することが予測されているため、外国人介護職員の養成や導入を活性化し、専門的な介護人材を安定的に確保すること、そして国民の介護負担を軽減する方策を構築することが求められている。

推進方向としては、以下のような取り組み方針で進められている。第一に現場に即戦力として投入できる優秀な人材を育成するため、外国人介護

\*1 法政大学現代福祉学部専任講師

\*2 関西学院大学人間福祉学部教授

\*3 関西学院大学名誉教授

職員の養成と導入に向けた専門研修過程を新設する。本課程では、国家資格、専攻、韓国語能力などを考慮して候補生を選抜し、介護・福祉分野の海外公認資格所持者を優遇する。法務部と福祉部が協力して選抜・評価基準を整備し、現場実習及び資格取得を得て就職と定着を支援する。第二に、自治体と大学が協力して大学課程を新設し、留学生の誘致から韓国語教育、資格取得、就職連携、地域定着までを体系的に支援し、責任ある人材育成体制を構築する。そして、法務部は制度基盤と在留資格の政策的インセンティブを整備し、福祉部は大学選定基準や教育課程設計を担当する。これらの施策は2025年8月に推進され、24校の大学が専門研修生の選抜および養成大学に指定された（保健福祉部報道資料2025）。

以上を踏まえて、本研究では、韓国社会における介護保険制度と介護人材に関する政策動向を包

括的に把握するとともに、介護サービス事業者や外国人介護者へのインタビュー調査を通して、介護人材確保の現状と外国人受け入れに関する具体的な課題を明らかにすることを目的とする。

## 2. 韓国の老人長期療養保険制度の仕組みと特徴

### 2-1 老人長期療養保険制度の概要と構造

韓国では、2000年に高齢化社会に突入し、2008年に「老人長期療養保険制度（以下、介護保険制度）」が創設された。老人長期療養保険法第1条に示されているように、制度の目的は「高齢や老人性疾病などで、日常生活を一人で行うことが困難な高齢者などを対象に身体・家事活動の支援を行い、老後の健康増進および生活安定を図り、その家族の負担を軽減することで、国民の生

表1 介護保険制度の成立過程と現在までのなごれ

年月	内容
2001年8月	金大中大統領による老人療養保障制度の創設公約
2003年3月	公的老人療養保障推進企画団 設置
2004年3月	公的老人療養保障制度実行委員会 構成
2005年3月	公的老人療養保障制度実行委員会 最終報告提出
2006年2月	老人介護保険法（노인수발보험법）国会提出 後に、老人介護保険法から「老人長期療養保険法」に名称変更
2007年4月	介護保険法 成立・公布
2008年3月	要介護認定申請および等級判定実施
2008年7月	介護保険法 施行
2009年3月	雇用許可制で入国した外国人労働者の保険料負担の緩和
2009年5月	農漁村地域に居住する受給者の経済的負担の緩和
2010年3月	機関長の義務及び介護機関の設置のための根拠規定を設定
2013年8月	介護機関の運営ルールの確立及び管理強化 本人の一部負担金の免除・割引行為禁止 虚偽請求した場合は違反事実の公表などの罰則の設定
2014年7月	高齢者長期療養等級（介護度）の体系改編 介護度の3等級から5等級に改編／認知症特別等級の新設
2018年1月	認知症支援サービスの新設
2018年8月	本人負担金の軽減対象者を拡大（低所得者の経済的負担を緩和）
2019年12月	介護機関の指定制・指定更新制の施行 指定制：機関の新設者は、地方自治体の長の指定を受けなければならない。
2020年7月	介護の認定有効期間を延長（1年から2年に延長）
2021年6月	褒賞金の支給基準を新設（不正受給者を通報した場合、褒賞金を支給）
2023年1月	老人性疾患の種類追加

出所 韓国の国民健康保険公団ホームページ「老人長期療養保険制度の推進経過」より筆者作成

活の質の向上を図ること」である。

介護保険制度の成立過程は、表1のように、2001年に老人保障制度の創設を公約として発表したことに始まる。それから2007年介護保険法が成立するまで7年の準備期間を設けている。しかし、実際に動き出したのは2003年の「公的老人療養保障推進企画団」が設置されてからであり、介護保険制度は比較的短い準備期間を経て2007年に成立した。

介護保険制度は、健康保険制度とは別の制度として運営しているが、制度運営の効率性を図るため、保険者および管理運営機関を国民健康保険公団に一元化している。受給対象者は高齢者を中心に運営され、65歳未満の障害者が除外される特徴をもつ（韓国国民健康保険公団、2023）。介護保険の体系は、保険者は国民健康保険公団であ

り、施設サービス給付、在宅サービス給付、特別現金給付の三つを行う。財源は介護保険料、国及び地方自治体の負担、受給対象者の自己負担で構成している。利用者の自己負担割合は施設20%、在宅15%、介護用具15%であり、利用者の所得に応じて自己負担割合は40%または60%の減免措置がある。生活保護者の場合には日本と同様に自己負担額は全額免除になる（表2）。

また、要介護認定は、認定調査結果、医師の意見書、特記事項、日常生活自立度などの資料をもとに実施する。まず、要介護状態を審議し、次に要介護認定基準に従って1～5等級または認知支援等級を決定する（表3）。必要に応じて委員会意見として給付利用や認定有効の変更に関する意見が添付される。

表2 介護保険制度の体系表

区分	内容
被保険者	・65歳以上の高齢者 ・認知症等老人性疾病（21種）を有する20歳以上65歳未満の者
保険者	・国民健康保険公団
給付内容	・施設サービス給付、在宅サービス給付、特別現金給付（家族に支給）
財源の構成	・介護保険料 60～65% ・国および地方自治体 20% 前後 ・本人負担 15～20%
サービス利用 自己負担	◎在宅サービス15%、施設サービス20%、介護用具15% ◎収入により、自己負担率は40%または60%減額する 40%減額の場合：（在宅9%、施設12%、介護用具9%） 60%減額の場合：（在宅6%、施設8%、介護用具6%） ◎生活保護者：自己負担免除

出所 韓国の国民健康保険公団ホームページ「制度紹介」より筆者作成

表3 介護度と認定の目安

要介護度（有効期間）	心身の機能状態の内容
1等級（4年）	心身の機能状態障害により日常生活において全面的に介助を必要とする者、介護認定点数が95点以上の者
2等級（3年）	心身の機能状態障害により日常生活において相当部分介助を必要とする者、介護認定点数が75点以上95点未満の者
3等級（3年）	心身の機能状態障害により日常生活において部分的に介助を必要とする者、介護認定点数が60点以上75点未満の者
4等級（3年）	心身の機能状態障害により日常生活において一定部分において介助を必要とする者、介護認定点数が51点以上60点未満の者
5等級（2年）	認知症を有し、介護認定点数が45点以上51点未満の者
認知支援等級（2年）	認知症を有し、介護認定点数が45点未満の者

出所 韓国の国民健康保険公団ホームページ「認定手続き」より筆者作成

## 2-2 介護サービスの種類とケアマネジャーの不在

韓国の介護サービスには、在宅サービス、施設サービス、特別現金給付の3種類がある。在宅サービスには、訪問介護、訪問入浴、訪問看護、通所介護、短期入所生活介護、介護用具がある。また、2014年に設置された認知症対象の訪問介護は、認知療法と身体機能および認知機能の維持向上のための訓練を提供する。認知活動型プログラムは専門教育課程を履修した療養保護士が回想訓練、記憶力向上の活動など認知機能関連プログラムを提供するもので、認知症のある要介護1～5等級、認知支援等級受給者が利用できる。また、施設サービスには、介護療養施設、グループホームがある。

特別現金給付は、家族療養費と家族療養がある。家族療養費は、受給者が島やへき地に居住している場合や、災害、身体・精神・性格などの理由で介護施設利用が困難な場合に、家族が直接介護を行うことを条件として給付される。在宅サービスと施設サービスの利用はできないが福祉用具給付との重複受給は可能である。支給額は月223,400ウォン<sup>1)</sup>(約2万円)である。また、家族療養(=以下、家族介護)は、要介護高齢者を家族が直接介護する場合に介護保険制度の中で公的に支援を行う制度である(表4)。原則1日60分、1ヶ月に20日までが上限となっている。しかし、①65歳以上の者が配偶者の介護をする場合と、②認知症かつ暴力的行為、被害妄想、性的逸脱などの一つ以上の問題行為がみられる場合

は、1日90分、1ヶ月に31日まで拡大される。

さらに、認知症家族の休暇制度により、介護する家族が一時的に休息を必要とする場合に年に8日以内で短期入所生活介護を利用でき、支給限度額の制限は適用されない。家族介護の利用には、①要介護者が要介護認定を受けること、②介護者が「療養保護士」の資格を保有していること、③法的に家族関係が成立していること、④他職業での勤務時間が月160時間未満であること、⑤在宅訪問介護センターに登録していることが必須条件となる。家族介護の時給は、登録している在宅訪問介護センターが策定している金額で支払われる。家族介護は、要介護高齢者を家族が直接介護する場合に経済的に支援する制度であるが、介護時間と日数の制限、夜間及び休日加算の不適用など課題が多い。

韓国では1988年に国民年金制度を導入し、1999年には全国民を対象に拡大した。さらに無年金・低年金の高齢者を支援するため、2007年に基礎年金法が成立し、2008年から給付を開始した(KOREA WAVE 2025)。そのため、経済的に不安定な高齢者が多い。

家族中心の文化が根強く残る韓国は、高齢世帯の生活安定のため、特別現金給付を導入し、介護体制における家族の役割を明確に位置付けた上で整備を進めている点が、日本の介護保険制度とは明確に異なる点である。また、介護保険制度の制度設計の大きな特徴としては、ケアマネジャーが存在しない点があげられる。受給者は介護サービス認定書に記載された要介護度の等級・有効期間

表4 家族療養(特別現金給付)の概要

区分	基本型	拡大型
介護時間	1日60分	1日90分
月間認定日数	最大20日	最大31日
1日利用料	24,580ウォン(60分)	33,120ウォン(90分)
適用条件	一般的な家族介護	①65歳以上の配偶者介護 ②認知症 ③問題行為がみられる
注意点	①要介護者本人のみ対象 ②夜間・休日加算なし ③家族介護日と同日の訪問介護は不可 ④他職業勤務制限あり ⑤要介護5は、家族介護日と同日のデイサービス利用不可 要介護1～4は、家族介護時間と重複するサービス利用不可	

出所 保健福祉部「長期療養給付の提供基準及び給付費用の算定方法等に関する告示(2025年7月1日施行)の第13条」を参考に筆者作成

表5 在宅サービスにおける1ヶ月当たりの介護サービス給付限度額（2025年基準）

等級	月限度額（ウォン）
1	2,306,400
2	2,083,400
3	1,485,700
4	1,370,600
5	1,177,000
認知支援	657,400

出所 保健福祉部「長期療養給付の提供基準及び給付費用の算定方法等に関する告示（2025年7月1日施行）の第13条」より筆者作成

と個人別介護サービス利用計画書に基づいて、自ら適切な介護サービス事業所を選択し、契約後に介護給付を利用する仕組みになっている。在宅サービスにおける1か月の介護サービス給付額は表5の通りである。在宅サービスの管理には、介護職員がスマートフォンでサービス提供時間をリアルタイムで伝送するRFID（電子管理システム）が導入されており、不正防止に役立っている。しかし、ケアマネジャー不在のため、サービス計画から実施まで要介護者本人にゆだねることになり、直接ケアにおける不正リスクや家族介護における質の担保・確保の困難さが構造的な課題となっている。

### 3. 韓国における外国人介護従事者の現状と人材確保に向けた政策動向

#### 3-1 介護職員の資格と現状

韓国の介護現場で働く介護従事者は、大きく2種類に分類される。国家資格を有する「療養保護士」、資格を持たない「看病人」である。

看病人の賃金相場は、都心部で1日8万～12万ウォンであり、地方は12万ウォン以上である。看病人の年齢を見ると、60代が最も多い。また、首都圏など大都市に偏っているため、地方の要介護者は介助を受けることが困難である。

韓国の療養保護士の資格取得者は、約250万人に上るが、実際に介護現場で働いている者が約61万人と約24%に留まる（保健福祉部2023）。2024年時点において、要介護認定者は約110万人となり、介護従事者は不足している（保健福祉

部2024）。外国人介護従事者数は、2022年時点で4,795名であり、介護従事者全体の約0.8%を占める。2018年から5年間の外国人介護従事者数の推移をみると、2022年度では中国籍の外国人が3,852名と全体の80.4%を占めており、次に多い日本国籍484名（10.1%）、アメリカ国籍284名（5.9%）と大きく差がある（図1）。高齢者療養病院（高齢者専門病院）では、無資格で働く看病人に外国人が占める割合が多く、46%に及ぶ（金ユヒラ2021）。外国人介護従事者全体においても、療養保護士資格を取得している者は全体の1%にすぎない。とりわけ、無資格で働く看病人には、朝鮮族とよばれる朝鮮民族系の中国籍の職員が多く、その割合は高齢者療養病院の看病人全体の34.7%と推計される（金ユヒラ2021；韓国労働組合総連盟2023）。また、外国人介護従事者に占める割合としては、歴史的背景の影響もあり日本やアメリカ国籍の方が比較的多い（韓国nateニュース2023）。

課題としては、看病人が劣悪な労働環境におかれているという状況である。看病人一人あたりが担当する要介護者の数は4人から多い場合には20名に達するケースもあり、病室に寝泊まりをする形で住み込みの24時間体制で働いている人が多く、過重労働を強いられている。また、外国人介護従事者を含む多くの看病人は、雇用契約ではなく業務委託契約を結んでいるために個人事業主の扱いになっている。結果として、労働基準法が十分に適用されず、年金・医療・雇用・労働災害といった韓国の4大保険の適用外となるなど、社会保障が受けられない状況が生じている（毎日労働新聞2023；労働組合総連盟2023）。一方、介護施設で勤務している外国人介護職員は2020年時点では463名にとどまり、全介護職員の0.6%に過ぎない。外国人介護職員を含めた介護従事者の多くは、高齢者療養病院における看病人として働いており、介護施設や在宅介護においては介護職員のほとんどは韓国人であり、外国人はまだ少ない（労働組合総連盟2023）。

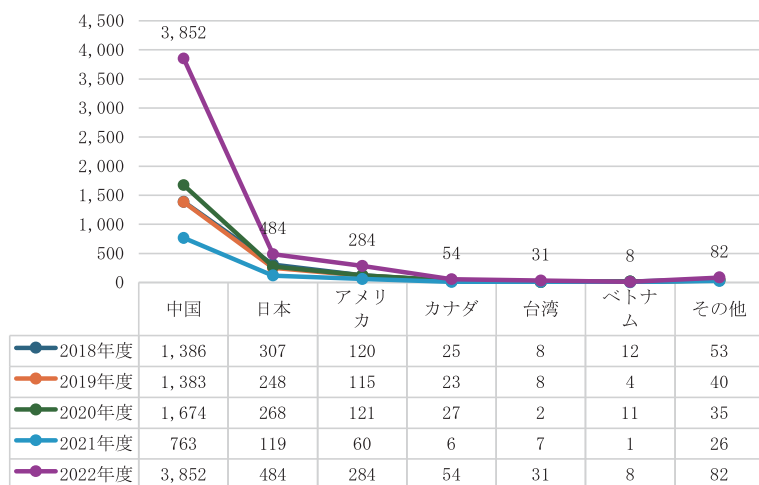


図 1 韓国における国籍別外国人介護職員の人数  
出所 韓国 nate ニュースより筆者作成

### 3-2 介護職員の養成指針の改正と外国人受け入れ拡大

先述したように、2024年に「介護職員養成指針」が改正され、韓国保健福祉部は「介護職員教育を通じた専門性の強化により介護保険サービスの質を向上させるため、介護職員の教育課程を充実させる」と発表した。改正では介護サービスの質の向上と外国人材の活用拡大を二つの柱としている。

教育課程の強化については、介護職員の教育課程を240時間から320時間（理論126時間、実技114時間、実習80時間）へと改め、時間数を80時間増やした。さらに、資格取得後、2年ごとに8時間以上の補習教育の受講を義務化し、専門性

の維持を図っている。

また、外国人材の活用拡大については、既存の在留資格であるF2（居住ビザ）、F4（在外同胞ビザ）、F5（永住ビザ）、F6（結婚移民ビザ）、H2（訪問就労ビザ）に加え、D10（求職ビザ）を追加した。D10（求職ビザ）を取得した者が介護施設に就職し、所定の要件を満たした場合、就労ビザであるE7（特定活動）へ在留資格を変更することができ、在留期間は最大3年間認められる。これは、従来の在外同胞である中国籍の朝鮮族を中心とした受け入れから、韓国内の大学を卒業した他国籍の若年層にも門戸を広げ、人材の多様化を図る政策転換である。

外国人介護職員の採用意向に関する先行研究

表 6 外国人従事者の業務遂行過程において経験した難しさ

区分	介護保険機関全体	施設	在宅
	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)
言語問題によるコミュニケーションでの困難	20 (11.6)	3 (7)	17 (3.2)
文化的違いによる困難	32 (18.6)	8 (18.6)	24 (18.6)
業務理解力の低さ	7 (4.1)	2 (4.7)	5 (3.9)
勤務態度の悪さ	3 (1.7)	1 (2.3)	2 (1.6)
利用者からのサービス不満の訴え	7 (4.1)	1 (2.3)	6 (4.7)
雇用手続きなどの行政上の難しさ	12 (7)	4 (9.3)	8 (6.2)
特に困難はない	91 (52.9)	24 (55.8)	67 (51.9)
合計	172 (100)	43 (100)	129 (100)

出所 金ユヒ（2021）『介護サービスにおける外国人従事者に関する基礎研究』P114より引用

(金ユヒら 2021) では、「欠員による正規採用過程で自然に」採用したという回答が最も多く、75%を占めていた。背景には日本と同様に人材不足の状況があり、外国人材の採用数の増加が主要因となっている。外国人介護職員を採用した事業所が業務遂行過程で経験した難しさとしては、「文化的違いによる困難」18.6%、「言語問題によるコミュニケーションでの困難」11.6%が挙げられ、文化の相違やコミュニケーションは日本と共通の課題となっている(表6)。一方、外国人介護職員の採用意向に関する調査の結果、外国人介護職員は誠実であるという理由から半数以上が採用意向を示している。

そこで、実際に外国人介護職員を採用した訪問介護事業所の所長や外国人介護職員のインタビュー調査を行い、二つの事例紹介を通して、外国人介護職員の受け入れの実情を明らかにした。

## 4. 事例紹介

### 4-1 調査方法

韓国において訪問介護事業所の所長および外国人介護職員への聞き取り調査を行うにあたり、ソウルで訪問介護事業所を営むSセンターの所長A氏および主任マネージャーに協力いただき、訪問介護員として働く在韓日本人介護職員B氏の紹介を受けて、インタビュー調査を行った。インタビュー調査は2023年12月15日に訪問事業所内の所長室で実施し、所要時間は、A氏は60分程度(逐語通訳を含む)、B氏は35分程度であった。文字おこしをしたトランスクリプトは、それぞれ9,592文字、12,569文字であった。A氏のインタビューの際には通訳1名を介して韓国語で行い、B氏には日本語で実施した。

### 4-2 倫理的配慮

本研究は、インタビュー調査の実施にあたり、研究倫理に基づき慎重な配慮を行った。調査開始前に、参加者へ研究目的、質問内容、所要時間、得られたデータの利用方法および匿名化の方針を口頭および文書で説明し、自由意思による参加であることを明示したうえで同意を得た。また、回答途中であっても不利益なく参加を中止できるこ

とを保証した。収集したデータは個人が特定されないよう匿名化し、厳重に管理した。研究結果の公表に際しても、プライバシー保護を最優先し、個人情報特定されないよう十分な配慮を行った。以上の手続きは、日本社会福祉学会の研究倫理規程に従って実施したものであり、研究における利益相反(COI)はない。

## 5. 事例紹介(1) 訪問介護事業所の所長インタビュー

### 5-1 質問内容

質問項目は、外国人介護職員の雇用状況と今後の採用意向、介護職員の人数の充足状況、介護職員一人あたりの雇用条件、外国人介護職員の雇用状況、外国人介護職員受入れの課題などであった。

### 5-2 調査結果

#### (1) 介護職員の充足状況と外国人介護職員の採用意向

事業所の所在する地区は特に高齢者人口が多いこともあり、実際に人手不足によりサービス提供ができていないケースが発生している。特に高齢者が多い地区では介護職員が手配できず、「1か月以上サービスが提供できていないケース」もあり、時給を上げて人材募集をかけたり、人材会社に紹介料を支払ったりして、職員確保に取り組んでいる状況がある。したがって、人材不足という理由から外国人も含めて療養保護士として働いてくれる労働者を必要としているという切実な状況がある。

#### (2) 介護職員の雇用条件

療養保護士の給料は、最低賃金である1時間あたり9,620ウォンを基準に週休手当や年次手当を加算して、1時間あたり12,100ウォンで支給される。ベースアップは毎年2~3%あり、基本的には月給で支給される。在宅介護では、住み込みの場合には週休1日で1か月350万ウォン、通勤の場合には週休2日で1か月230万ウォンの支払いをしている。これらの金額については制度化されておらず、Sセンターにおいては、利用者家族と介護職員、事業所間で決定して支払を行っている

る。

### (3) 外国人介護職員受入れの課題

外国人介護職員を在宅サービスに配置する上で懸念される点は、高齢利用者の外国人への拒否感や文化や慣習の違いによる問題である。実際、文化の違いによる軋轢は課題として最も大きく、場合によっては数回のサービス利用で高齢者や家族、外国人介護職員の双方が疲弊してしまう場合もある。しかし、サービス利用を続ける中で、外国人介護職員も利用者や家族も、お互いに理解ができるように変化していくことが多いという。何より、最も大切なことは仕事に対する姿勢であり、外国人介護職員には韓国人介護職員よりも誠実な姿勢で仕事に向き合う人が多く、継続できているケースにおいては、このような「誠実さ」が大きな要因になっていると判断されている。

現在は介護労働のための特別なビザはなく、ほとんどが F4 ビザ（在外同胞ビザ）の保持者や韓国人との結婚等により永住権をもつ F6 ビザ（結婚移民ビザ）の人たちである。病院等における介護労働の場面では、「看病人」と呼ばれる在外同胞ビザをもつ中国人が多く、看病人は劣悪な労働環境に置かれていることが知られている。介護労働が社会的地位の低い職業とみなされている影響もあり、中国籍の朝鮮族に対する偏見や差別も存在する。現場におけるサービス提供事業者としては、人材不足を解消していくためにも今後は外国人職員を採用していくことを前向きに考えており、教育体制の整備やビザの要件緩和などの実施によって、早期に在宅に配置できるような政策が必要であると認識していることが語られた。

## 6. 事例紹介 (2) 外国人介護職員インタビュー

### 6-1 質問内容

質問項目は、現在の介護の仕事を選択した理由と資格取得の経緯、訪問介護の仕事内容、介護職の社会的評価と仕事満足度、外国人介護士としての働きやすさ、韓国社会における老親扶養意識と介護についての考え方等であった。

### 6-2 調査結果

#### (1) B 氏の来歴と現在の仕事について

B 氏は日本の中国地方出身の 60 歳の女性であり、韓国人の夫との結婚をきっかけに 25 年前に来韓して夫と子ども 3 人と生活する在韓日本人である。在留資格は F6（結婚移民ビザ）であり、従事する仕事に制限はない。B 氏は 3 人の子どもを出産後、日本で取得していた調理師の資格を生かし、レストランにおけるアルバイトの仕事を始めた。その後、アルバイトではなく、より責任感のある仕事に就くことを目指して、50 代から資格取得のために介護専門学校（介護学院）に入り、介護資格を取得した。この専門学校の費用は 50 万ウォン（約 5 万円）必要となるが、多文化家族政策により助成金を受け取ることが可能であったため、1 か月間の講義と実習を受けて資格取得をすることができた。

現在、B 氏は契約した利用者の自宅を訪問する訪問介護員として、約 5 年間、1 日 3 時間から最長 8 時間、1 か月あたり最大 20 日間を従事している。B 氏の訪問先の利用者の要介護度は、1 級から 3 級程度であり、日本の介護度に当てはめると、要介護度 5 から要介護度 3 程度の利用者である。訪問介護員としての仕事内容は、日常の食事・入浴・排せつ介助、買い物、銀行口座からの出金手続きなど、身体介助から日常生活支援まで比較的幅広いサービスを利用者の希望に応じて行う。日本の介護保険制度に比して厳密に介護サービスの線引きをしているわけではない。

#### (2) 日本人／外国人として限定された職業選択の可能性

B 氏が韓国社会で仕事を探すうえで、大きなハードルになった問題は歴史的な背景から韓国社会では高齢者は特に「日本人が嫌い」という感情を強く持つ人が多く、日本人として就職活動を行っても受け入れ先が限られている状況であった。韓国社会における嫌日感情は韓国オリンピックが開催された後、1990 年代からは徐々に緩和した部分もあるが、職業選択以前の問題として、韓国社会で暮らす日本人女性としての苦労を経験してきたことが前提となる。その上で、一人の外国人としての職業選択を考える場合には、技術や資格を持つことが必要となり、比較的短期間で取得で

きる療養保護士の資格を得て、就職活動が可能となった。

### (3) 在宅介護における利用者と介護職員の関係

介護職員としての仕事ではコミュニケーションという言葉の面での困難さがあるため、複数のスタッフや利用者や集団で会話をしたり、文化を共有したりすることが求められる施設内介護よりも、在宅介護の仕事が働きやすいと判断した。

在宅介護においては、利用者の家庭が仕事の場となる。基本的には介護者と利用者が1対1の関係となり、コミュニケーションが個別に行われることから、個人間の信頼関係を築きやすく、言語面での不安のある外国人介護職員にとっては施設における集団介護の現場よりも落ち着いて仕事ができる可能性がある。一方で、利用者本人に認知症状がある場合には、判断が難しくなる場面もあり、特に同居家族がいない場合、介護職員の判断や責任が重くなり、1人が生活全体を支えなければならない状況がある。

B氏は、「私が家庭でみられなければ、もう施設に入られるので。私が必要ないと思えば、もうそちらで施設に行かればいいのであって…」と語っており、利用者の在宅介護生活の継続の判断は、利用者本人や利用者家族の意思と同時に、生活を支える介護職員の意思の影響を受けることを示唆していた。この点は、韓国の訪問介護事業所においては、派遣先を介護職員が選択できるマッチング形式であるため、契約を交わす介護職員の個人の裁量権が強くなる可能性があると考えられた。

### (4) 介護職員の社会的評価と職務意識

介護職員として働く上で、仕事に対する評価や仕事を通して得られる賃金評価についての満足度は、勤務時間が短く、1日3時間勤務で、1か月60時間を時間給で働いていることもあり、賃金には満足していないことが語られた。しかしながら、「私は1人で生活している訳じゃないので…」 「運動も兼ねていくので、考え方を変えれば…」 という語りや韓国社会において日本人の母親として、一女性として仕事ができていること、社会的承認を得て責任のある仕事を続けられていることに誇りを持っていることが語られた。今後の仕事について「65歳くらいまでは続けたい」と話し

ており、賃金を含む社会的評価は十分ではないと思いつつも、自分ができる仕事として取り組んでいく決意が示された。

## 7. 結果及び考察

韓国社会においては、長年、儒教における孝の思想から、親孝行の伝統があったが、近年では少子高齢化が進み、家族形態が大家族から核家族へと変化する中で、夫婦のみで暮らす高齢者や独居高齢者が増加し、老親扶養意識が希薄化する状況が広がっている。以前であれば、家族内で担うことが当たり前とされていた老親介護についても、子ども世代が家庭で行う同居介護を避ける傾向が進んでおり、これは日本社会に類似した状況といえる。さらに、社会経済状況の変化により、各世帯の所得も上昇し、高収入世帯が増えたことから、親が介護を要する状況になった場合に、施設入所を選択して、施設の介護職員に依頼することが一般化してきている。

一方で、選択される施設介護においては、介護職員が十分に配置されておらず、十分な施設設備が整っていない場合など、人としての尊厳を保つことができない介護状況が生じる可能性もある。また、在宅介護においても、訪問介護で職員が独居高齢者の高齢者を訪問するケースが多くなり、介護職員にかかる負担が過重となり、要介護高齢者自身の介護ニーズが適切に充足されない状況や虐待リスクが懸念される状況がある。

本研究において調査協力を得た訪問介護事業所Sセンターでは、外国人介護職員の雇用における課題として、家事や掃除の仕方等、文化や慣習の違いを挙げていたが、職務評価においては、韓国職員と外国人職員との間に差異はないと評価していた。所長は「高齢者と保護者（家族）の方が（外国人介護士を）継続的に維持している理由は、誠実な部分（である）、韓国人より情緒が似ていて、文化が同じ韓国の療養保護士よりは外国人がより誠実でいい」と述べており、肯定的に評価していることがわかった。

また、外国人訪問介護員B氏のインタビューからは、外国人であるB氏が介護職員として韓国社会で働けることについて一定の誇りを感じて

おり、集団介護を行う施設に比べれば個別の人間関係に限定される在宅の方が働き易いと感じていることが明らかになった。しかしながら、特に歴史的な背景により日本人に対する嫌悪感を覚える利用者があるなど、歴史的・文化的な軋轢が受け入れの壁となっている実態も示された。

韓国社会において、現在介護職員として働く外国人は中国籍が大半を占めており、続いて日本、アメリカが多い状況である。この中国籍の人びとは、朝鮮族といわれる中国人であり、多くは国家資格を持たない看病人として働いている。看病人の中には将来療養保護士の資格を取得して、介護施設で働くことを希望している者も多いが、看病人の労働環境は非常に厳しく、介護職員として仕事を継続する意欲を削いでしまう可能性さえある。従って、外国人介護人材の定着のためには、外国人介護職員を単に人材不足を補う手段として扱うのではなく、人権を尊重し、安心して働ける組織づくりや環境整備を進めることが不可欠である。

## 8. 結論と今後の課題

近年、韓国では2018年に保健福祉部が「地域包括ケアの基本案(지역사회통합돌봄 기본계획안)」で発表したように、高齢者が住み慣れた地域で安心して老後を過ごせる仕組みづくりが重視されている。しかしながら、介護現場は人材不足に直面しており、介護人材不足への対応として、介護の質の強化と外国人受け入れの拡大を柱とする政策を推進している。中でもD-10(求職ビザ)の追加や地方での永住資格付与策は、人材の多様化をねらう積極的な政策転換である。

このような外国人介護職員の受け入れを推進するためには、今後、以下の2点の重要な課題がある。第一に、制度構造上の課題である。韓国の介護保険制度のケアマネジャー不在の仕組みは、サービスの質の確認と確保の困難さ、および家族介護における第三者介入の欠如によるネグレクトや不安定なサービス提供体制といった課題を残している。また、RFID(電子管理システム)による時間管理は不正防止に貢献するが、ケアの質そのものを確保する機能には限界がある。

第二に、外国人介護職員の受け入れにおける文化的・社会的な課題である。外国人介護職員の職務能力は現場で評価されているにも関わらず、文化の違いや歴史的な軋轢によって利用者やその家族の受け入れに違いが生じている。また、採用時の短時間の面接では韓国の文化や風習への理解度、介護能力などの適切な評価が困難であり、ミスマッチのリスクが高い。2024年の外国人受け入れ拡大政策は、多様な人材確保に向けた大きな一歩であるが地方への定着促進策と、現場での定着を図るための質の担保と文化的摩擦の解消が今後の重要な焦点となる。

今後は外国人介護職員への教育課程を創設し、より適切な人材の確保を目指すとともに、利用者側に対する多文化共生の理解を深めるための啓発プログラムの導入が外国人介護職員の定着と効果的な活用に不可欠である。

### 謝辞

本研究は、2023年度関西学院大学大学共同研究「超高齢社会における要介護高齢者支援システムの日韓比較(研究代表者 山幸泰)」の助成を受けて実施したものである。

### 注

- 1) 2025年12月24日現在において、1大韓民国ウォンは、0.11日本円の換算である。

### 参考文献

- 韓国保健福祉部(2024)「年齢別介護職員数(資格取得者及び従事者)」2024年6月12日  
= 한국보건복지부(2024)「연령대별 요양보호사 수(자격증 취득자 및 종사자)」2024年6月12日  
<https://www.data.go.kr/data/15113597/fileData.do> (2024/4/28 閲覧)
- 韓国労働組合総連盟(2023)「介護サービス分野への外国人労働力導入より前に、労働条件の改善が先行されるべき」2023年10月13日  
한국노동조합총연맹(2023)「간병서비스분야 외국인력 도입 전 노동조건 개선부터 실행돼야」  
<http://inochong.org/report/388387?ckattempt=2> (2025/10/20 閲覧)
- 韓国保健福祉部(2025)「2025年療養保護士養成指針」

2025年1月8日

보건복지부 (2025) 1월 8일 「2025년 요양보호사 양성지침」 2025년 1월 8일

[https://www.mohw.go.kr/board.es?mid=a10409020000&bid=0026&act=view&list\\_no=1484256&nPage=1](https://www.mohw.go.kr/board.es?mid=a10409020000&bid=0026&act=view&list_no=1484256&nPage=1) (2025/9/30 閲覽)

韓国国家法令情報センター 「基礎年金法」

국가법령정보센터 「기초연금법」

<https://law.go.kr/lsc.do?section=&menuId=1&subMenuId=15&tabMenuId=81&eventGubun=060101&query=%EA%B8%B0%EC%B4%88%EC%97%B0%EA%B8%88%EB%B2%95#undefined> (2025/10/15 閲覽)

韓国国家法令情報センター 「国民年金法」

국가법령정보센터 「국민연금법」

<https://law.go.kr/lsc.do?section=&menuId=1&subMenuId=15&tabMenuId=81&eventGubun=060101&query=%EA%B8%B0%EC%B4%88%EC%97%B0%EA%B8%88%EB%B2%95#undefined> (2025/10/20 閲覽)

韓国国民健康保険公団 「老人長期療養保険制度 推進経過」

국민건강보험공단 「노인장기요양보험제도 추진 경과」

<https://longtermcare.or.kr/npbs/e/b/102/npeb102m01.web?menuId=npe0000000040&prevPath=/npbs/e/b/101/npeb101m01.web> (2025/10/20 閲覽)

韓国国民健康保険公団 「老人長期療養保険制度 制度概要」

국민건강보험공단 「노인장기요양보험제도 제도 개요」

<https://longtermcare.or.kr/npbs/e/b/101/npeb101m01.web?menuId=npe0000000020> (2025/11/11 閲覽)

韓国国民健康保険公団 「認定手続き」

국민건강보험공단 「노인장기요양보험제도 인정 절차」

<https://longtermcare.or.kr/npbs/e/b/201/npeb201m01.web?menuId=npe0000000080&prevPath=/npbs/e/b/101/npeb101m01.web> (2025/11/11 閲覽)

韓国保健福祉部 報道資料 (2025) 「法務部・保健福祉部、地域の高齢者ケア専門人材養成のための「外国人療養保護士養成大学」選定結果発表：全国24大学、外国人療養保護士養成大学に選定」 2025年8月24日

보건복지부 (2025 「법무부·보건복지부 「지역 노인돌봄 전문인력 양성을 위한 '외국인 요양보호사 양성대학' 선정 결과 발표: 전국

24개 대학, 외국인 요양보호사 양성대학으로 선정」 2025년 8월 24일

[https://www.mohw.go.kr/board.es?mid=a10503000000&bid=0027&list\\_no=1487233&act=view](https://www.mohw.go.kr/board.es?mid=a10503000000&bid=0027&list_no=1487233&act=view)

韓国保健福祉部 関係部署合同 (2018) 「2026年の超高齢社会を控え高齢者が住んでいた場所で健康的な老後を送ることができる包容国家を具現するためのステップ1：高齢者コミュニティケア中心「地域社会統合介護基本計画 (案)」 2018年11月20日

보건복지부 관계부처합동 (2018) 「2026년 초고령사회를 앞두고 노인이 살던 곳에서 강한 노후를 보낼 수 있는 포용국가를 구현하기 위한 1단계: 노인 커뮤니티케어 중심 「지역 사회 통합 돌봄 기본 계획 (안)」」 2018년 11월 20일

韓国法務部 (2025) 「第30次外国人政策委員会：案件要約版」 2025年3月5日

법무부 (2025) 「제30차 외국인정책위원회: 안건요약본」 2025년 3월 5일

[https://moef.go.kr/nw/nes/detailNesDtaView.do?searchBsId1=MOSFBBS\\_00000000028&searchNttId1=MOSF\\_00000000072915&menuNo=4010100](https://moef.go.kr/nw/nes/detailNesDtaView.do?searchBsId1=MOSFBBS_00000000028&searchNttId1=MOSF_00000000072915&menuNo=4010100) (2025/10/20 閲覽)

外国人学生も介護職員資格取得可能に：一定期間、脆弱地域で勤務すれば永住ビザ付与の方策も検討. 福祉連合新聞. 2024年2月15日

「외국인 학생도 요양보호사 자격 취득 가능해진다: 일정기간 취약지 근무하면 영주비자 부여 방안도 검토」 복지연합신문 2024년 2월 15일

<http://www.bokjinews.com/news/articleView.html?idxno=105018> (2025/3/22 閲覽)

「外国人介護者」以前に劣悪な労働条件を改善すべき. 毎日労働新聞. 2023年10月15日

「외국인 간병인」전에 열악한 노동조건 개선해야. 매일노동신문. 2023년 10월 15일

<https://www.labortoday.co.kr/news/articleView.html?idxno=217739> (2025/10/20 日閲覽)

金ユヒ・イジョンウン・안스란・박گون·ジョン지혜·송인선 (2021) 『研究報告書 2021-39 介護サービスにおける外国人従事者に関する基礎研究』 韓国保健福祉研究院 研究報告書 = 김유휘·이정은·안수란·박고은·전지혜·송인선 (2021) 『연구보고서 2021-39 돌봄서비스의 외국인 종사자에 관한 기초연구』 한국보건사회연구원 연구보고서

昨年の外国人介護職員は 4,795 人、5 年で 2 倍以上に増加. nate ニュース. 2023 年 9 月 26 日  
지난해 외국인 요양보호사 4795 명, 5 년 새  
2 배 넘게 늘어. nate 뉴스. 2023 年 9 月 26 日  
<https://news.nate.com/view/20230926n08039> (2025/3/  
10 閲覧)

農漁村 5 年勤務した外国人療養保護士に「永住権」を  
推進. 한겨레新聞. 2023 年 9 月 11 日  
농어촌 5 년 근무 외국인 요양보호사 「영주  
권」 추진. 한겨레신문. 2023 年 9 月 11 日  
<https://www.hani.co.kr/arti/PRINT/1107913.html>  
(2024/2/4 閲覧)

# A Study on the Long-Term Care Insurance System in South Korea and Policy Trends Aimed at Securing Foreign Care Workers

Hyeyoung Kim\*<sup>1</sup>, Yukiko Sawada\*<sup>2</sup>, Mie Ohwa\*<sup>3</sup>

## ABSTRACT

As South Korea is expected to enter a super-aged society in 2026, the country is facing a shortage of care workers, and expectations for foreign care workers are increasing. In 2024, the Ministry of Health and Welfare of South Korea revised the Guidelines for the Training of Care Workers and announced the expansion of training programs for foreign care workers. The revised policy also aims to diversify the care workforce by opening caregiving positions to young people of other nationalities who have graduated from universities in South Korea.

This study clarifies the current situation regarding the acceptance of foreign care workers through interviews with directors of home-visit care agencies that have employed foreign care workers, as well as with the foreign care workers themselves. The results show that while the job performance of foreign care workers has received a certain level of positive evaluation in care settings, differences in culture and customs, as well as the influence of historical backgrounds, have led to variations in acceptance attitudes among care recipients and their families. In addition, it was found that short interviews conducted at the time of recruitment are insufficient to adequately assess caregiving skills or understanding of Korean culture and customs, which increases the risk of mismatches.

To promote the retention and effective utilization of foreign care workers, it is necessary to further develop educational and training programs for foreign care workers and to raise awareness of multicultural coexistence among care recipients and their families.

**Key words:** Korea's Long-Term Care Insurance System, Foreign Care Workers, Employment Status of Foreign Care Workers, Hiring Intentions

\* 1 Lecturer, Faculty of Social Policy & Administration, Hosei University

\* 2 Professor, School of Human Welfare Studies, Kwansai Gakuin University

\* 3 Professor Emeritus, Kwansai Gakuin University



## 〔論 文〕

# 実子をもつ里母の母親役割に関する探索的研究

—里親家庭における実子と里子をはぐくむ母の語りから—

高 橋 昌 子\*

### 要約：

本研究は、実子をもつ里親家庭の里母に焦点を当て、実子と里子という関係性の異なる複数の子どもを養育する経験を通して、里母が母親役割のゆらぎをどのように経験し、母としてのアイデンティティや養育のあり方を形成しようとしているのかを、里母自身の語りから探索し、理解することを目的とする。リサーチ・クエスションは、「実子をもつ里母は、里子の養育経験を通じて、どのように母親役割をとらえ、その役割を果たそうとしているのか」である。解釈主義的パラダイムにもとづき、目的的サンプリング法によって選定した4名の実子をもつ里母に、1対1の半構造的インタビューを行ない、逐語録を質的データとして分析した。

分析の結果、4つの概念カテゴリーが導出され、里母は母親役割の葛藤やゆらぎを経験し、それを契機として、実子の養育経験を参照しつつ自己の母親役割や子どもそのものに対する理解を深化させていることが示唆された。

キーワード：里親、里母、里子、実子、母親役割

## 1. 序論

児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加し、2022年には21万件を超えた（こども家庭庁、2024a）。こうした状況を背景に、2016年の児童福祉法改正では、実親による養育が困難な場合に、里親や特別養子縁組など、より家庭に近い環境で養育することを優先する「家庭養育優先の理念」が明確に位置づけられた。日本では施設養護が中心で、里親委託率は2021年度末で23.5%にとどまるものの、里親委託数は過去10年間で約1.6倍に増加しており、今後も増加が見込まれている（こども家庭庁、2023a, 2024b）。

里親制度は、要保護児童を里親家庭という私的な生活空間で養育する仕組みであるため、同じ「里親家庭」であっても内実は多様であり、家庭ごとに関係性や養育のあり方は異なる。なかでも、実子の有無は、里子委託によって生じる家庭内の変化や、親としての役割のあり方に大きく影

響する。全国児童相談所長会（2011）によれば、実子のいる里親家庭は約4割を占め、実子と里子という関係性の異なる子どもを同時に養育する家庭は決して少なくない。

これまで、里親家庭における実子の経験に焦点を当てた研究は一定数蓄積されてきた。山本（2013）は、里親家庭で育った実子へのインタビューを通じて、実子が生活への肯定感を抱く一方で、里子の行動による混乱や葛藤を経験し、親の思いを慮るがゆえに感情を抑制する側面があることを明らかにしている。しかし、こうした実子研究の蓄積にもかかわらず、実子と里子を同時に養育する主体である里親、とくに里母が、その経験をどのように受けとめ、母親としての役割をどのように引き受け直しているのかは、十分に明らかにされてこなかった。

実子をもつ里母は、実子の養育を通して、母親としての役割理解や自己評価、養育観を一定程度形成している。その里母が、異なる生育歴や課題をもつ里子を迎え入れることは、単なる養育対象

\* 関西学院大学非常勤講師

の追加ではなく、実子養育によって形づくられてきた母親役割が通用しない場面に直面し、揺さぶられ、ときに根底から問い直される経験でもある。他方で、里母は里子の養育を続けるなかで、実子の養育経験を参照しつつ支援を受け入れながら、自身の母親役割を吟味し、更新し、再び引き受け直していく。そこには、「母親であり続けながら里母である」という複数の役割や視点が同時に存在するあり方が立ち現れる。

筆者は児童福祉司として児童相談所に勤務し、里親委託児童のケースワークに携わってきた。そのなかで、実子のいる里親家庭では、実子と里子の関係性を考慮した慎重なマッチングや、実子への影響を意識した支援が重要であることを実感してきた。同時に、里母自身の葛藤や揺らぎ、そしてそれをどのように引き受け直しているのかが十分に言語化されていない現実にも直面してきた。

本研究は、実子をもつ里親家庭の里母に焦点を当て、実子と里子という関係性の異なる複数の子どもを養育する経験を通して、里母がどのように母親役割の揺らぎを経験し、母親としての役割や自己理解をどのように再構成しているのかを、里母自身の語りから探索的に明らかにすることを目的とする。リサーチ・クエスション (RQ) は、「実子をもつ里母は、里子の養育経験を通じて、どのように母親役割をとらえ、その役割を果たそうとしているのか」と設定した。

本研究の知見は、実子をもつ里親家庭の内実を理解する基礎的資料となるだけでなく、里親家庭支援において、里母の揺らぎや葛藤を前提とした支援のあり方を検討するうえで重要な示唆を与える。また、血縁を前提としない養育が広がる現代社会において、「母であること」を引き受け続けるとはいかなることかを問い直す視点を提示するものでもある。

## 2. 先行研究

ここでは、本研究の位置づけを明確にするために、①里親養育における家族意識と親役割に関する研究、②里親家庭における実子研究の到達点と限界、③比較対象としてのステップファミリー研究、④母親同一性および親同一性に関する理論的

枠組み、の4点から先行研究を整理する。そのうえで、実子をもつ里母の母親役割に焦点を当てる本研究の独自性と理論的な足場を示す。

### 2.1. 里親養育における家族意識と親役割

里親養育における家族意識や親役割のあり方については、主として社会学分野を中心に検討されてきた。御園生 (2001) は、里親へのインタビュー調査を通じて、里親が里子との関係において抱く「親子の実感」に着目し、その形成過程が一樣ではないことを明らかにしている。親子の実感を「得られている／得られていない／こだわらず割り切っている」といった類型に整理し、里親になった動機、里子の委託年齢、実子の有無との関連を分析した点に特徴がある。とくに、親子の実感にこだわらず割り切っている里親の多くが福祉的動機をもって里親になっており、実子をもつ割合が高い点は示唆的である。この研究は、実子の有無が里親の親意識や家族意識の形成に影響を与えている可能性を示している。

安藤 (2017) は、里親養育の構造的特性として、「福祉的文脈」と「家族的文脈」という二つの相反する文脈の交錯を指摘した。里親は、社会的養護の担い手としての役割と、家族としての役割を同時に引き受けることを求められ、その二重性は「時間的限定性」や「関係的限定性」として経験される。こうした構造は、里親に親役割葛藤を生じさせる要因となり、里親は家庭生活の場面ごとに両文脈を揺れ動きながら養育実践を維持していると論じられている。

量的研究としては、大日 (2020) が、全国自治体を対象とした大規模調査の二次分析を通じて、養育里親の家族認知の実態と規定要因を明らかにしている。里子の委託年齢が低く、委託期間が長期に及ぶほど家族認知が強まる一方、措置解除や里親不調の場合には家族認知が失われる可能性も指摘されている。また、奥田・濱口 (2018) は、真実告知や説明行為をめぐる里親の心理的葛藤に着目し、里親が家庭内外で多層的な調整を迫られている実態を描き出している。これらの研究から、里親養育における家族意識や親役割は、動機や関係性、時間の経過、制度的条件などに影響されながら形成される可変的なものとして理解され

る。

## 2.2. 里親家庭における実子研究の到達点と限界

里親家庭における実子に焦点を当てた研究は、国内外ともに数は限られているが、近年一定の知見が蓄積されてきている。国内では、山本(2013)が、里親家庭で育った成人実子へのインタビュー調査を通じて、実子が生活への肯定感を抱く一方で、里子による混乱や葛藤を経験し、「里子を思いやることでの我慢」や感情表出の抑制を行っている実態を明らかにした。山本は、実子の存在が制度や支援の中で十分に配慮されてこなかった点を指摘している。

海外研究においても、実子が肯定的感情と否定的感情を併せ持つこと(Watson & Jones, 2002)や、実子への支援や情報が不足していること(Roche & Noble-Carr, 2016)が報告されている。質的研究では、実子が里親委託の意思決定に十分に関与できていない実態や、里母の養育負担が集中する中で実子が周縁化されやすい構造が示されている(Passick et al., 2022; Adams et al., 2018)。さらに、里子との別離に伴う実子の悲嘆(Williams, 2017)や、委託意思決定への参加と継続的支援の重要性(Gypen et al., 2020)も指摘されている。

これらの研究を総合すると、実子は里親家庭のなかで葛藤と肯定感を同時に抱え、沈黙や感情抑制を通じて家庭内の均衡を保とうとしている可能性が示唆される。しかし、先行研究の多くは実子の視点に立った分析にとどまっており、実子の沈黙や抑制を生み出す母親側の経験過程については十分に検討されていない。この点に、本研究が取り組む課題が位置づけられる。

## 2.3. 比較対象としてのステップファミリー研究

血縁関係の異なる親子関係が同時に存在するという点において、実子をもつ里親家庭はステップファミリーと共通する側面を有している。ステップファミリー研究では、継親と子どもとの関係構築や、心理的親(psychological parent)として受け入れられる過程が重要なテーマとされてきた(Gamache, 1997)。また、メタ分析を行ったJensen(2022)やSanner et al.(2022)は、継親と

子どもとの良好な関係が、子どもの心理的幸福感や適応に関連していることを示している。

一方で、Papernow(2018)は、ステップファミリーが初婚家族とは異なる固有の課題を抱えており、伝統的家族モデルの適用が有害になり得ることを指摘している。国内では、野沢(2006, 2020)が、ステップファミリーを「連鎖・拡張するネットワーク」として捉え、子どもを中心に複数の親子関係が併存する構造を理論化している。

ただし、里親家庭は、里子との関係が制度的に有期限であることや、実親の存在が関係に影響を及ぼす点において、ステップファミリーとは異なる。そのため、ステップファミリー研究は有効な比較枠ではあるものの、その理論を直接適用することには慎重さが求められる。

## 2.4. 母親同一性・親同一性の理論的枠組み

母親としての役割や自己理解の変容を捉えるためには、母親同一性および親同一性の概念が重要な理論的手がかりとなる。柏木・若松(1994)は、発達心理学の親研究において、子どもの発達に焦点を当てるあまり、親自身の発達の視点が軽視されてきたことを指摘している。

山根ら(2008)は、母性、母性意識、母親意識、母親同一性の概念整理を行い、母親同一性を、意識的・無意識的側面を含む包括的概念として位置づけている。山口(2001)は、親同一性を〈親役割理解〉〈親役割受容〉〈親役割自己評価〉の三次元から構成されるものとして仮定し、親になる過程において自己の同一性が修正・再定義される可能性を示した。また、岡本(2017)は、関係性にもとづくアイデンティティの視点から、母親アイデンティティを「母親役割の反映として獲得されるアイデンティティ(reflected identity)」と位置づけている。

本研究は、これらの理論的枠組みを足場として、すでに母親である女性が里子を迎え入れることによって、母親同一性がどのように揺らぎ、再編されるのかを検討するものである。実子養育の経験を保持したまま里子養育に向き合う過程を分析することで、親同一性を「移行」ではなく「同時存在」としてとらえ直す視座を提示する。

### 3. 研究方法

#### 3.1. 研究デザイン

本研究は、実子をもつ里母が里子を養育する過程で形成・変容する母親役割や家族の意味を探索することを目的とし、質的研究の枠組みを採用した。実子をもつ里母を対象とした研究は国内外で蓄積が乏しく、里母自身の主観的な意味づけを理解するためには、解釈学的アプローチ (Schwandt, 2000) に基づく深い語りの分析が有効であると判断した。インタビューで得られた逐語録は、研究参加者と筆者の相互作用によって構築された「共同構築的テキスト」(大谷, 2019) として捉え、母親役割の意味を概念化することで研究目的を達成する。

#### 3.2. サンプリング方法

「目的的サンプリング法」を用いた。選定基準は、①養育里親として1年以上の里子養育経験を有すること、②実子の養育経験を有すること、③過去の養育経験を語れること、④心身の健康に困難がないこととした。A 県 B 市の里親支援団体 C に協力を依頼し、責任者への説明後、候補者に事前の意思確認を行った上で紹介していただいた。さらに、指導教授のネットワークを通じて1名を追加した。依頼書と同意書を提示し、面談やメールで研究目的と倫理的配慮を説明したうえで参加の承諾を得た。

#### 3.3. データ収集法

解釈主義的パラダイムにもとづき、研究参加者と筆者の相互行為によって里母の主観的な思いを探索するため、一対一の個別インタビュー法を採用した。主要な質問項目を設定しつつ、里母の自由な語りを促すために、半構造インタビューによって進めた。質問は、実子養育の経験、里親委託の意思決定、里子との関係性、母親役割の意味や家族観の変化などを含む。インタビューは里親支援団体 C の面談室または参加者自宅で行い、プライバシーを確保した。開始前に録音許可と同意書署名を得た。筆者自身の養育経験を適宜開示しながら、深い語りを促すよう努めた。筆者自身の

価値観による誘導を避けながら、沈黙や語りのニュアンスに丁寧に寄り添い、省察を深めながら進めた。

#### 3.4. データ分析方法

逐語録を MAXQDA ver.24 を使用し、カテゴリ分析を行った (Kuckertz, 2014; 大谷, 2019)。脱文脈化では、①インタビューの録音データの反復聴取、②逐語録の精読による内容理解、③理論的メモ、④逐語録のセグメント化、⑤オープン・コーディング、⑥継続的比較法によるコードの精緻化を行った。再文脈化では、概念間の関係を比較し、カテゴリを生成した。母親同一性や家族アイデンティティの理論枠組みと RQ との関係を常に検討しながらストーリーラインを構築した。

#### 3.5. 研究者の背景と再帰性

筆者は児童相談所で児童福祉司として勤務し、里親家庭支援に関与した経験を有する。また二児の母としての養育経験をもつ。これらの背景は、里母の語りへの理解を深める一方、偏りを生むリスクもあるため、インタビューと分析では先入観を排し、筆者と研究参加者の心情が混同することのないように留意した。

#### 3.6. 倫理的配慮

本研究は「関西学院大学人を対象とする行動学系研究倫理審査部会」の承認を得て実施した。参加の任意性、プライバシー保護、インタビュー中断の自由、心理的負担への対応、固有名詞の非公開を明記した依頼書を用いて説明を行なった。

## 4. 結果

#### 4.1. 研究参加者の概要

研究参加者は4名で、各研究参加者の詳細は表1に記載の通りである(名前は里母、里子すべて仮名である)。10年以上活動している3名の里母については、いずれも現在受託中の里子以外に、すでに措置解除となった別の里子の養育経験がある。活動歴2年未満の里母については、現在受託中の里子が初めての里子である。

表1 研究参加者の概要

研究参加者 (仮名)	家族構成	里親歴	里親としての活動経過	インタビュー 実施場所	インタビュー 時間 (分)
浅田さん	夫/実子 (養子含む) 複数名 (いずれも 20 代)/里子: 1 名	10 年 以上	養子は幼児期から養育している。里子: 和也くんを幼児期から 10 年以上長期養 育している。和也くんが中学生の頃に、 再び里子の委託を受け始め、これまでに 幼児年齢の里子数人を受託している。養 育期間は数ヶ月～約 3 年間と幅がある。	里親支援団体 C の面談室	1 回目: 90 分 2 回目: 70 分
永井さん	夫/実子 (養子含む) 複数名 (10 代～20 代) /里子複数名 (人数不 明)	10 年 以上	養子は幼児期から養育している。上の実 子が高校生の頃から、養育里親として里 子の委託を受け始め、これまでに中高生 年齢の里子複数名を数ヶ月～数年ずつ養 育している。	研究参加者の 自宅	120 分
佐々木さん	夫/実子複数名 (いず れも就職・進学により 現在は別居)/里子 3 名	10 年 以上	実子がそれぞれ小学生～中学生の頃に里 親としての活動を開始する。翔太くん (高校生) を 5 歳から現在も長期養育中。 他に高校生～幼児の里子を養育中であ る。	研究参加者の 自宅	150 分
矢野さん	夫/実子 複数名 (10 代～20 代)/里子 1 名	2 年 未満	初めての里子: 加奈ちゃん (小学校高学 年) を養育中。	里親支援団体 C の面談室	90 分

※現在の同居家族は、インタビューに出てきた人物のみ記載。

※研究参加者や関連する人物のプライバシー保護のため、研究参加者本人及び論文内で氏名表記の必要がある人物については仮名を使用しているほか、発言内容についての描写を一部変更している。その他の登場人物については「実子」「養子」等の統柄で表記している。

#### 4.2. 分析結果

本研究は、「実子をもつ里母は、里子の養育経験を通じて、どのように母親役割をとらえ、その役割を果たそうとしているのか」をリサーチ・クエスチョンとして設定し、研究参加者の語りを分析した。

オープンコーディングおよび焦点化コーディン

グを通して、語りの意味を分析・整理し、『母親役割のゆらぎとの対峙』『養育に対する俯瞰的視点の獲得』『吟味された母親役割のとらえ直し』『子どもを理解するパラダイムの重層化』の4つの概念カテゴリーを導出した。概念カテゴリーおよび概念は表2の通りである。

表2 概念カテゴリーおよび概念

分析ポイント (RQ)	概念カテゴリー	概念
実子をもつ里母は、里子の養育経験を通じて、どのように母親役割をとらえ、その役割を果たそうとしているのか	母親役割のゆらぎとの対峙	<ul style="list-style-type: none"> <li>“基盤のない”子どもとの出会いによる母親役割不全感</li> <li>実子との間での母親役割自己評価のゆらぎ</li> </ul>
	養育に対する俯瞰的視点の獲得	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己相対化により高まるレジリエンス</li> <li>実子養育で培った経験の参照</li> <li>支援を受け入れる“共育”意識</li> </ul>
	吟味された母親役割のとらえ直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>限界認識的コミットメント</li> <li>手放されることのない母親としての核心的価値観</li> </ul>
	子どもを理解するパラダイムの重層化	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもを理解するパラダイムの重層化</li> </ul>

#### 4.2.1. 母親役割のゆらぎとの対峙

本概念カテゴリーは、「実子の養育経験を通じて築かれた母親役割が、里子の加入による家族関係の変化のなかでゆらぎ、そこから生じる心身および生活上の変化に向き合う経験」と定義される。このカテゴリーは、『“基盤のない”子どもとの出会いによる母親役割不全感』と『実子との間での母親役割自己評価のゆらぎ』という二つの下位概念から構成される。

一つ目の下位概念である『“基盤のない”子どもとの出会いによる母親役割不全感』とは、里母が中途から始めた里子の養育に際し、これまでの実子の養育経験を通して築いてきた子育て観や母親としての役割規範が通用しないような言動に直面し、里子に対して母親としての役割が十分に果たせないと感じる実感を表している。

一般に母親は、子どもの年齢や発達段階、性格傾向を踏まえながら試行錯誤を繰り返し、その経験を通して自己の養育規範を形成していく。こうした試行錯誤の積み重ねによって、母親は過去の養育経験を参照しながら子どもに向き合い、母親としての在り方を確立していくと考えられる。山口(2001)が、子育ての過程で生み出される親同一性の要素の一つとして示す「親役割理解」、すなわち「親としてどうあるべきかや子育てについての自分なりの考え方をもち、親としてやっている自信を持っている」状態は、こうした養育経験の積み重ねによって獲得されていくものと考えられる。

母親役割は、子どもの成長に伴う親子間の役割期待やコミュニケーションの変化、さらには第二子、第三子と複数の子どもを育てるなかでの子どもの特性の違いによって、葛藤と納得を往復する「ゆらぎ」を経験しながら、少しずつ修正されていく。しかし、里親制度の特性上、里子との養育関係は乳児期から始まるとは限らず、幼児期、場合によっては児童期以降から開始されることも少なくない。また、里子は里親委託前の成育環境の影響などから、愛着関係に課題を抱えている場合や、情緒面・発達面で困難を有することも多い(林, 2015)。

そのため、実子の養育を通して形成されてきた里母の母親役割は、里子の養育において急激で広

範な修正を求められる場合がある。この修正は、単なる対応の変更にとどまらず、里母が実子の母親として一旦獲得してきた母親役割の根本的な見直し、すなわち母としてのアイデンティティの再編につながる可能性を含んでいる。

佐々木さんは、里子・翔太くんの養育において、頻繁に嘘をつくことへの困惑と強い違和感に向き合ってきた。以下は、翔太くんによる金品の窃盗行為をめぐる語りである。

「(お金を盗ったら)絶対ダメなんよ」って言って。で、(翔太くんが)「分かった」って言って、もう次の日とかにまた違うところから盗っていったり。でも「お母さん違う。本当に違うよ僕じゃないよ」と泣いて、「ああそうか。言ったこっちが悪かったのかな、やっぱり違ったのかな」と思って、やっぱり彼だったりとか。(括弧内筆者加筆)

繰り返される翔太くんの窃盗行為は、佐々木さんが実子の養育を通して形成してきた養育観における二つの基本的な準拠枠を覆す経験であった。一つは、子どもの望ましくない行動に対して大人が叱り、子どもが「分かった」と応じれば、同様の行動はすぐには繰り返されないという考えである。もう一つは、子どもが真剣に訴える言葉は信用すべきだという養育観である。佐々木さんはこれらの準拠枠を参照しながら翔太くんを一旦は信用するが、その後も同様の出来事が繰り返され、母親としての役割や接し方に対する自信を大きく揺さぶられる経験となった。

佐々木さんは、翔太くんについて「言葉が伝わらない」という感覚を語っている。翔太くんとは言葉を介したやり取り自体は十分に可能である。しかし、言葉に込められた意味や気持ちの共有は、佐々木さんがこれまで実子との関係のなかで想定していた深度からは程遠いものであった。それは、言葉のやり取りの基盤となる心情や信念、欲求といった多層的な意味の体系において、根本的な「すれ違い」が存在していたことを意味している。

このような、里子と「言葉は通じて心を通じない」と感じる違和感は、他の里母の語りからも

浮かび上がっている。永井さんは、幼児期から養育してきた養子との関係が安定するまでに時間を要した経験を振り返りつつ、高年齢で委託された里子については、「基盤がない。根が張れてない。(中略)こちらの愛情が砂漠に水みたいな感じ」と語っている。この「基盤のなさ」は、愛着理論における基本的信頼感の未形成として理解することができ、里母が愛情を注いでも、それが積み重なっていく手応えを持ちにくい状態を示している(Siegel, 2012)。

養子と里子はいずれも中途養育である点では共通しているが、養育開始年齢には大きな違いがある。御園生(2001)は、里子の委託年齢が高い場合、親子の実感が得られにくいことを示しており、永井さんの語りにおける「基盤のなさ」と委託年齢との関連は、無視できない重要な側面であると考えられる。

安藤(2017)は、里親養育の特徴として「過去の非共有」という時間的限定性を挙げている。里母は、里子の問題行動を通して、不適切な養育環境にあった過去を実感をもって理解し、その結果、実子の養育を通して培ってきた親子関係や家族の価値観に基づく母親役割の修正を迫られることになる。山口(2001)のいう「親役割理解」が、親としての自信を含む概念であるならば、実子をもつ里母は里子の養育を通じて、その自信を大きく揺るがされる経験をしていたといえる。

二つ目の下位概念である『実子との間での母親役割自己評価のゆらぎ』は、里子を迎え入れた後に生じる実子からのネガティブな反応や、家庭内に生じた変化に直面することで生じた里母の葛藤を表す概念である。

矢野さんは、里子・加奈ちゃんの養育開始後、それまで家族団欒の場として大切にしていたリビングで実子たちと過ごす時間が減少したことを語っている。実子から「ママがいつも怒ってるから」「そんなぎくしゃくしてるところにいたくない」と指摘された経験は、矢野さんにとって母親としてのあり方そのものを問い直される出来事であった。リビングでの団欒は、楽しい時間であるだけでなく、子どもたちの様子を把握し、必要な支援を行うという母親役割を遂行する重要な場であり、その変化は「元の家族のかたちが変わっ

た」と感じるほどの衝撃を伴っていた。里親歴の浅い矢野さんは、実子との関係維持と里子への対応の狭間で、母親役割の混迷の渦中にあった。

里子との生活開始後、実子や養子から何らかのネガティブな反応を経験したエピソードは、4名すべての里母から語られた。これまで安定していた実子との養育関係が揺らぐことは、里母にとって母親としての自信を根底から揺るがす経験であった。岡本(2017)が述べる「母親役割の反映として獲得されるアイデンティティ」が実子との関係によって下支えされているとすれば、その軋轢は里母の母親役割の基盤を大きく動揺させるものとなる。

里親になる動機は各里母で異なるが、いずれも実子を育てながら里子を引き受ける決断の背景には、「子ども」や「いのち」への尊重と、「育てる」ことへの強い価値が存在していた。そのため、里親委託によって生じた実子の困惑や家族関係の変化は、里母の自責の念として立ち上がり、母親としての基盤を大きく揺さぶる経験となっていた。

#### 4.2.2. 養育に対する俯瞰的視点の獲得

『養育に対する俯瞰的視点の獲得』は、「養育のなかで起きる出来事や子どもの言動に対して、近視眼的な母親役割に埋没せず、鳥瞰的な視野や長期的な視点で子どもと里母自身をとらえる経験」と定義される。質的分析の結果、本概念は『自己相対化により高まるレジリエンス』『実子養育で培った経験の参照』『支援を受け入れる“共育”意識』の三つの下位概念から構成されることがわかった。

『自己相対化により高まるレジリエンス』は、里子の問題行動や里子との関係形成における困難さなど、里母自身の置かれている状況を他の里親家庭と比較することにより、状況の相対的な理解が進み、過度の自己批判を防いで困難な状況に向き合う力を獲得していく里母の対処力を表している。今回の研究で協力をいただいた里親支援団体では、里親特有の悩みや対処法を分かち合える「里親サロン」が定期的に開催されている。サロンは、互いに経験を共有し、ときには自分の経験を他の里親の経験に映し出し、対比させ、相対化していく機会となり、セルフヘルプ・グループと

同じ特質を備えている（岡，1999）。自己の相対化は直面する問題への幅広いとらえ方を許し、より多様な問題対処に向けた選択肢へのアクセスを可能にする（Siegal & Hartzell, 2013）。

矢野さんは、里子・加奈ちゃんの委託開始後半年を経過した頃が、里親を続けることに最も強い困難さを感じていたという。半年が経過し、悪いことをしたときに謝ることができるようになるなど、加奈ちゃんの良い変化があった。しかし、成長のためを思っただけの躰や家庭生活のルールがスムーズに伝わらず、苛立ちや家庭内のピリピリとした雰囲気は続いていた。里親として自信を失いかけていた矢先、矢野さんは里親サロンで先輩里母に限界感を打ち明けた時のことを次のように語った。

「半年なんてまだまだ。今も（関係ができるまで）1年2年当たり前よ」って言われて。（中略）でも「ごめんなさい」って言えるのもちょっと出てきたかなぐらいやったり（中略）っていうのも、また話の中でして、じゃあ、「まだそうやって言えるだけすごいと思うで」って。（中略）「やっぱり思春期だったり、ずっと施設育ちで来た子を受けるっていうのは、ものすごくしんどいと思うよ」って。（括弧内筆者加筆）

矢野さんにとって加奈ちゃんは初めての里子であり、半年かけて試行錯誤してきた末の吐露であった。先輩里母の「まだまだ」「1年2年当たり前」という言葉は、先の長さを突きつける言葉にもなり得るが、矢野さんはこの話をきっかけに「もう少し頑張ってみよう」と思えたという。ひとつの家庭において母親は唯一無二の存在であり、母親という役割を一人で担い、里子や実子との関係に没入し、自分を見失いがちな状況において、同じ経験を乗り越えてきた里母の言葉は、「わかってもらえている」という安心感と納得感をもたらした。「まだそうやって言えるだけすごいと思うで」という言葉は、困難な状況のなかにあっても里子の良い変化に目を向けている矢野さんの養育態度を評価するものであり、「ものすごくしんどいと思うよ」という言葉は、葛藤を里母

の目線で受け止め、共感する言葉であった。矢野さんは、こうした「同士」ともいえる里母の言葉によって視野が広がり、これまでの半年間の歩みが肯定される経験を得ていた。そして、困難を乗り越えてきた里母たちの姿に、自分自身の未来の姿を見出し、勇気づけられた可能性がある。

一方で、養育中の里子の問題を他の里母に共有することがためられる場合もある。里母が里子の抱える問題を非常に深刻に受け止めている場合や、里母としての自身の育て方に責任を感じている場合には、相談相手を求める気持ちと、他者に知られたくない気持ちの狭間で心が揺れ動く。佐々木さんは、里子・翔太くんの繰り返される嘘と盗み、問題行動に悩み、自身の育て方が悪かったのではないかと自問自答していた。その折、研修会で他の里母から提供された事例の中に、翔太くんと似た問題を抱える里子の事例を見いだした。

なんかちょっとほっとしたというか、私らの育て方が異常だったから、（中略）だから彼らとその自分の出すところがなくて他人を傷つけたりとか物を盗ったりとかするのかな、というぐらいにしか行き着くところはなかったんですけど、そういう風になってしまうことってあるんだって。（中略）ちょっと救われたというか。

佐々木さんは、同様の問題を抱える里子が他の里親家庭にもいることを知り、自分の養育方法が必ずしも問題行動の要因ではないと考えることができた。その結果、自責の念からいくらか解放され、翔太くんの行動の意味を幅広い視点でとらえようとする心の余裕を得ていた。佐々木さんの「ほっとした」「救われた」と繰り返す語りからは、翔太くんの問題行動に近視眼的に向き合っていた時間が、閉塞感や圧迫感を伴う不安な日々であったことがうかがえる。さらに研修会後のアンケートに、佐々木さんは初めて翔太くんの状況を書くことができたという。自己の相対化による安心感を得たことが、状況を外に開示する勇気につながった点は重要である。

里母としての自己の相対化や客観視は、他の里



ことはなかったが、浅田さんはこの言葉を文字通り「心の支え」に、和也くんと格闘の日々を乗り越えてきた。「大変だった代わりにいろんな助けてくれる人がその時にできて」という語りからは、母親役割を抱え込まず、自分一人で担いきれない部分は支援を取り入れながら養育に必要なマンパワーを確保してきた様子がうかがえる。そして周囲の支援と共に子どもを養育する姿勢は、自分自身も含めた状況を客観視する心の余裕を生みだしていると考えられる。

実子、里子に限らず、家庭という私的空間における子どもの養育は、あらゆる思いが交差し、その複雑さゆえに家庭外へ放出しにくく、家庭がカプセル化してしまう傾向を伴う（田中，2004）。そのような里親養育において、実子養育の経験と他の里母の歩みを参照し、周囲の人々との“共育”を大切にしながら母親としての自己の役割を俯瞰でとらえ、そこからまた日々の養育に戻っていく態度は、『母親役割のゆらぎとの対峙』を経たからこそ獲得されたものと考えられる。

#### 4.2.3. 吟味された母親役割のとらえ直し

愛着関係の修復を余儀なくされる里子への葛藤に満ちた養育に向き合い、里子を受け入れたゆえに生じた実子との親子関係の変化に悩みながらも、他の里親の歩みから学び、また実子の養育経験を振り返りながら、里母はあらためて母親役割とは何かを模索していく。

『吟味された母親役割のとらえ直し』は、里母の里子養育をめぐるゆらぎとまわりの手助けによって得た俯瞰的視点から母親役割をアップデートしていく姿をとらえた概念である。この概念カテゴリーは「里母自身が既存の母親役割の意義や必要性を吟味しながら、再び母親役割に向き合い、『母とは何か』についてとらえ直すこと」と定義される。

母親役割を修正していくのは、里母に限ったことではない。実子の養育過程においても、母親が子どもの成長段階やきょうだいのそれぞれの特性の違いなどによって、対応の仕方や役割を吟味し、修正していくのは自然なことであろう。

しかし里母の場合、中途養育であるがゆえに里子との幼少からの養育の積み重ねが乏しい。加えて虐待やネグレクトによる人への不安や警戒心を

強く抱えている里子の場合、愛着関係を結ぶには多くの時間と労力を要する（杉山，2018；van der Kolk，2014）。里母は実子の養育とは異なる対応が求められ、その意味で里母が構築してきた“母親としてのアイデンティティ”や役割期待そのものの大幅な修正の必要に迫られる。

質的分析の結果、『吟味された母親役割のとらえ直し』は『限界認識的コミットメント』『手放されることのない母親としての核心的価値観』の2つの下位概念から構成されていることがわかった。以下それぞれについて描写したい。

『限界認識的コミットメント』とは、里母自身が、里子に対して果たせる母親役割には限界があることを認識し、その限界を受け入れながら模索した役割を、自身の果たすべき役割として理解し子どもの養育にあたる態度である。

佐々木さんは、嘘や窃盗などの里子たちの抱える問題に直面し、里父とともに試行錯誤を繰り返していた。そんな中で、里子・翔太くんの行動がエスカレートし、ついには高校生のときに警察沙汰になる暴力行為を引き起こした。

佐々木さんはこの事件を契機に、要保護児童の措置機関である児童相談所に対して、相談や要望を積極的に発信するようになった。それ以前の佐々木さんは、児童相談所に対して、必要な報告や情報共有はしていたものの、相談や支援の要求が頻回になりすぎないように配慮していたという。その背景には、児童相談所に里親としての力量不足を指摘されることや、その結果、里子の委託解除につながることへの懸念があったという。しかし、翔太くんの問題行動が警察沙汰になったことは、佐々木さんにとって、「加害者側の親」の立場になるという実子養育の時には思いもよらなかった衝撃的な経験となった。

見相の人に、（中略）どんどん言うようになったんですよ。私ももう恥ずかしくもないっておかしいけど、できないことはできない。（中略）じゃないともう本当に、こっちがはじけそうになるというか。

佐々木さんは里母としての限界を受け入れ、その限界を児童相談所にオープンにし、必要な支援

を求める姿勢へと転換した。試行錯誤の末の母としての「割り切り」であり、また母として守ってきた役割の「決壊」ともいえる。この「決壊」は佐々木さん自身に内在していた母親役割の再定義につながる転機となった。里子・翔太くんは5歳で委託され、警察沙汰になった出来事は高校生のときであった。佐々木さんの児童相談所に対するスタンスに変化が生じるまで10年以上の歳月を要したことになる。

ちょっと難しいかもしれないけど、なんとか私らでさせてもらえるかなと思っていた時には、(中略) 頑張らせてさせてもらおうねと言いながら、なんとか繋いできたんですけど。

この語りにあるように、児童相談所に対するスタンスの変化までの10数年間の奮闘の背景には、里親としての力量を問われることへの懸念だけではなく、実子を育て上げた母親として「子どものことは家庭で解決できる」「解決したい」という信念が存在していた。

佐々木さんが葛藤を抱きながらも受け入れた母親役割の限界認識は、「里親としての養育の限界」ではない。母親役割の限界を受け入れることにより、翔太くんの委託を解除せずに「自身の家庭で養育する」という里親としての最も基本的な役割を継続していくことにつながっている。

一方で、里子の養育経験を通じて母親としての限界を認識し、実子の養育で培った母親役割の手放しと再定義を果たそうとしてきた里母だからこそ、その苦心の日々を通してもおお変わるものなかった『手放されることのない母親としての核心的価値観』は、里母にとって、母親としてもち続けている核となる価値観を表している。「子育てにおいて大切にしていることはなんですか?」と尋ねた筆者の質問に、永井さんは、「信じること」だと言いつつ切った。

どのお子さんに対しても、自分の子どもももちろんです。(中略) 大丈夫やって信じよう! っていうか信じれる! っていう気持ちがあるから伝われば一番いいよねと思いますよね。いいなって思う。伝わらなくても信じている、だ

から傷つくんですけどね。

自分自身を鼓舞するように力強く頷きながら語る永井さんの目には涙が浮かんでいた。「信じた」という思いを抱きながらも、里子に伝わらない。ときには裏切られたと感じるような出来事にも直面する。里子を信頼することの厳しい現実に向き合いながら、それでも「子どもを信じる」という思いは決して手放さないという信念がみなぎっていた。

浅田さんは教育学を学ぶ大学生向けの講演会で、里母としての経験を語った際に、1人の学生から「何が一番大事だと思いますか?」という質問を受けた。

いろいろ勉強して知識を得るのも大事やしいろいろ大事なことがあるけど、やっぱり一番大事なのは「子どもかわいい」って思えるかどうか。

浅田さんは、児童養護施設で児童指導員として働いた経験をもつ。施設で働いていたころも、里親になってからも、養育の課題にぶつかるたびに勉強会に参加したり、専門書を紐解いたりしながら学びを得ようとしてきた。そこには、浅田さんのプロとしての「知識」に裏付けられた育児の姿勢をうかがうことができる。

一方で、浅田さんの語りには「かわいい」「愛着を結ぶ」といった母としての慈愛に満ちた感情が頻繁に表出された。子どもとの愛着関係を重要視する「愛着理論」は、児童養護のプロの知識として浅田さんのなかに根付いていると思われる。それでも浅田さんが発する「愛着」のニュアンスには、知識としての枠組みをはるかに超えた“なまみの母親”としての子どもへの愛おしさが溢れていた。

浅田さんは、里母として3年にわたって向き合った里子が実親のもとに帰っていったときのことを思い出し、「かわかったなー!」「引き受けてよかった」と涙ぐみながら語ってくれた。その言葉には、何があっても揺るがない「子どもという存在」への慈しみが滲み出ている。浅田さんの場

合、児童養護施設で専門職として働いた経験と知識、実子の養育、課題の多い里子との格闘、そのすべてのプロセスの中で「子どもがかわいい」というシンプルな価値観がより研ぎ澄まされ、その価値の純度が増しているように感じられた。

#### 4.2.4. 子どもを理解するパラダイムの重層化

心の安全基地となる愛着関係が損なわれた里子の養育は生易しいものではない。里母は、実子とは異なる里子の養育に向き合うなかで、子どもをとらえる新たな視点や枠組みを獲得していた。『子どもを理解するパラダイムの重層化』は、「実子養育を通してすでに獲得していた子どもを理解する枠組みに、新たな視点や判断軸が加わることでその枠組みが重層的に発達していくこと」と定義される。枠組みが重層化していくことにより、子どもに対する包括的な理解が進んでいく。

浅田さんは、里子・和也くんの幼稚園での発表会のことを振り返り、実子たちのときには上手くできるのが前提で期待もある分、うまくできていない部分に目がいっていたと語る。しかし、初めての発表会の舞台上で暴れまわっていた和也くんが、2年目の発表会では「何もせずにじっと立っていた」ことに喜びを感じる自分を発見した。3年目の発表会では、他の子どもに交じって簡単な演奏をすることができた。和也くんの小さな成長に気づき、喜ぶことができた自分を振り返り、浅田さんは「少しずつの成長を喜べたというか、そういう経験もできたのは彼のおかげ」と語った。

子どもの成長を実感する際の「ものさしの尺度」が実子だけを養育していた頃よりも緻密になり、その新しいものさしで和也くんの成長を実感できる新たな母親の姿を、浅田さんは自己のなかに見いだしていた。「ものさしの尺度」が緻密になっただけではない。浅田さんにとって和也くんのスモールステップの成長をとらえることは、子どもを他児と比較して相対的に判断するのではなく、子どもを絶対的な存在として、成長発達に向き合い、成長の喜びを味わうことのできる価値観を身につけることのできた経験であった。

佐々木さんは、先述の問題行動が警察沙汰になった里子・翔太くんの養育を今も続けている。筆者は、措置解除に至ることなく、葛藤を抱えながらも翔太くんの養育を続けている理由を佐々木さ

んに尋ねた。佐々木さんはしばらく考え込み、慎重に言葉を紡いでくれた。

彼の全体が悪いことをするんじゃないくて、彼の体の中の一部構造がもう悪いことをしてしまう構造が入っているんですよ。(中略)でもそこが一部分が悪いから、だから全部が悪いって言ってるわけじゃなくて

翔太くんの問題行動を深刻に受けとめ、里母として苦悩し、しかし、佐々木さんは問題行動の一部分によって翔太くんの存在を否定することはない。佐々木さんは子どもの「部分」と「全体」を混同せず、翔太くんを一人の存在として受け入れ、翔太くんに向き合おうとしていた。

「そのような視点は、実子さんを養育していた頃から持っていたんですか？」という筆者の問いに、佐々木さんは「それはなかった」と即答した。実子には大きな問題行動はなく、子どもの「存在そのもの」に向き合う必要に迫られる場面はなかった。里子の養育を通じて、初めて『“基盤のない”子どもとの出会いによる母親役割不全感』を感じ、それでもなお里親活動から撤退せず、葛藤を抱えながら母親役割を継続する中で、里子に対する「いい・悪い」といった二元論的視点を超越するようになった。

矢野さんも里子の養育を通して、実子や里子の枠を超えて、子どもをとらえる新たな視点を獲得していた。矢野さんは、里親になる以前から、放課後の小学校校庭での子どもたちの見守り活動を続けている。里子・加奈ちゃんへの接し方に悩みながら養育里親として奮闘する中、加奈ちゃんの言動の背後にある愛着関係を損なうような成育歴や発達面での課題に気づくようになっていた。加奈ちゃんの言動とこれまでの逆境的な環境とを照らし合わせながら加奈ちゃんの気持ちに近づこうと努めるうちに、矢野さんの小学校での見守り活動のなかで出会う子どもたちを見る視点に変化が生じたという。

ちっちゃくてかわいいね、だけでいけてた部分と、加奈ちゃんが来てから、そっか、この子たちの裏にも何かあるんか、とか。(中

略) SOS 出してる子やったり、っていう部分が目に付くようになりました。

加筆)

矢野さんは、自分が知らない成育歴に思いを巡らせながら加奈ちゃんを理解しようとする中で、個々の子どもたちの言動や大人への接し方の違いがもつ意味について以前より深く考えるようになったという。

矢野さんの語る「かわいいね、だけでいけた部分」のもつ意味に注目したい。里親になる以前は、放課後見守り活動のなかで出会う子どもに対して「かわいい」という感情だけで接していた。「かわいい」という素朴な愛おしさの感情をもって接することは、子どもをケアする重要な動機づけである。「かわいい」は、「子どもたちや小動物といった自分より弱いものに対する特別な感情」(山根ら 2008, p.185)である母性として説明される感情である。

矢野さんとのインタビューの中では、母となる以前の10代の頃から「子ども好き」であったエピソードが豊富に語られた。「子どもが好き」という心情は、実子との愛着関係の形成や、地域の子どもの支援活動への動機付けとして重要なものであることがわかる。

しかし、矢野さんは、加奈ちゃんの養育において、実子養育のなかで獲得した安定した母子関係における慈愛の感情だけでは対処できない言動に出会い、困惑していく。困惑し、試行錯誤を重ねる中で、一見理解しにくい加奈ちゃんの言動の背景にあるものを読み解き、理解しようとする中で、実はそこにあるものは、「甘え」や「生活習慣上の癖」のような、実子養育においてよく目にしてきた馴染みのある表現であることに少しずつ気づいていった。そして、矢野さんがもっていた根源的な子どもを「かわいい」と思う心情を、加奈ちゃんの言動に重ね合わせ、実子養育において基盤としてきた子どもへの慈愛の念を加奈ちゃんに抱くようになった。

「やらかすことで私に構ってもらおうとしても余計に怒られるだけやで」っていうことはいつも言っていて。じゃあ(加奈ちゃんが)「構ってくれてうれしい」って。(括弧内筆者

里子の一見違和感を感じる行動に対して、子どもを見る視野の拡大、あるいは見る角度を少し変えることによって、そこにあるものが、特殊なものではなく、実は馴染み深く愛おしいものであることに気づく。そこから再び実子養育における子ども観に立ち返り、そのなかにおける自己の母親役割を再認識しながら里子に向き合うというプロセスは、実子をもつ里母に特有の養育姿勢であると考えられる。

#### 4.3. 結果の総括

本研究は、「実子をもつ里母は、里子の養育経験を通じて、どのように母親役割をとらえ、その役割を果たそうとしているのか」をリサーチ・クエスチョンとして設定し、実子をもつ里母である4名の研究参加者の語りを読み解いた。その結果、実子とは全く違う成育歴をもつ里子を養育するという経験において、『母親役割のゆらぎとの対峙』『養育に対する俯瞰的視点の獲得』『吟味された母親役割のとらえ直し』『子どもを理解するパラダイムの重層化』の4つの概念カテゴリーが浮かび上がった。

“基盤のない”子どもとの出会いによる母親役割不全感により、里母たちはこれまでの実子の養育経験を通して築いてきた母親役割が通用しないような言動に接し、困惑、傷つきなどのネガティブな感情に直面していた。ネガティブな感情は、里母にだけ生じるものではなく、一緒に生活をしている実子にも混乱を及ぼし、ときに里子や里母である母親への不満、不安、悲しみなどの感情として表現される。それまで安定した親子関係を維持していた実子からのそのような感情表現は、実子との間での母親役割自己評価のゆらぎとして、里母の母親としての自信や母親役割へのポジティブな感情をゆるがすものとなる。これら2つの概念は、『母親役割のゆらぎとの対峙』として経験され、里親活動の不調として実感される。

この段階で里母としての自信を失い、里子の養育が継続できないケースもあるが、今回の研究参加者である里母たちは、里親活動を継続していくなかで、母親役割のアップデートともいえる過程

を経験していた。

自分の家庭から外に目を向け、自身の里子養育における困難さを他の里母の経験と比較しながら見直すことは、自己相対化により高まるレジリエンスとなり、過度の自己批判を防ぎ、里母に困難な状況に向き合う力を与えていた。里子養育における自己の相対化や客観視は、他の里母の経験との比較によってだけでなく、里母自身のなかに積み上げられている実子養育で培った経験の参照によってもなされていた。また、里母は母親役割を過度に抱え込まず、周囲からの支援を受け入れる“共育”意識の醸成により、他からの支援を受け入れながら、里子の養育に必要なマンパワーを確保していた。これら3つの下位概念は、養育のなかで起きる出来事や子どもの言動に対して、近視眼的に埋没することを防ぎ、鳥瞰的な視野や長期的な視点で子どもと里母自身をとらえることのできる、『養育に対する俯瞰的視点の獲得』であるといえる。

里子の養育に向き合い続けるなかで生み出されたものが、『吟味された母親役割のとらえ直し』と『子どもを理解するパラダイムの重層化』である。

『吟味された母親役割のとらえ直し』は、実子養育で培った母親役割に向き合い、とらえ直していく経験である。里子の抱える問題の大きさに圧倒され、実子養育において築いてきた母親役割のすべてを里子に対して果たしていくことが難しい場面において、里母はときに自身の役割の限界を受け入れながら、果たすべき役割の精査を行っていた。それが限界認識的コミットメントの姿勢である。そこには、すべての役割を一人で抱え込む必要はないという割り切りと、そうせざるを得ないほどの困難な現実と、それでも養育を継続することを手放さないための取捨選択がある。役割の精査あるいは取捨選択を経ても変わることのなく、一層研ぎ澄まされながら存在しているものが、手放されることのない母親としての核心的価値観であり、母親としてのアイデンティティの中心的価値といえるものである。

『子どもを理解するパラダイムの重層化』は、里母が実子とは異なる里子の養育に向き合うなかで、子どもをとらえる視点や子どもに対する理解

の枠組みが増えることである。里母のなかにある実子の養育時に作り上げた子ども観に、新しい子ども観が積み重なりながら拡大し、より包括的な子ども理解が進んでいるといえる。

これら4つの概念カテゴリーはそれぞれ独立した経験ではなく、実子をもつ里母が里子の養育を通して母親役割をとらえ、それを果たす過程のなかで、相互に影響しながら存在していた。

## 5. 考察

日本では、実子に関する研究や支援が限られており（山本，2019）、実子をもつ里親の経験に焦点を当てた研究はほとんど見られない。本研究は、実子をもつ里母が、実子と里子の間で葛藤を抱えながらも里子の養育に向き合い続ける姿を明らかにした点に意義がある。親同一性の概念が未確立であり（山口，2001）、里親・里子関係に固有の理論モデルも十分に示されていない現状において（大日，2020）、里母の語りから母親役割の実相を描き出した本研究は、里母の親同一性および里親・里子関係の理解を深める知見を提供するものである。以下では、研究結果を先行研究と対比しつつ、里母の母親役割における固有の経験と養育への思いについて考察する。

### 5.1. 里母の母親役割の視点からとらえる母親同一性の発達

山口（2001）は、親同一性の概念は未確立であるとしつつ、親になることで親としての役割や意味が付与され、青年期に確立された自我同一性とは異なる側面を含む新たなアイデンティティが形成されると述べている。この親としての側面を含むアイデンティティを「親同一性」と仮定し、その構成要素として〈親役割理解〉〈親役割受容〉〈親役割自己評価〉の三点を挙げている。本研究の結果からは、実子をもつ里母の母親役割の在り方として、二つの特徴的な“かたち”が見いだされた。

第一に、実子養育を通して獲得した母親役割と、里子養育を経て獲得される里母としての新たな母親役割とを往還しながら、重層的な母親役割を内在化していく点である。里母は、里子の心情

や行動の背景を理解する新たな視点や、成長をスモールステップで捉える「ものさし」を獲得することで、実子養育で形成された母親役割を再解釈していた。これは、山口（2001）が指摘する「自己の同一性の修正と再定義」が里母の中で進行していることを示すものである。特に、「親ではない状態」から「親」への移行とは異なり、「母親」でありながら「里母」でもあるという同時存在が生じている点は、実子をもつ里母の親同一性を理解する上で重要である。

第二に、限界を受け入れることによって役割を果たすという、アンビバレントな母親役割遂行のあり方である。里母は、実子養育で獲得した母親役割では対応困難な状況に直面し、すべてを自らの役割とせず、役割の取捨選択を行っていた。これは、山口（2001）のいう「親役割自己評価」が十分に達成されていない側面を含むとも解釈できる。しかし、完全な役割遂行を自らに課すことが里親活動の継続を困難にする現実も存在する。本研究は、こうした「前向きな妥協」や取捨選択された母親役割の中で生じる葛藤と共に在ろうとしながら、新たな母親役割を見だし、母親同一性を再構築していく里母の姿を明らかにした。

## 5.2. 「福祉的／家族的」ではとらえきれない実子をもつ里母の母親役割

安藤（2017）は、養育里親が里親・里子関係における葛藤場面において、「福祉的文脈」と「家族的な文脈」という二つの役割期待を了解し、それらを使い分けて対処していると述べている。しかし本研究における実子をもつ里母たちの語りは、「福祉的」か「家族的」かという二項対立的な枠組みでは読み解くことができなかった。インタビューの中で、里母たちの母親役割意識は、両者の境界が曖昧で混沌としており、明確なカテゴリー化自体がなじまないものであった。

例えば浅田さんは、里親の価値を「同じ屋根の下で24時間、良い時も悪い時も一緒に暮らす」「一緒に暮らしているうちは家族」と語る。この語りは、生活を共にしている間に限定された関係という点では「福祉的」なスタンスとも読めるが、浅田さんは、3年間養育した里子が実親のもとへ戻った際の強い喪失感を語り、写真アルバム

を実子や他の里子と共に見返し、現在も別れた里子の近況を気にかけている。そこには、「福祉／家族」という枠組みでは切り分けられない里子への深い思いが示されている。

「福祉／家族」という区分は、「制度／制度外」という構図とも重なる。制度的には、里親家庭は社会的養護を担う場として位置づけられるが、里母たちの視点から見れば、そこにいるのは「なまみの子ども」であり、自身もまた「なまみの母親」である。実子をもつ里母は、もともと「福祉／家族」の境界が存在しない実子養育から母親経験を始め、制度としての里親役割を理解していても、子どもをその枠組みで捉える感覚には馴染みにくさがある。

本研究の里母たちは、実子と里子という異なる関係性をもつ子どもを養育する中で、その違いに直面し、ときに「福祉的役割」を外から求められ、またそれが母親としての自己を守る避難的な位置づけとなることもあった。一方で、実子と里子のいずれもが「子どもという慈愛の対象」であるという根源的な認識にも立ち返っていた。里母たちは、「福祉」か「家族」かという二分法を超えた地点で、子どもと向き合い、自らの母親役割を模索していることが本研究から示唆された。

## 5.3. 実子研究と本研究の結果の比較から見えてくるもの

山本（2013）は、里親家庭における実子の経験を質的に検討し、実子が里親家庭形成に一定の肯定感を抱く一方で、里子委託による混乱や葛藤を経験し、「里子が増えることへの抵抗感」と「里子を思いやることによる我慢」を同時に抱えていることを明らかにした。本研究においても、里母から実子の混乱や怒り、悲しみといったネガティブな反応が語られ、実子研究との共通点が確認された。

本研究の結果から明らかになった第一の点は、里母が実子のネガティブな反応を軽視や回避することなく、正面から受けとめようとしていたことである。里母たちは、実子との個別時間の確保や丁寧な言葉かけを通して対応していたが、それでも実子の怒りや混乱に触れることは、「実子との間での母親役割自己評価のゆらぎ」として概念化

されたように、母親としての自信や自己認識を大きく揺さぶる経験となっていた。里母にとって、母親としてのアイデンティティを支える基盤が実子との安定した関係性であるからこそ、実子の反応が与える影響は大きいことが示唆される。

第二に、実子のネガティブな反応が語られたエピソード数が、筆者の予想に反して多くなかった点である。先行研究では、里子委託により実子が親からの注目低下を経験し、否定的感情を抱く傾向が指摘されてきた (Adams et al., 2018; Watson, 2002; 山本, 2013)。本研究でも同様の状況が想定されたが、語られたエピソードは限定的であった。

この背景として、二つの要因が考えられる。第一に、時間の経過である。本研究の研究参加者の多くは里親歴10年以上のベテランであり、実子との葛藤は過去の出来事として回顧的に語られていた。一方、里親歴の浅い矢野さんの語りでは、実子との葛藤が現在進行形の課題として生々しく示された。第二に、山本 (2013) が指摘した実子側の感情抑制の可能性である。本研究で語られた実子のネガティブな反応は単発的であり、里母が丁寧に対応したことで一定の安心感がもたらされた可能性がある一方、母親の揺らぎを察知した実子が、自身の感情表出を抑制した可能性も否定できない。

実子からの率直な感情表出が語られたエピソードの多くは、実子が低年齢の時期に集中していた。成長とともに感情調整能力が高まり、実子は母親や家庭状況を慮って感情を抑制する選択をとるようになる。中学生期の実子が家庭内では感情を表さず、学校で涙を見せた事例は、抑制された感情が溢れ出た場面と解釈できる。本研究の里母と実子の関係は概ね安定しており、その安定性が里母の母親としての自信や里親活動継続の動機となる一方で、実子側の感情抑制を促していた可能性が示唆された。

#### 5.4. 本研究の限界

本研究は探索的研究であり、研究参加者が4名と少数であるため、得られた知見を実子をもつ里母全体の傾向として一般化するには慎重な検討が必要である。また、研究参加者は実子をもつとい

う共通点を有する一方で、子どもの人数や年齢、里親としての活動期間、就労状況、居住地域などにばらつきがあり、結果にはこれらの条件が影響している可能性がある。今後は、研究参加者数を拡大し、条件の違いを踏まえた研究の蓄積が求められる。

さらに、本研究の研究参加者4名はいずれも現在も里親活動を継続している里母であった。NHK オンライン「全国里親アンケート」(NHK, 2018)によれば、里親の26.6%が家族関係の不調や養育の限界を理由に里子の措置解除を経験している。本研究では、措置解除に至らず養育を継続している里母の語りのみを扱っており、措置解除を選択した里母の母親役割のとらえ方や葛藤の過程については検討できていない。

以上の限界はあるものの、本研究は探索的研究として、実子をもつ里母の母親役割をめぐる経験の変遷を深く描き出すことができた。その結果、新たな研究課題も明らかとなっており、今後の検討については次項で詳述する。

#### 5.5. 今後の研究課題

本研究を踏まえ、今後の研究課題として以下の五点が挙げられる。

第一に、家族構成や子どもの数・年齢、里親としての活動年数などの条件を考慮した研究の推進である。本研究では、これらの要因を詳細に分析するには至らなかったが、実子・里子との関係性や里母の役割認識に影響を与える可能性が高い。今後は、実子と里子の年齢差や養育年数、生活環境要因を組み込んだ研究設計により、より精緻な分析が求められる。

第二に、里母がもつ家族観の解明である。上野 (1994) が指摘するように、家族は居住や血縁だけで規定されるものではなく、「何を家族と同定するか」という意識の次元、すなわちファミリー・アイデンティティによって成立する。本研究では母親役割に焦点を当てたが、里母の語りには血縁や家族の境界をめぐる多様な思いが含まれており、家族観の側面からの分析を深める必要がある。

第三に、里子との離別経験に焦点を当てた研究である。措置解除による離別は、里親養育の時間

的限定性を実感させる出来事であり、里母の役割意識や家族意識の再編に影響を及ぼす可能性がある。本研究では十分に検討できなかったが、離別経験を軸にした分析は、里親養育の特質理解を深めると考えられる。

第四に、ステップファミリーとの比較研究である。血縁のある子どもとない子どもが同時に存在する点で、実子のいる里親家庭とステップファミリーには共通性がある。家族構造の違いを踏まえた比較は、複合家族における親役割理解に有益である。

第五に、里父に焦点を当てた研究の蓄積である。里父の役割や影響は大きいにもかかわらず、研究は限られている。今後、里父に焦点化した研究を進めることで、より包括的な里親家庭理解が可能になると考えられる。

## 謝辞

本研究を行うにあたり、インタビューにご協力いただいた研究参加者の4名の里母の皆様にご心より御礼申し上げます。皆様の日々の実践の中で培われたご経験やお考えは、本研究に深い示唆を与えてくださいました。また、研究の主旨にご賛同いただき、研究参加者のサンプリングに多大なご協力をいただいた里親支援団体Cの職員の皆様のご協力なしには本研究は成し得ませんでした。深く御礼申し上げます。

## 参考文献

- Adams, E., Hassett, A. R., & Lumsden, V. (2018) 'They needed the attention more than I did': How do the birth children of foster carers experience the relationship with their parents? *Adoption & Fostering*, 42(2), 135-150.
- 安藤藍 (2012) 「里父の役割認識プロセス」『家庭教育研究所紀要』 日立財団編 34, 29-40.
- 安藤藍 (2017) 『里親であることの葛藤と対処：家族的文脈と福祉的文脈の交錯』 ミネルヴァ書房.
- 大日義晴 (2020) 「里親にとって里子は「家族」か？」『家族社会学研究』 32(1), 33-46.
- 藤原里佐 (2002) 「障害児の母親役割に関する再考の視点：母親のもつ葛藤の構造」『社会福祉学』 43(1), 146-154.
- Gamache, S. J. (1997). Confronting nuclear family bias in stepfamily research. *Marriage & Family Review*, 26(1-2), 41-69.

- Gypen, L., West, D., Holen, F. V., & Vanderfaillie, J. (2020) Birth children of foster carers: How do they experience the foster care placement. *Children and Youth Services Review*, 109, 104703.
- 林恵津子 (2015) 「被虐待経験が子どもの行動特徴に及ぼす影響：里親委託児における愛着の問題に関する調査」『埼玉県立大学紀要』 17, 37-42.
- Hodges, L., & Dibb, B. (2010). Social comparison within self-help groups: views of parents of children with Duchenne muscular dystrophy. *Journal of Health Psychology*, 15(4), 483-492.
- Jensen, T. M. (2022) Stepparent-child relationships and child outcomes: A systematic review and meta-analysis. *Journal of Family Nursing*, 28(4), 321-340.
- 柏木恵子・若松素子 (1994). 「『親となる』ことによる人格発達：生涯発達の視点から親を研究する試み」『発達心理学研究』 5(1), 72-83.
- こども家庭庁 (2023a) 「施設入所児童の推移」 ([https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/2067db91-4b40-455d-b11d-1bcdec2e37d/4fcb47b5/20230516\\_councils\\_shingikai\\_shakai\\_katei\\_Mag6djKb\\_08.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/2067db91-4b40-455d-b11d-1bcdec2e37d/4fcb47b5/20230516_councils_shingikai_shakai_katei_Mag6djKb_08.pdf)) 2025/1/13 閲覧
- こども家庭庁 (2023b) 「里親制度 (資料集)」 ([https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/a1964f34-8554-42bf-ba0c-05f25d36c092/3200e29b/20230401\\_policies\\_shakaiteki-yougo\\_satooya-seido\\_03.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a1964f34-8554-42bf-ba0c-05f25d36c092/3200e29b/20230401_policies_shakaiteki-yougo_satooya-seido_03.pdf)) 2025/1/14 閲覧
- こども家庭庁 (2023c) 「里親及びファミリーホーム養育指針」 ([https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487f16/6458ec80/20230401\\_policies\\_shakaiteki-yougo\\_12.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487f16/6458ec80/20230401_policies_shakaiteki-yougo_12.pdf)) 2025/1/5 閲覧
- こども家庭庁 (2024a) 「令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数」 ([https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/12d7a89f/20230401\\_policies\\_jidouy yakutai\\_19.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/12d7a89f/20230401_policies_jidouy yakutai_19.pdf)) 2025/1/14 閲覧
- こども家庭庁 (2024b) 「社会的養育の推進に向けて」 ([https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487f16/e979bd1e/20230401\\_policies\\_shakaiteki-yougo\\_67.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487f16/e979bd1e/20230401_policies_shakaiteki-yougo_67.pdf)) 2025/1/5 閲覧
- こども家庭庁 (2024c) 「里親等委託の推進について」 ([https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/2f009a63-90e6-48c5-bdfa27ddf3758bc4/e081cf72/20240122\\_councils\\_shingikai\\_shakai\\_katei\\_2f009a63\\_02.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/2f009a63-90e6-48c5-bdfa27ddf3758bc4/e081cf72/20240122_councils_shingikai_shakai_katei_2f009a63_02.pdf)) 2025/1/14 閲覧

- 子ども家庭庁 (2024d) 「新しい社会的養育ビジョン」  
([https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/c14195a3/20230401\\_policies\\_shakaiteki-yougo\\_59.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/c14195a3/20230401_policies_shakaiteki-yougo_59.pdf)) 2025/1/5 閲覧
- 公益財団法人全国里親会 (2025) 公益財団法人全国里親会ホームページ (<https://www.zensato.or.jp>) 2025/1/14 閲覧
- Kuckertz, U. (2014) *Qualitative text analysis*. Sage Publications (佐藤郁哉訳 (2018) 『質的テキスト分析法：基本原理・分析技法・ソフトウェア』新曜社).
- 御園生直美 (2001) 「里親の親意識の形成過程」『白百合女子大学発達臨床センター紀要』5, 37-48.
- 三輪清子 (2020) 「里親家庭の「おわかれ」にかかわる3つの視角 子ども利益をめぐって」『福祉社会学研究』17, 31-50.
- NHK (2018) 「全国里親アンケート」(<https://www.nhk.or.jp/d-navi/link/kodomo/qa.html>) 2025/1/3 閲覧
- 野沢慎司・茨木尚子 (2006) 『Q&A ステップファミリーの基礎知識：子連れ再婚家族と支援者のために』明石書店
- 野沢慎司 (2020) 「ステップファミリーにおける親子関係・継親子関係と子どもの福祉 子どもにとって「親」とは誰か」『福祉社会学研究』17, 67-83.
- 岡知史 (1999) 『セルフヘルプグループ：わかちあい・ひとりだち・ときはなち』星和書店.
- 岡本祐子 (2017) 『中年からのアイデンティティ発達の心理学』ナカニシヤ出版.
- 奥田晃久・濱口佳和 (2018) 「里親の心理的葛藤について：新たな「真実関係の伝達」という概念にふれながら」『筑波大学心理学研究』55, 59-71.
- 大谷尚 (2019) 『質的研究の考え方：研究方法論からSCATによる分析まで』名古屋大学出版会.
- Papernow, P. L. (2018) Clinical guidelines for working with stepfamilies: What family, couple, individual, and child therapists need to know. *Family Process*, 57(1), 25-51.
- Possick, C., Doft, Y., Binschock, D., & Langental-Cohen, M. (2022) The Experience of Invisibility among Birth Children of Foster Parents. *Children and Youth Services Review*, 140. <https://doi.org/10.1016/j.childyouth.2022.106590>
- Raineri, M. L., Calcaterra, V., & Folgheraiter, F. (2018) "We are caregivers, too": Foster siblings' difficulties, strengths, and needs for support. *Child & Family Social Work*, 23(4), 625-632.
- Roche, S., & Noble-Carr, D. (2016). Agency and its Constraints among Biological Children of Foster Carers. *Australian Social Work*, 70(1), 66-77.  
<https://doi.org/10.1080/0312407X.2016.1179771>
- Sanner, C., Ganong, L., Coleman, M., & Berkley, S. (2022) Effective parenting in stepfamilies: Empirical evidence of what works. *Family Relations*, 71(3), 884-899.
- 佐藤郁哉 (2008a) 『質的データ分析法：原理・実践・方法』新曜社.
- 佐藤郁哉 (2008b) 『実践質的データ分析入門：QDA ソフトを活用する』新曜社.
- Schwandt, T. A. (2000) Three Epistemological Stances for Qualitative Inquiry: Interpretivism, Hermeneutics, and Social Constructionism. In Denzin, N. K. and Lincoln, Y. S. (Eds). *Handbook of Qualitative Research (2nd Edition)*, Sage Publisher (pp.189-213) (平山満義・岡野一郎・吉野正義監訳 (2006) 『質的研究ハンドブック 第1巻：質的研究のパラダイムと眺望 (pp.167-192)』北大路書房).
- Siegel, D. (2012) *Developing mind: How relationships and the brain interact to shape who we are (2nd edition)*. Guilford.
- Siegel, D. J., & Hartzell, M. (2013) *Parenting from the inside out: How a deeper self-understanding can help you raise children who thrive*. Penguin.
- 杉山登志郎 (2018) 『子育てで一番大切なこと：愛着形成と発達障害』講談社現代新書.
- 田中喜美子 (2004) 「母子カプセルの子育て」『児童心理』58(17), 1641-1645.
- 上野千鶴子 (1994) 『近代家族の成立と終焉』岩波書店.
- van der Kolk, Bessel A. (2014) *The Body Keeps the Score: Brain, Mind, and Body in the Healing of Trauma*. Penguin Books (柴田裕之訳 (2016) 『身体はトラウマを記録する：脳・心・体のつながりと回復のための手法』紀伊國屋書店).
- Williams, D. (2017). Grief, loss, and separation: Experiences of birth children of foster carers. *Child and Family Social Work*, 22, 1448-1455.
- 山口雅史 (2001) 「親同一性を構成する3つの次元-幼児期の子どもを持つ母親における親同一性の構造-」『家族心理学研究』15(2), 79-91.
- 山根望・藤井優子・名島潤慈 (2008) 「母性・母性意識・母親意識・母親同一性の概念の検討」『山口大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要』26, 177-187.

- 山本真知子 (2013) 「里親家庭における里親の実子の意識」『社会福祉学』 53(4), 69-81.
- 山本真知子 (2019) 「里親家庭における実子への支援の現状と課題」『社会福祉研究』 135, 15-23.
- 山藤宏子・中村容子・川名はつ子 (2015) 「里親にとって措置解除とは何か：里子の受託, 養育, 解除における里親のニーズの把握と支援」『子ども家庭福祉学』 15, 37-49.
- 山藤宏子・中村容子・川名はつ子 (2015) 「里親にとって措置解除とは何か：里子の受託, 養育, 解除における里親のニーズの把握と支援」『子ども家庭福祉学』 15, 37-49.
- 全国児童相談所長会 (2011) 「児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する調査」 (<http://www.zenji-so.org/wp-content/uploads/2015/03/ZENJISO091ADD.pdf>) 2024/12/7 閲覧
- Watson, A., & Jones (2002) The impact of fostering on foster carers' own children. *Adoption & Fostering*, 26, 49-55.
- Williams, D. (2017). Grief, loss, and separation: Experiences of birth children of foster carers. *Child and Family Social Work*, 22, 1448-1455.

# An Exploratory Study of Maternal Roles among Foster Mothers with Biological Children: Narratives of Mothers Nurturing Both Biological and Foster Children in Foster Families

Atsuko Takahashi\*

## ABSTRACT

This study aims to explore and understand how foster mothers who have biological children experience fluctuations in their maternal roles and seek to reconstruct their maternal identity and approaches to caregiving through the experience of fostering children. Focusing on foster mothers in households where both biological children and foster children are raised together, the study examines how these mothers make sense of their maternal roles while caring for children with different relational positions. The research question guiding this study is: *How do foster mothers with biological children perceive and enact their maternal roles through the experience of fostering children?*

Guided by an interpretivist paradigm, semi-structured one-on-one interviews were conducted with four foster mothers with biological children, selected through purposive sampling. Interview transcripts were analyzed as qualitative data. The analysis yielded four conceptual categories, suggesting that foster mothers experience conflicts and fluctuations in their maternal roles, which in turn prompt them to reflect on and draw upon their experiences of raising their biological children. Through this process, foster mothers deepen their understanding of their own maternal roles as well as of children themselves.

**Key words:** foster parents, foster mother, foster children, biological children, maternal role

\* Lecturer, School of Human Welfare Studies, Kwansei Gakuin University

## 〔論 文〕

# 子どもの貧困と学力形成における社会関係資本の役割

牧 野 花 音<sup>\*1</sup>、安 藤 幸<sup>\*2</sup>

### 要約：

子どもの貧困およびその連鎖を断ち切るため、これまでもさまざまな政策が実施されてきたが、依然として十分な改善がみられていない。本研究は、学習機会の提供や資金貸付といった直接的支援のみでは解消されない根本的要因に着目し、近年注目されている社会関係資本が貧困の連鎖防止に果たす役割を検討した。経済協力開発機構（OECD）が2022年に実施した国際学習到達度調査（PISA）の学力スコアおよび生徒質問調査を用い、「学力」「経済資本」「文化資本」「社会関係資本」の関係を分析した。

分析の結果から、主に4つの知見が得られた。第一に、社会関係資本を多く有する子どもほど、学力が高い傾向が確認された。第二に、社会関係資本は、経済資本と同程度に学力への影響があることが示された。第三に、経済階層下位に位置する子どもは、中位層よりも社会関係資本と学力との関連性が強いことが確認された。第四に、経済階層にかかわらず、社会関係資本が豊富であるほど学力が高くなる傾向があることが明らかになった。

これらの結果は、経済的に困窮する層に限らず、すべての子どもに対して家庭・学校・友人との信頼関係や社会的ネットワークを構築していけるような取組が、学力向上に大きく影響する可能性を示している。これまでの経済的支援策に加えて、社会関係資本を育むことで、教育格差や貧困の連鎖を縮小させることができる。本研究は、教育政策や福祉施策において、社会関係資本を活用した包括的支援を位置づける重要性を提示するものとなった。

キーワード：子どもの貧困、社会関係資本、学力格差、PISA2022

## I. はじめに

日本における相対的貧困率は依然として高く、2021年には15.4%に達している（厚生労働省、2023a）。特に、「子どもがいる現役世帯」では10.6%、その中でも単親世帯では44.5%と深刻な状況にある。子どもの貧困は、成長後に再び生活保護を受給する「貧困の連鎖」につながる事が指摘されている。

これまで、生活保護実施機関や社会福祉協議会により、学習支援事業や教育支援資金貸付制度といった取組が進められてきた（厚生労働省、2023c）。その結果、被保護世帯出身の子どもの進学率はわずかに向上し、一定の効果が見られる。しか

し、相対的貧困率や子どもの貧困問題全体の改善には至っていない。進学意欲不足が原因と考えられることもあるが、2021年時点で被保護世帯の子どもの大学進学率は約40%に達しており、多くの子どもが進学を希望し、実現している（厚生労働省、2023b）。このことは、学習機会や資金援助の整備だけでは不十分であり、より根本的な要因が貧困問題の解消を妨げていることを示している。

本研究では、既存の対策を補完する新たな視点として「社会関係資本」に注目する。具体的には、社会関係資本と学力の関連性を明らかにし、子どもの貧困対策における新たな可能性を検討することを目的とする。そのために、経済協力開発機構（OECD）が実施する国際学習到達度調査

\*1 大阪府堺市西区役所生活援護課ケースワーカー

\*2 関西学院大学人間福祉学部准教授

(PISA)のデータを用い、義務教育修了段階にある15歳の生徒を対象として分析を行う。

## II. 背景

### 1. 日本の子どもを取り巻く現状

#### (1) 子どもの貧困

子どもの貧困が社会問題として注目されるようになったのは、厚生労働省が2009年に初めて「相対的貧困率・子どもの貧困率」を公表したことによる。相対的貧困率は、等価可処分所得の中央値の半分に満たない者の割合であり、子どもの貧困率は17歳以下に限定した相対的貧困率を指す(厚生労働省, n.d.)。推移を見ると、相対的貧困率は1985年の12%から上昇し、2012年の16.1%でピークを迎えた後に横ばいとなり、2021年は15.4%である。子どもの貧困率も、1985年の10.9%から上昇し、2012年の16.3%をピークに低下傾向となり、2021年は10.6%となっている(厚生労働省, 2023a)。

特に、子どもがいる現役世帯のうち「大人が1人の世帯」(親以外の成人同居も含む)の貧困率は、2021年には44.5%と高く、同年の「大人が2人以上の世帯」の8.6%と比べて格差が著しい(厚生労働省, 2023a)。また、18歳未満の子どもがいる生活保護世帯の約8割が単親世帯である(厚生労働省, 2019a)。さらに、0歳から19歳の被保護人員は、2023年7月時点で約165万人、同年齢層に対する生活保護率は約0.8%であった。このことから、総人口に対する被保護人員の割合は約1.6%であり、子どもの生活保護率が総人口の生活保護率の約半分であることがわかる(厚生労働省, 2024a)。

#### (2) 進学率の現状

進学率にも格差がみられる。全世帯の高等学校等進学率は99.1%、大学等進学率は83.8%であるのに対し(文部科学省, 2023a)、生活保護世帯では高等学校等進学率が93.8%、大学等進学率は42.4%にとどまる(厚生労働省, 2023b)。算出方法には留意を要するが、特に、大学進学段階での格差が大きいことは明らかである。

#### (3) 子どもの貧困の要因

子どもの貧困率は、世帯所得を基準として算出

されるため、保護者の労働状況や家庭環境が大きく影響する。戸室(2018)は、都道府県別データの分析から、子どもの貧困率に対して、失業率、三世帯同居率、最低賃金、共働き率、非正規率が主要な要因であるとし、保護者の労働条件の影響を明らかにした。

さらに、単親世帯の増加も無視できない。2021年時点で、母子世帯は約120万、父子世帯は15万とされ(厚生労働省, 2022a)、母子世帯は減少傾向にあるものの、その貧困率は依然として高い。要因の一つとして、養育費の未受給が挙げられ、東京都練馬区の調査(東京市町村自治調査会, 2017)では、離婚世帯等の約72%が元配偶者から養育費を受け取れていないことが明らかとなった。理由として「相手と関わりたくない」「経済状況が不安定で請求できない」などが多く、結果として世帯収入の不足が子どもの生活に直結することになっている。

このように、保護者の雇用環境や世帯構造、養育費の受給状況といった経済的要因が、子どもの貧困に深刻な影響を及ぼしている。

#### (4) 子どもの貧困がもたらす影響

子どもの貧困は、個人や家庭にとどまらず、社会全体に深刻な影響を及ぼしている。2013年制定の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」および「子供の貧困対策に関する大綱」(厚生労働省, 2019b)は、「貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならない」との理念のもと、包括的な対策を位置づけている。

政府広報(2025)も指摘するように、親の収入の低さは、教育機会や就職に影響し、その結果、成人後も安定した収入を得にくく、世代を超えて貧困が継続する可能性があり、この問題を放置すれば、少子化と相まって社会全体の人材確保に支障をきたし、大きな社会的損失につながる。このように、子どもの貧困は、将来世代の生活基盤を脅かすだけでなく、社会的再生産や、国の持続可能性にも関わる重大な課題であるといえる。

#### (5) 貧困の世代間連鎖

子どもの貧困は、親から子へと世代を超えて受け継がれる傾向がある。生活保護の再受給も、その例である。厚生労働省(2021)は、生活保護世

帯で育った子どもが、成人後に再び生活保護を受給する傾向にあると報告している。道中（2009）によれば、その割合は約25%、母子家庭に限ると約40.6%に達している。

また、世帯所得にも連鎖がみられる。佐藤ら（2007）は、父親の所得と子の所得の関係を分析し、低所得層は低所得層へ、高所得層は高所得層へと連鎖する傾向を明らかにした。さらに、父親の所得が学歴、学歴が職業、職業が所得という地位達成過程にも影響しており、初期条件としての親の所得が大きな意味を持つことがわかっている。

学歴もまた、重要な要因である。鳶島（2011）は、親の学歴が、子どもの教育達成に強い影響を及ぼし、両親とも低学歴の場合と、両親とも高学歴の場合とで、子どもの大学・大学院進学率に約3.7倍の差があることを報告している。このように、所得、生活保護受給歴、学歴といった要因は、世代を超えて再生産され、貧困の連鎖を形成していくといえる。

#### (6) 子どもの貧困に関する施策

子どもの貧困は、深刻な社会問題として位置づけられ、国や自治体によって法律や支援策が整備されてきた。2013年に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、子どもの貧困により教育や医療、体験機会を奪われない社会を実現することを基本理念とし、2023年の改正で「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改称され、解消という目的がより明確に示された（厚生労働省、2024b）。また、同年に策定された「こども大綱」は、従来の複数の大綱を統合し、教育、生活、就労、経済の4分野にわたる包括的な支援方針を打ち出している。そこでは、幼児教育・保育の無償化、就学援助や奨学金、高校・大学における修学継続支援、居場所づくりや就労支援、児童手当や養育費確保の推進などが具体的施策として掲げられている（こども家庭庁、2023）。さらに、2015年に「生活困窮者自立支援法」に基づき開始された「子どもの学習・生活支援事業」では、生活困窮世帯の子どもに対して学習支援、生活習慣形成、仲間づくりや進学支援を行い、生活全般を支援する仕組みが整えられている（厚生労働省、2022b）。

#### (7) 貧困の連鎖が改善されない原因

法律や政策が整備されても、子どもの貧困率は依然として高水準にある。この背景には、学習支援事業の限界と家庭に潜在化する貧困があるとされる。前者については、厚生労働省（2023c）の調査で、多くの自治体が小中学校との連携に偏り、高校生以上への支援が乏しいことが明らかとなっており、進学後に支援が途絶えるケースが多い。後者については、支援事業が、生活保護や困窮世帯に限定されているため、「参加＝貧困」のレッテルを貼られることへの懸念や、家族自身が貧困を自覚しにくい構造が利用を妨げている。実際に、自治体の約4割が「支援を必要とする子どもは一定数存在するが、利用につながらない」と回答しており（厚生労働省、2023c）、田中（2016）もまた主観的認識と客観的状況の乖離を指摘している。これらの要因により、支援が行き届かず貧困の連鎖が解消されにくい状況が続くと考えられる。

## 2. 社会関係資本に関する先行研究

### (1) 社会関係資本・経済資本・文化資本と学力との関係

社会関係資本（ソーシャルキャピタル）は、人間関係を基盤とし、協調的行動を促進する資本である（柏木、2023）。Putnam（1993＝2001）はこれを「社会の効率性を改善する信頼・規範・ネットワーク」と定義し、①知らない人への信頼、②一般化された互酬性、③水平的ネットワーク、が重要になると述べている。一方、ブルデュー（1964＝1997；1970＝1991）は資本を、①経済資本（財・金銭）、②文化資本（趣味・教養・学歴）、③社会的関係資本（人脈・信頼）に分類した。経済資本は、マルクスの概念を基盤とし、文化資本はブルデュー自身が社会階層や生活様式を分析する中で発展させたものである（櫻井、2011；山田・野井、2022）。

教育分野では、社会関係資本が子どもの学力や教育達成に与える影響が注目されている。高田（2008）は、経済資本や文化資本に恵まれない子どもであっても、社会関係資本が活用可能であるとし、学校・家庭・地域の信頼と協力が学力向上に影響することを明らかにしている。露口

(2016) は、子どもの学習意欲が家庭内のつながりのみならず、教師や仲間との関係によっても説明されるとしている。

(2) 志水らによる「つながり格差」研究

志水ら (2012) は、「全国学力・学習状況調査」を用い、学力格差を「都会と田舎」から「つながり格差」として再定義した。1964 年は、教育娯楽費や大学進学率といった経済・文化資本が学力に影響したが、2007 年には持ち家率・離婚率・不登校率といった社会関係的な指標も重要となり、学力形成における「つながり」の影響が明らかとなった。

また、志水 (2011) は、社会関係資本を「個人財」として測定し、子ども自身の学力との関連を分析した。対象は、5 政令市の小学校 100 校で、保護者・教員調査も含む。児童への質問紙から、社会関係資本を反映する項目を抽出し、主成分得点を「子ども社会関係資本 (SC)」と定義している (表 1)。

志水らの分析の結果、経済資本・文化資本・子ども SC のいずれも、資本量が増えるほど学力平均点が高まる傾向が明らかになった (表 2, 図 1)。

さらに、重回帰分析では、経済資本・文化資本・子ども SC は、性別・学習時間・期待教育年

表 1 社会関係資本を構成する質問項目

子ども社会関係資本 (SC)
・家の人と学校での出来事について話をする。
・家の人とふだん (月曜日から金曜日)、夕食をいっしょに食べる。
・学校で友達に会うのは楽しい。
・友達との約束を守っている。
・住んでいる地域の行事に参加している。
・今住んでいる地域の歴史や自然について関心がある。

志水ら (2012) 表 2-10 (p.60) をもとに著者が作成

表 2 各資本×学力の平均

	経済資本	文化資本	子ども SC
下位群	56.3	54.9	60.5
中位群	63.9	64.3	65.2
上位群	70.6	72.3	68.2
上位群と下位群の差	14.3	17.4	7.6

志水 (2011) 表 2-5 (p.8) をもとに著者が作成

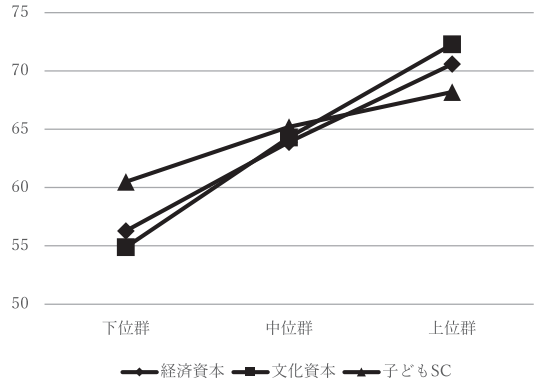
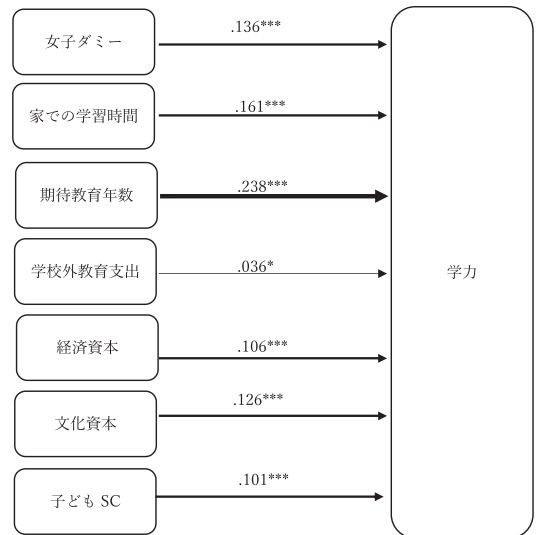


図 1 3つの資本×学力の平均  
志水ら (2012) 図 2-5 (p.64) をもとに著者が作成



\*\*\* =  $p < .001$ , \* =  $p < .05$

図 2 学力に対する各変数の影響力  
(標準化係数 β と有意確率)  
志水ら (2012) 図 2-6 (p.65) をもとに著者が作成

数を統制した後も、学力に有意な正の影響を与えていることがわかっている (図 2)。

また、経済階層ごとの SC の効果を比較した結果、経済階層下位の子どもでは、SC 下位群と上位群の得点差が最も大きく、社会関係資本が「学力のセーフティネット」として機能していることが示された (表 3, 図 3)。

以上のことから、社会関係資本は特に困窮世帯や生活保護世帯など、経済的に不利な状況にある子どもにとって有効に機能する可能性が示唆される。また、経済資本や文化資本に比べ、社会関係資本は直接的に貧富の格差を生みにくいという特

表3 経済階層×SC×学力

	SC 下位	SC 中位	SC 上位	SC 上位-下位
経済階層 下位	51.3	58.0	62.1	10.7
経済階層 中位	61.0	64.5	67.8	6.8
経済階層 上位	68.4	73.1	72.5	4.1

志水（2011）図 3-1（p.12）をもとに著者が作成

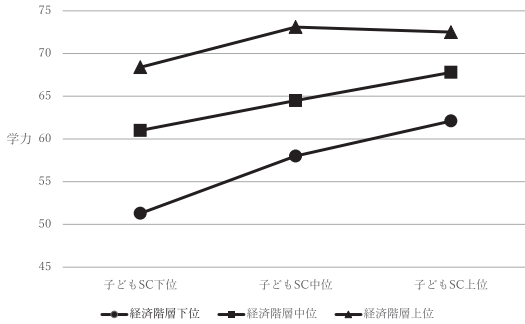


図3 経済階層ごとの学力×子ども SC

志水ら（2012）図 2-7（p.66）をもとに著者が作成

性を持つ。そのため、社会関係資本の活用は、子どもの貧困対策における有望な手がかりとなり得る。

本研究は、こうした観点から、子どもが保有する社会関係資本と学力の関連性を、最新データを用いて検証することを目的とする。社会関係資本は、地域レベルでも個人レベルでも論じられるが、本研究ではパットナムやブルデューの理論を手がかりに、「人間関係から生じる効果」に着目する。特に、志水（2011）および志水ら（2010; 2012）の研究から15年以上を経た現在においても、社会関係資本が学力形成に影響するのか、さらに経済困窮下にある子どもに対してその効果が確認されるのかを再検証する。

### Ⅲ. 研究方法

#### 1. 研究対象

本研究では、志水（2011）や志水ら（2010; 2012）が用いた全国学力テストのフォローアップデータ（個別データや質問紙調査の回答）にアクセスすることができなかったため、代替として経済協力開発機構（OECD）が実施する国際学習到達度調査（PISA）の最新データである PISA2022 を用いた。PISA は、義務教育修了段階にある 15

歳の生徒を対象に、学校で学んだ知識や技能を実生活の課題にどの程度活用できるかを測定する国際比較調査である。調査は、「読解リテラシー」「数学的リテラシー」「科学的リテラシー」の3分野から構成され、各回に1分野を中心分野として設定し、3年ごとに実施されている。認知テストに加えて、生徒質問調査、ICT活用調査、学校質問調査が同時に行われるのも特徴である。

PISA2022 には、81カ国・地域から約69万人が参加しており、日本では全国の高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校の1年生を対象に、2022年6月から8月にかけて実施された（文部科学省，2023c）。標本は、層化二段抽出法に基づき、第一段階で学校（学科）183校が、第二段階で5,760人（女子2,904人，50.4%；男子2,856人，49.6%）が抽出された。なお、PISAの調査データ（国立教育政策研究所，n.d.；OECD，n.d.）は一括で公開されており、認知テストの一部問題は再利用されるため非公開であるが、生徒質問表や学校質問表は全文が公開されており、誰でもダウンロードおよび利用が可能である。

#### 2. 研究指標

本研究では、OECDのホームページ（n.d.）からダウンロードした PISA2022 のデータを用いて、「学力」「経済資本」「文化資本」「社会関係資本」の4つの指標を構築し、さらに学力の規定要因として性別と週末学習時間を統制変数として加えた。それぞれの指標については、以下のとおりである。

##### (1) 学力

日本国内で行われる全国学力テストなどでは、各問題にあらかじめ配点が設定されており、それに基づいて得点が算出されるのが一般的である。一方、PISA調査のような国際調査では、項目反応理論（Item Response Theory）に基づき、回答

者の回答結果に応じて特性値を推計する方法が採用されている(廣田, 2023)。PISA調査では、各分野(読解リテラシー、数学的リテラシー、科学的リテラシー)のスコアとして、10個の「Plausible Values」(以下「PV」)が用いられている。数学のPVは、PISA2003の結果に基づき、平均500、標準偏差100となるように標準化されている(文部科学省, 2019)。ただし、PVは母集団の特性を測定するための値であり、個人の学習能力を直接示すものではない。そのため、PVを用いた統計分析では、複数のPVそれぞれに対して統計量を算出し、その平均を取る方法が推奨されている。これまでも、数学的リテラシーのPV1を学力指標として用いられ(神橋・大久保・永田, 2019)、読解力および数学的リテラシーそれぞれのPV1を学力の代理変数として用いられ(鴨志田, n.d.)した例がある。本研究においても、これらの先行研究にならい、PISA2022の中心分野である数学的リテラシーのPV1を「学力」の指標として採用することとした。

## (2) 経済資本

経済資本については、世帯収入が直接得られなかったため、家庭における生活資源の有無を代理変数とした。具体的には、自分の部屋、携帯電話(インターネット接続下で利用するものを含む)、家庭内のインターネット回線、家庭用ゲーム機、自分のパスポート、家庭の蔵書数の6項目を数値化し、合算して経済資本指標とした。特に、パスポートは発給に費用がかかるうえ、保有率が低いことから、海外旅行や留学を可能とする経済的余裕の象徴として位置づけられると考えた。また、蔵書数については、田端(2024)やPISA2018(国立教育政策研究所, n.d.)においても、社会経済的地位の有効な代理指標とされており、学習環境を反映する重要な要素と考えられる。

## (3) 文化資本

文化資本については、ブルデューの理論に基づき、PISA2022から得られる「客体化された文化資本」と「制度化された文化資本」によって構成した。前者は、楽器の所有数、芸術品の所有数、芸術や音楽・デザインに関する書籍数を用い、それぞれ段階的に数値化した。後者は、母親の最終学歴を、国際教育標準分類に基づいて1から10

(「小学生以下=1」から「大学院(博士課程)=10」)の尺度に数値化した。これらを合算して文化資本の指標とした。

## (4) 社会関係資本

社会関係資本については、志水(2011)および志水ら(2010; 2012)の枠組みを参照し、PISA2022の質問票から5項目を選出した。つまり、「家族で学校での出来事や成績について話し合う頻度」「家族と夕食を共にする頻度」「学校でよそ者だと感じる程度(反転項目)」「過去1年間に仲間はずれにされた頻度(反転項目)」「数学授業のグループワークに積極的に参加した程度」である。これらは、パットナムが定義する信頼・規範・ネットワークの要素に対応していると考えた。一部の項目は反転項目として処理し、数値化したうえで合算し、社会関係資本の指標とした。

## (5) その他

性別と週末の学習時間は、統制変数とした。性別は、男子を0、女子を1とするダミー変数に変換し、週末学習時間は「0=学習なし」から「8=7時間以上」までの9段階で符号化した。

## 3. 分析方法

分析には、IBM統計解析ソフトSPSSを使用し、3段階で検証を行った。第一に、各資本と学力の関係を明らかにするため、経済資本、文化資本、社会関係資本のスコアを3群(下位群、中位群、上位群)に分け、各群の学力平均を算出して比較した。第二に、社会関係資本の独立した効果を検証するため、学力を従属変数とし、経済資本、文化資本、社会関係資本に加え、性別と週末学習時間を投入した重回帰分析を行った。第三に、経済階層による効果の違いを確認するため、経済資本の水準ごとに社会関係資本を3群に分け、それぞれの学力平均を比較することで、特に経済的に不利な階層で社会関係資本がどの程度学力形成に影響するかを検討した。

## IV. 結果

### 1. 各資本と学力の関係

経済資本・文化資本・社会関係資本のスコアを、下位群・中位群・上位群に三分割し、各群の

表4 PISA2022の各資本×学力の平均

	経済資本	文化資本	社会関係資本
下位群	508.0 (n=1919)	514.3 (n=1807)	522.2 (n=194)
中位群	544.7 (n=2524)	539.8 (n=1832)	533.5 (n=253)
上位群	566.8 (n=1181)	554.3 (n=1970)	551.4 (n=146)
上位群と下位群の差	58.8	40.0	29.2

※学力 (PV1) の平均値は小数第2位を四捨五入

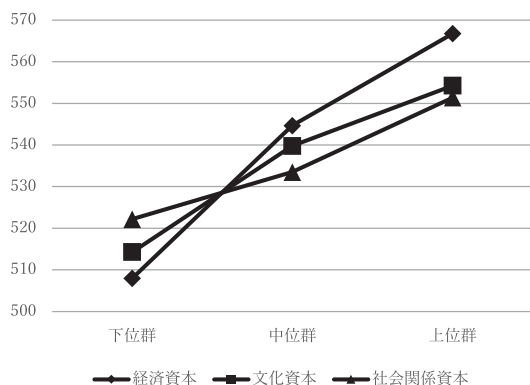


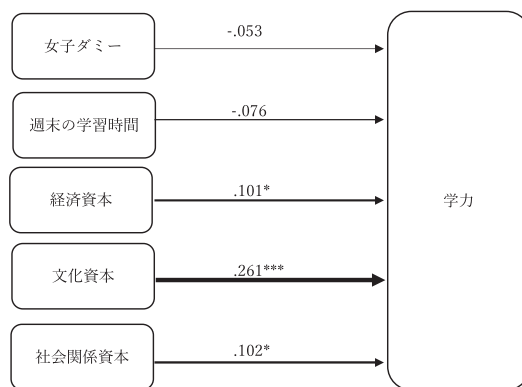
図4 PISA2022の3つの資本×学力の平均

学力平均を算出した。その結果、いずれの資本においても、スコアが高いほど学力平均が高くなる傾向が確認された (表4, 図4)。

この結果は志水らの結果と一致し、2022年データにおいても経済資本、文化資本、社会関係資本と学力との間に正の関連があることを再確認できた。さらに、上位群と下位群の差に着目すると、経済資本では58.8ポイント、社会関係資本では29.2ポイントであり、社会関係資本の差は経済資本の約半分にとどまっていた。この結果も志水らの結果と一致しており、経済資本や文化資本に比べ影響は相対的に小さいが、社会関係資本の豊かさは学力に有意に関連することが示された。

## 2. 社会関係資本の効果

社会関係資本の独自効果を検証するため、女子ダミー、週末学習時間、経済資本、文化資本、社会関係資本を独立変数に、学力を従属変数として重回帰分析を行った (図5)。分析の結果、回帰式全体は  $p < .001$  で有意であったが、決定係数は0.118と小さく予測精度は高くなかった。各変数の影響力を見ると、経済資本、文化資本、社会関



\*\*\* =  $p < .001$ , \* =  $p < .05$

n = 539, 調整済み R<sup>2</sup> 値 = 0.110

図5 PISA2022の学力に対する各変数の影響力 (標準化係数  $\beta$  と有意確率)

係資本はいずれも有意に学力に正の影響を与えており、特に、社会関係資本の標準化係数 ( $\beta = .102$ ) は経済資本と同程度の水準であった。つまり、社会関係資本は、他の要因を統制しても学力に独立した効果を持ち、経済資本と同等に影響することが明らかとなった。

この点においても、志水らの結果と一致している。ただし、志水らでは「家での学習時間」も学力に有意な影響を与えていたが、本研究での「週末の学習時間」には有意な影響はなかった。これは、PISA2022の質問項目が「デジタル・リソースの使用時間」に限定されており、学習全般を反映していないことが原因だと考えられる。

## 3. 経済階層による効果の違い

経済階層別に、社会関係資本の水準ごとの学力平均を算出した (表5, 図6)。その結果、すべての経済階層において、社会関係資本が高いほど学力が高くなる傾向が確認されたが、その上昇の仕方は経済階層によって異なった。

表5 PISA2022の経済階層×社会関係資本×学力

	社会関係資本 下位	社会関係資本 中位	社会関係資本 上位	SC 上位-下位
経済階層 下位	504.4 (n=58)	515.2 (n=87)	530.0 (n=48)	25.6
経済階層 中位	523.6 (n=97)	542.0 (n=120)	544.3 (n=63)	20.7
経済階層 上位	548.8 (n=38)	559.7 (n=33)	597.0 (n=32)	48.2

※学力 (PV1) の平均値は小数第2位を四捨五入

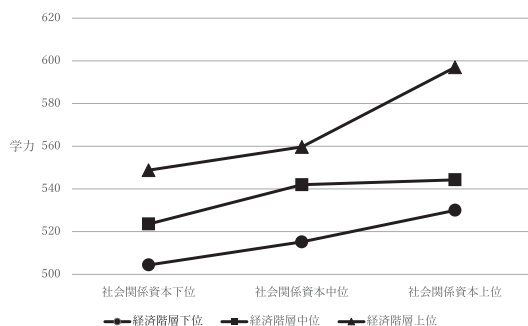


図6 PISA2022の経済階層ごとの学力×子ども SC

志水らによれば、「経済階層下層」における関連性が最も強く、差も大きかったのに対して、本研究では「経済階層上位」の社会関係資本上位群と下位群の学力差が最も大きくなった。この点については、上位群のデータにばらつきがある可能性も指摘できる。一方で、「経済階層下位」における差 (25.6 ポイント) は、「経済階層中位」 (20.7 ポイント) よりも大きく、経済的に不利な子どもにおいて社会関係資本がより強く関連する可能性も示された。

## V. 考察

本研究の結果を総合すると、第一に、社会関係資本を多く持つ子どもほど学力が高いこと、第二に、社会関係資本は経済資本と同程度に学力へ独立した効果を持つこと、第三に、経済階層上位で社会関係資本と学力との関連性が強く現れる一方で、経済階層中位と下位を比較すると下位でより強い関連が見られる可能性があることが明らかとなった。第一と第二の結果は、志水 (2011) および志水ら (2010; 2012) と同様の結果であり、15年後の最新のデータを用いても、社会関係資本と学力との関連性が持続していることを確認でき

た。一方、第三の結果については、志水らと異なり、経済階層上位においても強い関連が見られた点が特徴的であった。これは、佐藤ら (2007) が指摘する「富裕の連鎖」、すなわち経済的に豊かな環境で良好な人間関係が形成され、それが学力向上につながる可能性を支持する結果といえる。

また、経済階層下位と中位を比較すると、社会関係資本が低い場合には学力差が 19.2 ポイントと大きかったのに対し、社会関係資本が高い場合には 14.3 ポイントに縮小していた。このことは、社会関係資本が経済的格差に起因する学力差を緩和する「セーフティネット」として機能する可能性を示している。したがって、本研究は、志水らの研究を完全に再現するものではなかったものの、経済資本・文化資本に恵まれない子どもにとって、家族・友人・学校・地域とのつながりが、学力形成を支える重要な要素であることを改めて示したといえる。社会関係資本の活用は、貧困下の子どもへの教育支援において不可欠な観点であり、包括的支援の一環として政策的に位置づける意義があると考えられる。

## VI. おわりに

日本における相対的貧困率の高さは依然として大きな課題であり、学習機会や資金貸付といった直接的な支援のみでは十分な改善が得られていない。その背景には、根本的な阻害要因が存在することが考えられ、近年希薄化が指摘されるネットワーク、すなわち社会関係資本に注目する必要がある。本研究では、社会関係資本が学習機会や経済資本とは異なる側面から貧困の連鎖を防ぐ可能性を持つとの視点に立ち、2022年 PISA 調査の学力スコアおよび生徒質問調査をもとに、「学力」「経済資本」「文化資本」「社会関係資本」の4指

標を作成して分析を行った。

その結果、第一に、社会関係資本を多く持つ子どもほど学力が高いこと、第二に社会関係資本が経済資本と同程度に独自の効果を持つこと、第三に経済階層下位の子どもにおいて社会関係資本の学力への影響がより強く現れる可能性があること、第四に経済階層に関わらず社会関係資本の豊かさは学力向上と関連していることが明らかとなった。これらの知見は、経済的困窮家庭の子どもに対して、奨学金や給付金といった経済支援に加え、家庭・学校・地域社会における信頼関係や協働的な環境の構築を支援することが、学力向上に不可欠であることを示している。また、このような社会的つながりの強化は、困窮層に限らず、すべての子どもの学力を支える基盤となる可能性も確認された。

一方で、本研究は限界も有している。例えば、社会関係資本をいかに構築するかという実践的施策については十分に議論できず、また個人レベルに焦点を当てたため、地域社会全体の社会関係資本が子どもに及ぼす影響については検討が不十分であった。今後は、地域的なつながりや制度的支援を含めた、多角的視点から、社会関係資本と子どもの学力形成との関係を検証することが期待される。

#### 付記

本論文は、卒業研究論文「子どもの持つ社会関係資本が学力に及ぼす影響－社会関係資本を活かした貧困の連鎖の防止についての考察－」（牧野花音著、2024年度提出）を、Human Welfareに投稿するため大幅に加筆・修正したものである。なお、卒業研究論文は、2024年度人間福祉学部優秀卒業研究賞（あじさい賞）を受賞している。

#### 参考文献

- 柏木智子（2023）「ソーシャル・キャピタルの意義と学校教育の可能性」『とよなか都市創造』1, 13-22.
- 神橋彩乃・大久保豪人・永田靖（2019）「親子の関わりが子どもの学力にもたらす効果の推定」『行動計量学』46(1), 1-10.
- 鴨志田竜一（n.d.）「義務教育修了者の学力形成と学校要因」  
([http://user.keio.ac.jp/~nagakura/mitaronsotsuron/Ryui\\_chi\\_Kamoshida.pdf](http://user.keio.ac.jp/~nagakura/mitaronsotsuron/Ryui_chi_Kamoshida.pdf), 2025. 9. 5 最終閲覧)

- 櫻井義秀（2011）「ソーシャル・キャピタル論の射程と宗教」『宗教と社会貢献』1(1), 27-51.
- 佐藤嘉倫・吉田崇（2007）「貧困の世代間連鎖の実証研究－所得移動の観点から」『日本労働研究雑誌』49(6), 75-83.
- 志水宏吉（2011）「社会関係資本と学力－「つながり格差」仮説の再検討－」日本教育社会学会。  
([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/045/shiryo/\\_icsFiles/afidfile/2011/03/02/1299087\\_03.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/045/shiryo/_icsFiles/afidfile/2011/03/02/1299087_03.pdf), 2025. 9. 5 最終閲覧)
- 志水宏吉・高田一宏・鈴木勇・知念渉・中村瑛仁・古田美貴・岡邑衛・藪田直子（2010）「社会関係資本と学力－「つながり格差」仮説の再検討－」日本教育社会学会大会発表論旨集録, 368-373.
- 志水宏吉・高田一宏（2012）『学力政策の比較社会学 国内編』, 明石書店.
- 東京市町村自治調査会（2017）「第1章 子どもの貧困の背景・現状」  
(<https://www.tama-100.or.jp/cmsfiles/contents/0000000/667/1.pdf>, 2025. 9. 5 最終閲覧)
- 高田一宏（2008）「同和地区における低学力問題－教育をめぐる社会的不平等の現実－」『教育学研究』75(2), 180-191.
- 田中智子（2016）「家族に潜在化する貧困－所得、ケアをめぐる不平等」日本社会福祉学会 特定課題セッション III 報告。  
([https://www.jssw.jp/wp-content/uploads/special\\_session\\_n\\_3\\_16.pdf](https://www.jssw.jp/wp-content/uploads/special_session_n_3_16.pdf), 2025. 9. 5 最終閲覧)
- 田端健人（2024）「家庭の蔵書数はSES（社会経済的状況）の代替指標として適切か？－全国学力・学習状況調査、PISA、TIMSSの多面的分析による検証－」『宮城教育大学教職大学院紀要』5, 93-100.
- 露口健司（2016）「子どもを取り巻く「つながり」と学習意欲の関係－ソーシャル・キャピタルの視点からの分析－」『愛媛大学教育学部紀要』63, 1-12.
- 鳶島修治（2011）「教育達成・教育意識に対する親学歴の影響－両親学歴の組み合わせに着目して－」『平成23年度東北大学教育学部・教育学実習「統計的調査実習」報告書』pp.159-170.
- 戸室健作（2018）「都道府県別の子どもの貧困率とその要因－福井県に着目して－」『社会政策』10(2), 40-51.
- 廣田英樹（2023）「PIAACのPlausible Valuesの理解のために－Plausible Valuesを用いる理由とその算出方法－」『国立教育政策研究所紀要』152, 71-87.
- 道中隆（2009）『生活保護と日本型ワーキングプア 貧

- 困の固定化と世代間継承」, ミネルヴァ書房, pp.60-61.
- Bourdieu, P., & Passeron, J. C. (1964) *Les Héritiers: Les étudiants et la culture*, Editions de Minuit (pp.91-93) (=戸田 清・高塚浩由樹・小澤浩明 訳 (1997) 『遺産相続者たち－学生と文化』藤原書店)
- Bourdieu, P., & Passeron, J. C. (1970) *La Reproduction Elements Pour Une Theorie du Systeme D'enseignement*, Editions de Minuit (pp.228-229) (=宮島喬訳 (1991) 『再生産：教育・社会・文化』藤原書店)
- Putnam, R. (1993) *Making Democracy Work: Civic Tradition in Modern Italy*, Princeton University Press (=河田潤一訳 (2001) 『哲学する民主主義』NTT 出版)
- 山田直子・野井真吾 (2022) 「日本の中学生における多次元的資本, 生活習慣, 精神的健康の関連: 共分散構造分析を用いて」『日本幼少時健康教育学会誌』7, 69-81.
- 参考ホームページ**
- 厚生労働省 (2009) 「相対的貧困率の公表について」 (<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/10/h1020-3.html>, 2025. 9. 5 最終閲覧)
- 厚生労働省 (2019a) 「生活保護世帯の保護者・子どもの生活状況等の実態や支援のあり方等に関する調査研究事業 報告書」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000526290.pdf>, 2025. 9. 5 最終閲覧)
- 厚生労働省 (2019b) 「子供の貧困対策に関する大綱～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000581312.pdf>, 2025. 9. 5 最終閲覧)
- 厚生労働省 (2021) 「貧困の連鎖の防止 (安心・安全な社会の実現)」 ([https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/12syokan/dl/saisei\\_youbou\\_27.pdf](https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/12syokan/dl/saisei_youbou_27.pdf), 2024.10.10 最終閲覧)
- 厚生労働省 (2022a) 「令和3年度 全国ひとり親世帯等調査結果の概要」 ([https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/f1dc19f2-79dc-49bf-a774-21607026a21d/9ff012a5/20230725\\_councils\\_shingikai\\_hinkon\\_hitorioya\\_6TseCaln\\_05.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f1dc19f2-79dc-49bf-a774-21607026a21d/9ff012a5/20230725_councils_shingikai_hinkon_hitorioya_6TseCaln_05.pdf), 2025. 9. 5 最終閲覧)
- 厚生労働省 (2022b) 「困窮者支援情報共有サイト 子どもの学習・生活支援事業」 (<https://minna-tunagaru.jp/know/kids/>, 2025. 9. 5 最終閲覧)
- 厚生労働省 (2023a) 「2022 (令和4) 年 国民生活基礎調査の概況」 (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/dl/14.pdf>, 2025. 9. 5 最終閲覧)
- 厚生労働省 (2023b) 「高等学校等、大学等進学率の推移」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/001549824.pdf>, 2025. 9. 5 最終閲覧)
- 厚生労働省 (2023c) 「子どもの貧困の対応について」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/12501000/000974950.pdf>, 2025. 9. 5 最終閲覧)
- 厚生労働省 (2024a) 「令和5年度 被保護調査」 (<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=normal&toukei=00450312&tstat=000001206620&metadata=1&data=1>, 2025. 9. 5 最終閲覧)
- 厚生労働省 (2024b) 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」 ([https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=82ab3418&dataType=0&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab3418&dataType=0&pageNo=1), 2025. 9. 5 最終閲覧)
- 厚生労働省 (n.d.) 「国民生活基礎調査 (貧困率) よくあるご質問」 (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21-a-01.pdf>, 2025. 9. 5 最終閲覧)
- 国立教育政策研究所 (n.d.) 「OECD 生徒の学習到達度調査 (PISA)」 (<https://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/>, 2025. 9. 9 最終閲覧)
- こども家庭庁 (2023) 「こども大綱」 ([https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/f3e5eca9-5081-4bc9-8d64-e7a61d8903d0/276f4f2c/20231222\\_policies\\_kodomo-taikou\\_21.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f3e5eca9-5081-4bc9-8d64-e7a61d8903d0/276f4f2c/20231222_policies_kodomo-taikou_21.pdf), 2025. 9. 5 最終閲覧)
- 政府広報オンライン (2025) 「“こどもの貧困” は社会全体の問題 こどもの未来を応援するためにできること」 (<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202303/3.html>, 2025. 9. 5 最終閲覧)
- 文部科学省 (2019) 「OECD 生徒の学習到達度調査 (PISA) ～2018 年調査国際結果の要約～」 ([https://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/pdf/2018/03\\_result.pdf](https://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/pdf/2018/03_result.pdf), 2025. 9. 5 最終閲覧)
- 文部科学省 (2023a) 「令和4年度学校基本調査」 ([https://www.mext.go.jp/content/20221221-mxt\\_chousa01-000024177\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20221221-mxt_chousa01-000024177_001.pdf), 2025. 9. 5 最終閲覧)
- 文部科学省 (2023b) 「OECD 生徒の学習到達度調査 PISA」 (<https://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/pdf/2022/pamph.pdf>, 2025. 9. 5 最終閲覧)

文部科学省（2023c）「OECD 生徒の学習到達度調査  
PISA2022 のポイント」  
([https://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/pdf/2022/01\\_point\\_2.pdf](https://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/pdf/2022/01_point_2.pdf), 2025. 9. 5 最終閲覧)

OECD（n.d.）PISA 2022 Database (<https://www.oecd.org/en/data/datasets/pisa-2022-database.html>, 2025. 9. 9 最終閲覧)

## Child Poverty, Academic Attainment, and the Potential of Social Capital

Hanane Makino\*<sup>1</sup>, Sachi Ando\*<sup>2</sup>

### ABSTRACT

In Japan, child poverty and its intergenerational transmission remain persistent issues despite the implementation of various social policies. This study focuses on fundamental factors that cannot be fully addressed through direct measures such as providing learning opportunities or financial assistance to families in poverty. In particular, the study examines the potential role of social capital—an area that has gained increasing attention in recent years—in preventing the cycle of poverty. Using data from the 2022 Programme for International Student Assessment (PISA) by the Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD), four indices (academic achievement, economic capital, cultural capital, and social capital) were constructed and statistically analyzed with SPSS.

The results revealed four main findings. First, children with higher levels of social capital tend to achieve higher academic performance. Second, social capital exerts an independent influence on academic achievement comparable to that of economic capital. Third, the association between social capital and academic achievement appears to be stronger among children from lower economic strata than those from middle strata. Fourth, regardless of economic status, children with greater social capital consistently demonstrated higher academic performance. These findings suggest that fostering rich trust-based relationships and social networks among families, school, and peers can significantly contribute to academic achievement, not only for children in economically disadvantaged households but also for all children.

**Key words:** Child poverty, social capital, academic achievement gap, PISA 2022

\*1 Case Worker, Social Welfare Division, Nishi-Ku Office, Sakai City, Osaka

\*2 Associate Professor, School of Human Welfare Studies, Kwansei Gakuin University

## [研究ノート]

# アクティブ・シニアと福祉専門職との連携の可能性

—地方のシニア住民が都市部の大学生と地域・世代を超えて  
協働したオンライン・スタディツアーを例に—

安藤 幸\*<sup>1</sup>、西川 ハンナ\*<sup>2</sup>

### 要約：

本稿では、コロナ禍に実施された、地方のシニア住民が都市部の大学生とオンラインで交流・協働して課題に取り組んだスタディツアーの実践を通して、地域福祉におけるアクティブ・シニアの役割とソーシャルワーク実践への可能性を考察する。オンライン・スタディツアーでは、シニア住民が地域のホストとして都市部の大学生を迎え入れ、地域の課題についてともに学ぶ支援的役割を担った。その過程で、シニア住民自身が地域の価値や資源を再認識・再発見することになった。その後もシニア住民は主体性を発揮し、自主的に社会活動を展開し続けている。こうした実践は、アクティブ・シニアが社会参加の機会を得ることで潜在的能力を発揮しうること、また福祉専門職が側面的に支援することでソーシャルワーク実践の協力的なパートナーとなり得ることを示している。本稿は、地域連携における福祉専門職とアクティブ・シニアの協働の可能性を明らかにした。

キーワード：アクティブ・シニア、福祉専門職、地域連携のパートナー

## I. はじめに

少子高齢化の進行により、地域社会の縮小化・弱体化は一層加速している（内閣府 2024）。人々が住み慣れた地域で安心して健康に自分らしく暮らし続けられることは、地域福祉の基本理念である（厚生労働省 2008）。近年、地域包括支援の強化や重層的支援体制の構築に伴って、福祉専門職には地域における社会資源の開発や、地域を基盤としたソーシャルワーク機能の発揮がこれまで以上に求められるようになってきている（厚生労働省 2018；厚生労働省 n.d.；末永 2021）。しかし、複合化・複雑化する地域課題に対して、福祉専門職のみがすべての役割を担うことには限界がある。そのため、多様な担い手が分野や領域を超えて関わることが期待されている（厚生労働省 2019）この「多様な主体」には、地域住民も含まれる。なかでも、心身ともに活動的で地域参加に

意欲を持つ「アクティブ・シニア」の活躍に注目が集まっている（齊藤 2014；竹中ら 2018）。アクティブ・シニアは、これまで培ってきた経験や知識、多様な人的ネットワークを生かし、地域社会の主体として役割を担うことが、これからの地域課題解決にとって不可欠であろう。

本稿ではまず、コロナ禍において地方のシニア住民と都市部の大学生がオンラインで交流・協働し、地域課題に取り組んだスタディツアーの実践内容を検討する。行動が制限されたコロナ禍だからこそ、人々の役割や活動の設計が明確化された点に意義があり、その実践を改めて振り返ることは重要であると考ええる。この事例を手掛かりとして、ウィズ・コロナ時代に福祉専門職が連携を図るべき地域福祉の担い手として、アクティブ・シニアがソーシャルワーク実践において果たしうる可能性を考察する。さらに、今後の研究課題についても展望を提示する。

\*1 関西学院大学人間福祉学部准教授

\*2 創価大学文学部人間学科社会福祉専修准教授

この2人の著者は、本研究に等しく貢献し、共同筆頭著者となっている。

## II. 背景

### 1. 住み慣れた地域でアクティブに年を重ねる

超高齢化社会においては、長寿そのものに加え、いかに健康でアクティブに過ごせるかが課題とされている。世界保健機関（WHO）は、1997年に「アクティブ・エイジング」（世界保健機構2007）、2015年に「ヘルシー・エイジング」（World Health Organization 2021）の概念を提唱し、病気がない状態だけでなく、高齢期においても機能的能力や生活の質（QOL）を維持・向上させることが望ましいとした。これは、量的に寿命を延ばすことから、生活の質を高めることへの重点のシフトを意味する（有馬 2021；久保田ら 2021）。

こうした生き方の転換には、心身の健康維持に加えて、生きがい感の確保が不可欠である（近藤ら 2003）。特に、退職後のシニア住民にとっては、高齢期をより活動的なライフ・ステージと捉えることが必要になる。人や社会とのつながりのできる限り保ちながら生活することが、認知症リスクの低減、健康の促進、社会活動への参加、ウェルビーイングの向上、さらには死亡率の低下にまでつながることが、先行研究から明らかにされている（片桐ら 2010；河崎ら 2017；小塚ら 2021；中野 2017）。

シニア住民は、高齢化による地域課題の影響をもっとも直接的に受ける当事者でもある。シニア住民が社会活動に参加するためには、居住地との近接性が重要な要因となる（宍戸ら 2021）。身近な生活圏のなかに活動の場を設け、特定のテーマを掲げて有志を募ることで、新たな活動グループが生まれ、多様な担い手が活躍し始めるという。このような積極的な社会参加は、社会保障費の削減や健康・福祉の予防的効果にとどまらず、地域課題解決の鍵ともなりえる（三浦 2021）。

### 2. 社会資源としてのアクティブ・シニア

シニア住民の積極的な社会活動への参加は、地域コミュニティの活性化にもつながる（相良ら 2022；齊藤 2014）。その一例として、全国の地方自治体や社会福祉協議会が主体となって展開して

いる「シニア大学」が挙げられる。地域によっては「老人大学」「高齢者大学」「熟年大学」とも呼ばれ、教養講座や多様な活動機会を提供することで、地域のシニア住民に社会参加を促し、地域社会の一員として関わる人材を育成することを目的としている（村上ら 2012；塩谷 2006）。さらに、地域の主体形成を支援する取組として、多様な特性に応じた居場所づくり、災害時における高齢者世帯や単身高齢者への支援体制の整備、地域住民が街中で芸術文化に触れられる企画の実施など、住民同士のつながりを深める多様な活動が展開されている。

社会の高齢化がピークを迎えるとされる2040年頃には、住民の生活ニーズに応えるため、「公・共・私」の資源を組み合わせたベストミックス型の新たな連携が求められるとされている（総務省 2018）。その際、特に重要となるのが「私」の力である。地域に根ざして活動のキャリアを積み、住民からの信頼を得ており、さらに実行力・行動力・機動力を兼ね備えたアクティブ・シニアこそが、専門職と共同するパートナーとして大きな可能性を持つ存在であろう。

### 3. コロナ禍における地方のシニア住民とオンラインの活用

コロナ禍においては、人との社会的・身体的距離を保つことが推奨され、不要不急の外出が制限された（厚生労働省 n.d.）。人との交流頻度や社会活動への参加は、シニア住民のフレイル予防と密接に関連しているとされるが（小塚ら 2021）、感染症や重症化のリスクが高いシニア住民は、交流や外出の機会を失い、その結果、社会的孤立やフレイルの進行が深刻化したと報告されている（久保ら 2022；樋口ら 2023）。

コロナ禍の長期化は、人や社会とのつながりを希薄化させ、シニア住民の心身の健康に大きな影響を及ぼした（Fujiwara et al. 2022）。同居者以外との交流を、対面・非対面を問わず週1回以上行っていた者は、要介護状態や認知症になりにくかったことが報告されている（齊藤ら 2015）。シニア住民にとっては対面での交流が特に有効であるが、それが困難な状況では、オンライン・コミュニケーション・ツール（ICT）の活用により、非

対面であっても社会的孤立や心身の健康への悪影響を軽減し得た（中尾ら 2023）。また、オンラインであっても社会関係資本の形成は可能であり、その関係が対面でのつながりへと発展しうることが明らかにされている（Ando 2014）。つまり、初対面の人とオンラインで始まった関係であっても、将来的に対面での関係へと発展していくことも期待できるのである。

以上のことを踏まえて、コロナ禍においても地域課題を継続的に学ぶために、地方のシニア住民と都市部の大学生が交流・協働するオンライン・スタディツアーを企画・実施した。本研究では、シニア住民を地域における社会資源として位置づけ、ソーシャルワーク実践に活用しうる方途について考察することとした。

### Ⅲ. スタディツアーの経緯と展開

#### 1. 対象とする地域

本スタディツアーの対象地域は、人口約5万人弱の地方都市である。介護保険事業においては周辺6市町村と広域連合を組み、約20万人の住民を支えている。この地域は、明治期には製糸業、昭和期には精密工業によって栄えたが、現在では工場移転や駅周辺の空洞化、少子高齢化の進行といった課題に直面している。一方で、高原・湖・温泉といった豊かな自然環境や、神社を中心に育まれてきた歴史的・文化的資源に恵まれ、さらに都心からのアクセスも良好であることから、観光地として高い人気を有している。

#### 2. 地域におけるスタディツアー

「スタディツアー」という言葉は、もともと大学生の海外体験プログラムで用いられることが多い。藤原ら（2014）によれば、住民（ホスト）と参加者（ゲスト）との経済的・社会的・文化的関わりから相互作用が生じ、双方の意識や行動に変容がもたらされるとされる。参加者にとっては、住民との対話や交流を通じて社会参加、さらには働き方や生き方について考えるきっかけとなる。一方、住民にとっては日常的な出来事であっても、外部の参加者には新鮮で珍しい体験となることが多い。住民はその気づきを通じて、自らの地

域資源の価値を再認識し、地域で暮らす誇り、つまりシビックプライドを育むことができる（西川 2021）。

著者らは、2017年から継続してきたゼミ合宿を発展させ、大学生が地域課題に直接関わることを目的にスタディツアーを企画した。2018年には地域でのインタビュー調査を実施し、その成果を公民館や市の福祉大会で報告して住民にフィードバックし、意見交換を行った。こうした住民や地域活動団体との交流は、2019年には現地での開催（西川 2021）、そしてコロナ禍の2020年にはオンラインでのスタディツアーの開催（西川ら 2021）へとつながった。

#### 3. オンライン・スタディツアーの概要

これまでのスタディツアーをさらに発展させ、2021年に実施したスタディツアーは、シニア大学<sup>1)</sup>の学生（以下、シニア大生）が、都内2大学で主に福祉を専攻する大学生（以下、大学生）とオンラインで交流・協働し、地域の課題に取り組むことを目的とした。コロナ禍のため、シニア大生と大学生はZoomを用いて遠隔で交流した<sup>2)</sup>。スタディツアー開始の約1ヶ月前に課題を提示し、シニア大生と大学生それぞれ5～8名から構成されるチームを編成した。各チームが取り組んだ課題は以下の通りである。なお、スタディツアー全体では4つの課題を扱ったが、本稿ではシニア大生が関わった3つの課題のみを取り上げる。

##### 課題① 伝統食チーム

- ・ 地域の伝統食材の新たな魅力を発見し、「コロナ禍の健康を食で守る」をテーマとしたレシピを考案する。

##### 課題② 散策マップチーム

- ・ 「コロナ禍の地域住民の健康を守る」ため、フレイル予防を兼ねたシニア向け散策ルートを考案する。

##### 課題③ 地域体験箱チーム

- ・ 地域の特産品や資料を詰め込んだ「地域体験箱」の開発に向けた提案を行う。

スタディツアーは2021年8月19日（木）から22日（日）の4日間にわたり実施され、シニア

表1 オンライン・スタディツアーの日程と内容

日程	内容
8月19日(木)	
10:00~11:00	開会式(副市長挨拶、オリエンテーション、参加者自己紹介)
11:00~12:00	講義①「歴史と文化」(地域の協力者A)
	休憩
13:00~13:40	フィールドワーク① 地域のホテルにチェックイン(地域の協力者B)
13:40~14:00	フィールドワーク② 地域の福祉作業所から挨拶(地域の協力者C)
14:00~14:20	シニア大生のメンバー紹介
	休憩
14:30~15:20	課題②「コロナ禍の地域住民の健康を守る」(地域の協力者D)
15:20~16:20	課題①「コロナ禍の健康を食で守る」(地域の協力者E)
16:20~16:30	一日目のまとめ
8月20日(金)	
10:00~11:00	講義②「温泉とコミュニティ」(地域の協力者G)
11:00~12:00	講義③「グローバルから見たローカル」(教員A)
	休憩
13:00~14:00	課題③「地域の魅力をブランドに育てる」(地域の協力者G)
14:00~15:00	課題④「地域体験箱の開発に向けて」(地域の協力者H)
15:00~15:10	二日目のまとめ
15:10~	グループワーク
8月21日(土)	
午前中	グループワーク
13:00~13:30	大学生による地域活動の紹介
13:30~14:30	特別企画「シュリーマンと絹の道」(教員B)
14:30~14:40	三日目のまとめ
以降	グループワーク
8月22日(日)	
午前中	グループワーク
13:00~15:30	学生発表(講評:地域の観光課、シニア大生、地域の協力者など)
15:30~16:00	全体のまとめ、閉会式

大生23名(男性9名、女性14名;60代7名、70代15名、80代1名)、大学生20名、さらに3大学の教員4名がオンラインで参加した。ツアーでは、地域協力者による講義やバーチャル・フィールドワークを通して、地域固有の歴史・社会・文化・産業・特産品・価値観などへ理解を深め、各課題のグループワークに反映させた(表1)。

各課題のグループワークでは、大学生がシニア大生と協働しながら最終日の発表会に向けて準備を進め、以下の成果を得た。

#### 課題① 伝統食チーム

- ・ シニア大生は、地元の伝統食材を使った「健康御膳」を完成させ、そのレシピや調理風景の動画を大学生に提供した。大学生はそ

れらをまとめ、コロナ禍において心身を支える新たなメニューとして紹介した(写真1・2)。

#### 課題② 散策マップチーム

- ・ 地域に既存の散策マップを基盤に、シニア大生が実際に地域を歩いてまわり、再発見したおすすめの場所を写真や動画で記録して大学生に提供した。大学生はこれらの情報を整理し、地域の魅力を体験しながら歩ける散策ルートを提案した(写真3・4)。

#### 課題③ 地域体験箱チーム

- ・ シニア大生が地域の特産品や資料を自ら収集して、「地域体験箱(案)」を作成し、ツ

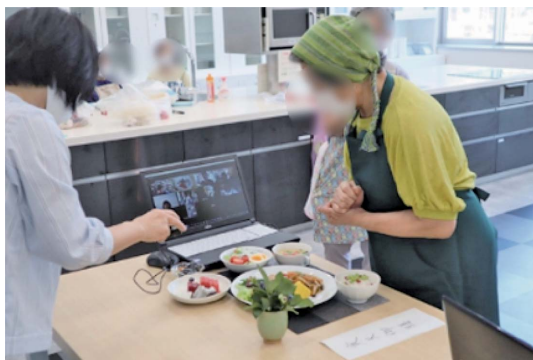


写真1 オンラインで完成料理を大学生に説明するシニア大生



写真2 シニア大生が完成させた健康御膳



写真3 街を歩き資料を集めるシニア大生



写真4 大学生と完成させた散策マップ



写真5 特産品や資料を詰めるシニア大生

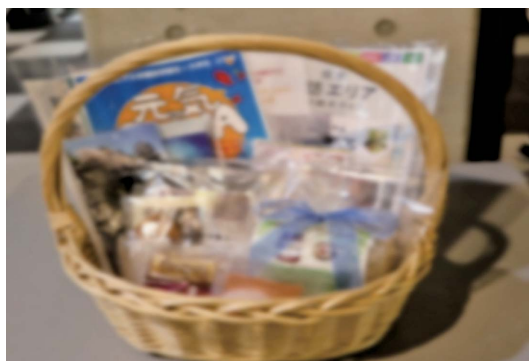


写真6 大学生と完成させた地域体験箱

アー参加者全員に事前に郵送した。大学生はこれを受け取った参加者を対象にアンケート調査を実施し、地域をより深く楽しむ「地域体験箱」の開発に向けた提案を行なった（写真5・6）。

最終日の発表会には、大学生とシニア大生に加え、地域の観光課職員や地域協力者が参加した。

大学生は各課題の成果を発表し、それに対してシニア大生や地域協力者が講評を行った。

#### 4. シニア大生からの声

スタディツアーの前後に Google Form を用いて、参加したシニア大生から無記名で意見を収集した<sup>3)</sup>。回答は、スタディツアー前に11名、終

了後に12名から得られた。

事前アンケートでは、参加理由として「シニア大学や知人から勧められた」「皆で協力して新たな活動に取り組みたい」といった声が挙げられた。一方で、世代間交流や大学生への地域理解促進への期待がある反面、「不慣れなオンライン・ツールの使用への不安」や「長時間の拘束による心身への影響」を懸念する意見も多く見られた。

事後アンケートでは、「地域の当たり前が魅力に変わった」との感想が寄せられ、地域の良さや魅力を新たに発見・再認識したことが示された。また、「どの課題も素晴らしかった」との評価が多く、世代間交流に加え、シニア大生同士からも多くを学んだことがうかがえた。課題達成に向けたスケジュール調整には困難があったものの、懸念されていたオンライン・ツールの活用については、「初めてのオンライン学習が楽しかった」と肯定的に捉える意見が大半であった。

さらに、多くのシニア大生は若者の豊かな感性や柔軟さ、発想力に感心し、良い交流ができたことへ感謝を述べていた。また、「発展的で良い企画だった」との評価とともに、「今後も街歩きを続けたい」「ボランティア活動に参加したい」「地域の魅力をさらに発信していきたい」といった前向きな意欲も示された。

#### 5. スタディツアーのソーシャル・インパクトとシニア大生のスタディツアー後の活躍

オンライン・スタディツアーは、そこで終了したわけではない<sup>4)</sup>。課題①で考案された地元の伝統食材を用いた健康御膳は、地元の食品会社の紹介メニューに採用された。課題②で作成された「散策ルート」は、地元ホテルのホームページに掲載され、一般に公開された。課題③の地域体験箱(案)は、大学生による改良とシニア大生による商品の入れ替えを経て完成し、後に地元のセレクトショップを兼ねた美術館において、期間限定で販売された。このように、シニア大生と大学生の交流・協働は、確かなソーシャル・インパクトを生み出した。

さらに、シニア大生の活動はスタディツアー終了後も発展を続けている。伝統食チームは、郷土料理の会を季節ごとに開催するようになった。散

策マップチームは、シニア大学祭でマップを紹介し、他のシニア大生を巻き込んで街歩きを続けている。地域体験箱の商品化は、とりわけ女性のシニア大生に大きな勇気を与えた。スタディツアーの成果発表シンポジウム<sup>5)</sup>では、シニア大生が自作の手芸品を販売する店舗を初めて出店し、店舗名を冠して自信をもって販売を行った。

このように、オンライン・スタディツアーにおいて地域のホストとして役割を果たしたシニア大生は、自らの地域資源の価値を再認識・再発見した。その後も、シニア大生は潜在能力を発揮し、自主的かつ主体性に社会活動を展開し続けている。

#### IV. 考察

オンライン・スタディツアーは、シニア大生にとって、一過性のイベントではなく、その後の社会活動へとつながるきっかけとなった。シニア大生の役割とその後の活躍から、地域活動におけるアクティブ・シニアの可能性を、以下の3点で整理する。

第一に、シニア大生が「脱弱者」として位置づけられる点である。オンライン・スタディツアーにおいてシニア大生は、地域のホストとしての役割を担い、これまでの人生経験やスキルを活かしながら都市部の大学生と協働して課題に取り組んだ。孫世代にあたる大学生との交流は、自らを「地域課題の解決に貢献できる人材」として再認識させるものであり(西川 2021)、新しいものを生み出す喜びや達成感を得ることもつながった。たとえ小さな成功体験であっても、自らの社会的役割や有用性を再確認することは、個人のエンパワメントに結びつくものである。

第二に、「主体性の醸成」である。シニア大生は、都市部の大学生に地域を知り、興味を持ってもらいたいという強い思いから、自分にできる協力のあり方を模索し、主体的に行動した。自分の力量や状況を踏まえつつ、地域のホストとして果たすべき役割を考え、実行に移した点は注目される。スタディツアーがオンラインで開催され、かつ交流相手が孫世代の大学生であったことも重要な点である。遠隔での交流により心理的安全性が

保たれ、安心して主体的な役割を発揮できたことも大きな要因といえる。今後、対面交流を行う場合にも、まずオンラインで顔合わせを実施するなど、信頼関係構築の初期段階に活用できる可能性がある。

第三に、「次への展開」である。オンライン・スタディツアーの経験は、シニア大生に自信と主体性をもたらし、その後の社会活動へと発展した。また、不足する知識や技術についても、交流・協働を通じて補いながら、新たな挑戦へとつなげていけることを楽しむ姿勢が見られた。これは、当初は他者から与えられた役割をこなす「操りの参画」であっても、次第にその役割を自らのものとし、主体的に目標を達成していく「主体的な参画」へと変容していったエンパワメントのプロセスを示している (Hart 1997)。

以上のように、アクティブ・シニアには、これまでに培ってきた経験・スキル・アイデア・人的ネットワークを活かし、ひとつの活動をきっかけに主体的に社会的役割を発揮できる潜在能力を持つ。アクティブ・シニアのエンパワメントは、個人的な社会参加を促すのみならず、地域社会全体のエンパワメントへと波及していくと考えられる。

## V. おわりに

本稿では、コロナ禍において地方のシニア住民が都市部の大学生とオンラインで交流・協働し、地域課題に取り組んだスタディツアーの実践をもとに、新たな地域福祉の担い手としてのアクティブ・シニアのソーシャルワーク実践における可能性について考察した。今回のオンライン・スタディツアーには、もともと社会活動に積極的なシニア大生が参加していたため、その成果を全てのシニア住民に一般化することはできない。また、地域特性がプログラム内容に強く影響しており、他地域で同様の再現が可能とは限らない。こうした限界はあるものの、本稿は地域連携のあり方を検討する上で重要な示唆を与えるものとなった。

これまでも、シニア大生の卒業後の社会参加の実態調査 (藤原 2014) や、シニア大生の精神的健康度に関する調査 (内田ら 2018) は行われ

てきた。しかし、社会福祉やソーシャルワークの観点から、シニア大学在学中および卒業後のシニア大生が地域社会へ主体的かつ継続的に関わる実態を明らかにした研究は見当たらない。今後は、地域社会におけるアクティブ・シニアの役割と機能の類型化や、福祉専門職が多様な主体とどのように連携しているかに関する調査など、さらなる研究が必要である。

今回のオンライン・スタディツアーで交流・協働したのは遠隔地の大学生であったが、地域に入る福祉専門職もまた、必ずしもその地域に地縁・血縁を持つ者とは限らない。福祉専門職が「ゲスト」として地域に入る際にも、「ホスト」である地域住民との関わりは極めて重要となる。その点で、全国的に展開されているシニア大学は注目すべき地域資源である。地域課題に取り組む福祉専門職にとって、アクティブ・シニアの存在とその可能性は、着目すべき有効な社会資源であるといえる。地域のアクティブ・シニアが社会参加できるきっかけをつくり、福祉専門職が側面的支援を行うことによって、アクティブ・シニアは地域の課題を共に解決する地域連携のパートナーとなるだろう。

## 謝辞

オンライン・スタディツアーの実施にあたり、協力いただいた対象地域の皆様に、改めて心より感謝申し上げます。また、本研究は、令和3年度北野生涯教育振興会研究助成の一部により遂行されたものです。この場を借りて、深くお礼申し上げます。

## 付記

本研究の一部は、日本社会福祉士会第31回大分大会(2023年7月2日)において、著者らが「地域課題に向けたアクティブ・シニアとの連携～アクティブ・シニアの持つポテンシャルに着目して～」と題したポスター発表を行なった。

## 注

- 1) 本スタディツアー実施にあたっては、対象地域のシニア大学から全面的な協力を得た。
- 2) 参加に際しては、シニア大生および大学生に対して、スタディツアーの目的や趣旨、それぞれの役割について説明を行い、十分な合意形成を経た上で協力を得た。

- 3) 本アンケートは、著者らが所属する機関の教育的調査に関する倫理規程に基づき、スタディツアー参加教員がアンケートの内容および実施方法について倫理的な妥当性を確認したうえで実施した。アンケートでは属性に関する最低限の情報(年齢・性別・参加課題)のみを収集し、回答者の個人照合は行わなかった。本稿では、実施場所やシニア大生および地域協力が特定されない範囲で、地域に根ざした特有の学びを紹介するために必要な情報の提示を試みた。なお、参加した大学生の地域参加意識の変容に関する結果については、安藤ら(2023)を参照されたい。また、本スタディツアーのもとになる前年の取組については、Ando et al. (2025) に詳しい。
- 4) 2021年のオンライン・スタディツアーの実施およびその後の進展については、2022年7月7日発行の報告書にまとめた。
- 5) 2022年3月20日(日)に、現地にてシンポジウムおよびワークショップを開催し、オンライン・スタディツアーの実施報告とともに、地域の紹介や物品の販売・展示を行った。

## 引用文献

- Ando, S. (2014). "An effect of online and offline social capital on Japanese immigrants' acculturation to American culture". *Asian Journal of Social Sciences and Humanities*, 3(4), 1-9.
- Ando, S., & Nishikawa, H. (2025). "Study tour goes online: Developing community-based social work competence during COVID-19". *Human Welfare*, 17(1), 93-104.
- 安藤 幸・西川ハンナ (2023) 「遠隔から地方のシニアと協働して地域課題に取り組むオンライン・スタディツアー—都市部の大学生が地域社会に関わることに對する意識に着目して—」『日本社会福祉教育学会誌』27・28, 72-88.
- 有馬教寧 (2021) 「高齢者の就労と生きがいに関する研究の現状と課題」『日本労務学会誌』21(3), 92-102.
- 藤原博史 (2014) 「高齢者大学を卒業したシニアのプロダクティブ・エイジングに関する研究」『佛教大学教育学部学会紀要』13, 147-158.
- 藤原孝章・栗山文弘 (2014) 「スタディツアーにおけるプログラムづくり～『歩く旅』から『学ぶ旅への転換』」『国際理解教育』20, 42-50.
- Fujiwara, Y., Nonaka, K., Kuraoka, M., Murayama, Y., Murayama, S., Nemoto, Y., Tanaka, M., Matsunaga, H., Fujita, K., Murayama, H., & Kobayashi, E. (2022). "Influence of "face-to-face contact" and "non-face-to-face contact" on the subsequent decline in self-rated health and mental health status of young, middle-aged, and older Japanese adults: A two-year prospective study". *International Journal of Environmental Research and Public Health*, 19(4), 2218.
- Hart, R. (1997). *Children's participation: The theory and practice of involving young children in community development and environment care*. UNICEF.
- 樋口大輔・田中繁弥・村山明彦・齊藤高介・篠原智行 (2023) 「新型コロナウイルス感染症流行下における地域在住高齢者の健康状態とその推移の類型化」『日本老年医学会雑誌』60(2), 158-167.
- 片桐恵子・菅原郁子 (2010) 「社会参加と地域への溶け込みの関連—地域での社会的ネットワークの及ぼす影響に着目して—」『応用老年学』4(1), 40-50.
- 河崎素乃美・谷口隆晴・増本康平・近藤徳彦・岡田修一 (2017) 「アクティブエイジングプロジェクトにおける住民交流ネットワークの解析」『応用数理』27, 13-20.
- 厚生労働省「国民の皆さまへ(新型コロナウイルス感染症)」([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html#yobou](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html#yobou), 2025. 8. 30 最終閲覧)
- 厚生労働省 (2019) 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」(地域共生社会推進検討会) 最終取りまとめ ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_51648.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_51648.html), 2025. 8. 30 最終閲覧)
- 厚生労働省 (n.d.) 「重層の支援体制整備事業について」(<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/jigyou/>, 2025. 8. 30 最終閲覧)
- 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 地域福祉係 (2008) 「地域における「新たな支え合い」を求めて—住民と行政の協働による新しい福祉—」(<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/03/s0331-7a.html>, 2025. 8. 30 最終閲覧)
- 厚生労働省 社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会 (2018) 「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割などについて」([https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-S-eisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000199560.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-S-eisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000199560.pdf), 2025. 8. 30 最終閲覧)
- 小塚美由記・村田貴子・白幡亜希・手嶋哲子・佐美靖 (2021) 「地域に根差した高齢者健康づくり教室の役割—新型コロナウイルスによる社会活動自

- 肅期間におけるアンケート調査からの検討-」『北海道文教大学研究紀要』24, 45-55.
- 近藤 勉・鎌田次郎 (2003) 「高齢者向け生きがい感スケール (K-I 式) の作成および生きがい感の定義」『社会福祉学』43 (2), 93-101.
- 久保温子・大田尾浩・八谷瑞紀・大川裕行・溝田勝彦ほか (2022) 「新型コロナウイルス感染症流行下での地域在住高齢者の身体組成と生活機能の変化」『理学療法さが』8 (1), 43-48.
- 久保田貴文・加藤みずき (2021) 「将来予測の困難な時代における高齢者の QOL 向上を実現させるための社会参画プラットフォーム構築」『経営情報研究』25, 35-39.
- 三浦宏子 (2021) 「SDGs フレームワークに基づく Healthy Ageing 評価の動向」『保健医療科学』70 (3), 235-241.
- 内閣府 (2024) 「令和7年版高齢社会白書 (全体版) (PDF 版)」 ([https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2025/zenbun/07pdf\\_index.html](https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2025/zenbun/07pdf_index.html), 2025. 8. 30 最終閲覧)
- 中尾風沙・瀬尾采子・戸村友美・石附史帆・刀稱華未・平野美千代 (2023) 「新型コロナウイルス感染症流行下における都市部在住男性高齢者の社会的孤立と ICT および人付き合いとの関連」『日本公衆衛生看護学会誌』12 (2), 99-108.
- 中野 聡 (2017) 「アクティブエイジング-豊かな高齢化社会をめざして-」『豊橋創造大学短期大学部研究紀要』34, 49-64.
- 西川ハンナ (2021) 「スタディツアーにおける地域介入の理論と方法」『ソシオロジカ』45 (1-2), 23-43.
- 西川ハンナ・安藤 幸 (2021) 「地域に根ざした学びとソーシャルインパクト~コロナ禍のオンライン・スタディツアーを例に~」『日本社会福祉教育学会誌』24, 3-19.
- 村上くみ・百瀬ちどり (2012) 「シニア大学参加者の社会とのかかわりとその関連要因」『東北福祉大学研究紀要』36, 31-42.
- 斉藤雅茂・近藤克則・尾島俊之・平井 寛 (2015) 「健康指標との関連から見た高齢者の社会的孤立基準の検討 10年間の AGES コーホートより」『日本公衆衛生雑誌』62 (3), 95-105.
- 齊藤ゆか (2014) 「アクティブ・シニアのエンパワメントをめぐる課題」『日本福祉教育・ボランティア学習学会研究紀要』29, 6-20.
- 相良友哉・村山洋史・高橋知也・西中川まき・藤原佳典「介助補助・保育補助人材として就労意向を持つ高齢者の特性」『日本公衆衛生雑誌』69 (10), 779-789.
- 宍戸邦章・吉野智美 (2021) 「高齢者の地域社会への包摂に関する研究」『大阪商業大学共同参画研究紀要』2, 43-64.
- 塩谷久子 (2006) 「熟年大学」『生涯学習研究 e 辞典』 (<http://ejiten.javea.or.jp/contentd908.html>, 2025. 8. 30 最終閲覧)
- 末永和也 (2021) 「社会資源開発の学びに関する考察-社会福祉士養成テキストの教授方法の視点から-」『日本福祉大学社会福祉論集』145, 1-19.
- 世界保健機関 (2007) 『WHO「アクティブ・エイジング」の提唱 -政策的枠組みと高齢者にやさしい都市ガイド』, 萌文社.
- 総務省 自治体戦略 2040 構想研究会 (2018) 「自治体戦略 2040 構想研究会 第二次報告~人口減少化において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか~」 ([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000562117.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000562117.pdf), 2025. 8. 30 最終閲覧)
- 竹中真希子・伊藤大貴・稲垣成哲 (2018) 「アクティブシニアによる ICT を活用した社会貢献および学習共同体の形成」『日本科学教育学会研究会研究報告』33 (2), 123-128.
- 内田勇人・袁 泉・井上靖子・篠原光児 (2018) 「高齢者大学受講者における精神的健康度の実態とその関連要因」『兵庫県立大学環境人間学部 研究報告』20, 53-60.
- World Health Organization. (2021). Decade of healthy ageing: baseline report. Summary.

Possibilities for Collaboration between Active Seniors  
and Social Work Professionals:  
An Online Study Tour as a Case of Cross-Regional  
and Cross-Generational Engagement between Rural Seniors  
and Urban University Students

Sachi Ando\*<sup>1</sup>, Hanna Nishikawa\*<sup>2</sup>

ABSTRACT

This paper explores the potential roles that rural active senior citizens can play in community-based social work practice, drawing on insights from an online study tour in which rural seniors and urban college students engaged in interactive collaboration. Conducted during the COVID-19 pandemic, the study tour positioned senior citizens as local hosts who actively supported urban students, enabling them to learn about their community issues together in a virtual setting. Through these interactions, the seniors re-identified and re-discovered the values and strengths of their own community. Even after the program, they continued to demonstrate agency by voluntarily initiating new social activities. These findings suggest that when provided with meaningful opportunities, senior citizens can act as active agents of community change. This study highlights the potentials of active seniors to serve as collaborative community partners alongside social work professionals.

**Key words:** Active seniors, social work professionals, collaborating community partners

\* 1 Associate Professor, School of Human Welfare Studies, Kwansei Gakuin University

\* 2 Associate Professor, Department of Human Studies, Faculty of Letters, Soka University

(These two authors are equal contributors to this work and designated as co-first authors.)

## [研究ノート]

# 社会福祉系進路希望学生に対する就職支援： 福祉系キャリアナビの取り組みから

竹 森 美 穂\*1、平 井 亜里砂\*2、織 田 佳 晃\*3

### 要約：

日本では長らく福祉・介護人材の人材不足が続いている現状がある。福祉分野での労働環境の改善に向けた取り組みは行政や福祉系事業者団体等によって進められているが、ソーシャルワーカー養成を担う福祉系4年制大学でも学生に対して福祉分野の魅力伝えていくことが求められる。

本稿では、関西学院大学人間福祉学部実践教育支援室による福祉系就職支援の取り組みを整理し、2024年度に試験的に実施した「福祉系キャリアナビ」参加団体へのアンケート結果から、福祉系4年制大学による福祉系分野の就職支援に関する課題を検討した。結果を踏まえ、福祉系団体にとって学生と直接対話する機会の確保は需要が高い事、企画運営にあたっては就職支援専門部署との協働が求められる事、大学と福祉現場との一層の協働が求められる事などの課題を示した。

キーワード：福祉系4年制大学、福祉系就職支援、キャリア支援

## I. はじめに

人口減少の局面にある日本において、各産業での人材不足が大きな課題となっている。福祉分野においても福祉・介護従事者の慢性的な人手不足が指摘されており、厚生労働省は2007年に新しい「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（新人材確保指針）を告示し、介護・福祉人材の安定的な確保に向けて策を講じるとした（厚生労働省2007）。新人材確保指針では、「就職期の若年層から魅力ある仕事として評価・選択されるようにし、さらには従事者の定着の促進を図るため、『労働環境の整備の推進』を図ること」が盛り込まれた。しかし事態の好転は難しく、厚生労働省（2024）は職業安定業務統計などのデータを参照しながら、2010年代以降の人手不足は、現に生じている欠員の補充ができないことに起因する「長期かつ粘着的」な人手不足であると指摘している。

労働環境の改善に向けては、国や地方公共団体、労働関係団体等による取り組みが進められているが、福祉系4年制大学でも学生に対して福祉分野の仕事の魅力伝えていくことが求められる。実際に、社会福祉を学ぶ学生にとってソーシャルワーク実習での体験は福祉分野への就職意向に大きな影響を与えている（日本ソーシャルワーク教育学校連盟2023）。同調査では、回答者の20.1%が就職活動もまた福祉分野への就職意向に影響を与えたと回答しており、実習を経て就職活動を本格化させる中で様々な分野の求人企業・団体と出会い自分自身のキャリアを見つめ、福祉分野への就職を意識していることがうかがえる。このことから、福祉分野の人材確保については安定的な福祉サービス供給に向けて、福祉系4年制大学での就職支援の意義と課題を整理する必要性が浮かび上がる。

そこで本稿は本学人間福祉学部実践教育支援室が取り組んできた福祉分野の就職支援を整理し、2024年度に実施した「福祉系キャリアナビ」に

\*1 関西学院大学人間福祉学部助教

\*2 関西学院大学人間福祉実習助手

\*3 関西学院大学非常勤講師

参加した法人等へのアンケートの結果をふまえ、今後の福祉系4年制大学における福祉分野の就職支援に関する課題を考察する。

## II. 社会福祉系学生のキャリア選択と専門職養成教育

就職先選びにおいて学生が何を重視しているのかに着目してみると、他学部も含む大学4年生の就職活動では、学生の9割以上が福利厚生を重視しており、特に住宅補助や社員寮の有無などの住宅関連の支援や、リモートワーク、フレックスタイム制の有無などの柔軟な働き方を求めていることが示されている（キャリアスタサーチ 2024）。

一方、福祉系の学生ではどうか。日本ソーシャルワーク教育学校連盟が「2022年度社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験」受験者に対して実施した調査によると、回答者の94%が常勤職員として定年まで働ける正規雇用での就職を希望しており、内定済み、または既に就労済みの者の94%が正規雇用で採用されている。就職予定先の運営主体は社会福祉協議会を除く社会福祉法人が40%、医療法人が15%、福祉職採用の公務員が11%となっており、社会福祉協議会の5%を加えると71%を福祉・医療系法人で占めている。国家試験受験者の多くは福祉系就労につながっていることが見て取れる。さらに同調査では、社会福祉系学生が就職先選びにおいて重視することとして、やりがいがあり64%、次いで労働時間や休日の取得が43%、給料・賃金が42.8%、良好な人間関係が41.9%、福利厚生の充実が37.5%となっており、賃金休日取得も含めた福利厚生とやりがいのどちらも重視している様子がうかがえる。

福祉系学生への就職意向に関する近年の先行研究としては、小松・内田（2016）が相談援助実習を終了した大学生に対するインタビュー調査の質的分析を行っている。その結果、福祉系学部への能動的な進学動機や自分の意向に合った実習先での実習、ポジティブな実習体験などが福祉職への就職意向を高めると示している。また、ヴィラゲ・金子・脇野ら（2019）は、卒業生の進路状況と社会福祉士国家試験の合格状況データを比較、

考察し、国家試験の合格に向けては専門職種への就職意欲が重要であると指摘した。これらの調査は、実習と国家試験、そして就職活動が学生にとって密接にかかわっていることを示している。

廣森（2021）は地方福祉系4年制大学の学生や卒業生へのインタビュー調査の結果から、職業選択において本人の属性（出身地や出身家庭など）がキャリア選択に影響を与えており、地方の福祉系4年制大学で学ぶ学生にとって、大学で学び資格を取得することが、地元志向、県外指向どちらの学生にとっても意味のあることであると指摘している。鄭・小林・小山内ら（2018）は地方の医療福祉系大学の学生のキャリア・生活指向と就職先選択および地元就職との関連を、量的調査をもとに検討している。その結果、地元志向の高さや、やりがいがあり、教育体制が整った就職先を志向していることが示された。

地方においては学生の地元志向の高さを活かし、就職先で学生自身がキャリアデザインを描くことのできる職場環境を地域全体で作っていくことが求められるといえる。一方、都市部に近い本学は、学生の就職先選択の傾向が異なることが予測され、地域の特性もまた学生の就職動向を探る際に重要な視点となりうることを示している。

以上のように、学生に対して調査を行い、就職意向や動向を探ろうとする調査はあるものの、大学の福祉系就職支援や、福祉法人あるいは事業所の採用活動に着目した論文は、筆者らの探す限り見当たらなかった。福祉系の人材確保は介護士や保育士を中心に論じられることが多いが、ソーシャルワーカー養成を担う福祉系4年制大学の学生の就職意向に対して、採用側がどのような課題を認識しているのか、あるいは大学がどのようにキャリア支援をしているのかも併せてみていく必要がある。

## III. 福祉系就職支援セミナーの経緯と展開

### (1) 初期の取り組み（2006～2009年度）

本章では本学人間福祉学部実践教育支援室がこれまで実施した福祉系就職支援セミナーの概要を整理する。2006年度から社会福祉学科生を対

象とした「福祉系就職支援セミナー」がスタートし、記録が残っているのは2007年度以降である。当初は年2回（実習後の10～11月、就活開始の1月）開催され、福祉職の理解促進と就職活動支援を目的としていた。講師には学内のキャリアセンター職員、福祉領域に就職した卒業生、福祉人材センター職員などを迎え、領域横断的な情報提供と実践的なアドバイスが行われた。

しかし、課題として①低学年への啓発不足、②授業と連動しない日程設定、③単発開催による継続性の欠如が指摘された。これらを踏まえ、2008年度からは秋学期の毎週木曜日に連続セミナーを実施し、卒業生による相談会も取り入れたが、領域ごとに細分化した結果、参加者数が低調となる回もあった。翌2009年度は規模を縮小し、4回の開催となった。

### (2) 多様化と試行錯誤（2010～2015年度）

2010～2013年度は年1～2回の開催へと縮小し、登壇者も県社会福祉協議会の運営する福祉人材センター職員や内定者に限定した。また、2014年度からは会場を梅田キャンパスへ移し夜間に開催した。障害福祉や行政職など、より具体的な就職先に焦点をあてた会も開催され、実務に即した内容へと変化した。2015年度には、昼休みを活用した障害領域 OBOG との座談会、行政職員による講演会など、時間・テーマともに多様化が進んだ。

### (3) 定型化と継続（2016～2023年度）

2016年度以降、セミナーは年間4回に整理され、「福祉系就職活動の進め方」（9月）、「卒業生による実際報告」（10月）、「公務員福祉職採用説明」（12月）、「内定者による試験・就活体験談」（3月）という定型スケジュールが確立された。COVID-19 パンデミックの影響で一部中止を余儀なくされた時期もあったが、18年間にわたり試行錯誤を重ねながらも継続して実施している。

### (4) 課題と新たな取り組み（2024年度）

2006年度からの取り組みに対する学生の参加人数を表1に示した。COVID-19以降、特に参加者の減少が著しく、OBOG会では参加学生数が

表1 福祉系就職相談セミナー参加者の推移

実施年度	行政の話参加者	内定者の話参加者	卒業生の話参加者	キャリアセンター人材センターの話参加者
2007			71	17
2014	17	22	57	
2015			24	
2016	10	23		
2017	15	10	28	23
2018	14	11	10	14
2019	12	0	21	47
2020			27	
2021				
2022	12	10	8	21
2023	10	5	5	10
2024			5	

※2008～2013年度及び斜線の箇所はデータなし。

登壇者数を下回る事態も発生した。これを受け、2024年度には次の3つを企画した。1つはキャリアセンターによるオンデマンド形式の就職活動ガイダンスで、2つ目として10月にOBOGによる「福祉系就職の実際」セミナーを実施した。さらに試験的な取り組みとして、11月に対面式の合同就職相談会「福祉系キャリアナビ」を実施した。次章では「福祉系キャリアナビ」を中心に取り上げる。

## IV. 福祉系キャリアナビの概要と実際

### (1) 企画の目的と設計

「福祉系キャリアナビ」は、セミナー参加者の減少や参加団体の偏りという課題を背景に、新たな就職支援イベントとして2024年度に試験的に企画された。主な目的は①福祉専門職志望の学生に対し、就職活動の流れや求人情報を提供する。②社会福祉課題に関わる多様な法人（一般企業も含む）の紹介を通じて、福祉以外のキャリアも視野に入れた就職支援をする。③全学年対象イベントとし、低学年からのキャリア意識醸成と早期の進路形成を促す、以上3点である。

本学の実習先として関係のある法人等へチラシを郵送しアンケートフォームにて出展を募った。また学生にはメールや掲示、ゼミ経由でのチラシ

配布によって広報を行った。イベントは11月13日(水)・20日(水)15:00~18:30の2日間、本学教室にて対面形式で実施し、1団体1長機のブース配置を基本とした。

## (2) 当日の参加状況

各法人は自施設のPRのためパンフレットやスライドを使用しての個別相談の実施に加え、本学出身職員が同行する団体もあった。参加団体は2日間で36法人、延べ54団体(13日:30団体、20日:24団体)にのぼり、領域内訳は、行政4、社協6(延べ)、医療5、児童5、障害22、高齢10、NPO2団体であった。一方、参加学生数は延べ92名で3年生が63名(約64%)、2年生が23名、4年生・大学院生が各3名であった。学科別でみると社会福祉学科81名(88%)が参加の大半を占めたが、社会起業や人間科学、他学部からも少数参加があった。

## V. 出展団体へのアンケート調査の概要と結果

本章では上述の「福祉系キャリアナビ」の出展者を対象に行ったwebアンケート調査について述べる。このアンケートはイベントの満足度や改善点、福祉業界が抱える新卒採用の課題を尋ねる項目で構成した。出展団体担当者にアンケート実施の趣旨を説明し、アンケートフォーム(Microsoft Forms)のURLをメール本文に添えて回答への協力を依頼した。なお、依頼の際にはアンケートの目的を説明し、回答は任意であること、回答をもってアンケートに同意することを説明した。回答は無記名とし、メールアドレスの収集も行わなかった。得られたデータは統計的に処理をし、個人や団体が特定できないように配慮した。なお、本調査は関西学院大学人を対象とする行動学系研究倫理委員会の倫理承認を得て実施した(No.2025-09)。

調査期間は2024年11月21日から11月30日までであり、対象団体数は36団体、回収率は72.2%(26団体)であった。

### (1) 回答者層

回答者の事業領域は、障害15件、高齢10件、児童7件、医療、救護、行政、地域福祉がそれぞれ2件、生活困窮、外国人、社協1件であった。一法人が多領域に事業を展開している例もあり、必ずしも前節の領域内訳とは一致しない。障害、高齢、児童に偏っているが、出展者自体の領域に偏りがあったため、その傾向を反映しているものと思われる。また件数は少ないが、多様な領域からの回答が得られたことも特徴である。

出展日程については、11月13日、20日両日が12件(46%)、13日のみが9件(35%)、20日のみが5件(19%)であった。

### (2) イベントへの満足度と運営上の課題

#### ① イベントの全体評価と意義

満足度は、「出展について」「来場者数」「来場者層」の3つの観点で尋ね、選択肢として「非常に満足している」「やや満足している」「どちらともいえない」「あまり満足していない」「全く満足していない」の5件法を用いた。「出展について」と「来場者層」についての満足度は、「非常に満足している」「やや満足している」の合計が7割を超えた。また、今後同様のイベントが開催された場合に参加したいと回答した団体は92%(24件)となっており、今後の継続的な開催に対する強い期待がうかがえる。この参加意向の高さは、イベントの満足度と紐づいていると考えられる。

今後の参加意向について「参加したい」と答えた理由について具体例を以下に示す。

「ブース出展で個別に話ができただけ、学生の知りたい内容に応じて話ができた。」

「学生さんたちと話す機会、福祉系への就職意欲等、実際に肌で感じる事が出来るため貴重な機会だと思っています。」

このように、学生と直接、個別に話すことができる機会を持つことができることが団体としてはメリットとして感じられていることがうかがえる。また、他にも学生が気軽に参加できること、法人にとっては若手職員が理解を深める機会となること、他団体の取り組みを参照できることが挙げられた。すなわち、福祉に関心を持っている、就職を目指している学生と直接的な接点を持てる

ことに加え、団体内部にとっての意義もあったことがうかがえる。

### ②イベントの課題と改善点

一方で、「来場者数」についての満足度は「非常に満足している」「やや満足している」の合計が35%にとどまり、「どちらともいえない」が38%、「あまり満足していない」「全く満足していない」の合計が27%となっている（図1）。この結果は、出展すること自体や来場学生の質には満足しているものの、実際に来た学生の数が少なかったという課題を反映しており、多くの団体が来場者数の少なさを改善するための具体的な要望を寄せた。

自由記述形式で寄せられた意見・要望では、イベントの意義に加えて、来場者数の満足度とも関わる課題、今後のイベントをより効果的なものにするために重要な事柄が提起された。課題については、「開催時間や日程」「会場やブース配置」「ルール設定と運営」「参加者に関する要望」の4項に整理し、次以降に述べる。

### ③開催時間や日程

ここでの課題としては、開催時間と授業時間の調整の必要性が挙げられる。主なターゲット層であり、同年度にソーシャルワーク実習を終えた3年生は、開催時間の前半の時間帯には社会福祉士国家資格指定科目に該当する授業があった。そのため学生の来場が後半の時間帯に集中した。学生が授業を欠席することなくイベントに参加できる

よう、授業スケジュールに考慮した結果であったが、出展者側からすると、学生があまり来ないという印象を持つ結果になった。

### ④会場やブース配置

会場の雰囲気やブース配置に関する改善要望も多く寄せられた。複数の教室に分かれて開催されたことに対し、「一つの大きな会場で実施してほしい」、「外から様子が見えにくく、入室をためられた学生もいたのではないか」といった声があった。これは、学生が気軽に立ち寄れるオープンな雰囲気づくりが重要であることを示唆している。

また、ブース配置については、事前に配置情報を知らせてほしいという要望や、分野別にブースを分けてほしいという意見があった。さらに、「ブースによっては奥まっていることで立ち寄りにくい雰囲気だった」といった意見や、配置による装飾の公平性に関する指摘があった。これは、出展団体間での公平性の問題であるだけでなく、学生が多様な団体に触れる機会を奪っていた可能性を示唆している。このような会場やブース配置に関する困難に対して、学生と出展者が公平に交流できるよう時間ごとに入れ替えるターム制の導入といった要望もあった。

他方で、実践教育支援室が中心となって実施するイベントであるため、予算ならびに使用できる教室には大きな制限があった。学内で使用可能な広い空間は、実践教育支援室が使用する場合には

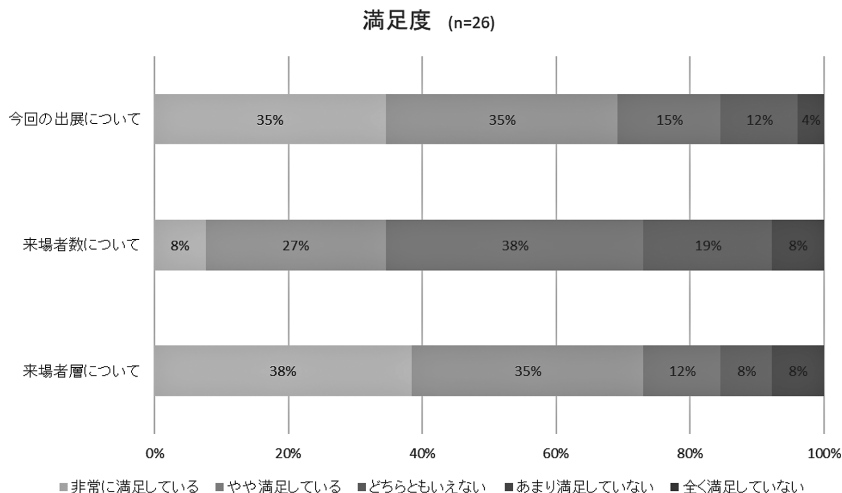


図1 出展者のイベント満足度

相応のコストがかかるほか、貸し出し対象が制限されたり、優先順位が設けられ確実に会場を確保することが難しい事情があった。また、授業外の企画であるため教室の確保も困難で、イベントに適した会場準備には限界があった。

#### ⑤ルール設定と運営

イベントの円滑な運営を求める声も複数あった。特に、「積極的な勧誘活動（ブースから出て学生を呼び込むなど）への制限が必要」という意見は、学生が複数のブースを落ち着いて回れる環境づくりの重要性を示している。学生が安心して各ブースを訪問できるよう、一定のガイドラインを設け、出展者間で共有することが必要である。また、土足禁止の会場であったにもかかわらずスリッパの準備がなかったことや、出展者への挨拶が不足していたことなど、基本的な運営面での改善点も指摘された。これらは、実践教育支援室がキャリアイベント運営を専門とする部門ではないため、限られた人的資源や経験の中で対応していたことに起因する部分が多い問題であった。

#### ⑥参加者に関する要望

③開催時間や日程とも関連するが、来場者数の少なさは多くの出展団体が共通して感じた課題であり、主催者側への改善要望として強く表れた。主なターゲット層への参加を促す方法以外にも、参加者を増やすための工夫として「他学部にも広げてほしい」、「1、2年生の参加を促してほしい」という意見も見られた。これは、人間福祉学部の学生に限らず、キャリア形成の初期段階から福祉分野に興味を持つ学生を増やし、将来の就職選択肢として意識してもらいたいとの採用者側の意向の表れであろう。

今回のイベントの広報は人間福祉学部の学生を対象にした Kwic（関西学院公式ポータルサイト）での通知、学部内および実践教育支援室の掲示にとどまった。しかし、事前に人間福祉学部以外の学生から参加可能か問い合わせがあり、実際に他学部生の参加も見られた。このことから、学部を超えた広報は十分に検討の余地がある。

## VI. 福祉系キャリアが抱える課題

今日の福祉業界が新卒採用活動においてどのよ

うな課題やニーズを抱えているのかを知り、大学としての福祉系キャリア形成の支援のあり方を探ることを目的として、アンケートでは「新卒採用活動について、課題に感じておられることがあれば、差支えない範囲で教えてください。」という設問を設けた。本章では、この設問への回答を整理しながら新卒採用活動における課題を整理する。

### (1) 人材不足と母集団形成の困難さ

最も多く挙げられたのは、「そもそも福祉分野を志す学生が少ない」という根本的な問題である。「就職先として福祉を選ぶ学生が少ないこと、大学で福祉を学ぶ学生が少ないことなどが課題として考えられます。」「労働者人口の減少に加えて福祉職を選択する学生が減少していることを憂えています。」といった声や、新卒に限らず「福祉業界は基本的に若い方の人材不足だと常に感じています。」という声が目立った。すなわち、福祉を専門に学ぶ人間福祉学部の学生であっても、福祉現場への就職を選択しない割合が増加しており、福祉職を希望する学生数の減少により、十分な応募者を集めることに苦労している実情が明らかになった。

また、人材確保の難しさは内定辞退の多さにも表れている様子である。アンケートでは、「民間企業または政令指定都市など大きな自治体に就職される方が多いイメージで、内定辞退が多い現状に課題を感じています。」「内定辞退への対応優秀な学生ほど複数の内定を得るため、内定承諾後の辞退リスクが高くなっています。」といった声があった。福祉以外の一般企業に就職する学生が増え、福祉現場を選ぶ学生が少なくなっているという声は、福祉業界が他の業界との人材獲得競争に苦慮していることを示している。さらに、同じ福祉系の中でも人気のある機関に応募が偏ることなども、福祉系法人や団体の採用活動における母集団形成の難しさとして浮き彫りになった。

### (2) 学生との接点確保と採用活動のリソース不足

福祉職を目指す学生の減少に加えて、福祉職を目指す学生との接点の持ちにくさという課題も指摘されていた。「学生との接点を持てる機会（福

社系の就職フェア等) や、フェアへの参加学生が減っている。」「就職を希望している学生に情報を届ける方法が見いだせていない点です。」「就職サイトや専門の企業が窓口になっており、そちらに登録しないと学生にリーチできない状況になっていると思います。」といったことから、就職を希望する学生に知ってもらう機会を十分に確保できていない現状がうかがえる。このような状況で、今回の学内イベントのように、学生と直接顔を合わせ、法人の実践や職員の人柄を伝えることができる機会は、非常に貴重であるとの反応が大きかった。

また、「採用活動の時間と人的リソースの確保 日常業務と並行して採用活動を行うため、十分な時間と人員を割くことが難しい状況です。」という回答があった。法人や機関によっては、採用活動に特化した専任の担当者を置くことが難しいことが予想され、採用活動の質や量に影響を与えていると考えられる。

## Ⅶ. 本学における今後の福祉系キャリア支援の展望

今回のアンケート結果は、「福祉系キャリアナビ」が出展団体にとって学生との接点を持つ機会となり、一定の成果を挙げたことが示唆されている。特に、参加学生の質に対する満足度が高いことは、福祉を学ぶ学生が持つ専門性や福祉への高い関心が、出展団体から評価されていることを物語っている。しかし、会場や時間の制約といった運営における課題の指摘や、福祉業界の抱える人材獲得を巡る課題を踏まえて、今後の本学におけるキャリア支援に求められていることを検討する。

### (1) 福祉系キャリアナビの改善と学内連携

先にイベントの改善点としては、「開催時間や日程」「会場やブース配置」「ルール設定と運営」「参加者に関する要望」の4つの観点によって整理を行った。今回は、実践教育支援室が中心となって実施するイベントであったため、予算や場所の確保、専門性、広報に関する大きな制限があった。

これらの課題を克服し、イベントをより効果的なものにするためには、学内での連携を強化することが不可欠であると考えられる。イベント運営をより効果的に行うためには、キャリアセンターなど就職支援に関する専門部署との連携が不可欠である。専門部署のノウハウやリソースを活用することで、会場や日程の調整、ルール設定、学生動線の管理など、運営の細部にわたる配慮が可能となる。また、広報においても、人間福祉学部にとまらず、他学部へも対象を広げることで、来場者数の増加や、多様な学生との接点創出が期待される。今後は、十分な予算と専門知識を持つ部署との連携体制を構築し、円滑かつ効果的なキャリアイベントの実施を目指すことが求められる。

### (2) 多様なキャリアパスの保障と学部横断的な支援

社会福祉士養成のみに焦点を当てないキャリア支援も重要である。本学人間福祉学部では、社会福祉学科生でも社会福祉士の資格取得を目指さない学生が多数在籍していることに加え、カリキュラム上、社会福祉士や精神保健福祉士の資格取得ができない社会起業学科と人間科学科も擁している。一方、採用段階で有資格者や資格取得見込み者以外でも採用している法人もあることから、資格は目指さないが福祉に関心を持つ学生や、異なるキャリアを模索する学生も気軽に参加しやすくする工夫も求められている。

大学は、福祉分野でのキャリアを志向する学生だけでなく、より幅広い進路を保障する視点でイベントやプログラムを企画する必要がある。福祉の学びが一般企業や他の分野でどのように活かせるかを示すことは、学生の選択肢を広げ、福祉分野への関心人口を増やすことにもつながる。今回のイベントでは、実際に他学部からの参加があったことや、出展団体からはアンケートで、「福祉、心理、教育と近接の学部学科で学ぶ学生がいらっしゃる貴校で学部横断的な就職説明会なども検討いただけるとよいのではと考えます」といった声も寄せられており、学部横断的なキャリア支援へのニーズは学生からも、団体からもあると言えるだろう。

### (3) インターンシップの再構築と大学の連携強化

福祉系キャリアナビのイベントを設けることは別に、インターンシップについての意見もあった。「実習後の継続的学習機能とリクルーティング機能をインターンシップ（報酬を出すかどうかは法人の任意）に埋め込んでいくことを一つの仕組みにできないものか」といった声などである。ヴィラーク・金子・脇野ら（2019）でも実習と職業選択が密接に関連していることは報告されており、実習を単なる資格取得のための通過点ではなく、学生が現場の魅力を体験し、キャリア選択の動機を形成する重要な機会として捉えられるよう、養成機関である大学に何ができるのかを考える必要がある。本学においては、ソーシャルワーク実習とは別に、4年次にインターンシップという形式での実習プログラムも設けられている。しかし、その履修者は決して多くないこと、インターンシップの起源は社会福祉士が国家資格化される以前の性質に基づいており、現状との間でミスマッチを起こしている可能性も指摘できよう。こうした背景から、現状の制度や学生のニーズに即した形でのインターンシップの再構築が求められる。

## VIII. まとめ：連携によるキャリア支援の再構築へ

今回のアンケート結果は、本学が実施したキャリアイベントが、出展団体にとって学生との貴重な接点となり、一定の成果を上げたことを示している。しかしその一方で、会場や時間の制約といった形式的な問題点、そして福祉業界全体が抱える構造的な課題も指摘された。これらを克服するには、部署横断的な連携と、大学と福祉現場の協働が一層求められる。本稿はイベント出展者のアンケートから考察を試みたが、出展団体の規模や領域によって採用活動における課題に異なりがみられることも十分考えられる。また、学生が福祉分野の就職をどのように認識しているかは調査ができておらず、本学における福祉系就職支援の現状と課題を十分に捉えることができていない。社

会福祉士および精神保健福祉士養成を担う本学において、福祉系分野への就職支援の体系的な調査が求められる。

なお 2025 年度は昨年度の実践をふりかえり、まずは学生自身のキャリアビジョンについて学生自身が語り合う機会が求められるとの考えで、福祉系キャリアナビの開催を見送ることとなった。本学学生の実情を踏まえた福祉系就職支援について、今後も継続的な取り組みと評価が求められる。

### 参考文献

- ヴィラーク ヴィクトル・金子麻美・脇野幸太郎ほか「社会福祉系学生の進路傾向と国家資格取得状況 希望及び決定進路と社会福祉士国家試験」『長崎国際大学論叢』19, 111-124.
- キャリアサーチ（2024）「2025年卒 2024年4月1日時点の就職活動調査～福利厚生を重視する学生は9割に～」『生涯総合福祉』898, 9-10.
- 厚生労働省（2007）「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の見直しについて」（[https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku\\_jouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/fukusijinza\\_i.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku_jouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/fukusijinza_i.pdf), 2025. 03. 26）.
- 厚生労働省（2024）「労働経済の分析－人手不足への対応－」（<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/roudou/24/dl/24-1.pdf>, 2025. 03. 26）.
- 小松智子・内田若希（2016）「福祉職への就職意思に影響を与える要因の質的検討－相談援助実習を終了した大学生へのインタビュー調査を通して－」『日本保健福祉学会誌』23(1), 1-13.
- 齋佳紅・小林昭子・小山内豊彦ほか（2018）「地方の医療福祉関連大学で学ぶ学生のキャリア・生活指向と就職先選択の関係－青森県調査－」『日本ヒューマンケア科学会誌』11(1), 28-36.
- 日本ソーシャルワーク学校連盟（2023）「2022年度社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験受験者への進路意向等アンケート調査結果（現役学生5,700人の進路意向）」（[https://jaswe.jp/researchpaper/20230301moshi\\_jukensha\\_report.pdf](https://jaswe.jp/researchpaper/20230301moshi_jukensha_report.pdf), 2025. 03. 26）.
- 廣森直子（2021）「専門職養成は属性を超えて若者のキャリア選択に影響を及ぼすか－地方の福祉系大学生・卒業生へのインタビューから－」『青森保健医療福祉研究』3(2), 41-52.

# Challenges in Employment Support for Welfare Professions: A Case Study of Kwansei Gakuin University

Miho Takemori\*<sup>1</sup>, Arisa Hirai\*<sup>2</sup>, Yoshiaki Oda\*<sup>3</sup>

## ABSTRACT

In Japan, a chronic shortage of personnel in the welfare and caregiving sectors has persisted for many years. Although governmental agencies and welfare-related organizations have promoted initiatives to improve working conditions, four-year welfare universities that train social workers are also expected to convey the attractiveness of the welfare field to students. This paper reviews the employment support efforts implemented by the Practical Education Support Office of the School of Human Welfare Studies at Kwansei Gakuin University. It examines issues related to career support in the welfare sector based on survey results from organizations that participated in the “Welfare Career Navigation” pilot program conducted in 2024. The program was designed to provide opportunities for welfare organizations and students to connect with the aim of supporting students’ career development in welfare-related fields. The survey findings identified several challenges. First, welfare organizations expressed a strong need for opportunities to engage in direct dialogue with students. Second, effective planning and management of such initiatives require collaboration with specialized career support departments within universities. Third, stronger cooperation between universities and welfare workplaces is needed to enhance the effectiveness of employment support.

**Key words:** four-year welfare university, employment support initiative, career development, welfare sector

\* 1 Assistant Professor, School of Human Welfare Studies, Kwansei Gakuin University

\* 2 Field Work Coordinator in Human Welfare, Kwansei Gakuin University

\* 3 Lecturer, Kwansei Gakuin University



# 2025 年度人間福祉学部報

## ■社会福祉学科

2025 年度の社会福祉学科の実践教育については、ソーシャルワーク実習 51 名、精神保健福祉援助実習 1 名、学校ソーシャルワーク実習 1 名、人間福祉フィールドスタディ 8 名となっています。ここ数年、4 回生実習を履修する学生が減少傾向にあります。3 年前からソーシャルワーク実習が 240 時間に増え、それで十分と感じているのではという意見も聞きます。いずれにしても、社会福祉士養成実習のあり方について再考する時期に来ているということで、今年度秋学期から、学科の教育や実習について教員同士で自由な意見交換ができる場として「サロン」が開催されるようになりました。

### 今井小の実

今年度は研究演習Ⅰが 5 名、研究演習Ⅱは 9 名で、従来比較的、学生数が多かったゼミなので戸惑いも感じてきたが、幸い学生に恵まれ、真面目で包容力のあるクラスに助けられてる。思えば関学での最初のゼミは 5 名からのスタートで、来年度この学生たちと関学を卒業すると考えると、不思議なめぐりあわせだと思う。卒業に向けて地域での生活にゆっくりと舵を切りたいと考えているが、やり残したこともあってなかなか踏み切れない。

### 池埜聡

2025 年度は、教育面では 3 名の大学院生たちの他県における泊まり込みのデータ収集、そして学部ゼミ生たちの卒業論文への取り組みに伴走する日々でした。研究面では、トラウマ、ソーシャルワーク、マインドフルネス、そしてオンコロジーをキー概念に 2 冊の書籍出版に向けた取り組みと論文作成に明け暮れました。また、今年度から災害復興制度研究所の研究費を得て、災害時の高齢者福祉施設における情報共有に関する予備調査を大分県 DMAT および現地 NPO 法人と共同研究を開始しています。

### 大瀧透

医学一般の講義を担当させていただいています。医療系に進むとは必ずしも限らない学生へのアプローチを意識しながら、将来的に何らかの形で役立つようにしたいと考えています。また、医学のみでは解決できない諸問題がますます表面化してきた現状においての方策を皆様と共に考え、具現化していきたいと思います。また、保健館での学校保健／産業保健の業務と共に今後も邁進していきますので、宜しくお願いいたします。

### 川島恵美

2025 年度のゼミは、3 回生 14 名、4 回生 16 名でした。この 3 回生が川島ゼミ 25 期生ということで最後のゼミ生となります。3 回生は春学期の基本的コミュニケーションに続いて秋学期はグループプロセスの学びを進め、4 回生はアサーショントレーニングに続き、その後は卒業研究に取り組みました。今年は早めに仕上げ、最後のゼミの時間にゆっくりとお互いを理解し合う演習を実施したいと考えています。研究成果としては、T グループのフォローアップ研究の最終成果を学会発表しました。

### 藤井博志

研究演習Ⅰのゼミ状況を報告します。春学期は 3 グループに分かれて共同研究を行いました。テーマは各グループで決めましたが、グループ活動を通してゼミの仲間づくりが進みました。その他、月間読書会で社会的排除、若者の抑圧について話し合いました。さらに、1 回一人ずつ新聞切り抜き報告を行い、各自の関心記事にもとづいた発表とディスカッションを行いました。秋学期は「暮らしづくりネットワーク北芝」でのフィールドワークと卒論テーマ探しも兼ねて個人研究を続けています。

### 畠山由佳子

市区町村におけるこどもとその家族に対する家庭支援を中心に国内・国外で調査研究をしています。また、こどもにとっての「つながり」である「パーマネンシー」概念についても研究関心を広げています。この夏はフランス共和国にてケア

リーバー追跡調査についてのヒアリング調査を行いました。ゼミでは、前半は映画やゲストスピーカーを招いてこども家庭福祉について学ぶ機会を、後半は「ちがいのちがい」「正しいことって何？」や「フェイクニュースの作り方」などのワークを通して、「情報やデータから考察する」ことについて学ぶ機会を持ちました。

#### 馬場幸子

2025年度は特別研究専念期間をいただきました。昨年度まで行っていたスクールソーシャルワーク関連の研究のまとめ、今年から新たに始めた Moral Injury 関連の研究、7年目に入った児童養護施設の自立支援に関する研究と、3つの研究を同時に進行させています。研究に専念できるこの期間を有効に活用して、来年度に報告ができるように取り組みたいと思います。また、来年度は学生たちと授業やゼミでの活動を共にすることも楽しみにしています。

#### 松岡克尚

3年ゼミは自分たちで選んだテーマでは夏季オープンキャンパスで研究発表を行い、次は12月の障害者週間企画に向けて準備を進めています。今年11月に開催される東京デフリンピックと関連付けて、2026年3月にデフアスリートを本学に招待しての交流会を開催する予定です。4年生は9月に卒論の中間報告会を実施し、進捗の相互確認を行い、お互いに励ましあうことができました。今は、卒論へのモチベーションを高めてその執筆の真ただ中です。院生は5月に日本福祉大学との合同研究会を開催、8月に宮津で合宿を行いました。障害学会、社会福祉学会への参加を通して、それぞれの研究を一步一步進めています。私自身はこれまでと同じく、府県や市の障害計画策定、手話言語、障害者差別解消の取り組みに関わる機会を得て、大いに刺激を受けています。

#### 李善恵

3回生は「人間関係の依存」「子どもの心理」、「外国人差別」、「地域活性化」といったキーワードごとにグループを分け、それぞれ調べた内容をゼミ合宿で発表しました。また、課外活動として、外国にルーツをもつ子どもへの学習支援を行っている「神戸賀川記念館」や、在日コリアン高

齢者向けのデイサービスを実施している「さらんばん（東大阪市）」にも訪問しました。4回生は、自分の関心のあるテーマを卒業論文としてまとめる作業に積極的に取り組んでいます。特に、自分の夢を叶えるための第一歩となる就職活動も無事に終えたので、残り少ない大学生活を思いきり楽しんでほしいです。

#### 李政元

李ゼミでは、社会調査の基礎として量的調査手法を学び、データに基づく実証的研究力を養います。ゼミ生は各自、社会福祉に関するテーマを設定し、社会問題の解明や政策提言を目指して卒業研究に取り組みます。その過程で、統計学の基礎から応用まで必要な知識を身につけ、調査データの分析や結果の解釈を行う力を実践的に学んでいます。

#### 安藤幸

今年のゼミでは、3・4年生が学年を越えて交流しました。奈良県山添村でのフィールドワークや地域活動を通じ、学生が主体的に取り組む姿に驚かされました。その経験から、地域や福祉のあり方、人と社会のつながりなどに新たな関心が広がったようです。私自身も「アートを介したソーシャルワーク」をテーマに研究を始め、アートの可能性と福祉の未来に向き合った一年でした。今後の教育・研究・実践への展開がとても楽しみです。

#### 風間朋子

今年度は長距離移動が頻繁だったこともあり、手持ち無沙汰な時間を読書に充てることができました。例年よりも研究以外の書籍を多く読むことができたように思います。特に印象に残ったのは、窪田新之助著『対馬の海に沈む』と栗田シメイ著『ルポ秀和幡ヶ谷レジデンス』です。テーマは異なるものの、いずれも「みんなで安心して暮らす」ことが安易に損なわれ、その回復がいかに困難であるかを突きつけられる内容でした。世相もあり、安心と安全について、例年以上に学生と考えた1年でした。

#### 林真帆

2025年度のゼミ活動は、生命倫理における福祉的課題について、グループ学習を通じて理解を深めました。また、現任のMSWの講話をもと

にこうした課題へのソーシャルワーク実践を学びました。さらに、別府医療センターの見学とディスカッション、災害支援のイベントにも参加しDMATの役割を学びました。研究面では、文献レビューや論文作成、インタビュー調査などを行いました。社会活動では、地域でのACP推進に向けた介護支援専門員の役割に関する講演活動などを行っています。

#### 竹森美穂

今年度は日本ソーシャルワーク学会第42回大会が本学で開催され、実行委員会の事務局として働きました。大会運営に関わらせていただくのは初めての経験で、至らないこともたくさんあったのですが、私にとっては学びの多い機会となりました。今年度末で退職の運びとなりましたが、在職期間中は教職員の皆様方に大変お世話になりました。

した。この場をお借りしてお礼申し上げます。関西学院大学での3年間の経験を大切にしつつ、次の一歩を進めていきたいと思っています。ありがとうございました。

#### 平尾昌也

2025年度から改めて助教として着任させていただき、ソーシャルワーク教育及び実践教育に取り組んでまいりました。社会福祉士関連科目においては、自身の現場実践での知見も取り入れながら、地域社会を基盤としたソーシャルワークを身近なものに感知することができるように工夫を行いました。3年次のSW実習では地域福祉の推進を担う社会福祉協議会実習を担当し、学生が現場で得た気づきや学びを理論に基づいて深めることができるよう尽力しました。

(林 真帆)

## ■社会起業学科

人間福祉学部社会起業学科が開設され18年目を迎えました。2025年度は96名の1年生が加わり、2年生89名、3年生90名、4年生120名、計395名でスタートしました。

2025年度に実施した社会起業学科の特徴を示す活動は以下の通りです。

### 1. 社会起業学科新入生歓迎プログラム「これが社起やDAY! 2025」

社会起業学科では、新入生歓迎プログラムとして、「これが社起やDAY!」(社会起業に関する学びと学生間交流、学科への求心力の向上を目的)を開催しています。今年度も例年通り4月に開催することができました。

日程：2025年4月5日(土)10:00~16:00

会場：G号館202教室

参加者：1年生85名、学生スタッフ(2年生)31名

内容：2年生の学生スタッフが実行委員となって毎年実施している新入生歓迎イベントです。午前には学科の学びに関連するゲーム企画、午後は新入生同士が関わりを深めるための交流企画を進めました。

### 2. 社会起業英語中期留学

今年度は以下の内容で実施することになりました。

日程：2025年4月29日(火)から8月3日(日)

留学先：カナダ クイーンズ大学

参加者：2年生8名 3年生3名

内容：クイーンズ大学のSchool of Englishが提供するEnglish for Academic Purposes (EAP) Programを受講し、読む・書く・聞く・話すの4技能のスキルアップを目指すプログラム。

### 3. 社会起業アドバンスト・インターンシップ

インターンシップ先は以下の通りです。

- ・株式会社ボードレス・ジャパン
- ・神戸定住外国人支援センター
- ・特定非営利活動法人 IKUNO・多文化ふらっと
- ・Minami こども教室
- ・株式会社インテージ
- ・一般社団法人まち・ヒト・未来創造研究所
- ・株式会社オカムラ関西支社
- ・社会福祉法人暁ほほえみ福祉会 真砂保育園
- ・株式会社 BIG EYE COMPANY
- ・Haru no Hinata
- ・アジア女性自立プロジェクト
- ・特定非営利活動法人 MixRainbow

#### 4. 社会起業フィールドワーク

##### 1) フィールドワーク (国内)

多文化共生の課題に尽力する NPO、こどもの居場所づくりをおこなう NPO、災害支援を専門とする NPO、居住支援を中心としたソーシャルビジネスと連動した民設民営の隣保館、中間支援を担う社会福祉法人など多種多様なフィールドワークを実施することができました。実習先は以下の通りです。

- ・ IKUNO 多文化ふらっと
- ・ まなびと
- ・ CODE 海外災害援助市民センター
- ・ ゆ〜とあい にしなり隣保館
- ・ 大阪ボランティア協会

##### 2) フィールドワーク (海外)

日程：2026 年 1 月 31 日 (土)～2026 年 2 月 7 日 (土) 実習先：フィリピン

参加者：1 年生 15 名、2 年生 1 名、3 年生 1 名

内容：実際に海外に渡航し、様々な社会的課題解決に取り組む企業・団体を訪問、事前に計画した活動を行うプログラム

#### 5. 2025 年度人間福祉学部社会起業学科実践活動 奨励金

本奨励金は社会起業学科における実践教育、とりわけ学生の主体的活動の活性化を図り、実践教育環境をより充実させることを目的として設立されました。社会起業学科生にこの 1 年間に取り組

んだ社会貢献活動 (2024 年 12 月 1 日～2025 年 11 月 30 日までに実行したものあるいは継続中のもの) の成果を発表してもらい、優秀な活動に対して奨励金を支給する取り組みです。以下のスケジュールで応募、プレゼンテーション選考などを行いました。

・ 応募期間：2025 年 11 月 3 日 (月)～2025 年 12 月 1 日 (月)

・ プレゼンテーション：2026 年 1 月 8 日 (木) 5 限 G 号館 301 号教室

・ 結果発表：2026 年 1 月 20 日 (火) 13 時 学内掲示

・ 奨励金贈呈式：2026 年 1 月 28 日 (水) 13 時 人間福祉学部 チャペル

#### 6. 2025 年度のオープンキャンパスでの社会起業 学科のイベント

2025 年 8 月 2 日 (土)、3 日 (日) の日程で上ヶ原キャンパスのオープンキャンパスが開催されました。以下、本学科の模擬講義担当者およびテーマです。

8 月 2 日 (土) 模擬講義担当者：白波瀬達也先生  
「貧困地域の課題を解決するためにできること」  
参加：約 71 名

8 月 3 日 (日) 模擬講義担当者：川中大輔先生  
「私たちは社会は変えられない!? - 社会起業と社会変革」 参加：約 68 名

(白波瀬達也)

## ■人間科学科

人間科学科が創設されて 18 年目となりました。今年度は、114 名の新生を迎え、2 年生 111 名、3 年生 96 名、4 年生 119 名の総勢 440 名でスタートしました。

前年度の卒業生 (14 期生) は 107 名で、卒業後の進路は、一般企業 (製造業、建設業、教育・学習支援業、サービスなど)、医療・福祉業界、公務員、教員など多岐に渡っています。就職を希望する学生における就職決定者の割合、いわゆる就職率は人間福祉学部全体で 100% と引き続き高水準で推移しています。

人間科学科では、ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針) として「人間科学に関する専門的知識を身につけ、質の高い生活と社会の実現に貢献できる」ことを掲げており、具体的には死生学・スピリチュアリティを中心とした学問分野、身体運動科学・身体パフォーマンスを中心とした学問分野の両領域、すなわち「こころ」と「身体」の両面から人間を深く理解することを学生の学習成果の目標としています。上記の方針に基づいて、本学科では、1 年次の必修授業として「人間科学入門」と「人間科学実習入門」、また上年次では「人間科学フィールドワーク」といった人間科学科独自の科目も開講しています。

春学期の「人間科学入門」は、人間科学科を構成する全教員に触れることができるオムニバスの授業です。各教員の専門分野に応じて、「子ども」から「死-いのちを生きる」まで各回でテーマが設定され、授業が行われます。人間がその誕生から死に至る様々な局面において、どのようなことを経験し、こころと身体がどのように変化していくのかということ学ぶ、これから過ごす人間科学科での4年間を方向付ける大切な授業となっています。

秋学期の「人間科学実習入門」は学生全員が参加する合宿と小クラスに分けて実施される演習タームの授業で構成されています。

今年度の合宿は、10月18日、19日に尼崎市立美方高原自然の家で一泊二日のプログラムを実施しました。初日は曇り空のもと、グループごとに和気あいあいキャンプ場内をまわるネイチャーラリーを楽しみました。野外炊事時には雨になりましたが、例年どおりカレーライスや豚汁を作り一緒に食べることを通じて、学生同士の交流を深めました。二日目も生憎の悪天候となりましたが、当初の予定をこなし帰校することができました。この活動には2年生が Learning Assistant として関わっていることが特徴で、本年度も13名の学生の協力がありました。合宿が終わり、すでに来年度の Learning Assistant を希望する学生が多数いることから、学生にとって充実した合宿であったことがうかがえました。

演習タームでは、各教員が生と死、自己や他者との関係に関する様々なテーマを提供し、グループディスカッションを通して多様な価値観や視点から人間理解を深める授業を展開しました。また、

昨年度に引き続き人間科学科の卒業生をゲストスピーカーに迎え、学生時代そして社会に出てからの人生の経験と学びを話していただきました。その中で、学生自身は自分の人生を振り返って話し合うワークに取り組み、「こころ」を学ぶ意義について考えをめぐらす時間も持ちました。

上年次の履修科目である「人間科学科フィールドワーク」は、人間科学科での学びの集大成ともいえる科目であり、実際のフィールドでの実習を通して、心と体の両面からの人間への深い理解と支援のあり方を体得すると共に、自己への洞察を深めることを目的としています。通年授業となっており、学生は3年生の春学期に事前学習を進め、自らのこれまでの学びやバックグラウンドを踏まえて実習計画書を作成し、夏から秋にかけてフィールド先での90時間の実習を行います。担当教員の指導のもと座学では得られない貴重な経験から、学生は学びを深めます。

また、授業ではありませんが、今年度も夏休みのオープンキャンパスで3、4年生の協力のもと「こころカフェ」を実施することができました。学生たちは、学科で学ぶ「こころ」について、高校生と対話をしながら、人間科学科で学ぶことの魅力を伝えてくれました。

以上、一部ではありますが、人間科学科のご報告をさせていただきました。「こころ」と「身体」の両面から人間を理解するという学科の理念を大切にしつつ、人間科学科の特色を活かした教育・研究活動の充実に向けて取り組み続けていきたいと思っております。

(橋本直子)



2025. 10 人間科学実習入門 合宿 @尼崎市立美方高原自然の家

## ■言語教育

### ・必修英語科目

人間福祉学部では、必修外国語科目として「英語講読」と「英語表現」を提供しています。これらの科目は、学生の習熟度と第2外国語の選択科目に対応するため、15クラス編成となっています。流暢さを高め、素早く的確に情報を読み取る能力を養うために、すべての英語講読のクラスでは、授業外の課題として多読を取り入れています。学部資料室の副読本の拡充と管理の改善に努め、図書館蔵書の資料と共に活用しています。専門教育への橋渡しとなるべく、使用する教科書は、人間福祉学部の社会福祉・社会起業・人間科学の3学科の教員と英語科の教員が分担執筆したものです。現在はその3冊目になる『Thinking about Human Life and Society』（2023年1月、南雲堂）を2023年度から使用しています。また、本学部の英語教育方針を反映したシラバスに沿った授業進行をはかるため、1年次の英語表現 A/B では『English Beams』（2016年1月、金星堂）を、2年次の英語表現 C/D では『Real Writing－大学生のためのエッセイライティング入門』（2019年4月、南雲堂）を、いずれも本学部の英語教員が作成した教科書を使用しています。

さらに英語力を伸ばしたい学生には、必修英語科目の代わりに受講できる別のプログラムや科目が用意されています。一定の要件を満たせば、1年生春学期または秋学期から履修することが可能です。なお、これらのコースを受講した場合、後述の人間福祉学部が提供する英語コミュニケーションを第2言語として選択することはできません。外国人留学生には、日本語Ⅰを必修科目として開講しています。

### ・第2言語科目

選択必修の第2言語としては、人間福祉学部が用意する英語コミュニケーション、日本手話、および言語教育センターが用意するスペイン語、フランス語、ドイツ語、中国語、朝鮮語のうちの1言語を1・2年次4学期間履修することを義務付けています。原則として途中で言語を変更することは認めていません。なお外国人留学生用選択科

目として基礎英語を用意しています。以下に①英語コミュニケーション、②日本手話、③スペイン語についての概略を紹介します。

①英語コミュニケーションの授業では、英語による異文化間コミュニケーション能力育成と多文化共生意識の涵養をはかるため、例年ゲストスピーカーを招いた授業や交換留学生との交流を取り入れた授業を行っています。ゲストスピーカーの選定にあたっては、英米出身であっても英語圏における文化がもつ多様性を伝えられる方を講師とするよう心掛けており、非英語圏出身者で国際共通語として英語を用いた活動をしている方には、その活動フィールドや内容などについて語っていただいています。

②本学部の設置趣旨に沿って実施されている日本手話では、学年の約1/3にあたる約80名の学生が受講しています。手話実技の練習には学生1人当たり一定の空間が必要となるため、1クラス15名に限って授業を行っています。週2コマのうち1コマをネイティブ・サイナーの講師による実技学習に充て、もう1コマを「聴者」講師による「ろう文化概論」「日本手話概論」「文法」「読解」に充てています。実技学習は、手話で手話を教えるダイレクトメソッドを採用し、また幼児の言語習得原理に基づくナチュラルアプローチを中心に進めています。実技学習（もしくは実技の授業）では音声は禁止され、音声日本語の干渉を受けない環境の下で手話習得を促進し、同時にろう者の基本的会話マナーを学んでいきます。また、ろう者のゲストスピーカーを招き、当事者から話を聞く機会を設け、講演の様態を録画していつでも資料室で閲覧できるようにしています。さらに、授業で学んだ日本手話を授業外でも活用できる機会として、ろう者を招いての交流会なども実施しています。2年次の秋には、ろう者や手話に関するテーマについて学生がグループで探求します。その結果をまとめ、プレゼンテーションを行うことで、手話への理解を深める機会を設けています。

③スペイン語は言語教育研究センターが提供している科目であり、全学共通カリキュラムにより運

営されています。スペイン語圏でも特に中南米は、貧困などの多くの社会問題を抱えている点、また社会問題解決のための革新的な取り組みが行われている地域が増加している点など、人間福祉学部における学びを大いに活かせるフィールドであると言えます。また、日本国内にも中南米出身者が多く在住し、スペイン語や近縁のブラジル・ポルトガル語文化への理解が地域社会の福祉を考える上で必須となっています。そのため、2年間の履修期間が終了するときには自分自身や自分自身を取り巻く事柄を簡単なスペイン語で表現でき、辞書を使えば自分に必要な情報を本やインターネットなどから得ることができるようになることを学習目標としています。授業は週2回開講されていて、1クラスは日本人教員が主に文法を教え、もう1クラスはネイティブ教員が会話や言語運用の授業を行っています。人間福祉学部では、例年30名前後の学生がスペイン語を履修し

ています。学習してすぐにスペイン語で意思伝達や情報収集ができる学生の育成により重点を置いており、スペイン語Iが終わるころには、したいことやできること、日常動作を表す3～5語程度の簡単な文が言えるようになり、学生たちは楽しそうにスペイン語で表現しています。大学に入学して初めてスペイン語を学ぶ学生が多く、スペイン語特有の語形変化や動詞活用などの学習を困難に感じる学生もいますが、とにかく口に出して言ってみるスタイルの授業が学生のやる気を引き出し、ペア活動などで切磋琢磨しながら学んでいます。また、スペイン語圏の文化や社会、日本に暮らすスペイン語圏出身者に関する教材や資料などをできるだけ使用して、異文化理解を深め、多文化と共生していくための下地を学生の中にするよう努めています。

(茨木正志郎)

## ■チャペル

今年度も例年と同様、週3回（月、水、木）のチャペルアワーを実施することができた（春学期、秋学期にそれぞれ計43回実施〔計5回の大学合同チャペルを含む〕）。チャペルでの奨励はこれまでと同様、宗教主事、宣教師、学部チャペル委員他、主に学部教員が担当し、グリークラブやウィメンズ・グリークラブ、聖歌隊、ハンドベルクワイア等、各種音楽団体による音楽チャペル、宗教総部献血実行委員会による献血週間のアピール等も実施した。また学部のクリスマス祝会（12/17）については、今年度も夕刻に人間福祉学部チャペルで会食を伴う形で実施することができた。2022年度よりチャペルアワーの時間が実質的に30分から20分に短縮されたことに伴う運営上の問題等、なお様々な課題も存在しているが、次年度は今年度以上に充実したプログラムを実施できるように努力していきたい。今年度のチャペルアワーの実施内容は以下の通りである。

### 【春学期】

日時	奨励者	主題
4月9日（水）	嶺重 淑（宗教主事）	「地の塩として」
10日（木）	嶺重 淑（宗教主事）	チャペル・オリエンテーション①
14日（月）	嶺重 淑（宗教主事）	チャペル・オリエンテーション②
16日（水）	宗教総部献血実行委員会	春の献血週間を覚えて
17日（木）	広瀬康夫（グリークラブ技術顧問）	音楽チャペル
21日（月）	ウィメンズ・グリークラブ	音楽チャペル
23日（水）	嶺重 淑（宗教主事）	イースターを覚えて
24日（木）	李 善恵（宣教師）	「どう生きていきたいのか」
28日（月）	グリークラブ	音楽チャペル
30日（水）	今井小の実（社会福祉学科教員）	「自分の中に歴史を読む」

日時	奨励者	主題
5月1日(木)	桜井智恵子(人間科学科教員)	「たたかうこども」
7日(水)	嶺重 淑(宗教主事)	「タラントを活かして」
8日(木)	李 政元(社会福祉学科教員)	「安心して行きなさい」
12日(月)	木原桂二(商学部宗教主事)	「狭い門から入りなさい」
14日(水)	嶺重 淑(宗教主事)	賛美歌練習
15日(木)	武田 丈(社会起業学科教員)	レインボーウィークを覚えて
19日(月)	井上有希子(グループホームあすならサービス管理責任者)	「障がい者グループホームで働いて思うこと」
20日(火)	大学合同チャペル(第1日)	於)中央講堂
21日(水)	大学合同チャペル(第2日)	於)中央講堂
22日(木)	井上 智(宗教センター宗教主事)	「隠れたことを」
26日(月)	茨木正志郎(英語科教員)	「学生時代の思い出」
28日(水)	大瀨 透(保健館管理医師)	「確実性と不確実性の間(はざま)での将来の選択」
29日(木)	石田 祐(社会起業学科教員)	「感性と共感性」
6月2日(月)	李 善恵(宣教師)	「平和をつくる人」
4日(水)	甲斐知彦(人間科学科教員)	「いいんだよばーか!」
5日(木)	溝畑 潤(人間科学科教員)	「努力と忍耐力」
9日(月)	小西砂千夫(関西学院大学名誉教授)	「あまりにも人間的」
11日(水)	安藤 幸(社会福祉学科教員)	「あなたも私も当事者です」
12日(木)	嶺重 淑(宗教主事)	「時を知る」
16日(月)	聖歌隊	音楽チャペル
18日(水)	佐藤博信(人間科学科教員)	「願いと夢」
19日(木)	江見圭司(文学部非常勤講師)	「人工知能と人間らしさ」
23日(月)	藤井美和(人間科学科教員)	「満たされて生きる」
25日(水)	嶺重 淑(宗教主事)	「隠された宝」
26日(木)	宗教総部献血実行委員会	秋の献血週間を覚えて
30日(月)	林 眞帆(社会福祉学科教員)	「強さの源」
7月2日(水)	嶺重 淑(宗教主事)	賛美歌練習
3日(木)	竹佐古真希(学院オルガニスト)	「安かれ、我が心よ フィンランドニア」
7日(月)	平尾昌也(社会福祉学科教員)	「ともに生きるということ」
9日(水)	T. ベネディクト(社会学部宣教師)	「本当に自分」
10日(木)	川中大輔(社会起業学科教員)	「スピリチュアル・ジャイアントになれ」
14日(月)	嶺重 淑(宗教主事)	「幸福な人生とは」
21日(月)	山 泰幸(学部長)	春学期最終チャペル

【秋学期】

日時	奨励者	主題
9月22日(月)	嶺重 淑(宗教主事)	秋学期を迎えて
24日(水)	井上 智(宗教センター宗教主事)	「思いを新たに」
25日(木)	嶺重 淑(宗教主事)	創立記念日を覚えて①
29日(月)	嶺重 淑(宗教主事)	創立記念日を覚えて②
10月1日(水)	嶺重 淑(宗教主事)	創立記念日を覚えて③
2日(木)	李 善恵(宣教師)	「自然と共に生きよう」(Season of Creation)
6日(月)	木原桂二(商学部宗教主事)	「悲しむ人びとへ」
8日(水)	今井小の実(社会福祉学科教員)	「寛容な社会を目指して」
9日(木)	宗教総部献血実行委員会	秋の献血週間を覚えて
13日(月)	桜井智恵子(人間科学科教員)	「ほめ合いましょう」!?
15日(水)	嶺重 淑(宗教主事)	「平和を求めて」
16日(木)	大学合同チャペル(第1日)	於)中央講堂
17日(金)	大学合同チャペル(第2日)	於)中央講堂
20日(月)	藤井博志(社会福祉学科教員)	「人権と福祉について」
22日(水)	李 政元(社会福祉学科教員)	「求めなさい、そうすれば与えられる」
23日(木)	橋本直子(人間科学科教員)	「人を理解する」
27日(月)	松岡克尚(社会福祉学科教員)	「遥かなるクリスマス」
29日(水)	池埜 聡(社会福祉学科教員)	「見えないふりの時代を、観る」
30日(木)	嶺重 淑(宗教主事)	宗教改革記念日を覚えて
11月3日(月)	聖歌隊	音楽チャペル
5日(水)	畠山由佳子(社会福祉学科教員)	「勇気と平静さを賢さ」
6日(木)	河鱈一彦(人間科学科教員)	「明日は明日の風が吹く」
10日(月)	市瀬晶子(人間科学科教員)	「命を捨てた愛」
12日(水)	李 善恵(宣教師)	「共に喜び、共に泣く」
13日(木)	坂口幸弘(人間科学科教員)	「望んでおらず、持っていないもの」
17日(月)	ハンドベルクワイア	音楽チャペル
19日(水)	竹森美穂(社会福祉学科教員)	「“Mastery for Service” と私」
20日(木)	嶺重 淑(宗教主事)	「異文化との出会い」
24日(月)	村上陽子(スペイン語教員)	「人生で大切なもの」
26日(水)	教務補佐	クラランツ作り
27日(木)	New Directions(アカペラカルテット)	音楽チャペル
12月1日(月)	嶺重 淑(宗教主事)	アドベントを迎えて
3日(水)	嶺重 淑(宗教主事)	クリスマス賛美歌練習
4日(木)	後藤浩子(非常勤講師)	「音楽の響きは最後まで残る?」
8日(月)	アドベント大学合同チャペル	於)中央講堂
10日(水)	学生チャペルオルガニストによる演奏	音楽チャペル
11日(木)	学生チャペルオルガニストによる演奏	音楽チャペル
15日(月)	嶺重 淑(宗教主事)	「平和の君の誕生」
17日(水)	学部クリスマス祝会(18:20-20:00)	—
18日(木)	桜井智恵子(人間科学科教員)	最終奨励「起きなさい」
22日(月)	嶺重 淑(宗教主事)	「静かな夜(Stille Nacht)」
1月7日(水)	嶺重 淑(宗教主事)	新しい年を迎えて
8日(木)	山 泰幸(学部長)	今年度最終チャペル

## ■外国人留学生懇談会

### 2025年度「外国人留学生懇談会」開催の報告

2025年度の「外国人留学生懇談会」は、例年よりも早めに、6月3日（火）と6月18日（水）の昼休みに開催されました。1回目は留学生10名・教員4名、2回目は留学生12名・教員6名が出席しました。

今回の懇談会は大学院生の参加が多く、学部生だけでなく、大学院生が置かれている状況や抱えている困りごとについても把握することができた点が特徴的でした。また、教職員の尽力により、できるだけ早い時期に実施するとともに、曜日によって授業や行事の都合で参加できない学生が生じないように、火曜日と水曜日の2日間に分けて懇談会が開催されました。CIEC（国際教育・協力センター）のスタッフも両日参加し、一学部の取り組みではありますが、留学生の置かれている状況をより深く理解する貴重な機会になったと感じました。

4つのグループに分かれて教員と学生が混ざって話し合う中で、学部生・大学院生を問わず、最も困っていることとして挙げられた悩みが「日本人の友だちがいないこと」でした。せっかく日本で留学しているにもかかわらず、周りに日本人の

友だちがいないことに、残念な気持ちを強く感じている様子でした。もちろん、同じ国から来た留学生が多く、日本語より母国語の方が話し易かったり、内向的な性格で友だちをつくることに消極的であったり、色々な要因が考えられます。特に今年度は、関西学院大学において中国人留学生が急増しており、本学部でも結構増えていたことが感じられました。こうした状況を踏まえると、日本で留学する意義の一つである「国境を越えて人間関係を広げること」を実現するために、より具体的な工夫が求められると考えられます。

また、学年や国籍によって懇談会に対する期待は異なっていましたが、この場を通して少しでもお互いを理解することができたと感じました。そして、今後は学生だけの努力ではなく、教職員が学生と交流できる場を設けることの大切さを再認識しました。さらに、懇談会に積極的に参加している学生だけでなく、何らかの理由で参加できなかった学生の事情についても把握できる窓口が必要ではないかと思いました。

次年度においても留学生間だけではなく、教職員との交流も深めながら、大学生活がより豊かなものとなるよう、互いに支え合っていきたいと考えています。

（李 善恵）



## ■Dean's Brown Bag ブラウン・バッグの集い

### Dean's Brown Bag、今年も開催

Dean's Brown Bag は、学部長の声掛けによって、学生と教職員が、茶色の紙袋に食べ物を入れて集まって、食事をしながら和やかな雰囲気の中で歓談するランチ会のことで、人間福祉学部の初代学部長であった芝野松次郎名誉教授の発案で始まり、歴代の学部長もこれを受け継いで開催してきました。あいにくコロナ禍では、感染予防のために不開催が続いていましたが、昨年じつに5年ぶりに復活したのに引き続いて、今年も6月11日（水）お昼休みに開催いたしました。

当日は、朝から事務室のスタッフのみなさんのご協力で、学部長室のレイアウトをかえて、補助

椅子を運び込んで座席を増やし、またサンドイッチなどの軽食とお茶やジュースを用意しました。その結果、30名ほどの学生、教職員のみなさんが参加してくださり、食事を交えて会話を楽しみ、懇親を深めることができました。その日、たまたま関学を訪問されていたアメリカからの先生も飛び入り参加されるなど、たいへん盛り上がりました。学生と教職員がざくばらんに交流できる貴重な機会となりました。今後もぜひ開催したいと考えておりますので、さらに多くの学生、教職員のみなさんにご参加いただければと思います。

(山泰幸)



## ■人間福祉学部優秀卒業研究賞「あじさい賞」

人間福祉学部では、故 浅野仁 名誉教授の寄付により、優秀な卒業研究を執筆した学部学生の努力を称えるため、優秀卒業研究賞（通称「あじさい賞」）を設けています。

名前の由来は、あじさいを同氏が好まれたことによります。

最優秀賞・優秀賞には表彰状と副賞（最優秀賞：20,000 円、優秀賞：10,000 円）が贈られます。

2024 年度の実賞者は次のとおりです。

・最優秀賞

該当者はありません

・優秀賞

白井 美奈

多様な性が認められる社会の実現

～行動できる Ally を増やすためには～

牧野 花音

子どもの持つ社会関係資本が学力に及ぼす影響

－社会関係資本を活かした貧困の連鎖の防止についての考察－

### 人間福祉学部優秀卒業研究賞規程

（目的）

第 1 条 学校法人関西学院は、浅野仁氏（本学名誉教授）よりの寄付金をもって、人間福祉学部優秀卒業研究賞を設定する。

2 この賞は、人間福祉学部学生の学習・研究意欲を高め、勉学の向上をはかることを目的とする。

（資格及び交付）

第 2 条 この賞は、毎年人間福祉学部において優秀な卒業論文等を執筆した学生に授与する。受賞者を毎年若干名とし、受賞者には賞状と副賞を授与する。

（所管及び運営）

第 3 条 人間福祉学部に優秀卒業研究賞（浅野賞）選考委員会を設け、受賞者の選考に当たる。

2 選考委員会の構成及び選考方法については別に定める。

（規程の改廃）

第 4 条 この規程の改廃は、選考委員会の議を経て、人間福祉学部教授会で決定し、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、2011 年（平成 23 年）4 月 1 日から施行する。

# 2025 年度人間福祉研究科報

## ■博士学位論文・修士学位論文

### ◆2024 年度

#### 〔博士学位論文〕

原田 理子 通俗性欲学における女性同性愛者への抑圧  
－科学による差別の論理－

#### 〔修士学位論文〕

勝見 駿佑 認知症高齢者への援助の特質に関する探索的研究  
石川芽生子 若年女性を対象に運動習慣の有無が膝関節伸展屈曲時の大腿四頭筋ならびにハムストリングスの筋力・筋電図に与える影響  
－新たに改造した多用途筋力計を用いて－

尾形 紗希 企業従業員のボランティア活動の促進要因に関する実証研究  
－参加と継続に焦点を当てて－  
坂本 和泉 日本人の異文化受容態度の形成過程に関する研究  
－ホスト社会側の経験に基づく語りから－  
高橋 昌子 実子をもつ里母の母親役割に関する探索的研究  
－里親家庭における実子と里子をはぐくむ母の語りから－  
由良 直之 〈重度知的障害者〉と尊厳をめぐる思考順序  
－リベラリズムと自立生活運動に着目して－

(学位授与日・五十音順)

## ■人間福祉研究科優秀修士論文賞「駒草賞」

人間福祉研究科では、故 高田眞治 名誉教授（2006年12月14日ご逝去）のご遺族から受納した寄付により、優秀な修士論文を執筆した博士課程前期課程の学生の努力と業績を称えるため、優秀修士論文賞「駒草賞」を設けています。

名前の由来は、駒草（ケマンソウ科の多年草、高山植物の一つ）を故人が好まれたことによります。

最優秀賞には表彰状と副賞5万円、優秀賞には表彰状と副賞3万円が贈られます。

2024年度の受賞者は次のとおりです。

・最優秀賞

該当者はありません

・優秀賞

由良 直之

〈重度知的障害者〉と尊厳をめぐる思考順序  
ーリベラリズムと自立生活運動に着目してー

### 人間福祉研究科優秀修士論文賞規程

（目的）

第1条 学校法人関西学院は、高田睦子氏（故高田眞治社会学部名誉教授夫人）よりの寄付金をもって、人間福祉研究科優秀修士論文賞（駒草賞）を設定する。

2 この賞は、人間福祉研究科学生の研究意欲を刺激し、その向上をはかることを目的とする。

（資格及び交付）

第2条 この賞は、毎年人間福祉研究科において優秀な修士論文を執筆した学生に授与する。受賞者を毎年若干名とし、受賞者には賞状と副賞を授与する。

（所管及び運営）

第3条 人間福祉研究科に優秀修士論文賞（駒草賞）選考委員会を設け、受賞者の選考に当たる。

2 選考委員会の構成及び選考方法については別に定める。

（規程の改廃）

第4条 この規程の改廃は、選考委員会の議を経て、人間福祉研究科委員会で決定し、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、2008年（平成20年）11月1日から施行する。

## 新任教員紹介

2025年度に人間福祉学部に着任された教員から寄せられたメッセージを紹介します。

### 池 名 友

- ①所属：人間福祉学部
- ②職名：助教
- ③研究分野：第二言語習得、潜在的／明示的学習、English as a Lingua Franca

2025年9月より人間福祉学部英語科目担当教員として着任いたしました。私はアメリカの college 卒業後、接客業や企業勤務を経て、あるご縁から企業や大学で英語を教える機会に恵まれました。思いがけず教職の道に進むこととなりましたが、大学院時代を過ごしたキャンパスで、元気な学生の皆さんと日々接する現在の環境に、充実感とやりがいを感じております。

英語学習における自身のつまずきや奮闘から、日本人英語学習者にとってどのような指導や学習が効果的なのか、またどのような「気づき (noticing)」がアウトプットスキルの向上につながるのかに関心を持っています。英語学習の難しさや上達の喜びを学生の皆さんと共有し、少しでもお役に立てれば幸いです。どうぞよろしく願い申し上げます。

### 川 中 大 輔

- ①所属：人間福祉学部 社会起業学科
- ②職名：専任講師
- ③研究分野：社会デザイン、シティズンシップ教育、社会イノベーション実践

「私は“ユートピア”を持たない。しかし、“希望”を持つ」。これはイヴァン・イリイチが鶴見和子に語った言葉である（フォーラム・人類の希望編『人類の希望－イリイチ日本で語る [新版]』新評論、1984年、56-57頁）。鶴見はこの言葉を次のように読み解く。ユートピアは誰かの頭の中から出てきて誰かにこうしなさいと、外発的に押し付けられるものである。それに対して、希望は自分の心の中から出てきて自分がこうしてみようと内発的に創造されるものである。一人ひとりが希望を創造／実践していくことこそ、社会デザインの営みに他ならない。

では、社会の現在／未来に対峙して、私たちはどのような希望を抱いているだろうか。不明瞭であれ思い描く希望があるならば、私が役立てることでその具体化を支えたい。もし希望を思い描くことに意味を見出せず、創造の手を止めてしまった人がいるのであれば、そうした人々の諦めを学びほぐすこと (un-learn) の一助になりたい。それが自らの研究／実践の根っこにある。

## 畠山 由佳子

- ①所属：人間福祉学部 社会福祉学科
- ②職名：教授
- ③研究分野：こども虐待対応、家庭支援、パーマネンシー

2025 年 4 月より関西学院大学人間福祉学部社会福祉学科に着任しました。学部の中から、大学院、留学を挟んで当時の実習指導助手、そして非常勤講師-18 歳の頃から恩師を始め多くの先生方を通して、ずっと関学とのつながりを持たせていただきました。

私はソーシャルワークの使命の中でも社会正義という部分に惹かれ、でも大きな枠組みの改革だけでなく、個人を大事する姿勢にとってもシンパシーを感じてきました。自身の研究関心としても「こども虐待対応システム」を「こどもを保護する」という視点から、「家族をエンパワメントする」という視点に転換（パラダイムシフト）していくことを目指しています。

多様性が求めながらも、様々な価値観が反発しあう時代だからこそ、ソーシャルワークとの専門性がより強く求められていくと思います。表面的なことだけにとらわれず、目の前の人を大切にしながら、社会を変えていくソーシャルワークの力を信じて体現するような研究・教育を続けていこうと思っています。どうぞ、よろしく願いいたします。

## 平尾 昌也

- ①所属：人間福祉学部 社会福祉学科
- ②職名：助教
- ③研究分野：地域福祉、ソーシャル・ファーム・コミュニティワーク

2025 年 4 月から人間福祉学部社会福祉学科教員として着任いたしました。2023 年度に一度満期退職して、2 年ぶりに再びご縁をいただく形となりました。再着任ということもあり、前任期間での仕事を思い出しながら日々の業務にあたることが出来ました。ただ、ソーシャルワーク実習の形態が 2 カ所・240 時間と大きく変更されたこともあり、前任期間とは異なる環境に戸惑うこともありましたが、これから少しでも学生の学びが深められるように尽力して参りたいと考えております。

自身の研究テーマの核である“Social Firm”では、障害者をはじめとした労働市場で雇用されることに不利がある人たちが、単に「仕事を得る」だけでなく「地域の一員として認められる」ことの必要性（仕事を通じた社会参加の必要性）について、実践を紐解きながら明らかにしていきたいと考えています。

これらの教育実践と研究推進に邁進いたす所存でございますので、何卒よろしく願い申し上げます。

## 退職教員紹介

2025年9月末および2026年3月末で退職される教員から寄せられたメッセージを紹介します。

### 小林 亮 哉

- ①所属：人間福祉学部
- ②職名：助教
- ③研究分野：生成文法、英語史、倒置

2022年の着任から3年半、英語科目の授業を担当し、多くの学生と学びの時間を共有させていただきました。最初は、語学科目程度で学生と親密に関わることはないだろうと思っていましたが、全くそんなことはありませんでした。私の授業を楽しみにしてくれている学生、個人研究室に遊びにくる学生、たくさん英語の質問をしてくれる学生、どの学生も本当によく覚えています。私の退職に際し、学生や卒業生などから、非常に多くのメッセージとプレゼントをいただきました。どれも私にはもったいないくらいです。

加えて、教職員の皆さまをはじめ、たくさんの方々に支えていただきました。皆さまが親切に接してくださったおかげで、特に困ることも職場に対して不満を感じることも一切なく、安心して職務に専念することができました。

関西学院で得た経験を糧に、新たな環境でも精進してまいります。お世話になったすべてのみなさまに感謝を申しあげるとともに、みなさまのご健勝とご多幸を心より願っております。

### 桜井 智恵子

- ①所属：人間福祉学部 人間科学科
- ②職名：教授
- ③研究分野：教育社会学、社会思想、市民社会論

人間福祉学部では教職員も学生も仲が良いのが印象的でした。事務室では出張先からのお土産だけでなく、ご実家で収穫されたお米のお裾分けまであり、共同体のようなほっこりした雰囲気にも包まれていました。教職員の関係が温かく、会議でお会いできるのが楽しみだったりもしました。

学生や院生たちとの交わりには本当に恵まれました。「研究室がいい！」という学生たちの希望で、満員の研究室で行う活発なゼミの後、皆なかなか帰らず、さらに真剣な議論や楽しいおしゃべりが長く続いていたのはとてもありがたい時空間でした。

「子ども学」や「家族と社会」などの授業は、毎週起きる社会のニュースがいかに子どもや家族とつながっているかを伝えるよう準備し、学生たちは熱心に耳を傾け、自ら考える構えを受け取ってくれたことで私はいつも励まされてきました。院生たちとの関わりは卒業後も面白く展開して、いつも力が与えられています。

人間福祉学部が教育だけでなく研究においてもますます更新し、新しい未来を拓いていかれますよう心から願っています。深く感謝を込めまして。

## 竹 森 美 穂

- ①所属：人間福祉学部 社会福祉学科
- ②職名：助教
- ③研究分野：ソーシャルワーク教育、ソーシャルワーク、継続学習

2023年4月に着任し、3年間お世話になりました。大学にいる日は実践教育支援室に入り浸ることが多く、支援室の皆さんにはとても良くしていただきました。現場経験の長かった私にとって、大学生との関係づくりは試行錯誤の連続でした。しかし学生と共に学ぶ日々の中で私自身も多くの気づきと学びを得ました。また2025年7月に本学で開催された日本ソーシャルワーク学会の事務局メンバーとして活動させていただきました。不慣れでご迷惑をおかけすることもありましたが、学びも多い経験でした。

私にとってこの3年間は教員としての初期キャリアになります。この重要な時期をソーシャルワーク教育の伝統ある、何より愛する母校で過ごすことができたのは、本当に幸せな事でした。学部の先生方、実践教育支援室の皆様、事務室の皆様、本当にありがとうございました。この経験を次に活かしていきたいと思います。最後になりましたが、人間福祉学部の益々のご発展を心よりお祈りしています。

## 頼 政 良 太

- ①所属：人間福祉学部 社会起業学科
- ②職名：助教
- ③研究分野：ボランティア、災害復興、NPO・NGO

2023年から3年間の短い期間でしたが、ありがとうございました。教員として赴任したのは初めてでしたが、多くの学びをいただき、貴重な経験を積むことができました。温かい支援をいただき、心より感謝申し上げます。在籍中に単著を出すチャンスもいただき、成果を形にして発信できたことは大変意義深く、私の研究者としての成長を大きく後押ししていただきました。

また、オープンキャンパスでは、学科の魅力を多くの方に伝える機会をいただき、研究の魅力を共有できたことは、私にとって非常に刺激的でした。このような経験を通じて、研究が社会に果たす役割や可能性を改めて実感し、研究に取り組む姿勢を深めることができたと感じております。

退職後は、これまでの経験を糧に新たな環境で研究を続け、さらに知見を広げていきたいと考えております。最後になりますが、これまで支えてくださった皆様に心より感謝申し上げますとともに、今後の益々のご発展をお祈り申し上げます。本当にありがとうございました。

## 相 川 聖

- ①所属：人間福祉学部 人間科学科
- ②職名：助教
- ③研究分野：スポーツ心理学、スポーツメンタルトレーニング、体操競技

2022年4月より4年間、大変お世話になりました。在職中は、多くの先生方ならびに職員の皆様に温かいご指導とご支援を賜り、心より御礼申し上げます。教員として未熟な私に対しましても、丁寧なご助言と励ましのお言葉をいただきましたことは、何よりの支えであり、大きな学びとなりました。

体育・スポーツに関する専門的な授業をはじめ、さまざまな科目を担当させていただく貴重な機会を賜り、教育者としての視野を広げるとともに、多くの経験を積むことができました。特に「基礎演習」では人間福祉学部の学生の関心の広さや柔軟な発想に刺激を受け、「体操」の授業では決して容易ではない課題にもひたむきに努力を重ねる姿に深い感銘を受けました。そして、「学生との関わりを通して、教育の楽しさと奥深さ、そしてその難しさを実感する日々でした。

関西学院大学人間福祉学部で得たかけがえのない経験と「Mastery for Service」の精神を忘れず、今後も一層研鑽を重ねてまいります。



# 人間福祉学部研究会

2025年度は、次のとおり研究会（オンライン）と行事を開催した。また、研究会主催（補助）行事の一環としての「研究会補助ゲスト謝金」制度では、授業にゲストスピーカーを招聘し、履修者以外の学生も自由に聴講できるかたちで講義を行った。

## 「2024年度特別研究期間の成果報告」

関西学院大学における LGBTQ+当事者と協働した CBPR を中心に

武田 丈

## ■研究会

第1回 2025年6月18日（水）

- ・テーマ：『2024年度特別研究期間の成果報告：関西学院大学における LGBTQ+当事者と協働した CBPR を中心に』

発表者：武田 丈 氏 人間福祉学部教授

- ・テーマ：『こども家庭福祉現場に資する研究を志して－こども虐待対応からのパラダイムシフトを目指す』

発表者：畠山由佳子 氏 人間福祉学部教授

第2回 2025年7月16日（水）

- ・テーマ：『アメリカにおける死生学の動向－Spirituality と Spiritually Sensitive Social Work－』

発表者：藤井美和 氏 人間福祉学部教授

第3回 2025年10月15日（水）

- ・テーマ：『社会デザインとシティズンシップ教育～ボランティア・多文化共生・社会イノベーション実践～』

発表者：川中大輔 氏 人間福祉学部専任講師

- ・テーマ：『2024年度特別研究期間研究報告：医療における倫理的課題とソーシャルワーク』

発表者：林 眞帆 氏 人間福祉学部准教授

第4回 2025年11月19日（水）

- ・テーマ：『地域共生社会の実現と Social Firm』

発表者：平尾昌也 氏 人間福祉学部助教

- ・テーマ：『ケアの担い手としての災害ボランティア』

発表者：頼政良太 氏 人間福祉学部助教

各教員の発表内容は次のとおりである。

今回の報告では、主に2019～2024年度科研「多様性尊重のための SW に対する CBPR の有効性の検証」（19K02258）の研究成果として発表した研究論文「多様な SOGIE を尊重するキャンパス構築のための CBPR：調査およびソーシャルアクションで LGBTQ+当事者と協働することの意義」（武田丈・澤田有希子・織田佳晃・高林要・飯塚諒・吉川寛・梶谷優希著（2024）『Human Welfare』16(1), 19-34.）の概要を報告させていただいた。

この6年間にわたる本研究プロジェクトは、多様な SOGIE を尊重するキャンパス構築を目指して、研究者（教員）2名と LGBTQ+当事者の卒業生・院生の5名の研究員で構成する SOGIE 研究班が主体となり、人権教育研究室と学院のインクルーシブ・コミュニティ推進協議会、さらに学内の LGBT 学生サークル Cassis とのゆるやかなパートナーシップを形成しつつ展開してきた。そして、ライフストーリー調査、フォーカスグループ・インタビュー、および Web 調査を協働で実施し、その成果を基に大学と交渉することで『LGBTQ+の卒業生のライフストーリー集』の公開、「関西学院 インクルーシブ・コミュニティ実現のための基本方針と行動指針」の制定、「多様な学生に配慮した教育・研究に関するガイドライン」の策定、「教職員向けの SOGIE（アライ）研修」の開発・実施およびアライの可視化といった一定の成果を上げることができた。

研究プロジェクトの成果をまとめた本論文の目的は、特に LGBTQ+当事者との研究において CBPR を活用することのメリットと注意点を具体的に明らかにすることであった。当事者と協働することのメリットとしては、「研究目的が当事者

コミュニティにとって本当に重要であることの保障]、「当事者コミュニティからの信頼向上による研究協力の促進」、「調査に用いる尺度やデータ収集方法の文化的受容度の向上」、「研究成果を基にしたソーシャルアクションのデザインや方法の向上」、「研究成果の発信の新しい方法」、「関係者の能力向上」などがあげられる。一方、課題としては「時間や労力の必要性」、「情報搾取にならない配慮」、「当事者としての代表性」が確認された。

LGBTQ+ 当事者と協働する CBPR によって多様な SOGIE を尊重するキャンパス構築に一定の成果をあげた本プロジェクトは、同じような状況にある他大学におけるソーシャルアクションの参考となるモデルの提示できた。

## こども家庭福祉現場に 資する研究を志して

—こども虐待対応からの  
パラダイムシフトを目指す—

島山由佳子

こども家庭福祉現場に還元するための研究を志しながら、最終的にはこども虐待対応から家庭支援へのパラダイムシフトを目指してきた研究の軌跡をこれからの抱負も含めて報告をした。

修士課程の時に抱いた「在宅支援の段階で、家族に包括的に支援し、家庭外措置を予防することができなかったのか」という問いが、以降の研究に対する命題になった。博士論文での「家族維持 (family preservation)」をテーマとした在宅支援における「正当な努力 (reasonable efforts)」の検証を行った。以降、市町村でのこども虐待対応として扱われる要保護・要支援児童ケースの対応を研究対象として、研究を続けている。

次段階として、2013 年～2023 年まで、科研助成研究として、こども虐待としてリスク管理のみを目的とし対応するのではなく、「家庭を支援する」ことにつなげるための実践に向けて、「区分対応システム (Differential Response)」モデルを日本版モデルとして開発し、協力自治体にて試行

し評価した。現場に入り込み、協力自治体と協働して開発的研究を行う中で新たな問いが生まれた。市町村の現場で、ツールを使用してアセスメントを行っても、実際にはアセスメント結果とは異なる対応がなされること、同じようなケースであっても、違う対応が選択されることも観察されており、まるでブラックボックスの中で意思決定が行われているような状況がある。ゆえに、まずは現状である市町村の意思決定環境について明らかにしなければ、様々な実践モデルを開発しても定着しないのではないか。その問いを踏まえ、現在取り組んでいる科研では、(2024～2026 年度 日本学術振興会科学研究費基盤研究 C 24K05439)、Baumann ら (2011) の「意思決定環境モデル」を仮説モデルとし、最適な市区町村でのこども家庭支援に関わる意思決定環境を質的・量的調査の両方で明らかにしたうえで、最適な意思決定環境を用いたケースマネジメントモデルを開発することを目的としている。

また併行して「社会的養育における親子支援のあり方についての日仏比較研究—現場における実践についての質的調査」(2018 年～2024 年度) の調査についても途中報告を行った。今後も主人公である家族を中心とした意思決定のあり方の模索、「こども虐待」という軸以外の「家庭支援」のあり方について、国内外での研究活動を通して取り組み続けたい。

## 引用文献

- Baumann, D., Dalgleish, L., Fluke, J., & Kern, H (2011) The Decision Making Ecology, American Humane Association  
[https://www.researchgate.net/publication/240245616\\_The\\_Decision-Making\\_Ecology](https://www.researchgate.net/publication/240245616_The_Decision-Making_Ecology) (2025 年 6 月 10 日閲覧)

---

## アメリカにおける死生学の動向 —Spirituality と Spiritually Sensitive Social Work—

藤井 美和

2024年度の特別研究期間、フルブライト研究員として Boston College School of Social Work と Harvard University Human Flourishing Program を拠点に、アメリカの死生学の動向といのちへの関わりについて学ぶ機会を得た。アメリカでは、1969年のキューブラー=ロス『死ぬ瞬間』以降、病名や余命告知なく延命措置の末、最期を迎える従来の治療から、「人間らしい死」を重視するケアへ大きく転換した。近代ホスピスの誕生も追い風となり、1970年代以降、終末期ケアが発展した。私が初めて留学した1990年代は、死にゆく人や重篤な病をもつ人への全人的ケアが主要テーマであったが、今回四半世紀ぶりのアメリカで目の当たりにしたのは、「延命による死の回避」から「技術による生の延長」への変化である。終末期ケアの理念は維持されているものの、遺伝子操作などを通じて、死や老化を避けるといった生物学的な生の延長が追及され、「何のために生きるのか」という根源的テーマが置き去りになりつつあった。その潮流に対し、人間の限界を踏まえつつ豊かな生を問うのが Harvard University の “The Human Flourishing Program” である。宗教・哲学・倫理・社会科学の研究者が、科学技術偏重に疑問を呈し、世界観を再考する試みを続けている。その背景には、人をスピリチュアルな存在として捉え、物質的・合理的視点を超えて、人の存在価値や生きる意味を探る姿勢がある。

そこで、人の苦しみとは何か、またそこに関わるソーシャルワークの本質とは何かを探るため調査を行った。4名の協力者から得られたのは、苦しみは状況から生じるものの、その本質は「こうなるはずではなかった」という“あるべき枠組み”からの逸脱であり、社会が形づくる価値観を内面化した結果、人が自らに苦しみを突きつけているという構造であった。一方、困難事例に取り

組む「スーパーソーシャルワーカー」4名への聞き取りでは、インテークで問題を即時アセスメントせず、まずクライアントと出会い、その人生と苦しみに向き合う姿勢が共通して見られた（例えば、「すべての人には自分の道を歩く力がある。私はその道の石ころを取り除く存在にすぎない」という語り）。知識や技術の前に、その人の存在を見るまなざしがクライアントの再生を支えており、4名はそれを「Love」（無条件の愛）と表現していた。これは身体的・心理社会的支援を超える、Spiritually-Sensitive Social Work の核心に触れる発見であった。研究会では時間の制約から詳細を示せなかったが、今後機会を改めて発信したい。

---

## 社会デザインとシティズンシップ教育 —ボランティア・多文化共生・ 社会イノベーション実践—

川中 大輔

今や社会デザインという言葉は目新しいものではない。しかし、社会デザインという言葉の人々が用いる時、何を指すために創造された概念なのか、その理解／見解は必ずしも一致しない。そこで、まずは社会システムとの対比で社会デザインの志向性を提起した。社会システムの設計は効用を社会編成の原理とし、管理社会化による生産性と効率性の向上を目指すものである。それに対して、社会デザインの実践は信頼を社会編成の原理とし、全ての人々が共に生きる喜びを分かち合える社会を目指すものである。

それでは、そうした社会デザインの実践を担う市民はいかにして育まれるのだろうか。また、ここで言う市民像とは具体的にどのようなものであろうか。これらの問いに対して、市民像を巡る先行研究を整理しつつ、報告者の実践的研究から「語り出す・学ぶ・つながる・つくる・決めて動く」のスパイラルで表現される「市民のエンパワメントプロセス」を示した。

その上で、社会デザインの現代的課題の一つと

して多文化共生を取り上げ、多文化共生を推進する市民性の涵養を目指した教育実践を紹介した。ここで留意すべきことは、いわゆる「異文化体験」を楽しんで、素朴な多様性尊重にとどまらないよう、「過去／現在」の「喜び／痛み」の二軸でつくる四象限をバランスよく学ぶことである。ただし、社会的不平等に直面させられている当事者との関係性を構築していくことは容易ではない。この困難に立ち向かった活動について、「関与の分配」による行動分析フレームを用いて、コミュニケーションを円滑化させる示唆を取り出すこととした。また、「わたし」と「あなた」という「一人称の関係」で閉じずに、出会いと交わりを社会的文脈に置き直していく必要性も確認した。

最後に、現在進行形の研究課題として、実践者と研究者との協働関係の成立を阻む不均等な力関係の緩和／解消の方策検討と、環境正義志向の市民性を涵養するための公害資料館の利活用について説明を行った。

参加者からはどのように歴史的な文脈への関心を喚起し、歴史的視座を形成していくのかとの質問がなされた。応答として、現在から遡って過去に結びつけていく流れを述べたものの、報告者にとっても向き合っている難しさの一つである。問いかけに感謝しつつ、現場での試行錯誤を重ねたい。

---

## 2024年度特別研究期間報告

林 眞帆

2024年度には特別研究期間を賜り、一年間にわたる研究活動について研究報告を行った。この一年間は病気やけがに悩まされることもあり、思うように研究を進められなかった点は残念であった。それでも、この経験を通じて自らの死生観に触れ、改めて考える機会を得ることができた。

第一に、2023年度に行った医療ソーシャルワーカー（以下、MSW）1名へのエキスパートインタビューのデータを、SCAT分析法により検

討した。その結果、MSWの倫理的アイデンティティとその形成過程を明らかにすることができた。この分析からは76の概念と33の理論記述が導出され、【共感的関心】、【関係性】、【いのち】、【応答】といった倫理的アイデンティティの要素が析出された。これらの要素は倫理的実践を導き、【医療を補完するソーシャルワーク】の実践者としての専門職アイデンティティを形成していることが確認された。また、得られた成果は、論文として公表することを目指している。

第二に、令和5年度から8年度にかけて実施している基盤研究（C）「病院倫理委員会におけるソーシャルワークの特質に関する研究」（課題番号：23K01866）の3年目として、病院倫理委員会（臨床倫理コンサルテーションチーム）におけるソーシャルワーク機能の明確化に取り組んだ。まず、病院倫理委員会とソーシャルワークの関連に関する国内外の文献レビューを行い、日本においても医療の倫理的課題への関与の可能性や、社会福祉専門職としての役割を示すことができた。

第三に、「病院倫理委員会におけるソーシャルワーク機能の明確化」を目的として、臨床倫理学会に所属する医療機関のうち協力回答のあった5施設において、病院倫理委員会（臨床倫理コンサルテーションチーム）に所属するMSW7名へのインタビュー調査を実施した。

以上のように、特別研究期間中の経験と研究活動を通じて、医療領域におけるソーシャルワークの意義を改めて問い直す機会を得ることができた。本研究期間を提供してくださった学部・学科のご支援に深く感謝申し上げますとともに、今後は得られた成果を公表し、さらなる研究の発展につなげていきたい。

---

## 地域共生社会の実現と Social Firm（ソーシャル・ファーム）

平尾 昌也

本研究会では、自身の研究テーマのコアとなるSocial Firmに関する研究報告を行った。はじめ

に、自身が Social Firm に関心を寄せるきっかけとなった学生時代のボランティア活動の中で障害者との関わりが深く、「障害があっても働けない」というアンフェアな状況を目の当たりにしたこと。大学院から専門にしてきた地域福祉において、伝統的な地域福祉の担い手や実践モデルでは限界を感じ、社会起業を学んでいた時に会ったのが Social Firm であった。大学院卒業後に働くことを通じて誰も排除しない地域づくりに寄与することを目的とした NPO 法人の設立及び実践は、理論と実践とをクロスオーバーしようとする試みであった。

地域共生社会の実現という課題を背景に、ソーシャル・ファームおよび障害者就労継続支援 A 型事業所が果たす役割を、理論整理と実証分析の双方から明らかにしたものである。人口減少や高齢化の進行により、かつて地域・家庭・職場に存在していた相互扶助の機能は弱まり、孤立や地域機能の低下が顕在化している。こうした状況に対し、地域共生社会は、制度や分野の縦割りを超え、多様な主体が関わり合いながら「支え手／受け手」に分断されない関係性を再構築することを目指す概念として位置づけられている。

その具体像として、ヨーロッパにおける労働統合型社会的企業（WISE）の一形態であるソーシャル・ファームに着目し、日本での概念受容をスコーピング・レビューにより整理した。その結果、日本ではソーシャル・ファームは主として精神障害者や知的障害者の雇用を担い、一般市場での事業活動を通じて、経済的自立と社会的包摂を同時に実現する社会的企業として理解されていることが明らかとなった。

さらに、就労継続支援 A 型事業所を対象とした縦断的分析から、事業所が地域行事への参加や住民との直接的な関わりを持つ実践は、利用者の外出機会や地域住民との交流を促進し、社会的孤立の解消・予防に一定の効果を持つことが示された。一方で、業務受注などビジネス志向が過度に強まる場合、利用者の生活全体における人間関係の広がりや抑制する可能性も示唆された。以上より、A 型事業所は就労支援にとどまらず、地域との継続的かつ直接的な関係づくりを通じて、障害者の社会参加と地域共生を媒介する重要な社会

的基盤であると結論づけられると報告を行った。

---

## 〈ケア〉の担い手としての 災害ボランティア

頼政 良太

本研究は、能登半島地震でおこなわれたボランティア活動を事例に、被災地でおこなわれる一般ボランティアの活動が、「支援する／される」という構図を乗り越えたケア活動であるという点を示すものである。能登半島地震では、一般ボランティアと専門ボランティアの分断が生じ、一般ボランティアは活動の自粛を求められ、ケア活動の担い手ともみなされていない。それらの背景には、「ボランティアは何ができるか？」という問いかけが代表するような、「支援する／される」という構図、すなわち「能動体／受動態」の構図が存在している。本研究では、「能動態／受動態」の枠組みと「能動態／中動態」の枠組みの違いを示した上で、改めてケア活動についての検討をおこない、被災地で求められているケア活動が中動態的な活動であることを示した。

さらに、「能動態／受動態」の枠組みが「能動態／中動態」の枠組みに容易に変化する〈反転〉が生じること、そしてその〈反転〉が〈ケア〉につながっていることについて、能登半島地震で被災した石川県七尾市中島町での支援活動の実践をもとに明らかにした。特に支援物資配布の活動と足湯ボランティアの活動、そして、長期で活動するボランティアと被災者の関係の変化に着目して分析をおこなった。例えば、身体の接触を伴う足湯ボランティアは、ボランティアが被災者に足湯という癒しを提供するとともに、被災者が感想を述べたり、学生の将来を心配して話を聞いたりして、一方通行ではない双方向のやり取りが生まれる。つまり、私があなたに共感するという一方通行の共感ではなく、異なる主体間で影響しあう双方向的な共感が生まれており、被災者を癒すとともに、ボランティアも癒されるような関係が構築されているのである。このように一般ボラ

ンティアと被災者の関係が「支援する／される」という「能動態／受動態」の枠組みではなく、共に癒されるといような「能動態／中動態」の枠組みへと〈反転〉することによって〈ケア〉が生み出される。すなわち、〈反転〉は容易に起こり専門職でない一般ボランティアにおいても、〈ケア〉を生み出すことが可能なのである。

## ■諸行事

- アンチ・スティグマ企画「『酔いがさめたら、うちへ帰ろう』上映会」

日時：2025年2月22日(土) 13:00～16:45

場所：関西学院大学西宮上ヶ原キャンパス

G号館202教室

行事の概要は次のとおりである。

- アンチ・スティグマ企画

「『酔いがさめたら、うちへ帰ろう』上映会」報告

### 1. はじめに

2025年2月22日(土)に、関西学院大学上ヶ原キャンパスG号館において2024年度アンチ・スティグマ企画「『酔いがさめたら、うちへ帰ろう』上映会」(13:00～16:45)と冠して、映画上映会とその座談会が開催された(主催：関西学院大学人間福祉学部研究会)。以下に、本企画の概要と実施結果について報告する。

上記イベントは、2024年度の精神保健福祉士実習履修生(以下、実習生)が企画立案・準備・実施運営したものであり、関西学院大学人間福祉学部研究会の助成を得たうえで学生主体の取り組みになっている点が特徴である。本報告も実習生(油田夕佳・手塚実里・大迫めぐみ)が作成したものを報告者がアレンジし直したものであることをお断りしたい。一部においては、学生が主語になっている箇所があるのもそのためである。

さて、これまで人間福祉学部研究会主催によって行われた精神障害に対するアンチ・スティグマ活動は、1回目が2011年度、2～5回目は2014年度から2017年度にそれぞれ連続して実施、2020

年度と2021年度に6回と7回、そして2023年度に第8回が実施されてきた。ゆえに2024年度の今回が9回目ということになるが(2022年度は人間福祉学部研究会からの助成を得なかったので、回数に数えていないが、それも含めれば今回は9回目となる)、当該年度の実習生により企画され、実施されてきた点では一貫している。

今年度の本企画参加者は、学生(実習生を含む)7名、精神保健福祉士実習担当教員2名、手話通訳者2名の計11名であった。

## 2. 企画の概要

### (1) 流れと内容

本企画では、アルコール依存症についての理解を深められるよう、映画「酔いがさめたら、うちに帰ろう」の上映や、学生からの依存症に関する説明を実施した。以下、当日の流れを紹介する。

本企画の冒頭で、参加者に録画・録音に関する注意を促した後、依存症についての説明を開始した。まず、障害者の定義、身体障害、知的障害、精神障害についての説明を行った。次に、依存症全般に関することや、精神障害者の状況、アルコール依存症について説明した。その後、映画「酔いがさめたら、うちに帰ろう」を上映した。この作品は、戦場カメラマンの鴨志田穰の実体験を踏まえた小説を映画化したものである。戦場カメラマンとして世界各地の悲惨な状況を目の当たりにするなか、酒に溺れるようになり、アルコール依存症が原因で離婚を経験、吐血、暴力を繰り返す。断酒ができず入院するが、そこでの生活や家族に支えられていく物語となっている。

約120分の映画の上映後は、参加者4名に学生が入り、座談会を行った。映画の感想や、依存症の回復に向けて大事になると思われることを各自で考える時間を設けた後、話し合っていた。その後、映画の内容を踏まえつつ、学生から説明を行った。例えば、依存症から回復するうえでのポイントや、周りの人ができること・避けたほうがよい行動、相談窓口などである。最後に、閉会を行い、感想を記入していただき、プログラムを終了した。

## (2) アンケート分析

本企画実施後に、参加者にアンケート調査を行った。回答者は計4人で、結果は以下の通りである、質問項目は【】、回答は〈〉で示す。またそれぞれ簡単に考察を行ってみる。

### 【職業】

〈学生：3人、社会人1人〉

・広報活動は大学で行っていたため、学生が多い傾向にあったと考える。また、関西学院大学HPでも広報してもらったことで、在学生以外の目に止まり参加につながったと考える。

### 【お酒を飲む頻度】

〈ほぼ飲まない：3人、以前は飲んでいたが辞めた：1人〉

・参加者のほとんどは飲酒の習慣がないものが多く、全体的にアルコールを身近に感じないという声が見られた。

### 【インタビュー紙での自由回答】

#### 【①映画を見て感じたこと・考えたこと】

〈記憶がなくなって暴れているときと普段の様子が全然違うのが怖かった。精神科病棟での更生の難しさを感じた。アルコール依存症が社会から理解されにくいことが治療を困難にしていると感じた。依存症の専門医が「(アルコール依存症は)同情する人がいない」と言っていたが、当事者の辛さに思いを馳せないのは悲しいとしか言いようがないと思った。その一方で、社会の規範を破るとその人の社会生活は台無しになるので、それらの複雑さから目を背けるために、「自己責任」にするのかもしれない。(主人公が)感情が高ぶり怒鳴ろうとするのも思いとどまる描写が多かった。妻の人が心配する姿勢を誰かに見せる描写がなかった。〉

上述のように、アルコール依存症の症状、アルコール依存症が理解のされにくい現状に触れる意見が多かった。本映画は、アルコール依存症の症状がしっかり描かれていたり、アルコール依存症に対する社会(時には家族からも)からの理解の低さが強調されていたりするため、このような結果になったと考える。

#### 【②依存症の回復のために何が必要となるか】

〈本人の意思・医療機関での徹底した管理・誘惑となる要素を断ち切ること・諦めない心・理解

(本当の本人の姿でないときがある)・当事者のつらさを受けとめて、忍耐強くかかわってくれる人間関係。逆に言うと、孤独になると何も頼る者がなくなるので、安易に手をつけられるもの(お酒など)に走ってしまうのではないかと。〉

このように全体的に大きく分けると、当事者本人の姿勢や意思と、人間関係や周囲の理解といった環境面の2つが挙げられた。

### 【一日の感想】

〈孤独についてふんばる人ほど特定のものに依存するということを知り、映画を振り返ること、体験講演会は必要と感じた。アルコール依存症だけでなく、他の依存症にも通ずるところがあると思いい、とても学びになった。飲酒をあまりしないので自分には関係のうすい話だと思っていたが、グループワークで「他の依存症に置き換えて考えていた」という話を聞き、少なからず関係があると思えた。自分以外の友人がアルコール依存症になるという可能性もあるので、意識して生活すべきだと感じた。よい企画意図だっただけに、来場者の方が少なかったのが残念だった〉

上記のように、参加者のほとんどが飲酒の習慣のないため、アルコール依存症を身近に感じないという者が多かったが、自分の周りの人に当てはめるなどして、「自分ごと」として捉えるようになっている様子がかがえた。その点においては、その一方で、参加者が少なかったという意見もあり、広報不足という企画運営学生の力量不足についても感じられるため、真摯に受け止めた。

全体的な印象としては、【②依存症の回復のために何が必要となるか】に記入する段階では、依存症の回復のために必要なこととして当事者本人側にのみよった回答をしていた参加者が、座談会や全体の感想では人間関係等の環境面も挙げるようになってきているなどの変化が見られた。これは座談会における、解説や他者との意見交流によるものであるともいえるのではないかと考察する。

## 3. 企画を終えて

企画のテーマを決める上で、私たちにとって身近にある精神障害とはなにかを考えた。本企画の参加者の主な対象は本学の学生であり、大学生は

部活動やサークル活動、アルバイト等での打ち上げといった多くの人が飲酒を始める年齢であるということに着目した。各種の行事や社交の場でもアルコールが社会的な役割もっている。加えて、アルコール飲料の CM は毎日のように流されていること、コンビニやスーパーなど手軽にお酒を買えることなど社会環境も大きく関係している。そこで「アルコール依存症」について考え理解を深める機会が必要なのではないかという考えから、「アルコール依存症」をテーマに決めた。そして、映画という一般的にも受け入れやすい媒体を用いることで、アルコール依存症への理解を深めるいい機会になると考え、上映会「酔いがさめたら、うちへ帰ろう」とその座談会という形をとることにした。ただ映画を見るだけでなく、障害について説明を行ったり、映画の感想や依存症の回復に向けて大事になると思われることを共有したりすることで理解が深まると考え、実習生がプレゼンテーションを行った。どのような内容でどう伝えたらわかりやすいのか、参加者と何を話し合いどのようにまとめるかなど、企画を行うことの難しさを痛感した。しかし、実習生にとっても障害に対しての理解や対応等の考えを深める機会になったうえ、企画を自分たちの手で作り上げる機会となり、学びある機会となった。

アンケート結果から、参加者のほとんどが飲酒の習慣がなく、アルコール依存症を身近に感じないという者が多かったが、自分の周りの人や他の依存症になる可能性に当てはめるなど、「自分ごと」として捉えるようになっていくことがうかがえた。これらのことから、本企画を通して依存症の理解を深めることができ、「アンチ・ステイグマ」を遂行できた企画であったと振り返る。

今年度の実習生は 3 名と少なかったが、個々を尊重し団結しながら取り組んできた。企画のテーマや進め方など意見を出し合い、役割分担して 2024 年の 5 月頃から企画準備を始めていた。しかし、それと並行しながら実習や各自の就職活動、卒業研究を行っていたこともあり、時に企画準備を進められないこともあった。このような状況でも相談し合い実習生の団結力によって進められた。何か困ったことがあれば他のメンバーに相談し皆で支えあえる関係性ができたことが、実習

生にとって安心材料になったように思う。今年度の実習生は団結力が強く、支え合い刺激を与えながら乗り越えてきたと感じる。実習や国家試験、企画といった様々なことを大学で出会えた仲間とやり遂げることができた経験は、実習生にとってかけがえのないものであったと感じる。

#### 謝辞

私たち実習生だけでは、今回の企画を実施することはできなかつたと思います。自主上映のため映画「酔いがさめたら、うちへ帰ろう」のブルーレイを貸し出してくださった株式会社イシグロさま、企画の方向性についてご指導してくださった松岡先生、風間先生、連絡調整等に加えて私たちを日々近くで支えてくださった実践教育支援室の平井先生と織田先生、当日の手話通訳を引き受けてくださった株式会社ミライロの手話通訳者の方々、最後に企画に参加してくださった皆さまに心より感謝申し上げます。そしてこの企画実施を認めていただき、かつさまざま支援をしてくださった人間福祉学部研究会にも厚く御礼申し上げます。

皆さま、本当にありがとうございました。

2024 年度 関西学院大学人間福祉学部社会福祉学科  
精神保健福祉援助実習履修生

油田 夕佳・手塚 実里・大迫めぐみ

(風間 朋子)

## ■ゲストスピーカー

- テーマ：コミュニティ・ビジネス論セミナー  
オープン講演会  
講師：馬場義竜氏  
労働者協同組合はんしんワーカーズ  
コープ  
日時：2025年7月2日（水）  
11:00～12:40  
場所：関西学院大学西宮上ヶ原キャンパス  
G号館 IS-106 教室
  
- テーマ：ディアスポラ論講演会  
講師：宇田有三氏  
フリー フォトジャーナリスト  
日時：2025年11月10日（月）  
11:00～12:40  
場所：関西学院大学西宮上ヶ原キャンパス  
H号館 201 教室
  
- テーマ：卒業研究発表会（研究演習Ⅰ・Ⅱ合  
同）  
講師：田中宏昌氏  
株式会社インテージ 生活者研究セ  
ンター センター長  
日時：2025年12月12日（金）  
13:20～16:50  
場所：関西学院大学西宮上ヶ原キャンパス  
G号館ラウンジ



# 関西学院大学人間福祉学部研究会会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は関西学院大学人間福祉学部研究会と称する。
- 第2条 本会は本学部における人間福祉と関連諸科学の教育・研究の推進を図ることを、目的とする。
- 第3条 本会は事務局を西宮市上ヶ原一番町1-155 関西学院大学人間福祉学部におく。

## 第2章 事 業

- 第4条
1. 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。
  2. 研究会・セミナーなどの開催
  3. 機関誌「人間福祉学研究」「Human Welfare」などの刊行
  4. 会員相互の研究・教育に関する連絡及び協力
  5. 本学部の教育・研究に対する協力
  6. 国内外関係諸学会との協力
  7. その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

- 第5条 本会の会員は次のとおりとする。
1. 名誉会員 本会に功労のあったもので、本会の推薦するもの
  2. 普通会員 本学人間福祉学部の教授、准教授、専任講師及び助教
  3. 賛助会員 本会の趣旨に賛同するもの

## 第4章 運営組織

- 第6条 第2章記載の事業を行うため、本会には以下の委員、委員会等をおく。
1. 会長は当該年度の間福祉学部長とし、本会には以下の委員、委員会等をおく。
  2. 運営委員（6名）：運営委員は普通会員の中から互選し、運営委員会を構成する。
  3. 運営委員長（1名）と会計（1名）：運営委員長と会計は運営委員の中から互選する。
  4. 運営委員会は第4条に記された事業の企画・運営にあたる。なお、機関誌「人間福祉学研究」の編集については複数の委員をもって構成される編集委員会をおく。編集委員長は、編集委員の中から互選する。
  5. 会計監査（2名）：会計監査は普通会員の中から互選する。
  6. 書記は人間福祉学部事務長に委嘱する。
- 第7条 本研究会運営委員の任期は2年とし、重任を妨げない。

## 第5章 総 会

- 第8条 総会は毎年一回会長が主宰して開催される。なお、普通会員の1/2以上の要求があった場合、あるいは会長が必要と認めたときは臨時総会を開催する。議決は出席者の過半数をもって行う。
- 第9条 総会の承認を必要とするものは第6条第1項のほか、次の事項とする。
1. 事業計画及び収支予算
  2. 事業報告及び収支決算
  3. その他運営委員会において必要と認めた事項

## 第6章 会 計

第10条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条 本会の経費は次の収入をもってあてる。

### 1. 会費

普通会員年額 20,000円

賛助会員年額 10,000円

### 2. 寄付及び補助助成金による金品

### 3. その他の収入

第12条 本会員及び本学人間福祉研究科学生、研究員並びに人間福祉学部学生は機関誌の配布を受ける。学生の購読費は年間2,000円とする。

## 附 則

第1条 本会の事業運営に必要な諸規程は、運営委員会の議を経て別に定めることができる。

第2条 本会の会則変更及び本会の解散、並びにこれに伴う財産の処分等については、総会において、出席者の2/3以上の同意を得ることを要する。

第3条

1. 本会則は、2008年4月9日より施行する。

2. 本会則は、2009年5月13日より改正施行する。

3. 本会則は、2011年4月1日より改正施行する。

## 了解事項

1. 附則第3条の3にかかわらず、第12条に定める購読費の改定は、2012年4月1日から適用する。

## 関西学院大学人間福祉学部研究会名誉会員制度規則

第1条（目的）関西学院大学人間福祉学部研究会会則第5条に基づき、人間福祉学部研究会に多大な貢献をしたものに敬意を表すため、名誉会員制度を設ける。名誉会員制度に関する事項は本規則によるものとする。

第2条（名誉会員に推挙する要件）人間福祉学部研究会は、次の各号のいずれかに該当するものに名誉会員の称号を贈呈できる。

1. 本研究会の会員であったもので関西学院大学から名誉教授の称号を授かったもの
2. 本研究会の会員であったもので本研究会の社会的評価を高める功績及び研究会の運営の発展に特段の功績をあげたもの

第3条（名誉会員手続き）名誉会員の称号贈呈は、つぎの手続きを踏まえて行われるものとする。

1. 人間福祉学部研究会運営委員会は、第2条の要件に該当するものがいた場合、速やかに審議を行い、名誉会員称号を贈呈することが妥当と判断したときには、本人の承諾を得たうえで、総会に名誉会員の推挙を行う。
2. 人間福祉学部研究会は、総会において承認されたものに対して名誉会員としての称号を

贈呈する。

第4条（名誉会員の会員適用事項）人間福祉学部研究会の名誉会員は次の各号の事項が適用されるものとする。

1. 名誉会員の称号を使用することを認める。
2. 本研究会会員としての会費が免除される。
3. 人間福祉学部の学外査読者として、投稿原稿の査読を行う。なお学外査読者の任期は定めない。ただし人間福祉学部研究会に辞退を申し出た時点で任期は終了とする。
4. 上記以外の事項については、一般会員と同じ扱いとする。

## 附 則

1. この規則は、2008年5月28日より施行する。
2. この規則は、2017年6月14日より改正施行する。
3. この規則は、2020年5月13日より改正施行する。
4. この規則は、2021年5月12日より改正施行する。

## 「Human Welfare」編集内規

1. 「Human Welfare」（以下、「本紀要」という）は原則として、当該年度中に電子版（PDF）を1回発行する。投稿原稿は1月5日、その他原稿は11月末日を締切日とし、3月末日の掲載を目標とする。
2. 本紀要の企画、編集、発行は人間福祉学部研究会運営委員会（以下「運営委員会」という）が行う。
3. 本紀要に掲載される原稿の種類は以下に掲げるものとする。
  - ①原著論文
  - ②研究ノート
  - ③学部および人間福祉学部研究会主催、共催の講演会の講演原稿
  - ④資料、報告
  - ⑤人間福祉研究科優秀修士論文賞（駒草賞）最優秀賞要旨及び人間福祉学部優秀卒業研究賞（あじさい賞）最優秀賞要旨
  - ⑥その他運営委員会が必要と認めた原稿・記事
4. 本紀要への投稿有資格者は次のとおりとする。
  - ①人間福祉学部研究会名誉会員ならびに普通会员
  - ②共同執筆者は、名誉会員あるいは普通会员の推薦を受けた者（要推薦状；書式不問）、または名誉会員あるいは普通会员と共同研究を行った者とする。
  - ③ファーストオーサーが①以外の場合、名誉会員あるいは普通会员による推薦（要推薦状；書式不問）と運営委員会の審査を経て掲載することができる。ただし、名誉会員・普通会员が共同執筆者の場合を除く。なお、投稿料5,000円を徴収する。ただし、会則に定める購読費納入者および名誉会員・普通会员が共同執筆者の場合を除く。
5. 原稿の執筆に際しては、以下の様式に従うものとする。
  - ①原著論文については、原則として図表・写真・注・引用文献を含めて20,000字を目安とする。研究ノートについては、原則として図表・写真・注・引用文献を含めて12,000字を目安とする。
  - ②図表・写真は1点につき600字換算とする。ただし、1頁全体を使用する図表については1,600字換算とする。
  - ③図表、写真等は題字、説明つきですべて本文とは別紙とし、本文中に挿入する箇所を本文欄外に指示すること。図表・写真等の費用は50,000円を限度として人間福祉学部研究会が負担するが、それを超える分は執筆者の負担とする。
  - ④原稿には和文および英文の表題、さらに和文および英文の要約をつける。また執筆者名、所属機関名についても同様とする。
  - ⑤原稿に3語のキーワードをつける（和文・英文とも）。
6. 本紀要に発表する原著論文、研究ノートは他に未発表のものに限られる。
7. 外国語による原稿については運営委員会において審議のうえ、許可することがある。分量は日本語原稿の場合に準ずるものとする。
8. 運営委員会が依頼した外国語原稿を翻訳して掲載する場合には、その翻訳者に対し翻訳料を支払うものとする。その金額については運営委員会で審議のうえ決定する。
9. 本紀要に掲載された論文等の著作権は学校法人関西学院に帰属する。論文等は、電子化並びに関西学院大学・同大学外のデータベースなどのサイト上での公開を行うものとする。また、執筆者がすでに外国語または日本語で発表した論文等を日本語または外国語に翻訳して掲載を希望する場合には、運営委員会において審議のうえ、それを許可することがある。ただし、この場合、著作権処理に関する責任は全て執筆者が負うものとする。その場合の翻訳料は支払わない。
10. 本紀要の執筆者に対して、研究会費または購読費納入者の場合は、抜刷50部を無料で配付する。ただし、それ以上の抜刷を希望する場合、その実費は本人の負担とする。非納入者の

場合は、希望部数の抜刷を実費で配付する。

11. この編集内規は運営委員会の議を経て変更することがある。ただし、その変更はその年度の人間福祉学部研究会総会で報告されなければならない。

附則

1. この編集内規は、2008 年 7 月 9 日から施行する。
2. この編集内規は、2009 年 5 月 13 日から改正施行する。
3. この編集内規は、2012 年 5 月 9 日から改正施行する。

4. この編集内規は、2013 年 2 月 14 日から改正施行する。

5. この編集内規は、2014 年 2 月 14 日から改正施行する。

6. この編集内規は、2021 年 7 月 12 日から改正施行する。

7. この編集内規は、2023 年 4 月 1 日から改正施行する。

8. この編集内規は、2024 年 4 月 1 日から改正施行する。

9. この編集内規は、2025 年 7 月 9 日から改正施行する。

Human Welfare 第 18 巻第 1 号は、人間福祉学部・人間福祉研究科における研究・教育・実践の多様な営みを、幅広い視点から収めた一冊となった。巻頭には、長年にわたり本学部の教育・研究を支えてこられた桜井智恵子教授の退職記念特集を掲載した。桜井教授による論考に加え、縁の深い研究者からの寄稿、略歴および主要業績を通して、その歩みと学問的貢献を記録している。これらは、桜井教授の研究者の軌跡を示すと同時に、人間福祉学の知がどのように形成され、蓄積されてきたのかを振り返る機会ともなっている。

あわせて本号には、障害者雇用、医療ソーシャルワーク、外国人介護人材、里親の現状、子どもの貧困など、現代社会が直面する課題に向き合う多様な研究成果が収められている。理論的検討、実証研究、質的研究、文献レビューなど方法論も多岐にわたり、大学教員に加えて、実践現場に立つ専門職による投稿が含まれている点も、本紀要の特色の一つである。学内外の知が交差することで、人間福祉研究の射程が広がっている。

さらに、学部・研究科の研究活動報告、優秀卒業研究・修士論文の紹介、研究会や諸行事の記録を通して、教育・研究・実践が連続する人間福祉学部の姿が描かれている。本誌が、これまでの蓄積を確かに記録するとともに、次なる研究と実践へとつながる場であり続けることを願いたい。執筆者、編集に携わってくださったすべての方々に、心より感謝申し上げます。

(研究会運営委員会コンピナー 池埜 聡)

### 人間福祉学部研究会会員

	山 泰 幸	普通会員 (ABC 順)		李 善 恵
会長	藤 井 博 志	相 川 聖	松 岡 克 尚	
運営委員 (ABC 順)	池 埜 聡	安 藤 幸	嶺 重 淑	
	河 鱈 一 彦	馬 場 幸 子	溝 畑 潤	
	白波瀬 達 也	藤 井 博 志	森 藤 ちひろ	
会計監査	溝 畑 潤	藤 井 美 和	村 上 陽 子	
	佐 藤 博 信	橋 本 直 子	中 野 陽 子	
書記	松 川 和 生	畠 山 由佳子	大 濱 透	
名誉会員	福 居 誠 二	林 真 帆	坂 口 幸 弘	
	井 出 浩	林 直 也	桜 井 智恵子	
	生 田 正 幸	平 尾 昌 也	佐 藤 博 信	
	小 西 加保留	茨 木 正志郎	澤 田 有希子	
	小 西 砂千夫	市 瀬 晶 子	柴 田 学	
	前 橋 信 和	池 埜 聡	白波瀬 達 也	
	牧 里 毎 治	今 井 小の美	孫 良	
	室 田 保 夫	石 田 祐	武 田 文	
	中 塘 二三生	甲 斐 知 彦	竹 森 美 穂	
	大 和 三 重	河 鱈 一 彦	浦 田 達 也	
	才 村 純	川 中 大 輔	山 泰 幸	
	佐 藤 洋	川 島 恵 美	安 田 美予子	
	芝 野 松次郎	風 間 朋 子	頼 政 良 太	
	山 本 隆	李 政 元		

---

---

**Human Welfare** 第18巻第1号

発行日 2026年3月10日

発行 関西学院大学 人間福祉学部研究会

〒662-8501

兵庫県西宮市上ヶ原一番町1番155号

TEL 0798-54-6844 FAX 0798-54-6845

---

---

\*本誌に掲載されている論文等を、法律で認められた場合を除いて、無断で複写・転載等を行うことは、著作権の侵害となることがありますので、ご注意ください。

